

1階 天井伏図 (既存)

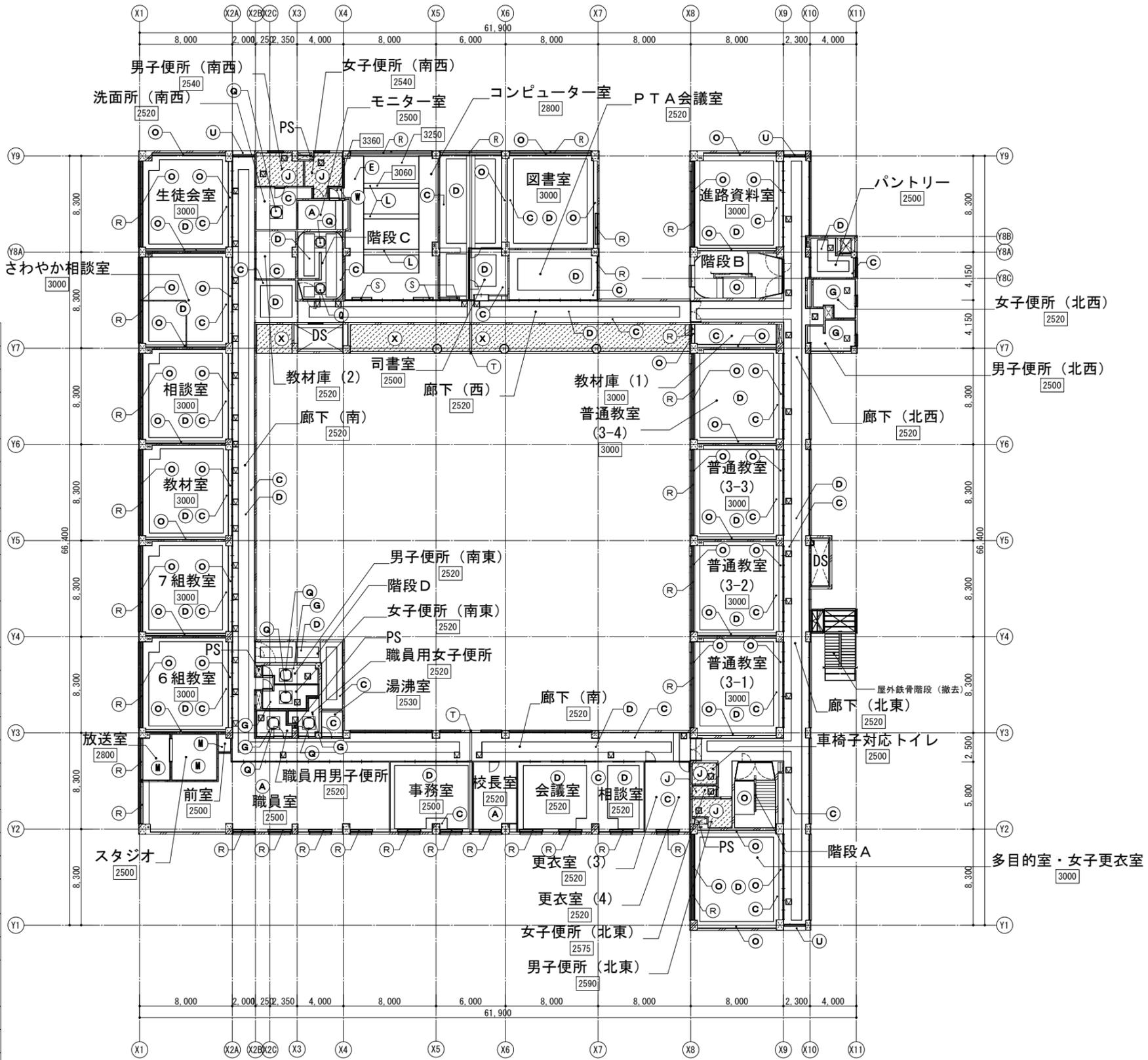
天井仕上 凡例 (既存)		
記号	凡例	仕様・寸法・形状
A	GB-R t=7.0 +DR t=12	
B	GB-R t=9.0 +EP	
C	GB-R t=9.0 目透し張り +VP	
D	GB-R t=9.0 (有孔) 目透し張り +VP	
E	GB-R t=9.0 +DR t=12	
F	GB-R t=9.5 +DR t=12 (アスベスト含有建材)	
G	GB-D t=9.5	
H	フレキシブルボード t=6.0	
I	フレキシブルボード t=4.0+エポキシ系樹脂塗 (アスベスト含有建材)	
J	フレキシブルボード t=4.0 目透し張り +VP (アスベスト含有建材)	
K	杉葎合板敷目板張り	
L	シナ合板 t=6.0 見透し貼 +SOP	
M	GW t=50 +有孔シナ合板 t=6.0 +CL	
N	RW吹付 t=25 亀甲金網押え	
O	モルタル金ごて +VP (既存のまま)	
P	コンクリート打放し (既存のまま)	
Q	トップライト	
R	カーテンボックス (カーテンレール (W) 共)	
S	暗幕ボックス (カーテンレール (W) 共)	
T	EXP. Jカバー	
U	アクリルリシン吹付 +下地調整塗材 C-1 +外装薄塗材E (既存外壁塗膜撤去)・ (下地清掃・劣化部補修 +樹脂モルタル調整)	
V	フレキシブルボード t=6.0 目透し張り +VP	
W	GB-R t=9.0 +ビニルクロス貼	
X	フレキシブルボード t=4.0 目透し張り +外装薄塗材E (アスベスト含有建材)	
xxx	天井高さ (床仕上からの高さ) を示す	
☑	天井点検口 (撤去)	
▨	アスベスト含有建材の範囲	

■天井改修特記事項
 ・特記なき限り、天井仕上 (撤去 (下地共) とする。
 ・天井点検口、ピクチャーレールは特記なき限り、アルミ既製品とする。
 ・天井点検口は特記なき限り45度角とする。
 ・カーテンレール、ブラインドは特記なき限り撤去とする。
 ・カーテン (撤去) は特記なき限り別途工事とする。

KUJI ARCHITECTS STUDIO
株式会社 久慈設計 埼玉事務所
 埼玉県さいたま市桜区西郷3-20-27 サニープレイス201号 TEL.048-789-6033

一級建築士事務所 埼玉県(1)第11789号	承認	審査	検図	製図	特記
一級建築士登録 第323324号 千葉 聡					・既存建物竣工当時の既存図面において一部不整合があるため、工事着手前に現地調査を行い、既設取合部は実測し、設計図書通り行えない場合は、監督員と協議の上、施工のこと。 ・既存仕上及び下地が作業に支障をきたす場合は作業範囲で最小の範囲で撤去復旧のこと。 ・工事範囲外の部分であってもクリーニングを行うこと。 ・各アスファルト防水層 (撤去部) はアスベスト含有見込みとしており、本工区内でアスベスト含有建材サンプリング調査を行うこと。調査箇所は3検体 (校舎棟 2階屋上、校舎棟 R階屋上、校舎棟 各階便所) とする。調査の結果、アスベスト含有建材ではないと判明した場合は設計変更の対象とする。

業務番号 23110	工事名称 鶴ヶ島中学校大規模改修工事
図面内容 1階 天井伏図 (既存)	縮尺 A3:S=1/400
	図面区分 建築意匠 A-076



2階 天井伏図 (既存)

天井仕上 凡例 (既存)		
記号	凡例	仕様・寸法・形状
A	GB-R t=7.0 +DR t=12	
B	GB-R t=9.0 +EP	
C	GB-R t=9.0 目透し張り +VP	
D	GB-R t=9.0 (有孔) 目透し張り +VP	
E	GB-R t=9.0 +DR t=12	
F	GB-R t=9.5 +DR t=12 (アスベスト含有建材)	
G	GB-D t=9.5	
H	フレキシブルボード t=6.0	
I	フレキシブルボード t=4.0+エポキシ系樹脂塗 (アスベスト含有建材)	
J	フレキシブルボード t=4.0 目透し張り +VP (アスベスト含有建材)	
K	杉縦合板敷目板張り	
L	シナ合板 t=6.0 見透し貼 +SOP	
M	GW t=50 +有孔シナ合板 t=6.0 +CL	
N	RW吹付 t=25 亀甲金網押え	
O	モルタル金ごて +VP (既存のまま)	
P	コンクリート打放し (既存のまま)	
Q	トップライト	
R	カーテンボックス (カーテンレール (W) 共)	
S	暗幕ボックス (カーテンレール (W) 共)	
T	EXP. Jカバー	
U	アクリルリシン吹付 +下地調整塗材 C-1 +外装薄塗材E (既存外装塗膜撤去)・ (下地清掃・劣化部補修 +樹脂モルタル調整)	
V	フレキシブルボード t=6.0 目透し張り +VP	
W	GB-R t=9.0 +ビニルクロス貼	
X	フレキシブルボード t=4.0 目透し張り +外装薄塗材E (アスベスト含有建材)	
xxx	天井高さ (床仕上からの高さ) を示す	
☑	天井点検口 (撤去)	
▨	アスベスト含有建材の範囲	

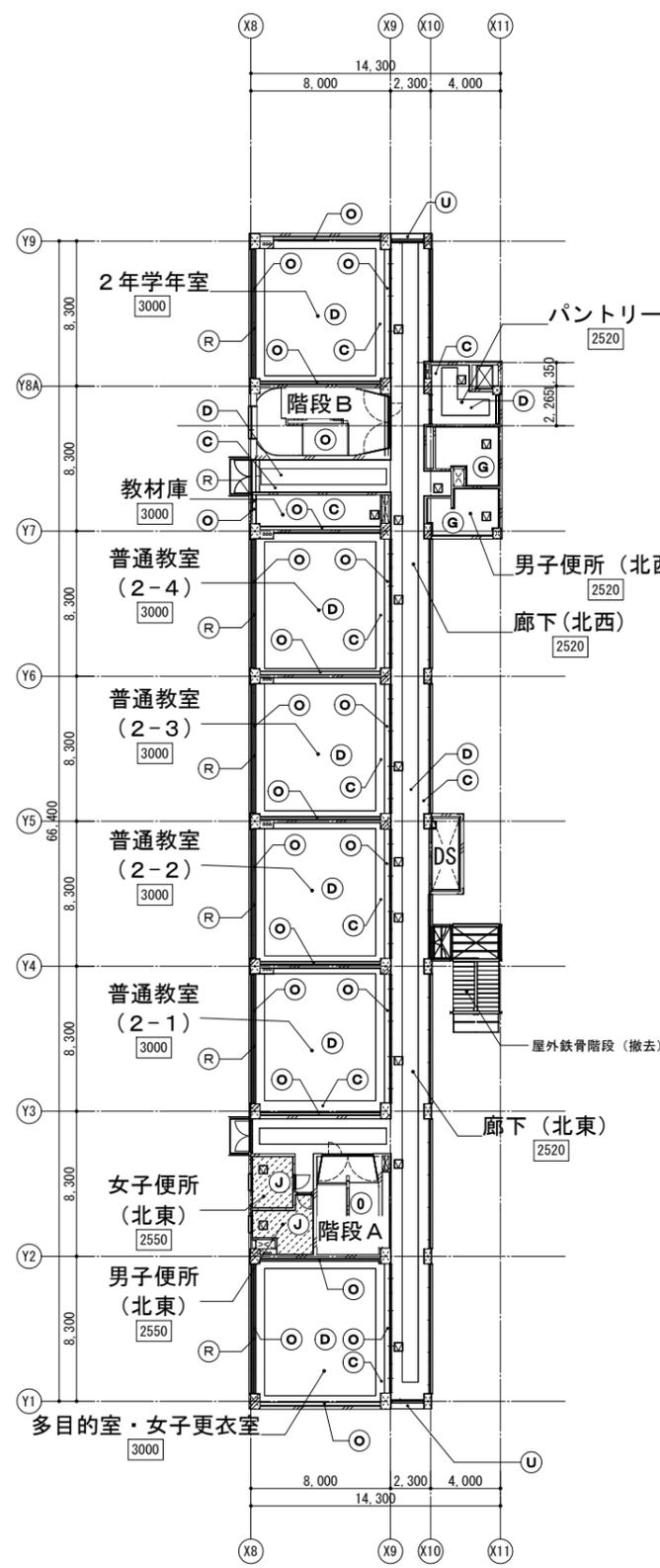
■天井改修特記事項
 ・特記なき限り、天井仕上 (撤去 (下地共)) とする。
 ・天井点検口、ビクチャーレールは特記なき限り、アルミ既製品とする。
 ・天井点検口は特記なき限り450角とする。
 ・カーテンレール、ブラインドは特記なき限り撤去とする。
 ・カーテン (撤去) は特記なき限り別途工事とする。

KUJI ARCHITECTS STUDIO
株式会社 久慈設計 埼玉事務所
 埼玉県さいたま市桜区西郷3-20-27 サニープレイス201号 TEL.048-789-6033

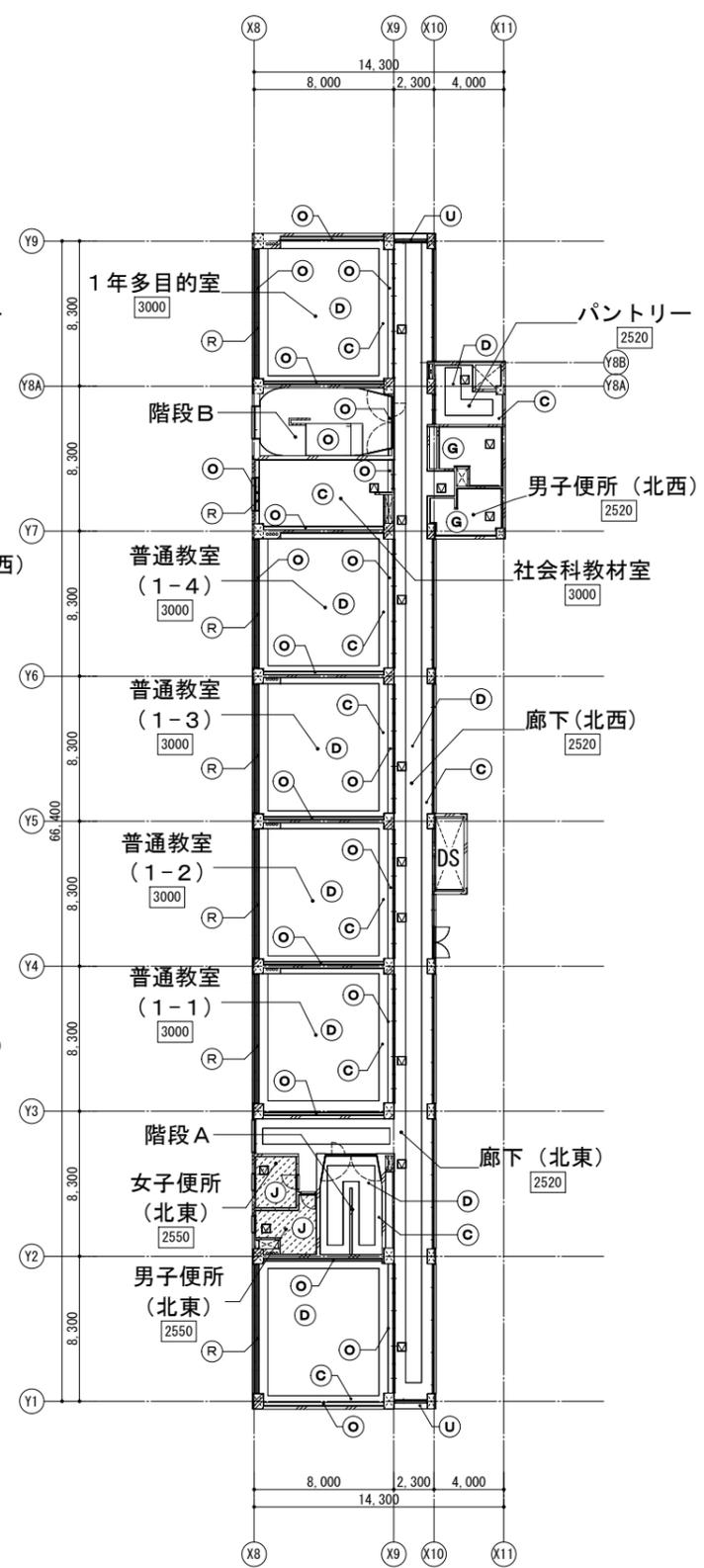
一級建築士事務所 埼玉県 (1) 第11789号	承認	審査	検図	製図	特記 ・既存建物竣工当時の既存図面において一部不整合があるため、工事着手前に現地調査を行い、既設取合部は実測し、設計図書通り行えない場合は、監督員と協議の上、施工のこと。 ・既存仕上及び下地が作業に支障をきたす場合は作業範囲で最小の範囲で撤去復旧のこと。
-----------------------------	----	----	----	----	---

業務番号 23110	工事名称 鶴ヶ島中学校大規模改修工事	縮尺 A3:S=1/400	図面内容 2階 天井伏図 (既存)	図面区分 建築意匠 A-077
---------------	-----------------------	------------------	----------------------	-----------------------

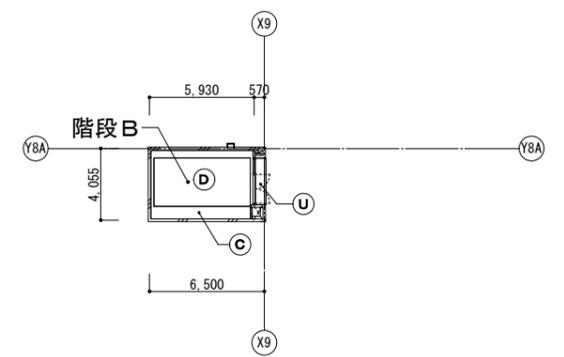
天井仕上 凡例 (既存)	
記号	凡例 仕様・寸法・形状
A	GB-R t=7.0 +DR t=12
B	GB-R t=9.0 +EP
C	GB-R t=9.0 目透し張り +VP
D	GB-R t=9.0 (有孔) 目透し張り +VP
E	GB-R t=9.0 +DR t=12
F	GB-R t=9.5 +DR t=12 (アスベスト含有建材)
G	GB-D t=9.5
H	フレキシブルボード t=6.0
I	フレキシブルボード t=4.0+エポキシ系樹脂塗 (アスベスト含有建材)
J	フレキシブルボード t=4.0 目透し張り +VP (アスベスト含有建材)
K	杉板合板敷目板張り
L	シナ合板 t=6.0 見透し貼 +SOP
M	GW t=50 +有孔シナ合板 t=6.0 +CL
N	RW吹付 t=25 亀甲金網押え
O	モルタル金ごて +VP (既存のまま)
P	コンクリート打放し (既存のまま)
Q	トップライト
R	カーテンボックス (カーテンレール (W) 共)
S	暗幕ボックス (カーテンレール (W) 共)
T	EXP. Jカバー
U	アクリルリシン吹付 +下地調整塗材 C-1 +外装薄塗材E (既存外壁塗膜撤去)・ (下地清掃・劣化部補修 +樹脂モルタル調整)
V	フレキシブルボード t=6.0 目透し張り +VP
W	GB-R t=9.0 +ビニルクロス貼
X	フレキシブルボード t=4.0 目透し張り +外装薄塗材E (アスベスト含有建材)
xxx	天井高さ (床仕上からの高さ) を示す
☑	天井点検口 (撤去)
▨	アスベスト含有建材の範囲
■天井改修特記事項 ・特記なき限り、天井仕上 (撤去 (下地共)) とする。 ・天井点検口、ピクチャーレールは特記なき限り、アルミ既製品とする。 ・天井点検口は特記なき限り450角とする。 ・カーテンレール、ブラインドは特記なき限り撤去とする。 ・カーテン (撤去) は特記なき限り別途工事とする。	



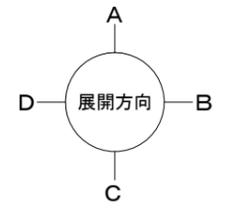
3階 天井伏図 (既存)



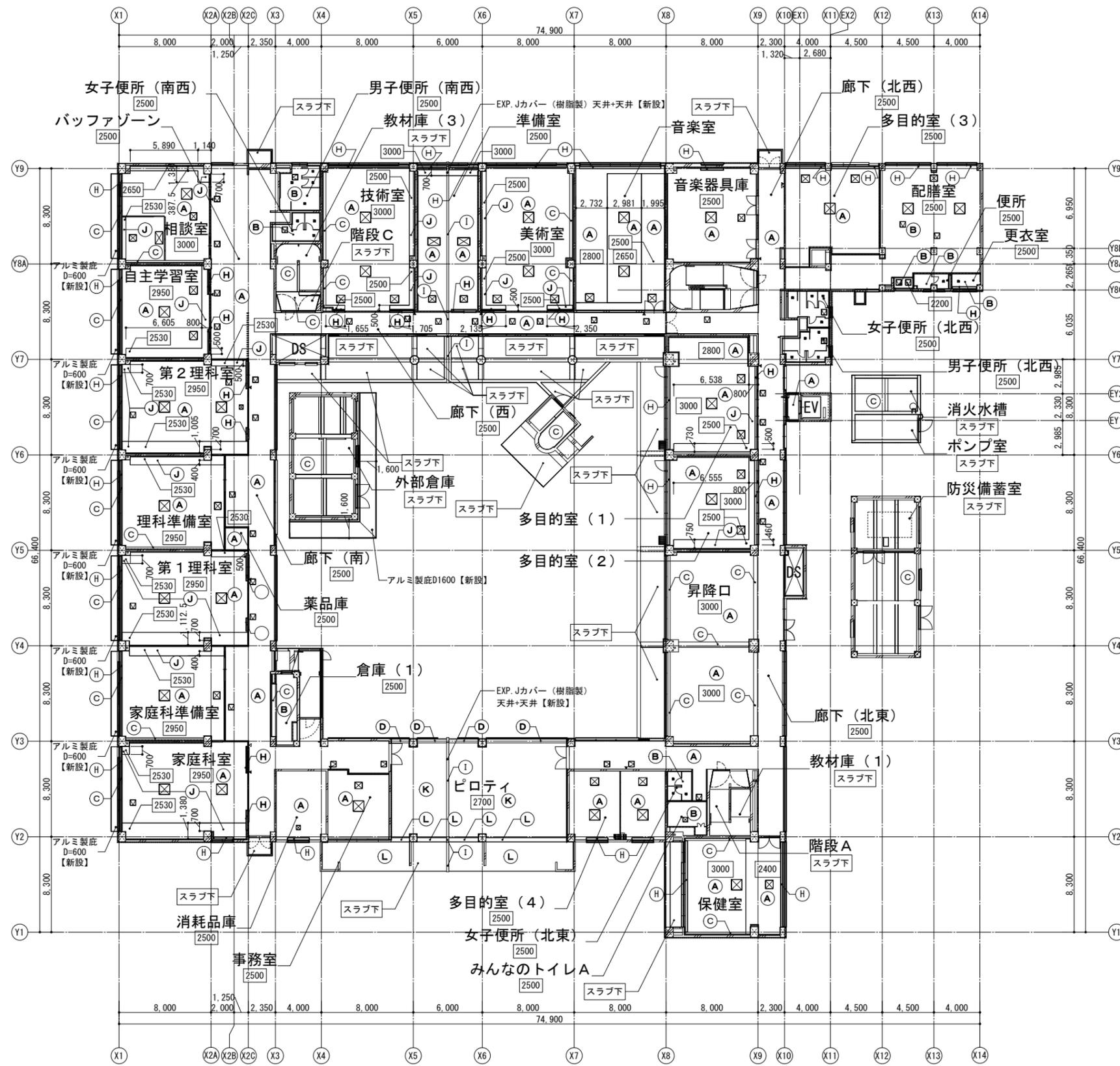
4階 天井伏図 (既存)



R階 天井伏図 (既存)



既存

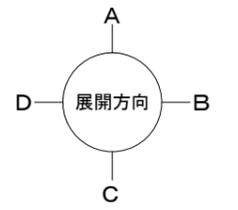


天井仕上 凡例 (改修)	
記号	仕様・寸法・形状
(A)	GB-R t=9.5 +DR t=12.0
(B)	FK t=6.0 目隠し張り +EP
(C)	下地調整RB種 +EP-G (モルタル金ゴテ下地)
(D)	亜硝酸リチウム併用・表面被覆工法 +外壁保護塗装下地 +砂状状態底層仕上げ
(E)	PC版素地
(F)	クリーニング (コンクリート面)
(G)	トップライト
(H)	カーテンボックス (カーテンレール (W) 共)
(I)	EXP. Jカバー
(J)	GB-R t=12.5 +EP
(K)	FK t=6.0 目隠し張り +外装薄塗材E
(L)	亜硝酸リチウム併用・表面被覆工法 +外壁保護塗装下地 +外装薄塗材E
xxx	天井高さ (床仕上からの高さ) を示す
☑	天井点検口【新設】
☒	開口補強【新設】位置を示す

■天井改修特記事項

- ・特記なき限り、天井仕上【新設 (下地共)】とする。
- ・天井点検口、ピクチャーレールは特記なき限り、アルミ既製品とする。
- ・廻り縁は特記なき限り、塩ビ既製品とする。
- ・天井点検口【新設】は開口補強共とする。
- ・新設する天井点検口、開口補強、プロジェクター (電気設備工事) 等の位置については、電気設備工事・機械設備工事と調整を行い、監督員と協議の上、決定すること。
- ・天井点検口は特記なき限り45°角とする。
- ・カーテンレール、ブラインドは特記なき限り新設とする。
- ・カーテン【新設】は特記なき限り別途工事とする。
- ・新設するブラインドは「ニテペイ ユニーク25ノングレア遮熱」同等品以上とする。
- ・カーテンレール、ピクチャーレール、ブラインド等は別図「A-082 ~A-0856. 天井点検口等位置図」を参照すること。
- ・カーテンボックス長さは直下の開口の両端に150mmを加えた値を基準とする。

1階 天井伏図 (改修)



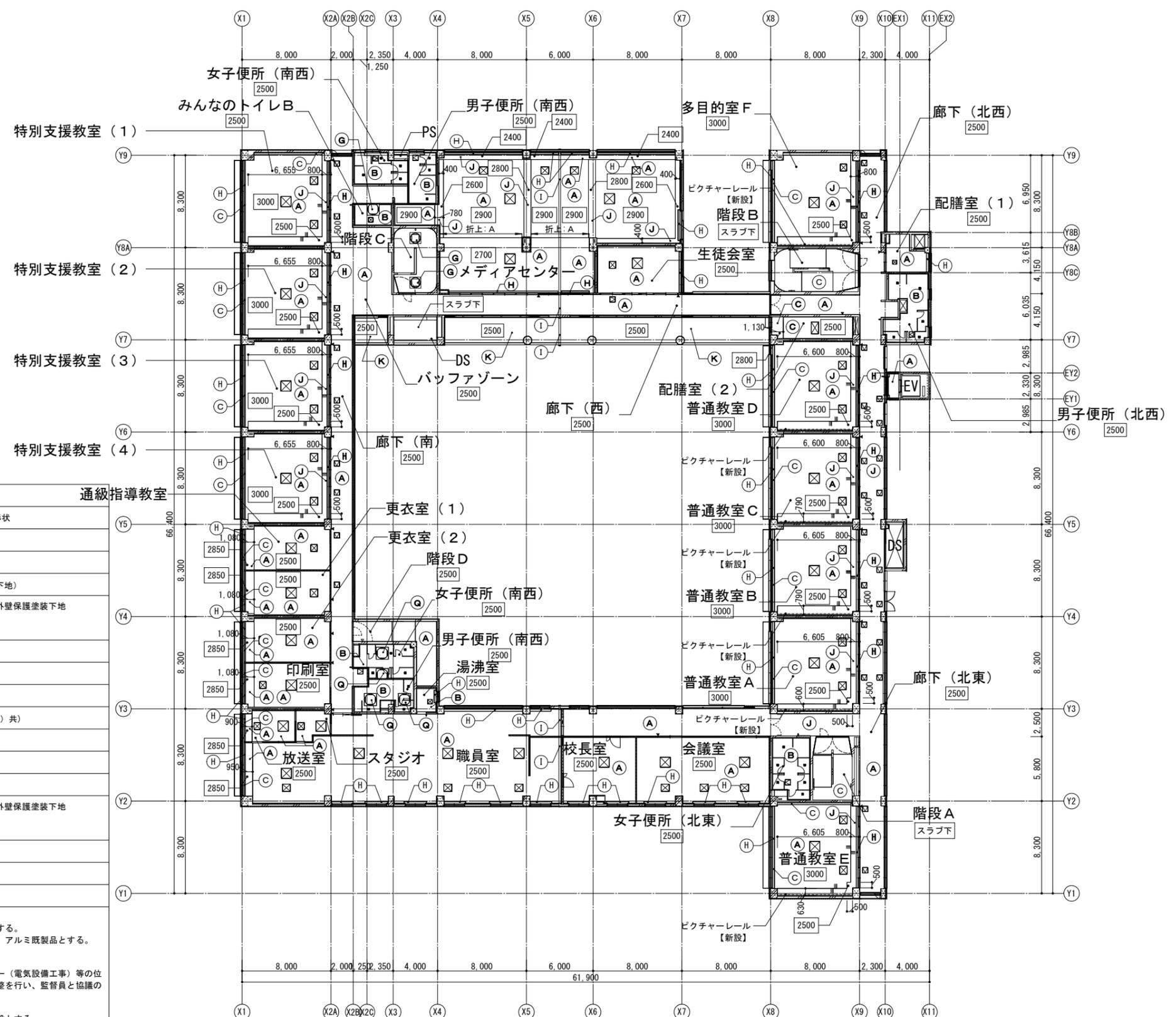
改修

株式会社久慈設計 埼玉事務所
 一級建築士 大臣登録 第323324号
 千葉 聡

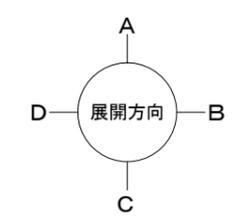
KUJI ARCHITECTS STUDIO
株式会社 久慈設計 埼玉事務所
 埼玉県さいたま市桜区西郷9-20-27 サニープレイス201号 TEL.048-789-6033

承認	審査	検図	製図	特記
一級建築士事務所 埼玉県(1)第11789号				<ul style="list-style-type: none"> ・既存建物竣工当時の既存図面において一部不整合があるため、工事着手前に現地調査を行い、既設取合部は実測し、設計図書通り行えない場合は、監督員と協議の上、施工のこと。 ・既存仕上げ及び下地が作業に支障をきたす場合は作業範囲で最小の範囲で撤去復旧のこと。

業務番号	工事名称	図面内容	縮尺	図面区分	建築意匠
23110	鶴ヶ島中学校大規模改修工事	1階 天井伏図 (改修)	A3:S=1/400	図面番号	A-079



2階 天井伏図 (改修)



改修

株式会社久慈設計 埼玉事務所
一級建築士 大臣登録 第323324号
千葉 聡

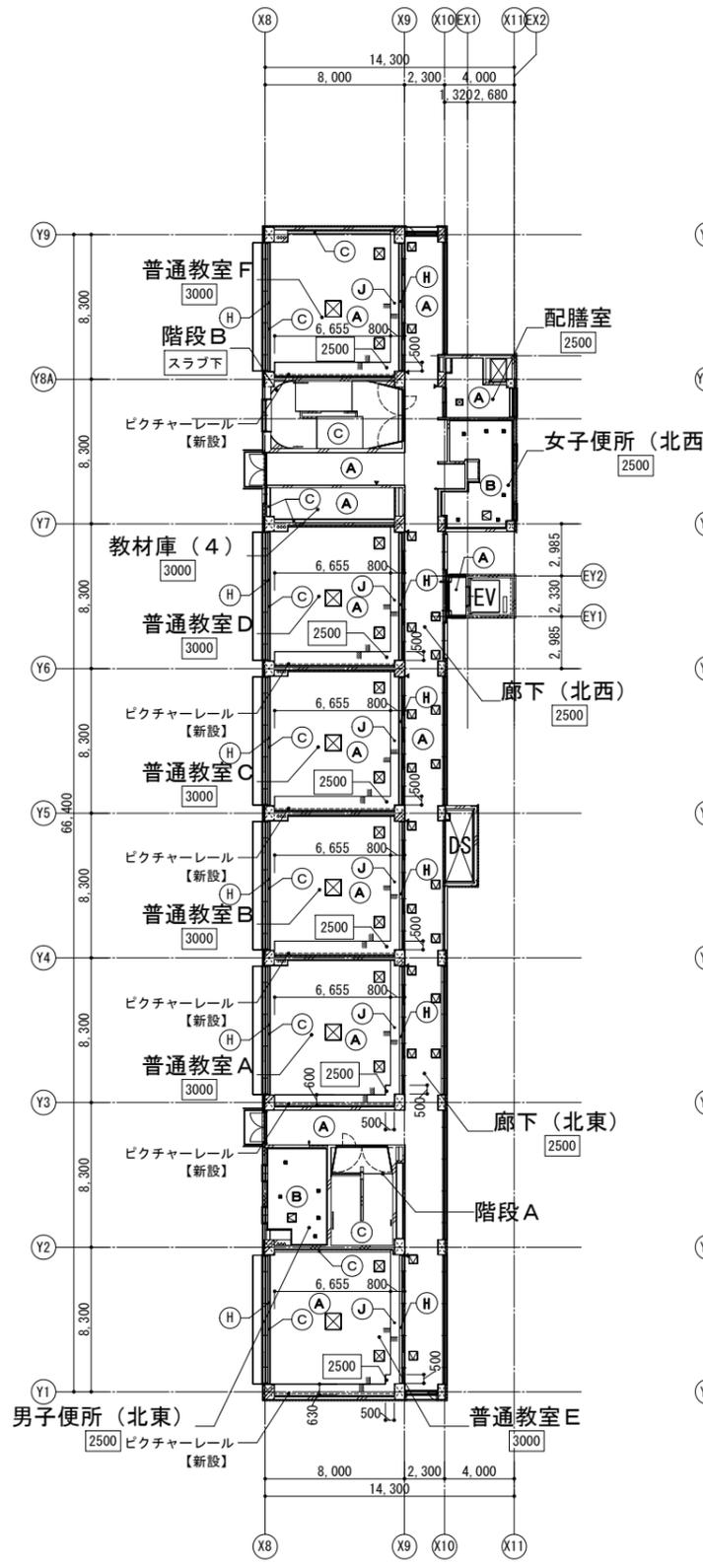
天井仕上 凡例 (改修)		通級指導教室
記号	凡例	仕様・寸法・形状
(A)	GB-R t=9.5 +DR t=12.0	
(B)	FK t=6.0 目隠し張り +EP	
(C)	下地調整RB種 +EP-G (モルタル金ゴテ下地)	
(D)	亜硝酸リチウム併用・表面被覆工法 +外壁保護塗装下地 +砂壁状意匠性塗料仕上げ	
(E)	PC版素地	
(F)	クリーニング (コンクリート面)	
(G)	トップライト	
(H)	カーテンボックス (カーテンレール (W) 共)	
(I)	EXP. Jカバー	
(J)	GB-R t=12.5 +EP	
(K)	FK t=6.0 目隠し張り +外装薄塗材E	
(L)	亜硝酸リチウム併用・表面被覆工法 +外壁保護塗装下地 +外装薄塗材E	
xxx	天井高さ (床仕上からの高さ) を示す	
☑	天井点検口【新設】	
☒	開口補強【新設】位置を示す	

■天井改修特記事項
 ・特記なき限り、天井仕上【新設 (下地共)】とする。
 ・天井点検口、ビクチャーレールは特記なき限り、アルミ既製品とする。
 ・廻り縁は特記なき限り、塩ビ既製品とする。
 ・天井点検口【新設】は開口補強共とする。
 ・新設する天井点検口、開口補強、プロジェクター (電気設備工事) 等の位置については、電気設備工事・機械設備工事と調整を行い、監督員と協議の上、決定すること。
 ・天井点検口は特記なき限り450角とする。
 ・カーテンレール、ブラインドは特記なき限り新設とする。
 ・カーテン【新設】は特記なき限り別途工事とする。
 ・新設するブラインドは「ニテペイ ユニーク25ノングレア遮熱」同等品以上とする。
 ・カーテンレール、ビクチャーレール、ブラインド等は別図「A-082 ~A-0856. 天井点検口等位置図」を参照すること。
 ・カーテンボックス長さは直下の開口の両端に150mmを加えた値を基準とする。

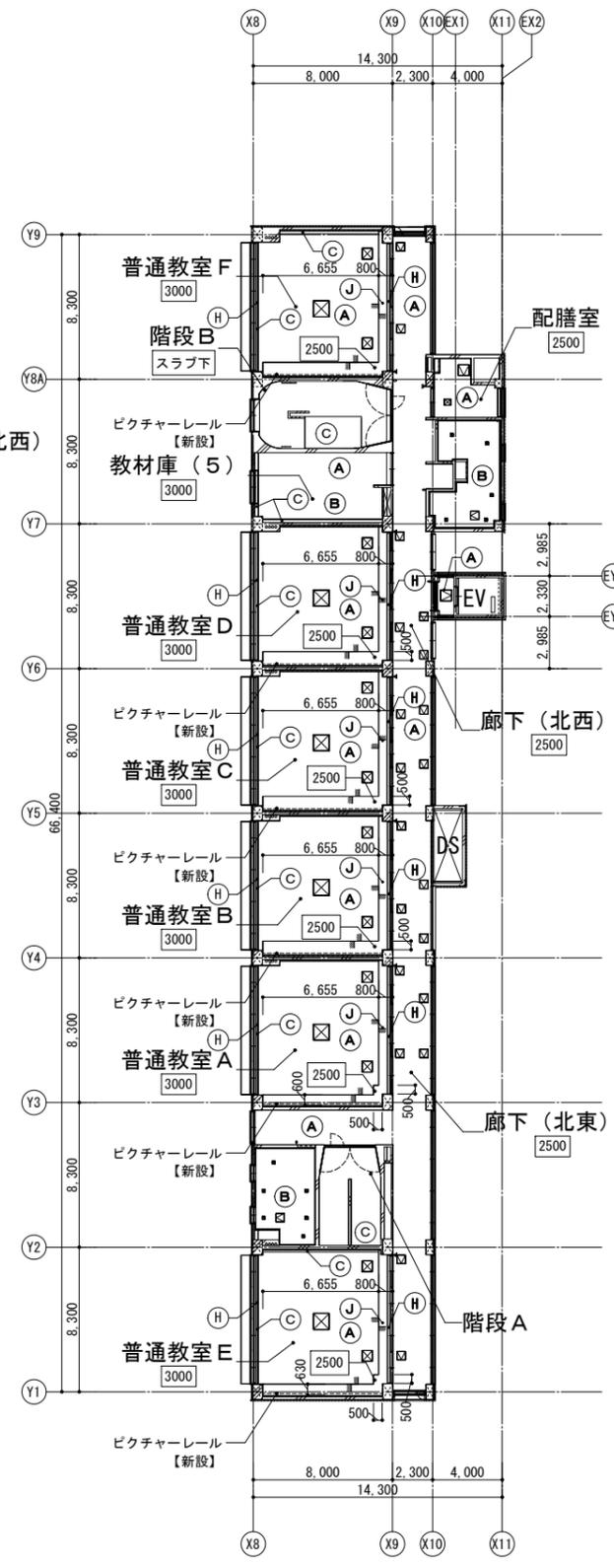
KUJI ARCHITECTS STUDIO
株式会社 久慈設計 埼玉事務所
 埼玉県さいたま市桜区西郷9-20-27 サニープレイス201号 TEL.048-789-6033

承認	審査	検図	製図	特記
承認	審査	検図	製図	・既存建物竣工当時の既存図面において一部不整合があるため、工事着手前に現地調査を行い、既設取合部は実測し、設計図書通り行えない場合は、監督員と協議の上、施工のこと。 ・既存仕上及び下地が作業に支障をきたす場合は作業範囲まで最小の範囲で撤去復旧のこと。 ・新設する天井点検口の位置については、電気設備工事・機械設備工事と調整を行い、監督員と協議の上、決定すること。 ・【全面EP-G】は、下地調整RB種の上、EP-G塗装とする。 ・【全面SOP】は、下地調整RB種の上、SOP塗装とする。 ・【全面DP】は、下地調整RB種の上、DP塗装とする。

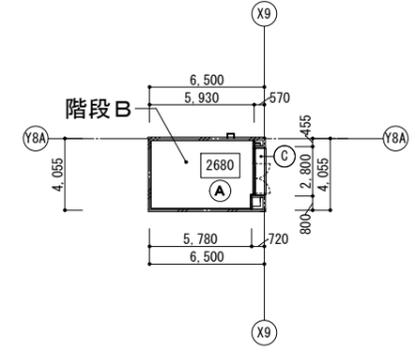
業務番号	工事名称	図面内容	縮尺	図面区分	建築意匠
23110	鶴ヶ島中学校大規模改修工事	2階 天井伏図 (改修)	A3:S=1/400	図面区分	建築意匠 A-080



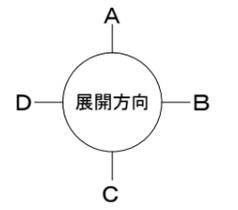
3階 天井伏図 (改修)



4階 天井伏図 (改修)



R階 天井伏図 (改修)



改修

株式会社久慈設計 埼玉事務所
一級建築士 大臣登録 第323324号
千葉 聡



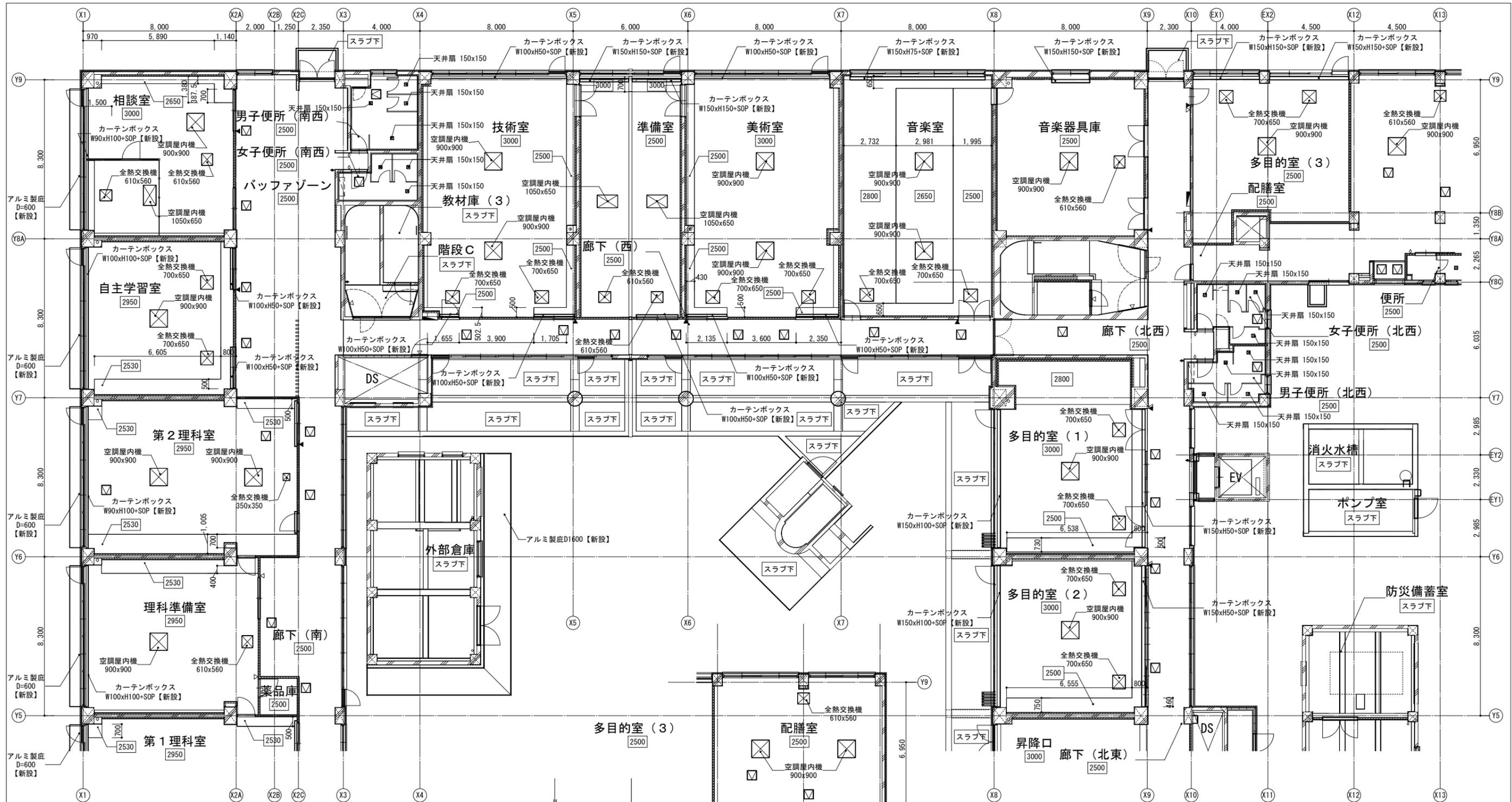
天井仕上 凡例 (改修)	
記号	仕様・寸法・形状
(A)	GB-R t=9.5 +DR t=12.0
(B)	FK t=6.0 目隠し張り +EP
(C)	下地調整RB種 +EP-G (モルタル金ゴテ下地)
(D)	亜硝酸リチウム併用・表面被覆工法 +外壁保護塗装下地 +砂壁状意匠性塗料仕上げ
(E)	PC版素地
(F)	クリーニング (コンクリート面)
(G)	トップライト
(H)	カーテンボックス (カーテンレール (W) 共)
(I)	EXP. Jカバー
(J)	GB-R t=12.5 +EP
(K)	FK t=6.0 目隠し張り +外装薄塗材E
(L)	亜硝酸リチウム併用・表面被覆工法 +外壁保護塗装下地 +外装薄塗材E
xxx	天井高さ (床仕上からの高さ) を示す
☑	天井点検口【新設】
☒	開口補強【新設】位置を示す

■天井改修特記事項
 ・特記なき限り、天井仕上【新設 (下地共)】とする。
 ・天井点検口、ピクチャーレールは特記なき限り、アルミ既製品とする。
 ・廻り縁は特記なき限り、塩ビ既製品とする。
 ・天井点検口【新設】は開口補強共とする。
 ・新設する天井点検口、開口補強、プロジェクター (電気設備工事) 等の位置については、電気設備工事・機械設備工事と調整を行い、監督員と協議の上、決定すること。
 ・天井点検口は特記なき限り450角とする。
 ・カーテンレール、ブラインドは特記なき限り新設とする。
 ・カーテン【新設】は特記なき限り別途工事とする。
 ・新設するブラインドは「ニテペイ ユニーク25ノングレア遮熱」同等品以上とする。
 ・カーテンレール、ピクチャーレール、ブラインド等は別図「A-082 ~A-0856. 天井点検口等位置図」を参照すること。
 ・カーテンボックス長さは直下の開口の両端に150mmを加えた値を基準とする。

一級建築士事務所
 埼玉県(1)第11789号
 一級建築士登録
 第323324号
 千葉 聡

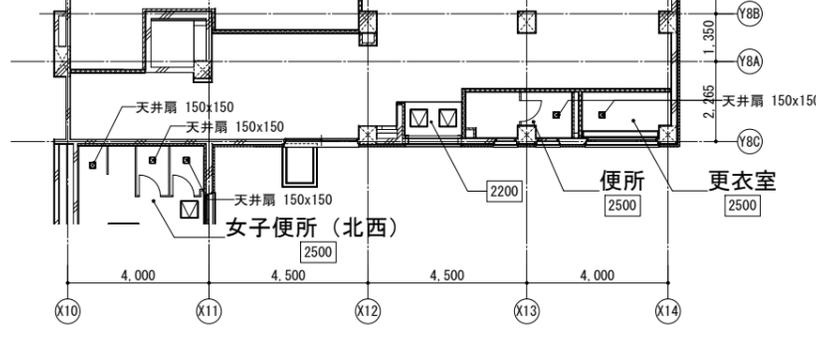
承認	審査	検図	製図	特記
				・既存建物竣工当時の既存図面において一部不整合があるため、工事着手前に現地調査を行い、既設取合部は実測し、設計図書通り行えない場合は、監督員と協議の上、施工のこと。 ・既存仕上及び下地が作業に支障をきたす場合は作業範囲で最小の範囲で撤去復旧のこと。 ・新設する天井点検口の位置については、電気設備工事・機械設備工事と調整を行い、監督員と協議の上、決定すること。 ・【全面EP-G】は、下地調整RB種の上、EP-G塗装とする。 ・【全面SOP】は、下地調整RB種の上、SOP塗装とする。 ・【全面DP】は、下地調整RB種の上、DP塗装とする。

業務番号	工事名称	縮尺	図面内容	図面区分
23110	鶴ヶ島中学校大規模改修工事	A3:S=1/400	3・4・R階 天井伏図 (改修)	建築意匠 A-081

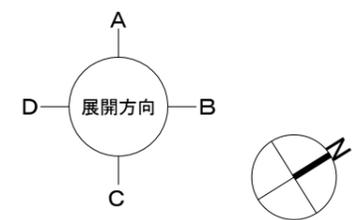


記号	凡例	仕様・寸法・形状
xxx		天井高さ(床仕上からの高さ)を示す
☑		天井点検口【新設】
☒		開口補強【新設】位置を示す

- 天井改修特記事項
- ・特記なき限り、天井仕上【新設(下地共)】とする。
 - ・天井点検口、ビクチャーレールは特記なき限り、アルミ既製品とする。
 - ・廻り縁は特記なき限り、塩ビ既製品とする。
 - ・天井点検口【新設】は開口補強共とする。
 - ・新設する天井点検口、開口補強、プロジェクター(電気設備工事)等の位置については、電気設備工事・機械設備工事と調整を行い、監督員と協議の上、決定すること。
 - ・天井点検口は特記なき限り45°角とする。
 - ・カーテンレール、ブラインドは特記なき限り新設とする。
 - ・カーテン【新設】は特記なき限り別途工事とする。
 - ・新設するブラインドは「ニチベイ ユニーク25ノンフレア遮熱」同等品以上とする。
 - ・カーテンボックスの新設に伴い、設備配管等と干渉する場合、監督員と協議の上、カーテンボックスの位置やサイズの調整を行うこと。
 - ・カーテンボックス長さは直下の開口の両端に150mmを加えた値を基準とする。



1階 天井点検口等位置図(1) (改修)

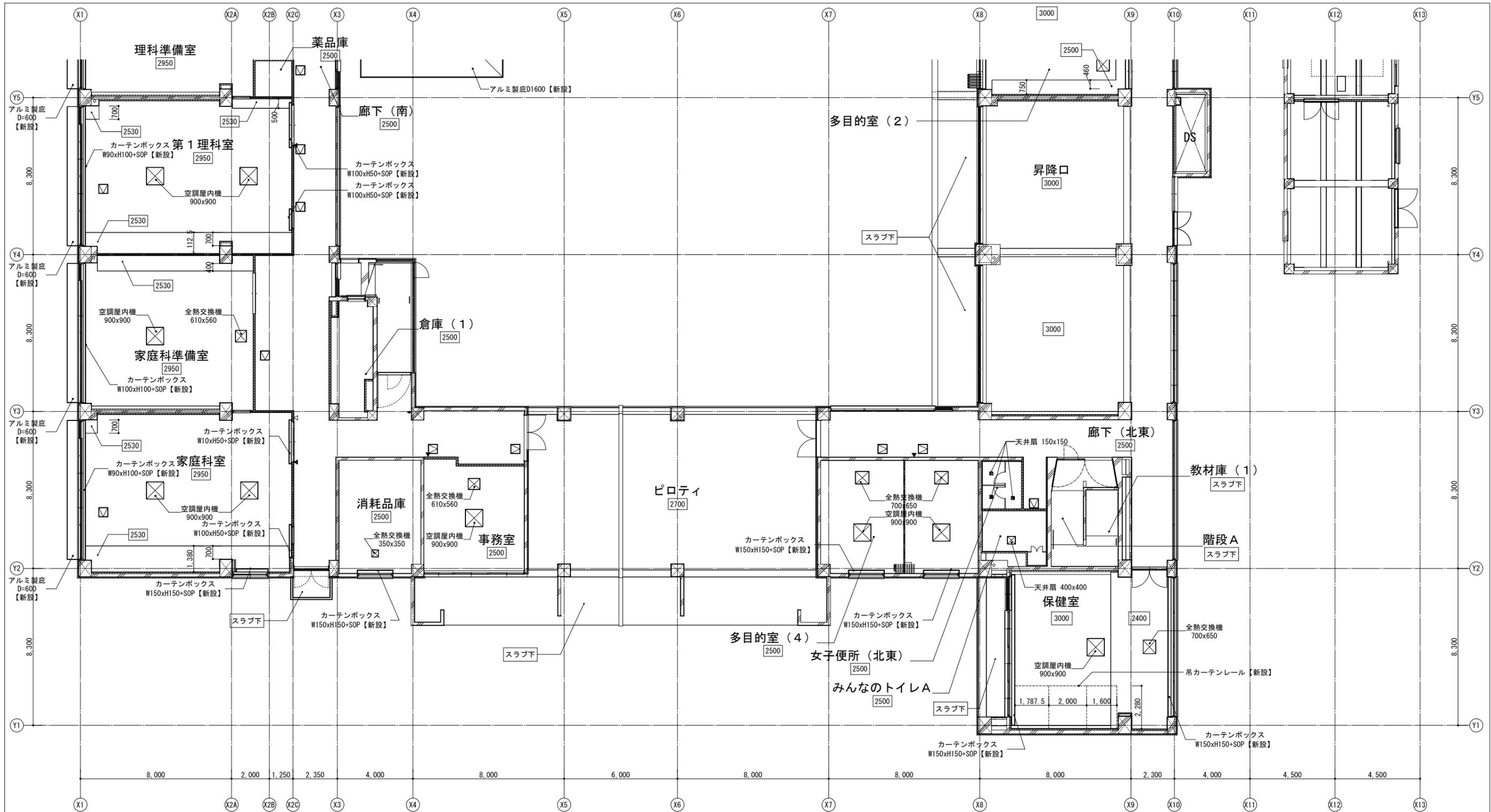


改修

KUJI ARCHITECTS STUDIO
株式会社 久慈設計 埼玉事務所
 埼玉県さいたま市桜区西郷9-20-27 サニープレイス201号 TEL.048-789-6033

承認	審査	検図	製図	特記
一級建築士事務所 埼玉県(1)第11789号				<ul style="list-style-type: none"> ・既存建物竣工当時の既存図面において一部不整合があるため、工事着手前に現地調査を行い、既設取合部は実測し、設計図書通り行えない場合は、監督員と協議の上、施工のこと。 ・既存仕上及び下地が作業に支障をきたす場合は作業範囲内で最小の範囲で撤去復旧のこと。

業務番号	工事名称	縮尺	図面内容	図面区分	建築意匠
23110	鶴ヶ島中学校大規模改修工事	A3:S=1/200	1階 天井点検口等位置図(1) (改修)	図面区分	A-082

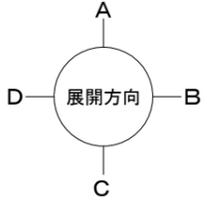


1階 天井点検口等位置図(2) (改修)

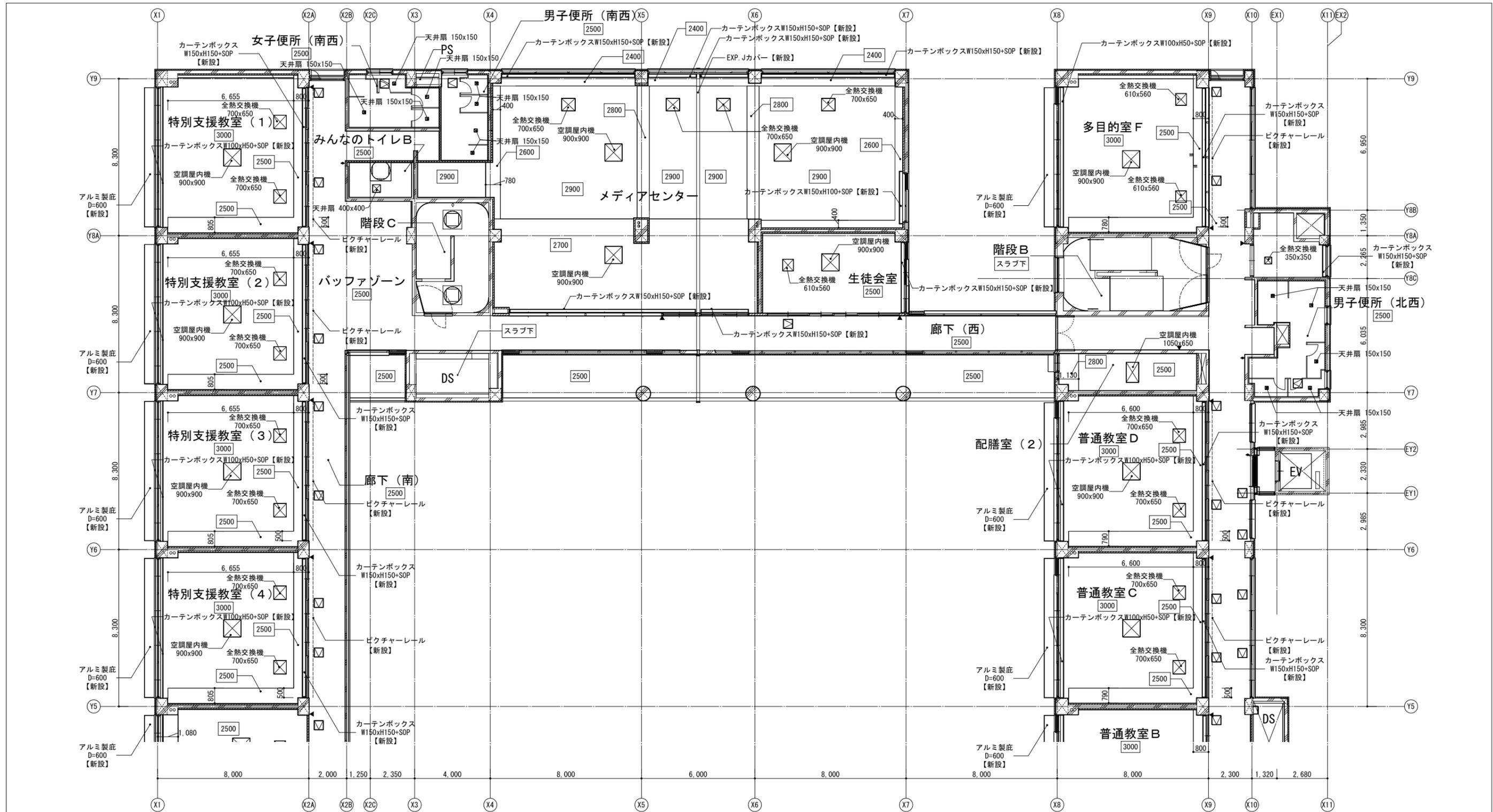
記号	凡例	仕様・寸法・形状
xxx	天井高さ(床仕上からの高さ)を示す	
☑	天井点検口【新設】	
☒	開口補強【新設】位置を示す	

■天井改修特記事項

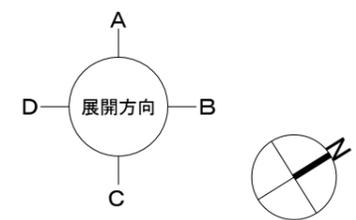
- ・特記なき限り、天井仕上【新設(下地共)】とする。
- ・天井点検口、ピクチャーレールは特記なき限り、アルミ既製品とする。
- ・廻り縁は特記なき限り、塩ビ既製品とする。
- ・天井点検口【新設】は開口補強共とする。
- ・新設する天井点検口、開口補強、プロジェクター(電気設備工事)等の位置については、電気設備工事・機械設備工事と調整を行い、監督員と協議の上、決定すること。
- ・天井点検口は特記なき限り45°とする。
- ・カーテンレール、ブラインドは特記なき限り新設とする。
- ・カーテン【新設】は特記なき限り別途工事とする。
- ・新設するブラインドは「ニチベイ ユニーク25ノンフレア遮熱」同等品以上とする。
- ・カーテンボックスの新設に伴い、設備配管等と干渉する場合、監督員と協議の上、カーテンボックスの位置やサイズの調整を行うこと。
- ・カーテンボックス長さは直下の開口の両端に150mmを加えた値を基準とする。



改修



2階 天井点検口等位置図 (1) (改修)



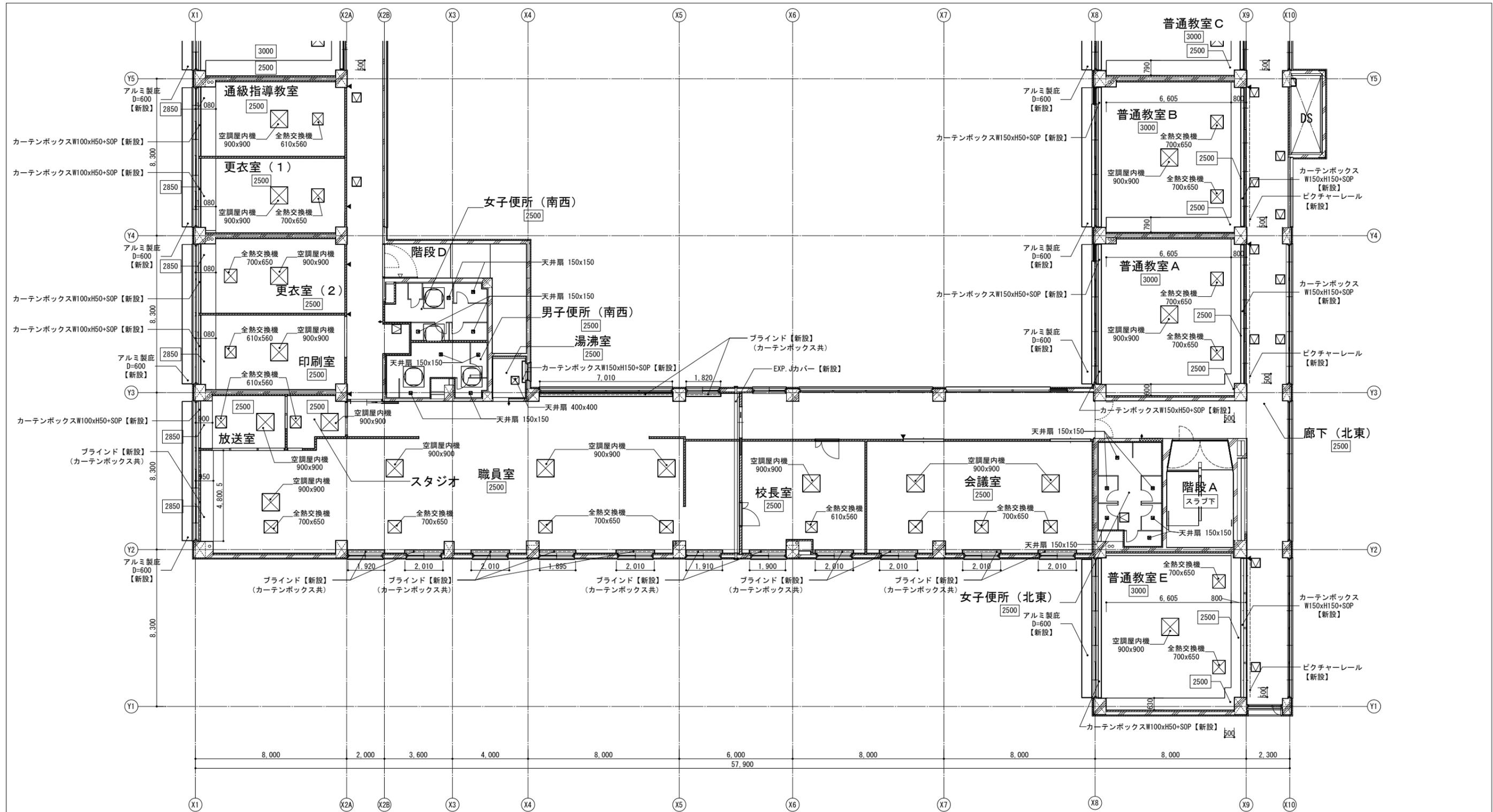
改修

記号	凡例	仕様・寸法・形状
xxx	天井高さ (床仕上からの高さ) を示す	
☑	天井点検口【新設】	
⊗	開口補強【新設】 位置を示す	

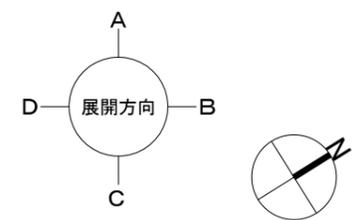
■天井改修特記事項

- ・特記なき限り、天井仕上【新設 (下地共)】とする。
- ・天井点検口、ビクチャーレールは特記なき限り、アルミ既製品とする。
- ・廻り縁は特記なき限り、塩ビ既製品とする。
- ・天井点検口【新設】は開口補強共とする。
- ・新設する天井点検口、開口補強、プロジェクター (電気設備工事) 等の位置については、電気設備工事・機械設備工事と調整を行い、監督員と協議の上、決定すること。
- ・天井点検口は特記なき限り45°角とする。
- ・カーテンレール、ブラインドは特記なき限り新設とする。
- ・カーテン【新設】は特記なき限り別途工事とする。
- ・新設するブラインドは「ニチベイ ユニーク25ノンフレア遮熱」同等品以上とする。
- ・カーテンボックスの新設に伴い、設備配管等と干渉する場合、監督員と協議の上、カーテンボックスの位置やサイズの調整を行うこと。
- ・カーテンボックス長さは直下の開口の両端に150mmを加えた値を基準とする。

	一級建築士事務所 埼玉県(1)第11789号	承認	審査	検図	製図	特記 ・既存建物竣工当時の既存図面において一部不整合があるため、工事着手前に現地調査を行い、既設取合部は実測し、設計図書通り行えない場合は、監督員と協議の上、施工のこと。 ・既存仕上及び下地が作業に支障をきたす場合は作業範囲で最小の範囲で撤去復旧のこと。	業務番号	工事名称 鶴ヶ島中学校大規模改修工事	縮尺	図面内容	図面区分	建築意匠
	一級建築士登録 第323324号 千葉 聡						23110	2階 天井点検口等位置図 (1) (改修)	A3:S=1/200	2階 天井点検口等位置図 (1) (改修)	建築意匠	A-084



2階 天井点検口等位置図(2) (改修)



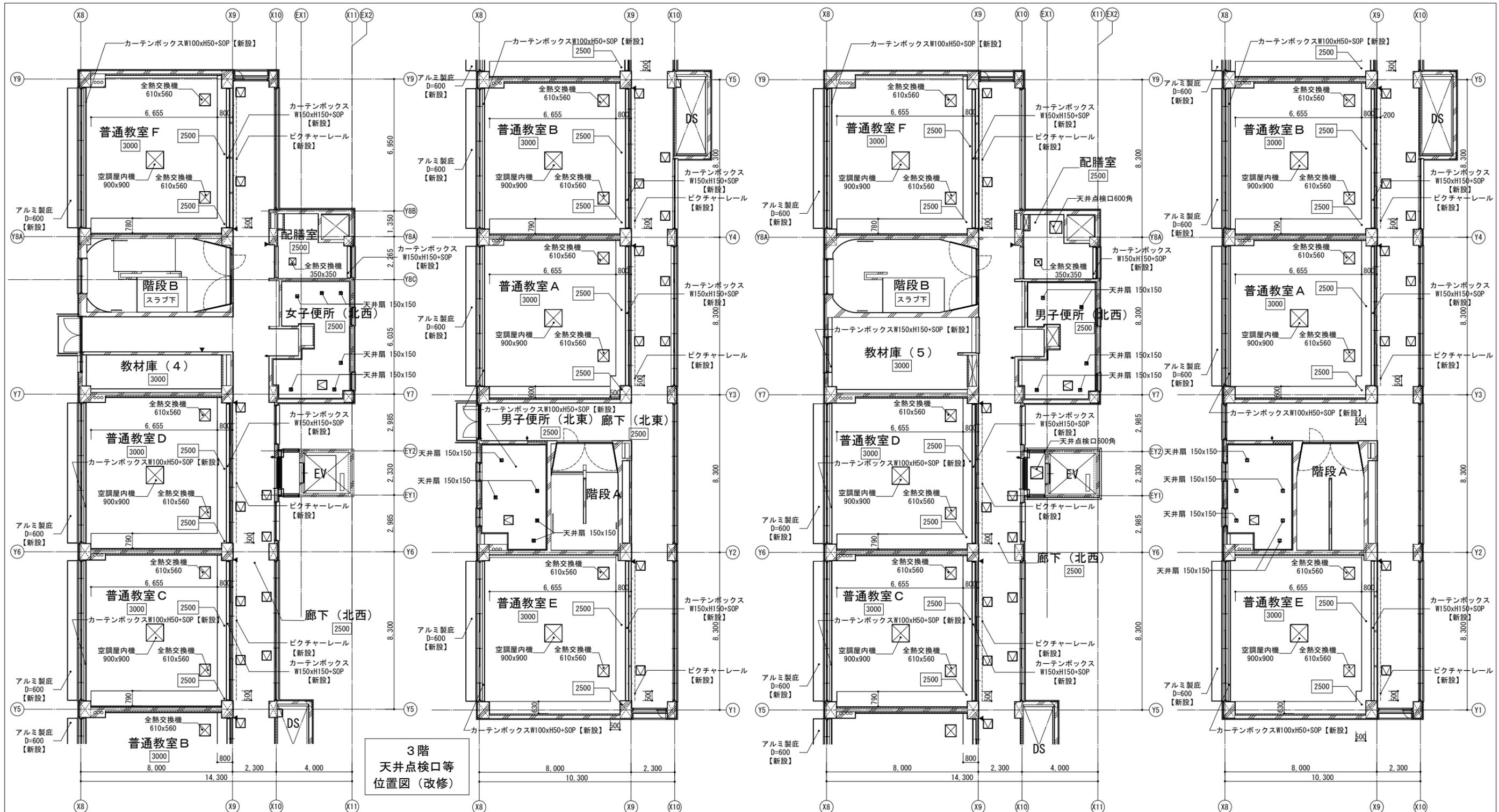
改修

記号	凡例	仕様・寸法・形状
xxx	天井高さ(床仕上からの高さ)を示す	
☒	天井点検口【新設】	
☒	開口補強【新設】位置を示す	

■天井改修特記事項

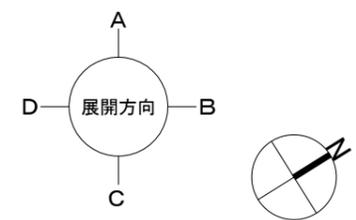
- ・特記なき限り、天井仕上【新設(下地共)】とする。
- ・天井点検口、ピクチャーレールは特記なき限り、アルミ既製品とする。
- ・廻り縁は特記なき限り、塩ビ既製品とする。
- ・天井点検口【新設】は開口補強共とする。
- ・新設する天井点検口、開口補強、プロジェクター(電気設備工事)等の位置については、電気設備工事・機械設備工事と調整を行い、監督員と協議の上、決定すること。
- ・天井点検口は特記なき限り45°角とする。
- ・カーテンレール、ブラインドは特記なき限り新設とする。
- ・カーテン【新設】は特記なき限り別途工事とする。
- ・新設するブラインドは「ニチベイ ユニーク25ノングレア遮熱」同等品以上とする。
- ・カーテンボックスの新設に伴い、設備配管等と干渉する場合、監督員と協議の上、カーテンボックスの位置やサイズの調整を行うこと。
- ・カーテンボックス長さは直下の開口の両端に150mmを加えた値を基準とする。

	一級建築士事務所 埼玉県(1)第11789号 一級建築士登録 第323324号 千葉 聡	承認	審査	検図	製図	特記 ・既存建物竣工当時の既存図面において一部不整合があるため、工事着手前に現地調査を行い、既設取合部は実測し、設計図書通り行えない場合は、監督員と協議の上、施工のこと。 ・既存仕上及び下地が作業に支障をきたす場合は作業範囲で最小の範囲で撤去復旧のこと。	業務番号 23110	工事名称 鶴ヶ島中学校大規模改修工事 図面内容 2階 天井点検口等位置図(2) (改修)	縮尺 A3:S=1/200	図面区分 建築意匠 A-085
	新設する天井点検口の位置については、電気設備工事・機械設備工事と調整を行い、監督員と協議の上、決定すること。 ・【全面EP-G】は、下地調整RB種の上、EP-G塗装とする。 ・【全面SOP】は、下地調整RB種の上、SOP塗装とする。 ・【全面DP】は、下地調整RB種の上、DP塗装とする。									



3階 天井点検口等位置図 (改修)

4階 天井点検口等位置図 (改修)



改修

記号	凡例	仕様・寸法・形状
xxx	天井高さ (床仕上からの高さ) を示す	
☑	天井点検口【新設】	
⊗	開口補強【新設】位置を示す	

■天井改修特記事項

- ・特記なき限り、天井仕上【新設 (下地共)】とする。
- ・天井点検口、ピクチャーレールは特記なき限り、アルミ既製品とする。
- ・廻り縁は特記なき限り、塩ビ既製品とする。
- ・天井点検口【新設】は開口補強共とする。
- ・新設する天井点検口、開口補強、プロジェクター (電気設備工事) 等の位置については、電気設備工事・機械設備工事と調整を行い、監督員と協議の上、決定すること。
- ・天井点検口は特記なき限り450角とする。
- ・カーテンレール、ブラインドは特記なき限り新設とする。
- ・カーテン【新設】は特記なき限り別途工事とする。
- ・新設するブラインドは「ニチベイ ユニーク25ノンフレア遮熱」同等品以上とする。
- ・カーテンボックスの新設に伴い、設備配管等と干渉する場合、監督員と協議の上、カーテンボックスの位置やサイズの調整を行うこと。
- ・カーテンボックス長さは直下の開口の両端に150mmを加えた値を基準とする。

業務番号	工事名称	図面内容	縮尺	図面区分	建築意匠
23110	鶴ヶ島中学校大規模改修工事	3・4階 天井点検口等位置図 (改修)	A3:S=1/200	図面区分	建築意匠 A-086

記号	凡例	仕様・寸法・形状
xxx	天井高さ (床仕上からの高さ) を示す	
☑	天井点検口【新設】	
⊗	開口補強【新設】位置を示す	

■天井改修特記事項

- ・特記なき限り、天井仕上【新設 (下地共)】とする。
- ・天井点検口、ピクチャーレールは特記なき限り、アルミ既製品とする。
- ・廻り縁は特記なき限り、塩ビ既製品とする。
- ・天井点検口【新設】は開口補強共とする。
- ・新設する天井点検口、開口補強、プロジェクター (電気設備工事) 等の位置については、電気設備工事・機械設備工事と調整を行い、監督員と協議の上、決定すること。
- ・天井点検口は特記なき限り450角とする。
- ・カーテンレール、ブラインドは特記なき限り新設とする。
- ・カーテン【新設】は特記なき限り別途工事とする。
- ・新設するブラインドは「ニチベイ ユニーク25ノンフレア遮熱」同等品以上とする。
- ・カーテンボックスの新設に伴い、設備配管等と干渉する場合、監督員と協議の上、カーテンボックスの位置やサイズの調整を行うこと。
- ・カーテンボックス長さは直下の開口の両端に150mmを加えた値を基準とする。

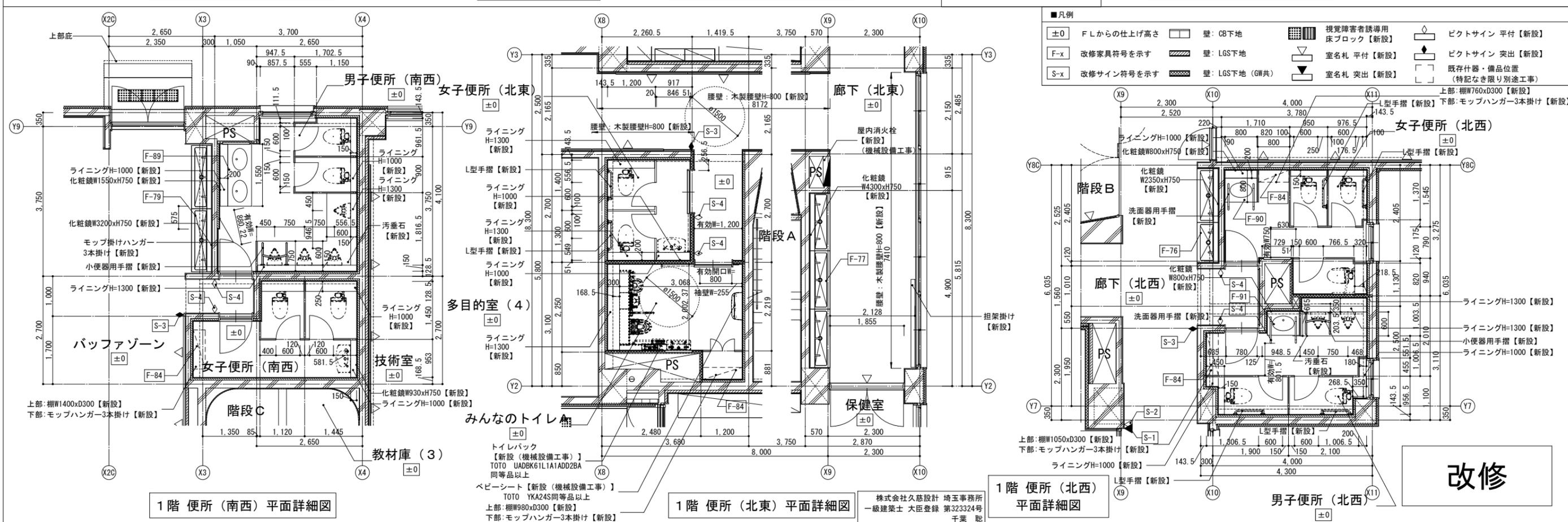
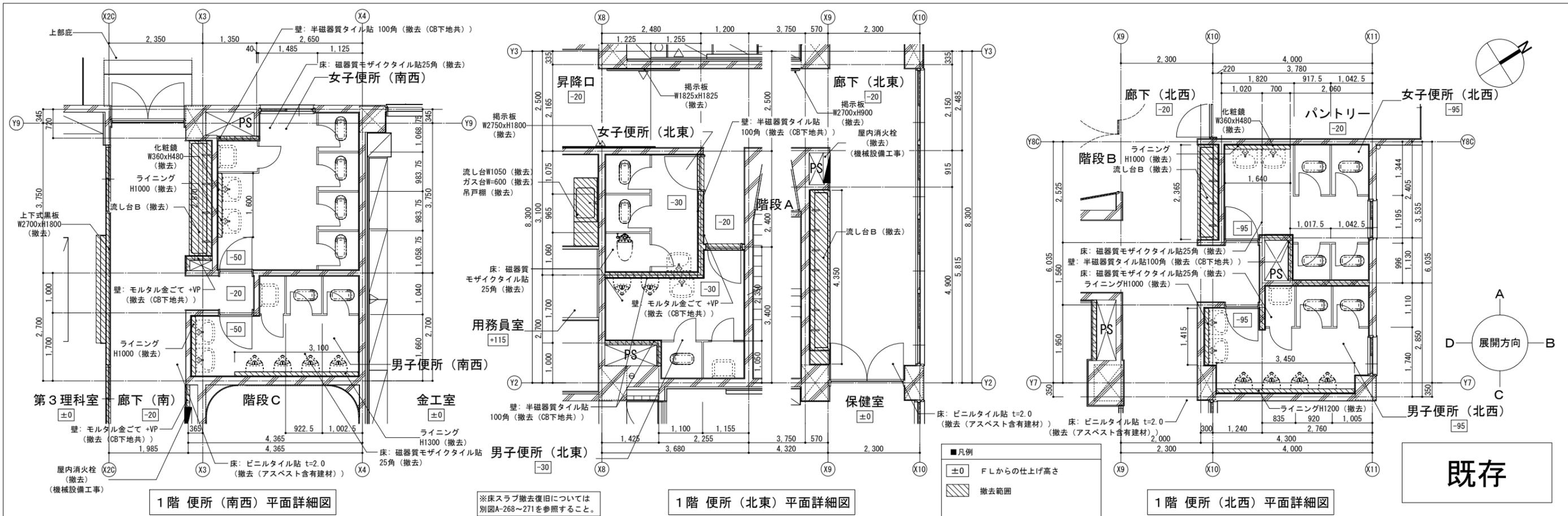
KUJI ARCHITECTS STUDIO
株式会社 久慈設計 埼玉事務所
 埼玉県さいたま市桜区西郷9-20-27 サニープレイス201号 TEL.048-789-6033

一級建築士事務所 埼玉県(1)第11789号	承認	審査	検図	製図	特記
---------------------------	----	----	----	----	----

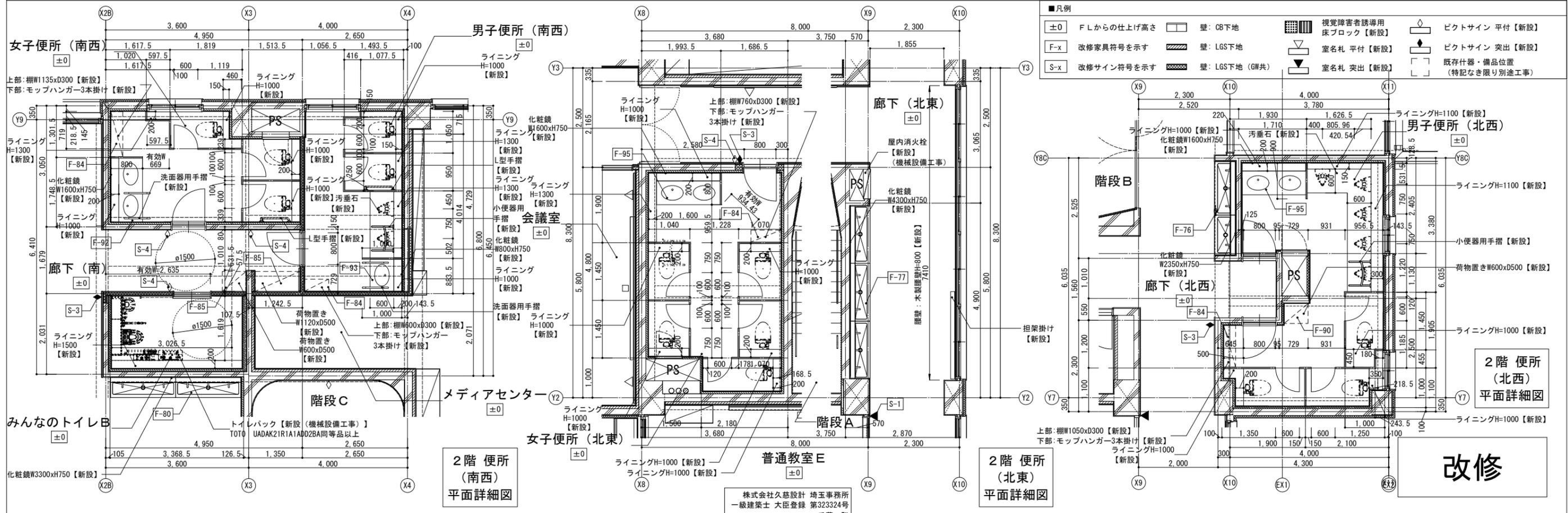
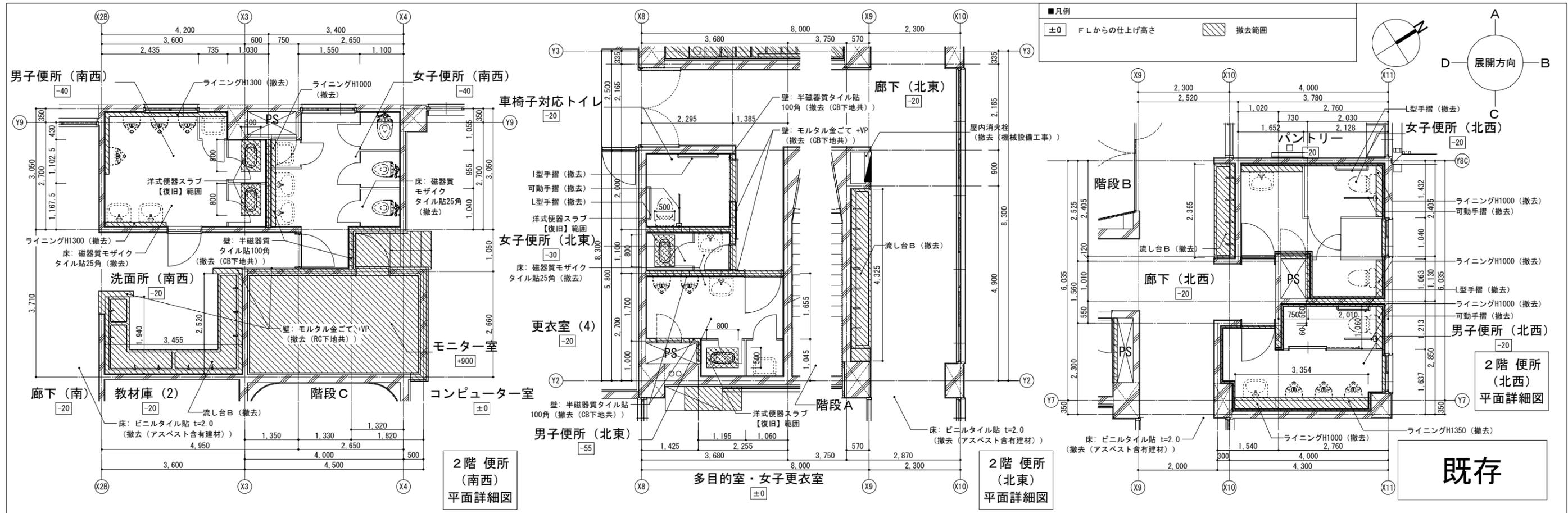
・既存建物竣工当時の既存図面において一部不整合があるため、工事着手前に現地調査を行い、既設取合部は実測し、設計図書通り行えない場合は、監督員と協議の上、施工のこと。

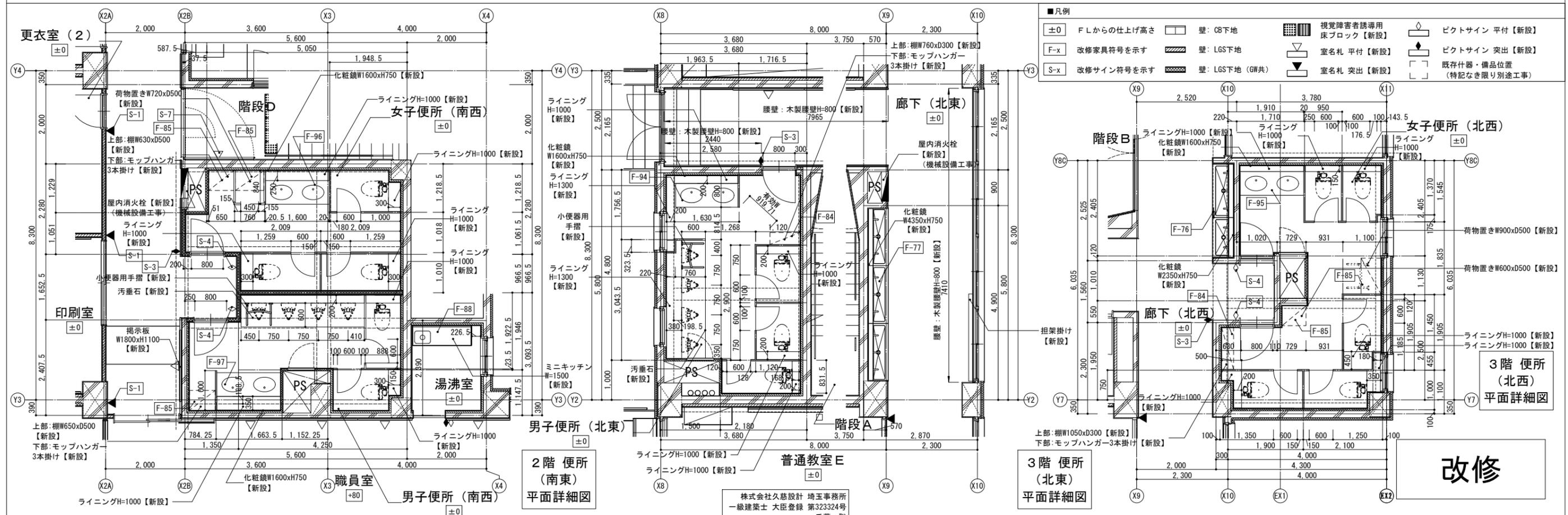
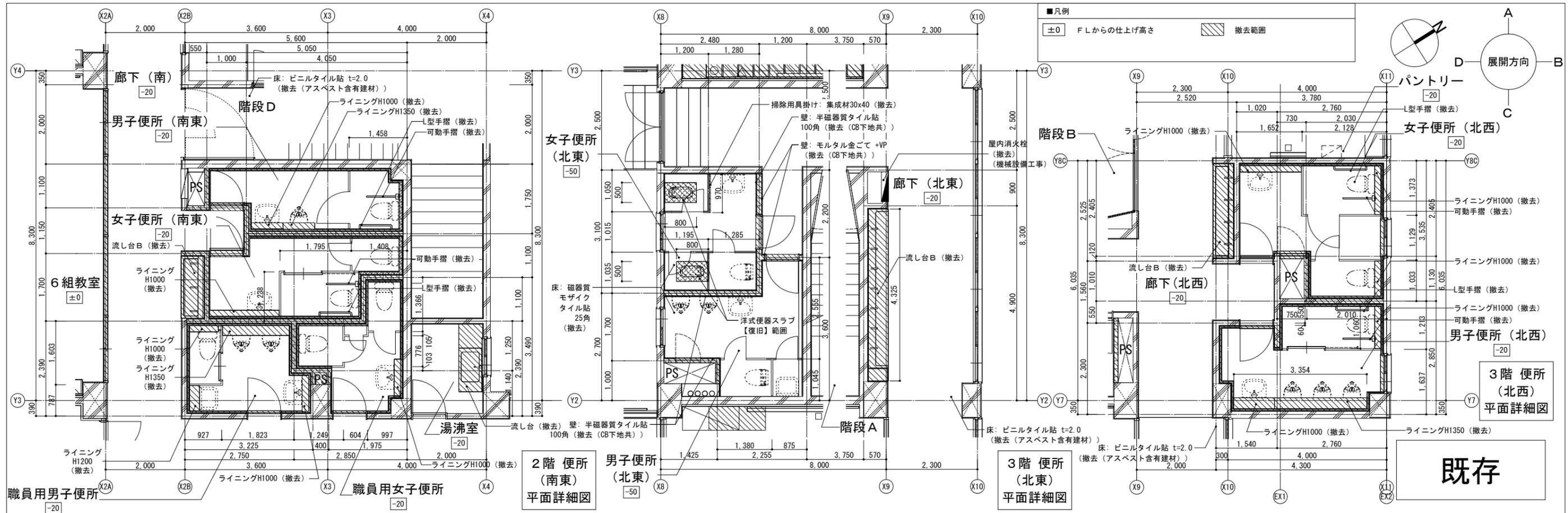
・既存仕上及び下地が作業に支障をきたす場合は作業範囲で最小の範囲で撤去復旧のこと。

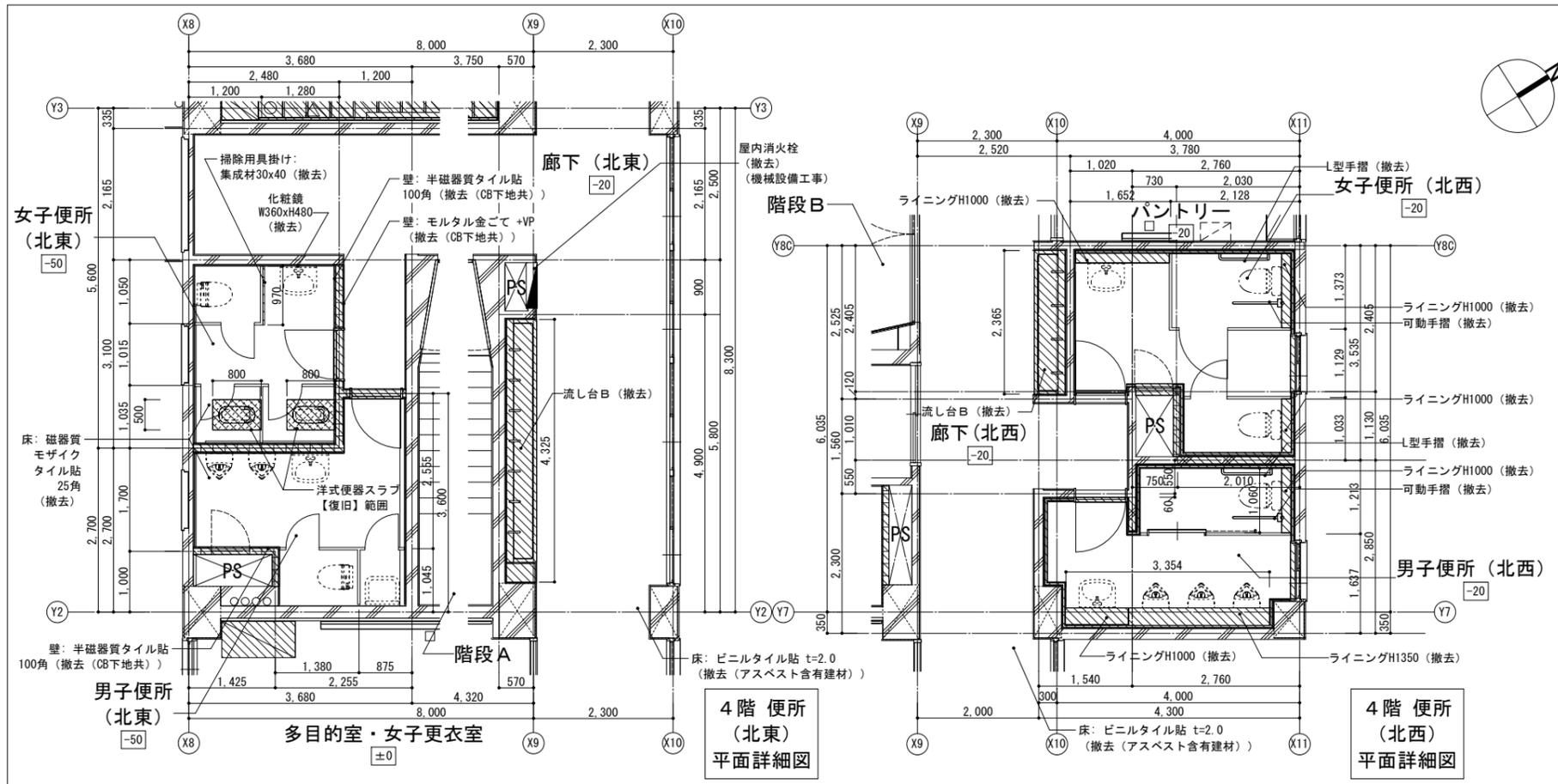
業務番号	工事名称	図面内容	縮尺	図面区分	建築意匠
23110	鶴ヶ島中学校大規模改修工事	3・4階 天井点検口等位置図 (改修)	A3:S=1/200	図面区分	建築意匠 A-086



	一級建築士事務所 埼玉県(1)第11789号	承認	審査	検図	製図	特記	業務番号 23110 工事名称 鶴ヶ島中学校大規模改修工事	縮尺 A3:S=1/100	図面内容 便所 平面詳細図 (1) (既存・改修)	図面区分 建築意匠 A-087
	一級建築士登録 第323324号 千葉 聡	特記 ・既存建物竣工当時の既存図面において一部不整合があるため、工事着手前に現地調査を行い、既設取合部は実測し、設計図書通り行えない場合は、監督員と協議の上、施工のこと。 ・【全面EP-G】は、下地調整RB種の上、EP-G塗装とする。 ・【全面SOP】は、下地調整RB種の上、SOP塗装とする。 ・【全面DP】は、下地調整RB種の上、DP塗装とする。 ・既存仕上げ及び下地が作業に支障をきたす場合は作業範囲で最小の範囲で撤去復旧のこと。								

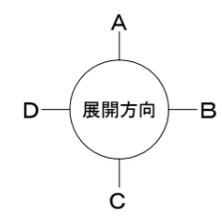






■凡例

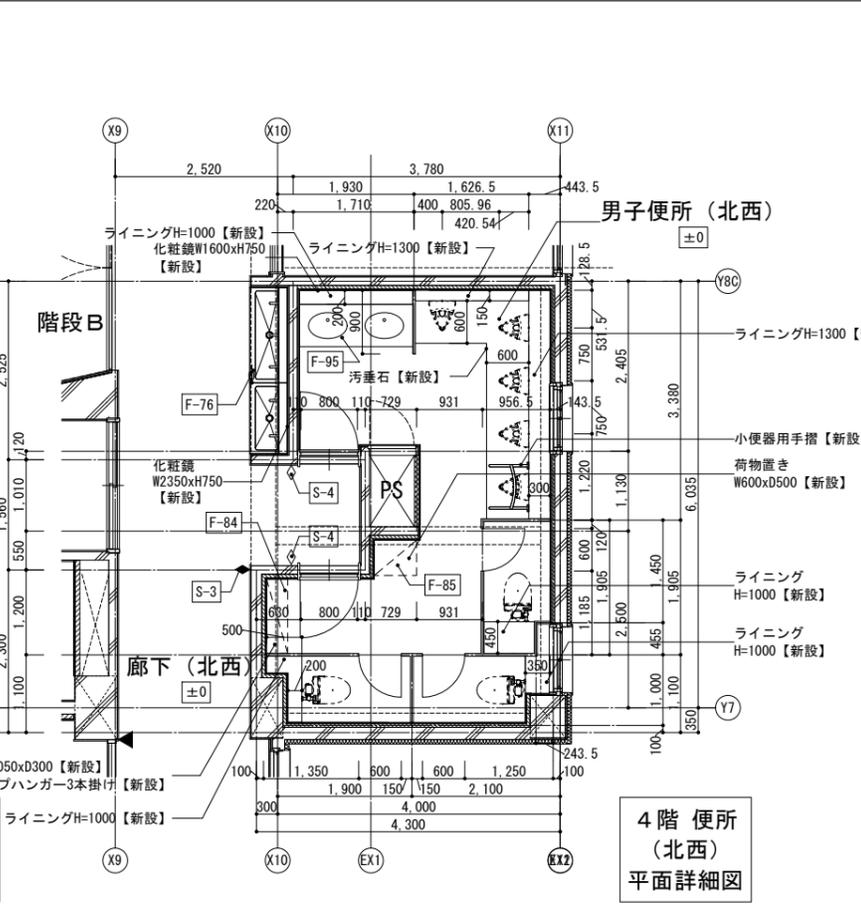
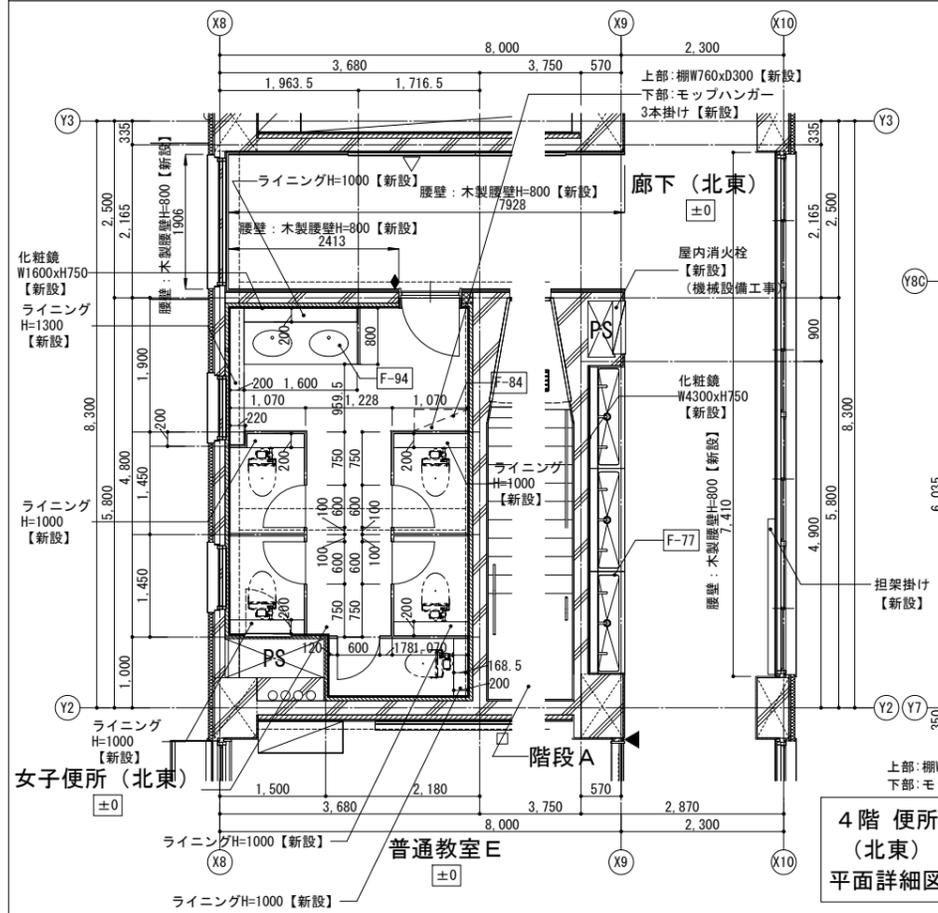
±0	F.Lからの仕上げ高さ
斜線	撤去範囲



既存

■凡例

±0	F.Lからの仕上げ高さ	壁: CB下地	視覚障害者誘導用床ブロック【新設】	ピクトサイン 平付【新設】
F-x	改修家具符号を示す	壁: LGS下地	室名札 平付【新設】	ピクトサイン 突出【新設】
S-x	改修サイン符号を示す	壁: LGS下地 (GW共)	室名札 突出【新設】	既存什器・備品位置 (特記なき限り別途工事)



■凡例

±0	F.Lからの仕上げ高さ
斜線	撤去範囲

■数量確認【改修】 ※ () 内は既存との差

【1階】

①男子便所
・大便器 x4 (-1)
・小便器 x6 (-4)
・手洗い x3 (-2)
②女子便所
・大便器 x7 (-4)
・手洗い x3 (-2)
③みんなのトイレ x1 (+1)

【2階】

①男子便所
・大便器 x5 (±0)
・小便器 x7 (-3)
・手洗い x3 (-2)
②女子便所
・大便器 x8 (±0)
・手洗い x4 (-1)
③みんなのトイレ x1 (±0)

【3階】

①男子便所
・大便器 x3 (+1)
・小便器 x4 (-1)
・手洗い x2 (±0)
②女子便所
・大便器 x5 (±0)
・手洗い x2 (±0)
③みんなのトイレ x1 (±0)

【4階】

①男子便所
・大便器 x3 (+1)
・小便器 x5 (±0)
・手洗い x2 (±0)
②女子便所
・大便器 x5 (±0)
・手洗い x2 (±0)
③みんなのトイレ x1 (±0)

【合計(生徒)】

①男子便所
・大便器 x15 (+1)
・小便器 x22 (-8)
・手洗い x10 (-4)
②女子便所
・大便器 x25 (-4)
・手洗い x11 (-3)
③みんなのトイレ x2 (+1)

【2階職員】

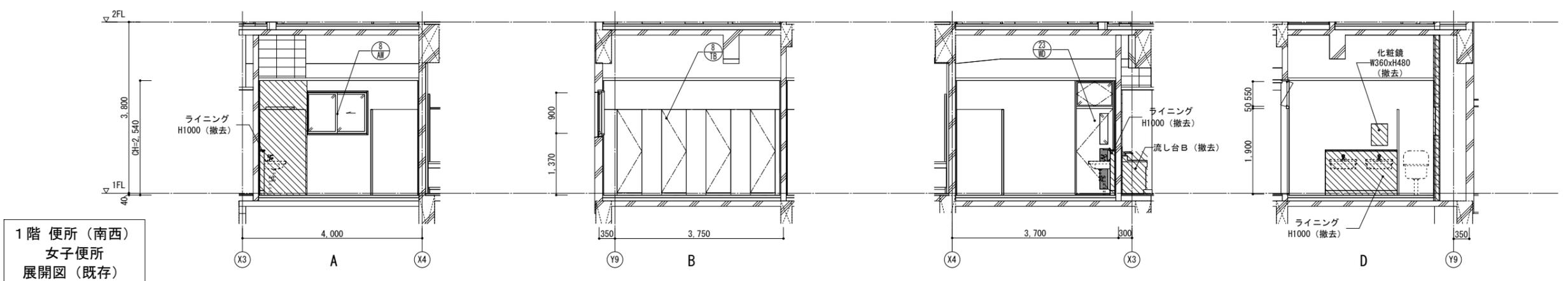
①男子便所
・大便器 x2 (+1)
・小便器 x4 (+2)
・手洗い x2 (+2)
②女子便所
・大便器 x3 (+1)
・手洗い x2 (+1)

【便所改修内容(共通)】

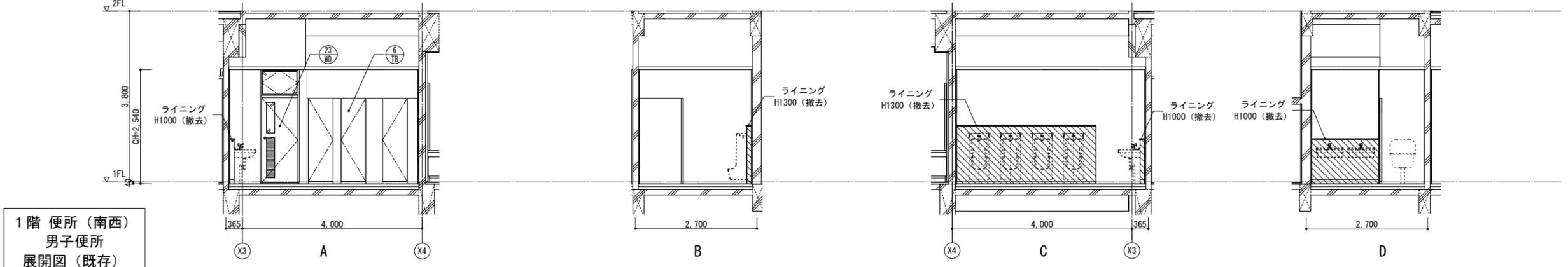
- ・和式便器は全て洋便器に変更
- ・来客者利用の1階便所(北西)・(北東)に手摺設置
- ・特別支援学級利用の便所に手摺設置
- ・各便所にSK無し
- ・各便所に掃除用具スペース有 (1F女子便所(北東)のみバリアフリートイレと共有)

改修

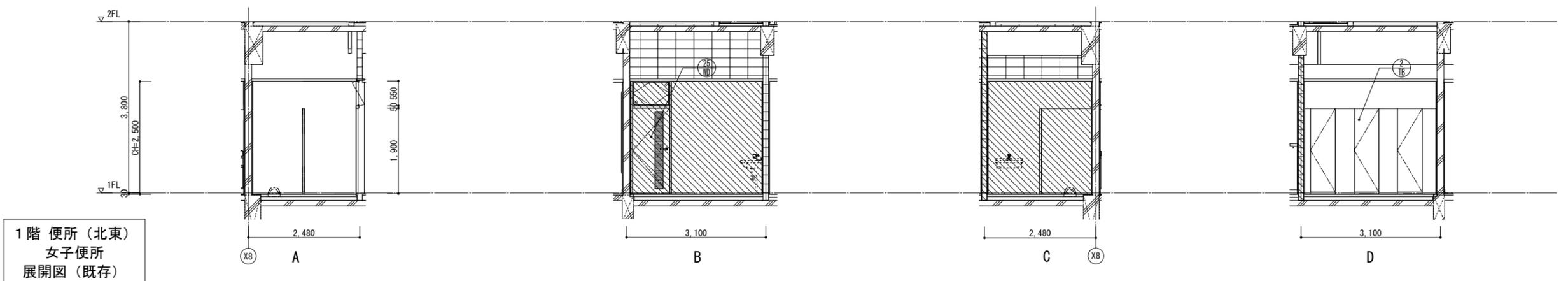
株式会社久慈設計 埼玉事務所
一級建築士 大臣登録 第323324号
千葉 聡



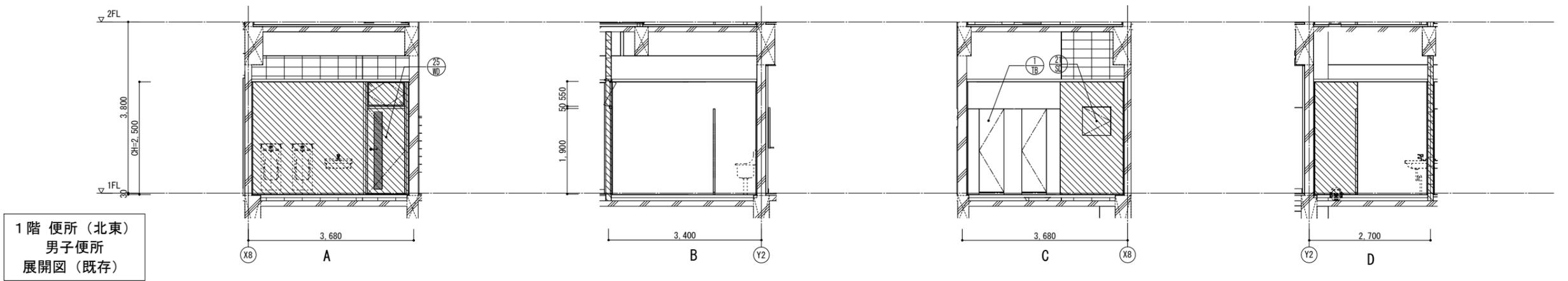
1階 便所 (南西)
女子便所
展開図 (既存)



1階 便所 (南西)
男子便所
展開図 (既存)



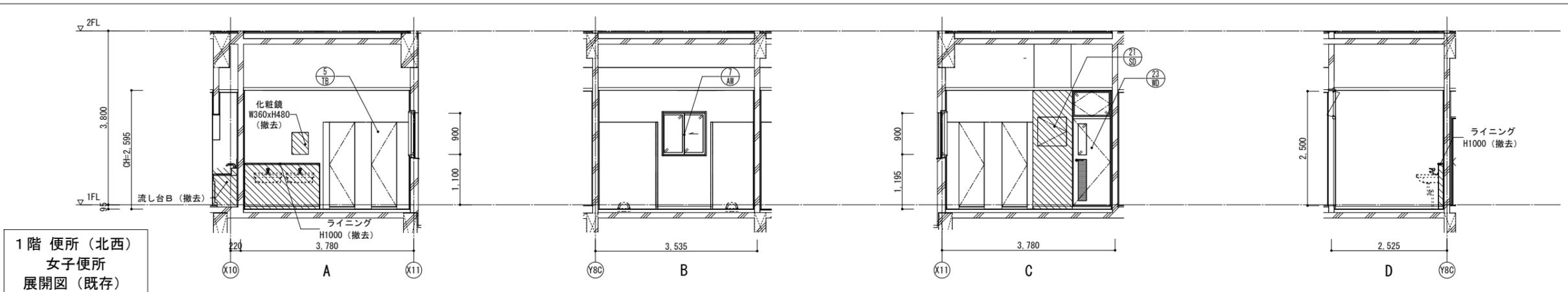
1階 便所 (北東)
女子便所
展開図 (既存)



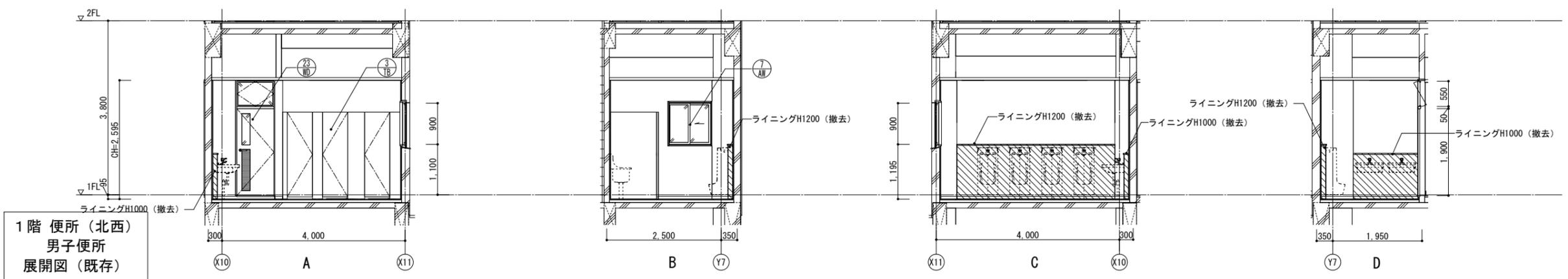
1階 便所 (北東)
男子便所
展開図 (既存)

既存

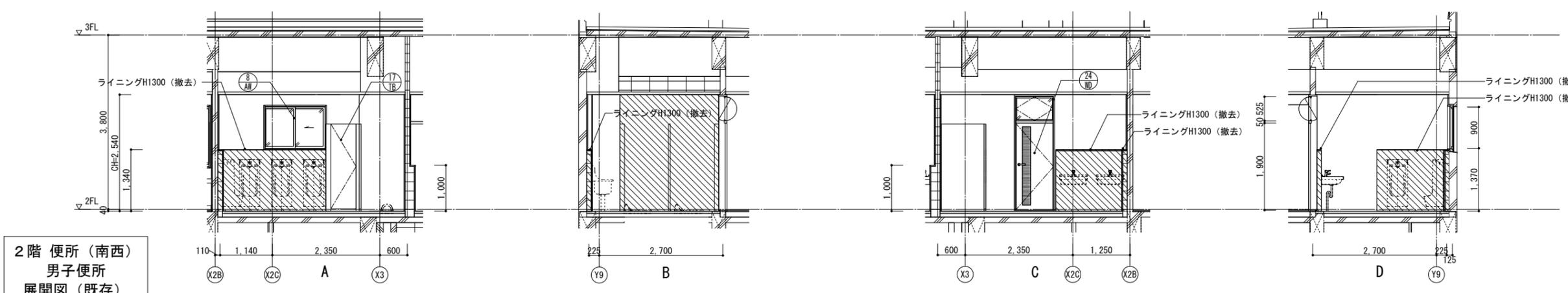
	一級建築士事務所 埼玉県(1)第11789号 一級建築士登録 第323324号 千葉 聡	承認	審査	検図	製図	特記 ・既存建物竣工当時の既存図面において一部不整合があるため、工事着手前に現地調査を行い、既設取合部は実測し、設計図書通り行えない場合は、監督員と協議の上、施工のこと。 ・既存仕上げ及び下地が作業に支障をきたす場合は作業範囲で最小の範囲で撤去復旧のこと。	業務番号 23110	工事名称 鶴ヶ島中学校大規模改修工事 図面内容 便所 展開図 (1) (既存)	縮尺 A3:S=1/100	図面区分 建築意匠 図面番号 A-091
	・工事範囲外の部分であってもクリーニングを行うこと。 ・各アスファルト防水層 (撤去部) はアスベスト含有見込みとしており、本工事内でアスベスト含有建材サンプリング調査を行うこと。調査箇所は3棟体 (校舎棟 2階屋上、校舎棟 R階屋上、校舎棟 各階便所) とする。調査の結果、アスベスト含有建材ではないと判明した場合は設計変更の対象とする。									



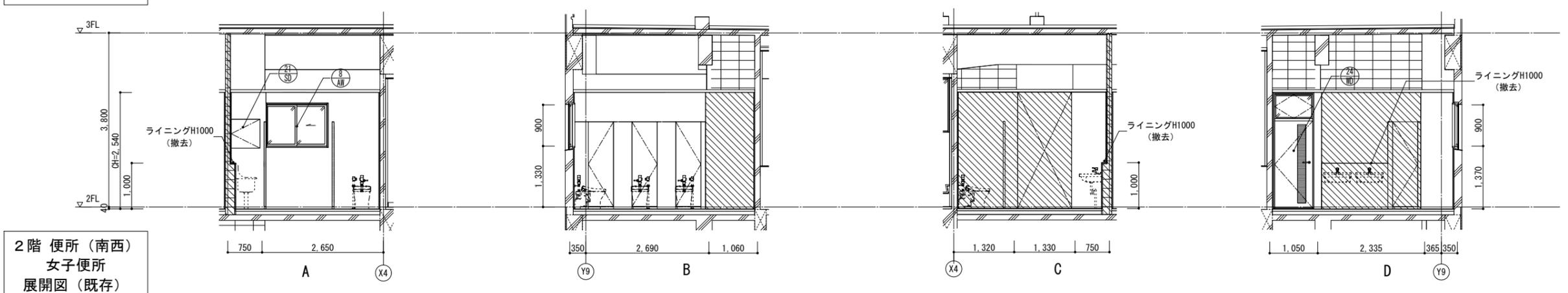
1階 便所 (北西)
女子便所
展開図 (既存)



1階 便所 (北西)
男子便所
展開図 (既存)



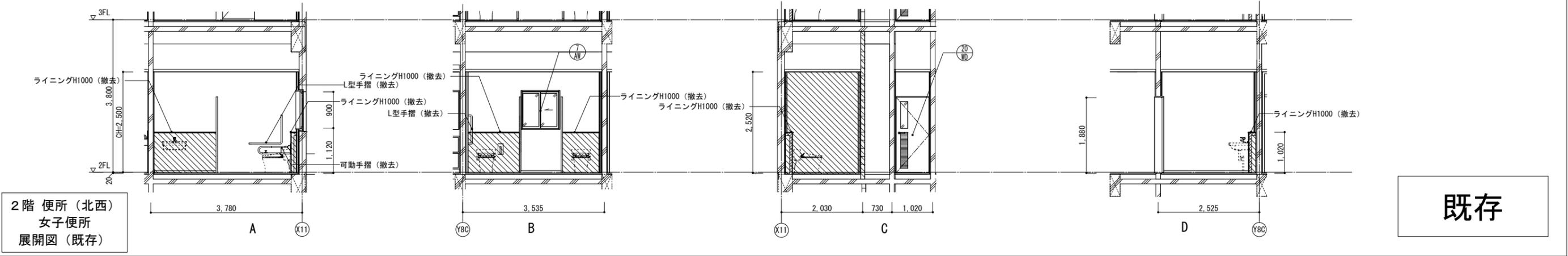
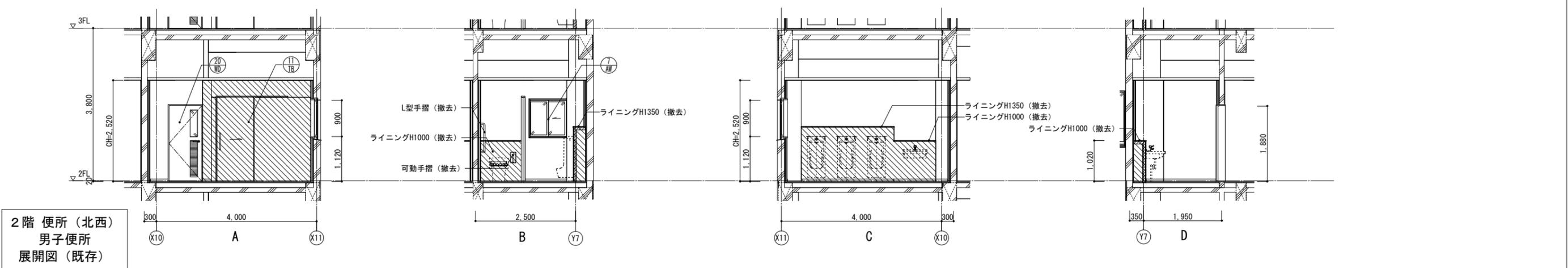
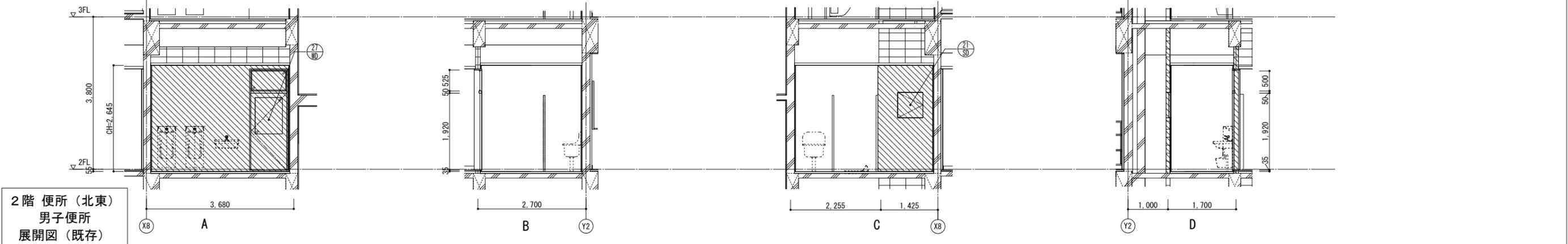
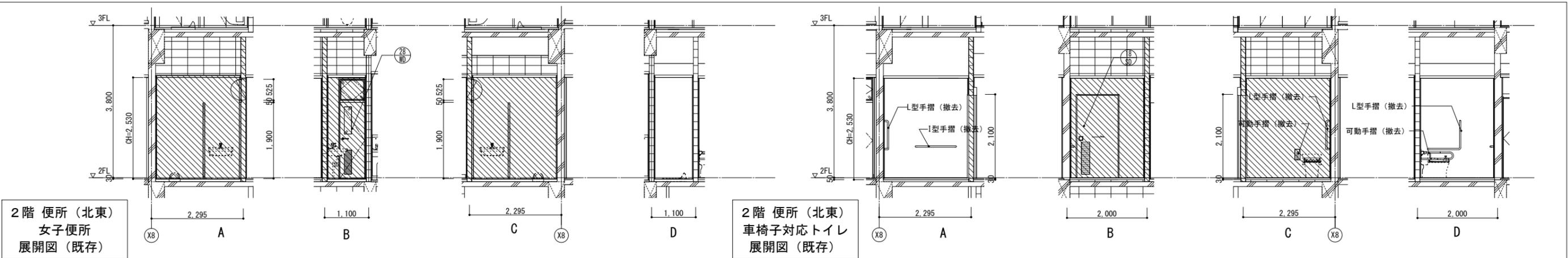
2階 便所 (南西)
男子便所
展開図 (既存)



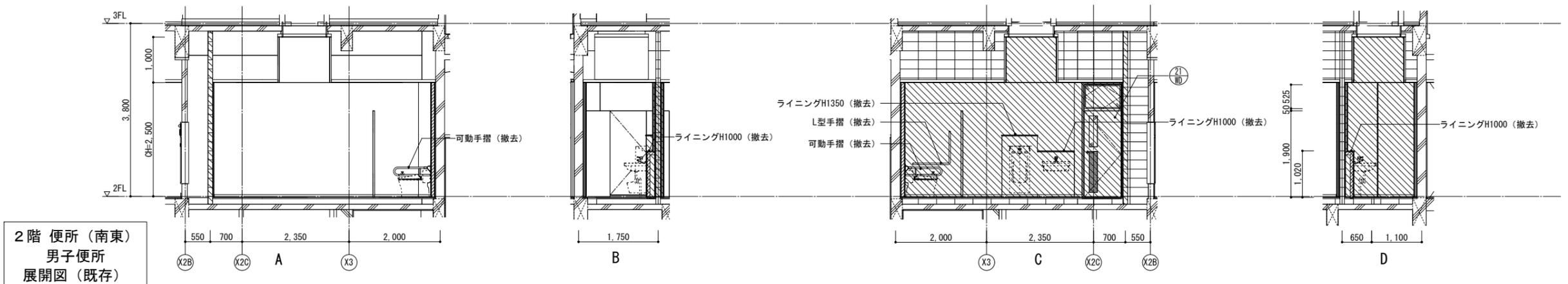
2階 便所 (南西)
女子便所
展開図 (既存)

既存

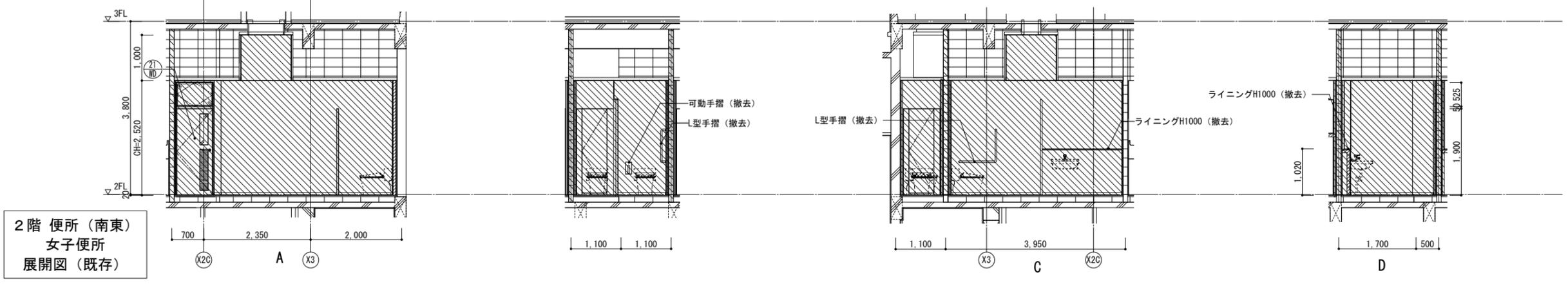
	一級建築士事務所 埼玉県(1)第11789号 一級建築士登録 第323324号 千葉 聡	承認	審査	検図	製図	特記 ・ 既存建物竣工当時の既存図面において一部不整合があるため、工事着手前に現地調査を行い、既設取合部は実測し、設計図書通り行えない場合は、監督員と協議の上、施工のこと。 ・ 既存仕上及び下地が作業に支障をきたす場合は作業範囲で最小の範囲で撤去復旧のこと。	業務番号 23110	工事名称 鶴ヶ島中学校大規模改修工事 図面内容 便所 展開図 (2) (既存)	縮尺 A3:S=1/100	図面 区分 図面 番号 建築意匠 A-092
	・ 工事範囲外の部分であってもクリーニングを行うこと。 ・ 各アスファルト防水層 (撤去部) はアスベスト含有見込みとしており、本工事内でアスベスト含有建材サンプリング調査を行うこと。調査箇所は3棟体 (校舎棟 2階屋上、校舎棟 R階屋上、校舎棟 各階便所) とする。調査の結果、アスベスト含有建材ではないと判明した場合は設計変更の対象とする。									



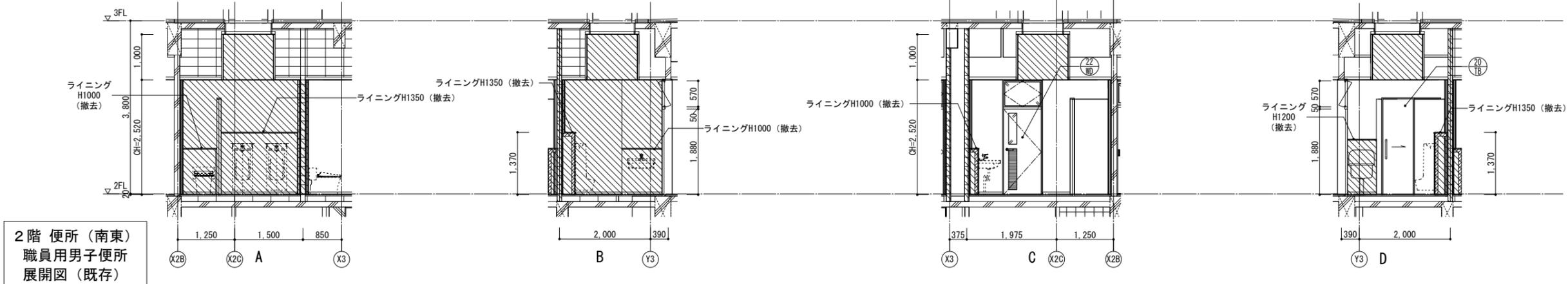
<p>KUJI ARCHITECTS STUDIO 株式会社 久慈設計 埼玉事務所 埼玉県さいたま市桜区西郷8-20-27 サニープレイス201号 TEL.048-789-6033</p>	<p>一級建築士事務所 埼玉県(1)第11789号</p> <p>一級建築士登録 第323324号 千葉 聡</p>	承認	審査	検図	製図	<p>特記</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存建物竣工当時の既存図面において一部不整合があるため、工事着手前に現地調査を行い、既設取合部は実測し、設計図書通り行えない場合は、監督員と協議の上、施工のこと。 ・既存仕上及び下地が作業に支障をきたす場合は作業範囲で最小の範囲で撤去復旧のこと。 	<p>業務番号</p> <p>23110</p>	<p>工事名称</p> <p>鶴ヶ島中学校大規模改修工事</p>	<p>図面内容</p> <p>便所 展開図 (3) (既存)</p>	<p>縮尺</p> <p>A3:S=1/100</p>	<p>図面区分</p> <p>建築意匠</p>	<p>図番</p> <p>A-093</p>
	<p>・工事範囲外の部分であってもクリーニングを行うこと。</p> <p>・各アスファルト防水層(撤去部)はアスベスト含有見込みとしており、本工区内でアスベスト含有建材サンプリング調査を行うこと。調査箇所は3棟(校舎棟 2階屋上、校舎棟 R階屋上、校舎棟 各階便所)とする。調査の結果、アスベスト含有建材ではないと判明した場合は設計変更の対象とする。</p>											



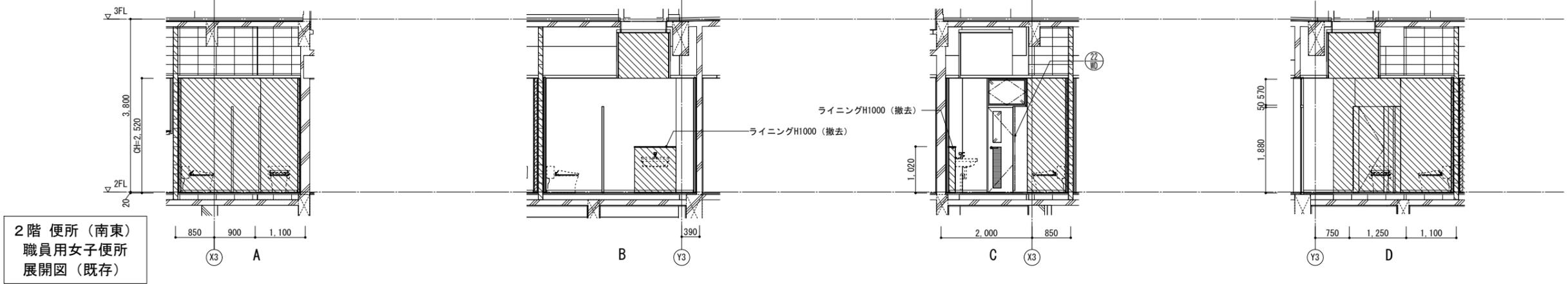
2階 便所 (南東)
男子便所
展開図 (既存)



2階 便所 (南東)
女子便所
展開図 (既存)



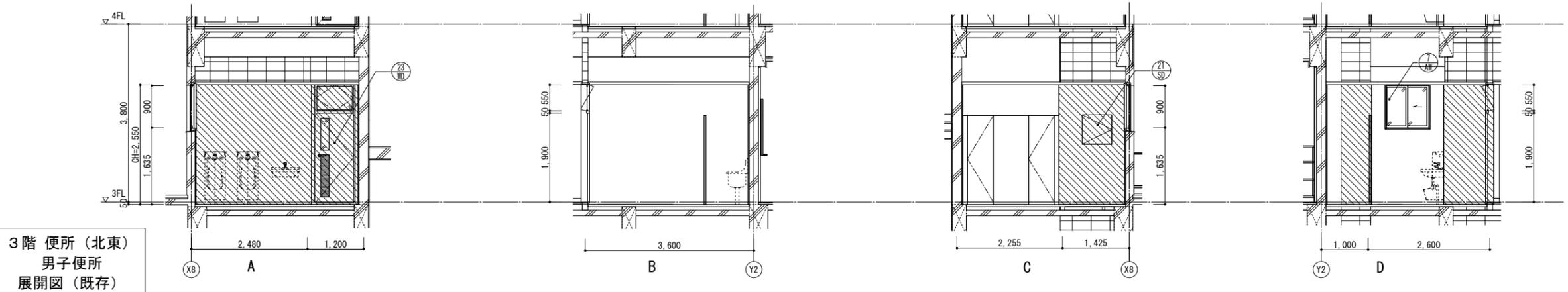
2階 便所 (南東)
職員用男子便所
展開図 (既存)



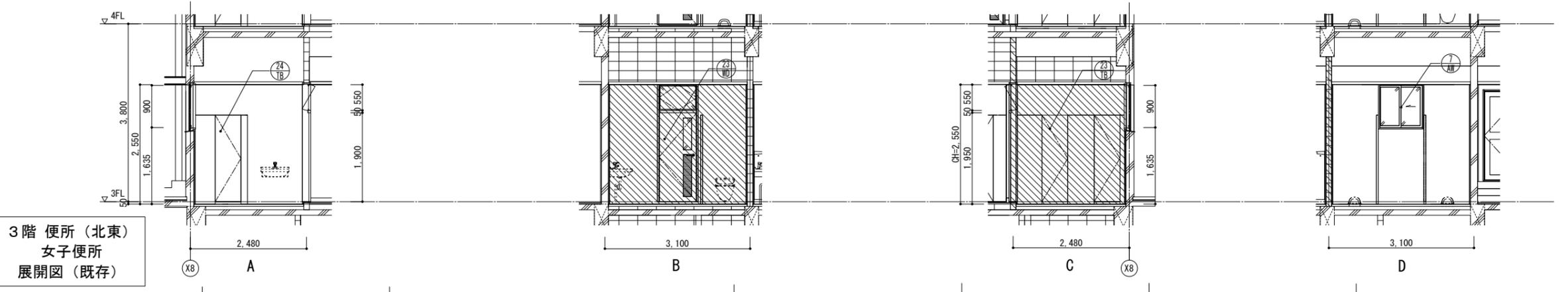
2階 便所 (南東)
職員用女子便所
展開図 (既存)

既存

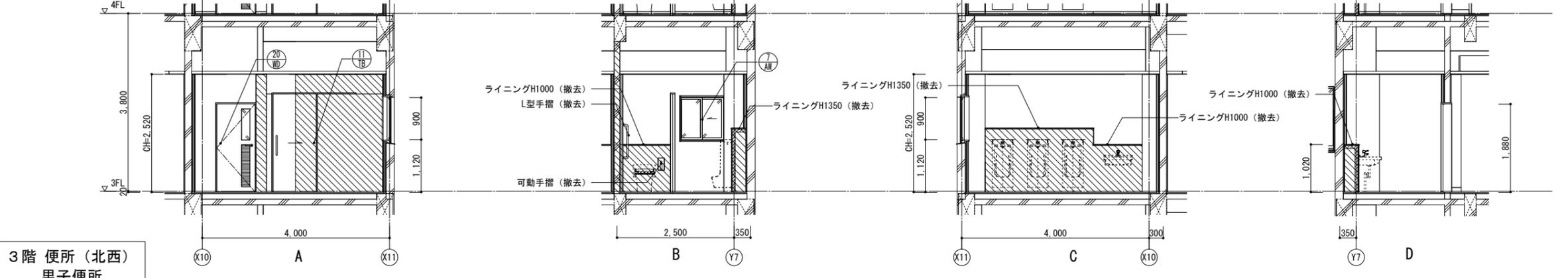
	一級建築士事務所 埼玉県(1)第11789号 一級建築士登録 第323324号 千葉 聡	承認	審査	検図	製図	特記 ・ 既存建物竣工当時の既存図面において一部不整合があるため、工事着手前に現地調査を行い、既設取合部は実測し、設計図書通り行えない場合は、監督員と協議の上、施工のこと。 ・ 既存仕上及び下地が作業に支障をきたす場合は作業範囲まで最小の範囲で撤去復旧のこと。	業務番号 23110	工事名称 鶴ヶ島中学校大規模改修工事 図面内容 便所 展開図 (4) (既存)	縮尺 A3:S=1/100	図面区分 建築意匠 図面番号 A-094
	・ 工事範囲外の部分であってもクリーニングを行うこと。 ・ 各アスファルト防水層 (撤去部) はアスベスト含有見込みとしており、本工区内でアスベスト含有建材サンプリング調査を行うこと。調査箇所は3棟体 (校舎棟 2階屋上、校舎棟 R階屋上、校舎棟 各階便所) とする。調査の結果、アスベスト含有建材ではないと判明した場合は設計変更の対象とする。									



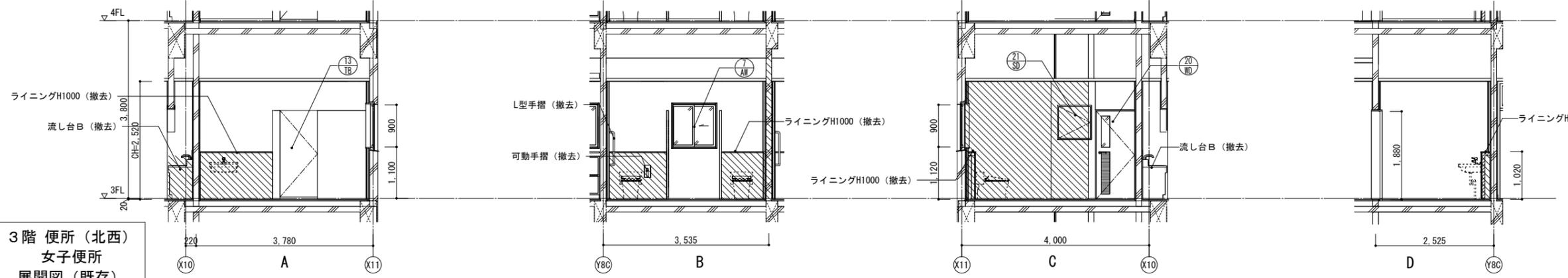
3階 便所 (北東)
男子便所
展開図 (既存)



3階 便所 (北東)
女子便所
展開図 (既存)



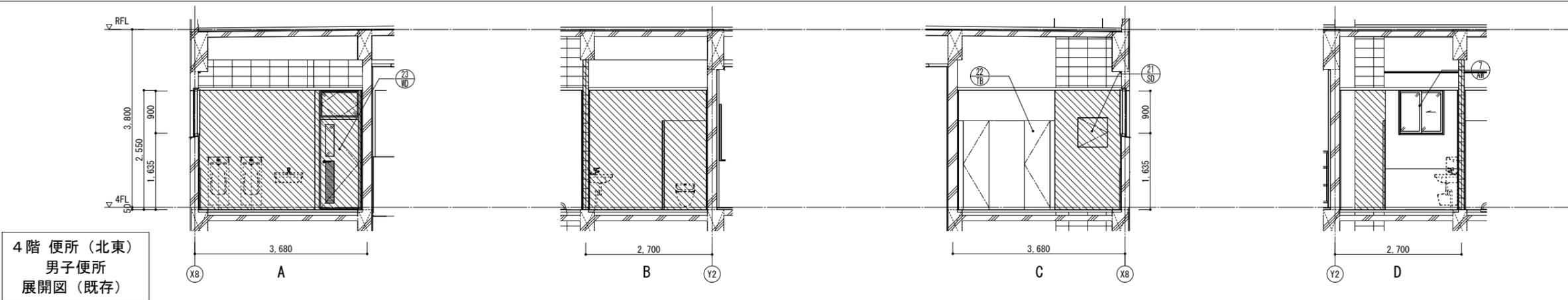
3階 便所 (北西)
男子便所
展開図 (既存)



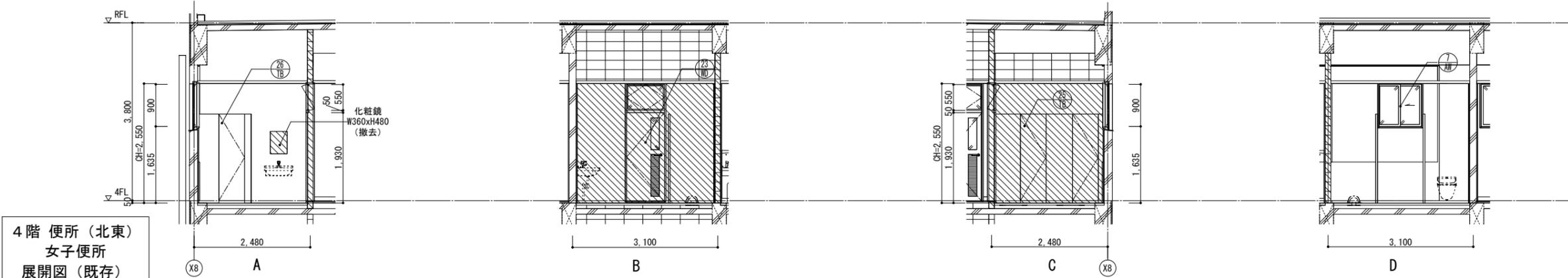
3階 便所 (北西)
女子便所
展開図 (既存)

既存

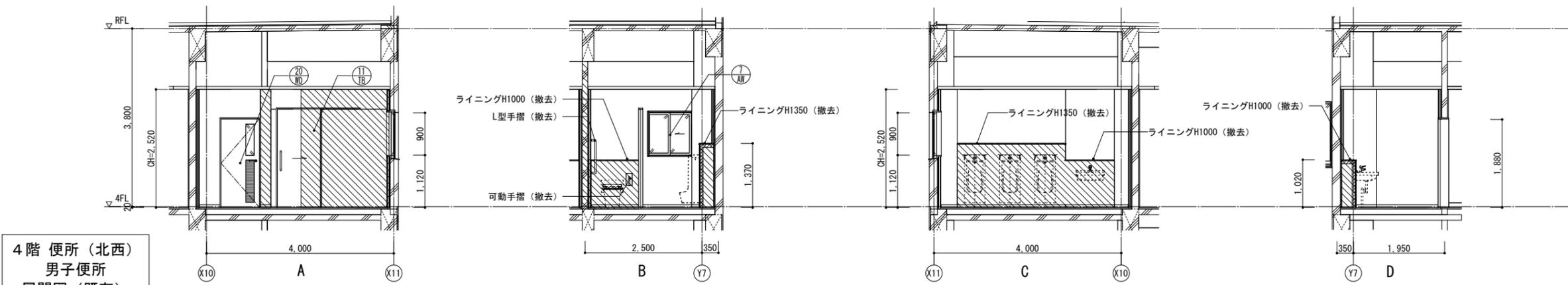
<p>久慈設計 埼玉事務所 埼玉県さいたま市桜区西郷8-20-27 サニープレイス201号 TEL.048-789-6033</p>	<p>一級建築士事務所 埼玉県(1)第11789号</p> <p>一級建築士登録 第323324号 千葉 聡</p>	承認	審査	検図	製図	<p>特記</p> <ul style="list-style-type: none"> 既存建物竣工当時の既存図面において一部不整合があるため、工事着手前に現地調査を行い、既設取合部は実測し、設計図書通り行えない場合は、監督員と協議の上、施工のこと。 既存仕上がり及び下地が作業に支障をきたす場合は作業範囲で最小の範囲で撤去復旧のこと。 	<p>業務番号</p> <p>23110</p> <p>工事名称</p> <p>鶴ヶ島中学校大規模改修工事</p>	<p>図面内容</p> <p>便所 展開図 (5) (既存)</p>	<p>縮尺</p> <p>A3:S=1/100</p>	<p>図面区分</p> <p>建築意匠</p> <p>図面番号</p> <p>A-095</p>
	<p>・工事範囲外の部分であってもクリーニングを行うこと。</p> <p>・各アスファルト防水層 (撤去部) はアスベスト含有見込みとしており、本工区内でアスベスト含有建材サンプリング調査を行うこと。調査箇所は3棟体 (校舎棟 2階屋上、校舎棟 R階屋上、校舎棟 各階便所) とする。調査の結果、アスベスト含有建材ではないと判明した場合は設計変更の対象とする。</p>									



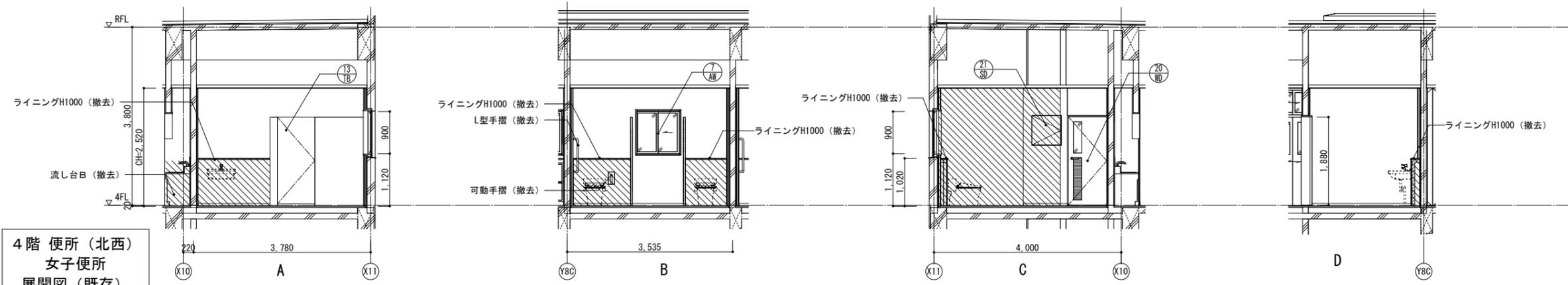
4階 便所 (北東)
男子便所
展開図 (既存)



4階 便所 (北東)
女子便所
展開図 (既存)



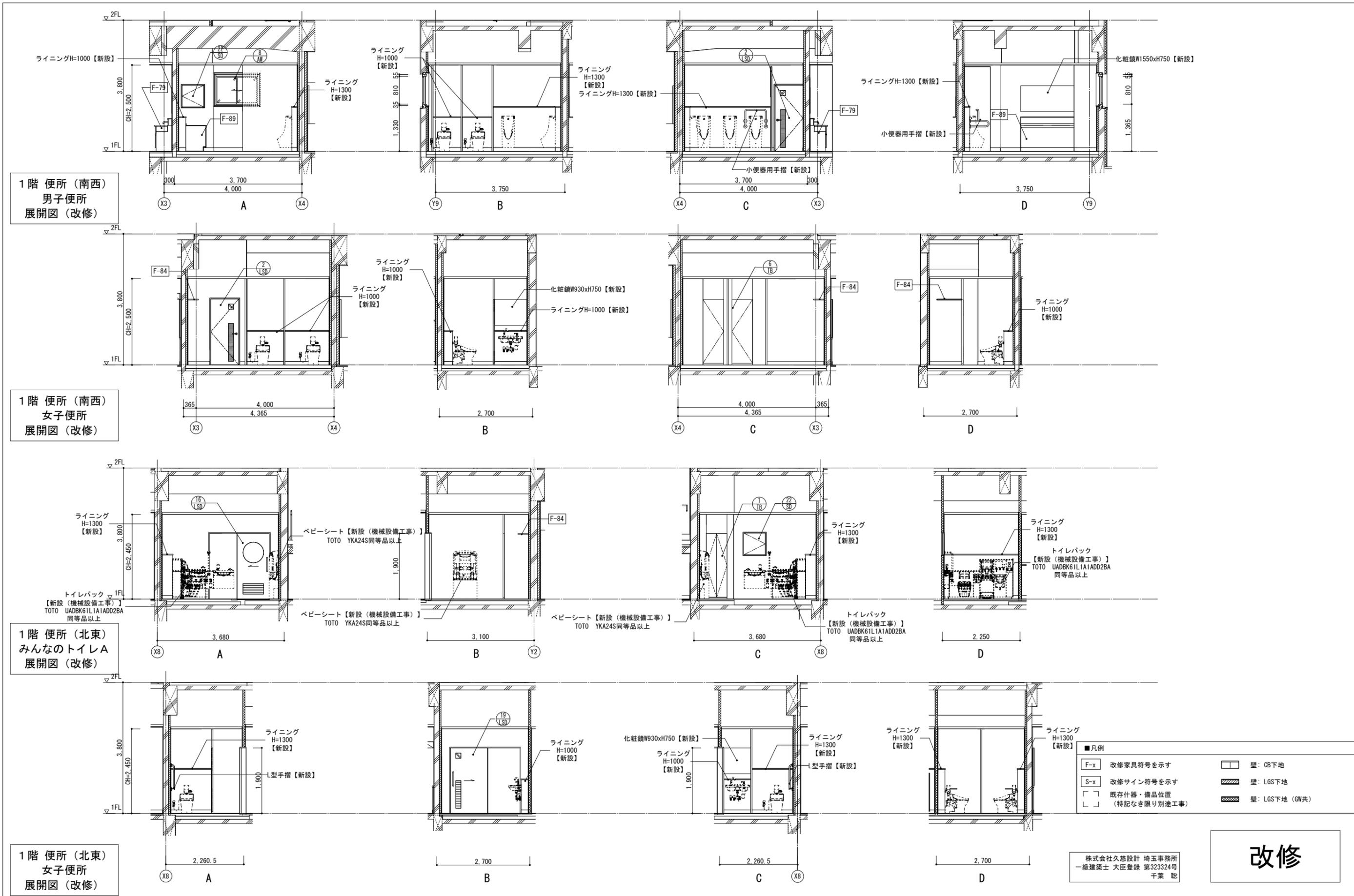
4階 便所 (北西)
男子便所
展開図 (既存)



4階 便所 (北西)
女子便所
展開図 (既存)

既存

<p>久慈設計 埼玉事務所 埼玉県さいたま市桜区西郷8-20-27 サニープレイス201号 TEL.048-789-6033</p>	<p>一級建築士事務所 埼玉県(1)第11789号</p> <p>一級建築士登録 第323324号 千葉 聡</p>	承認	審査	検図	製図	<p>特記</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存建物竣工当時の既存図面において一部不整合があるため、工事着手前に現地調査を行い、既設取合部は実測し、設計図書通り行えない場合は、監督員と協議の上、施工のこと。 ・既存仕上及び下地が作業に支障をきたす場合は作業範囲で最小の範囲で撤去復旧のこと。 	<p>業務番号</p> <p>23110</p> <p>工事名称</p> <p>鶴ヶ島中学校大規模改修工事</p>	<p>図面内容</p> <p>便所 展開図 (6) (既存)</p>	<p>縮尺</p> <p>A3:S=1/100</p>	<p>図面区分</p> <p>建築意匠</p> <p>図面番号</p> <p>A-096</p>
	<p>・工事範囲外の部分であってもクリーニングを行うこと。</p> <p>・各アスファルト防水層 (撤去部) はアスベスト含有見込みとしており、本工区内でアスベスト含有建材サンプリング調査を行うこと。調査箇所は3棟体 (校舎棟 2階屋上、校舎棟 R階屋上、校舎棟 各階便所) とする。調査の結果、アスベスト含有建材ではないと判明した場合は設計変更の対象とする。</p>									

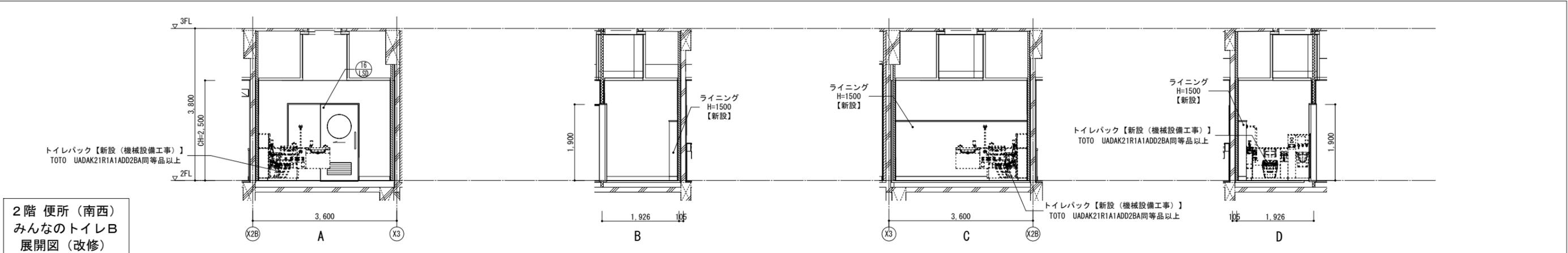


改修

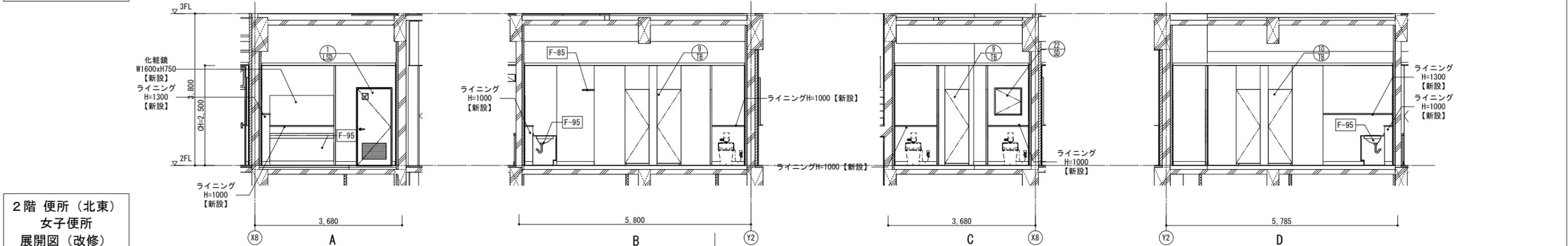
株式会社久慈設計 埼玉事務所
 一級建築士 大臣登録 第323324号
 千葉 聡

	一級建築士事務所 埼玉県(1)第11789号	承認	審査	検図	製図	特記 ・既存建物竣工当時の既存図面において一部不整合があるため、工事着手前に現地調査を行い、既設取合部は実測し、設計図書通り行えない場合は、監督員と協議の上、施工のこと。 ・既存仕上及び下地が作業に支障をきたす場合は作業範囲まで最小の範囲で撤去復旧のこと。	業務番号 23110 工事名称 鶴ヶ島中学校大規模改修工事 図面内容 便所 展開図 (1) (改修)	縮尺 A3:S=1/100 図号 建築意匠 A-097
	一級建築士登録 第323324号 千葉 聡					・新設する天井点検口の位置については、電気設備工事・機械設備工事と調整を行い、監督員と協議の上、決定すること。 ・【全面EP-G】は、下地調整RB種の上、EP-G塗装とする。 ・【全面SOP】は、下地調整RB種の上、SOP塗装とする。 ・【全面DP】は、下地調整RB種の上、DP塗装とする。		

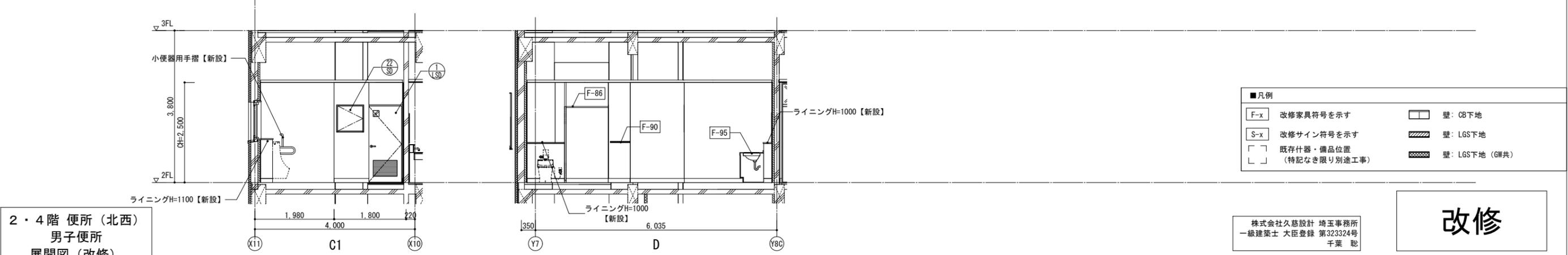
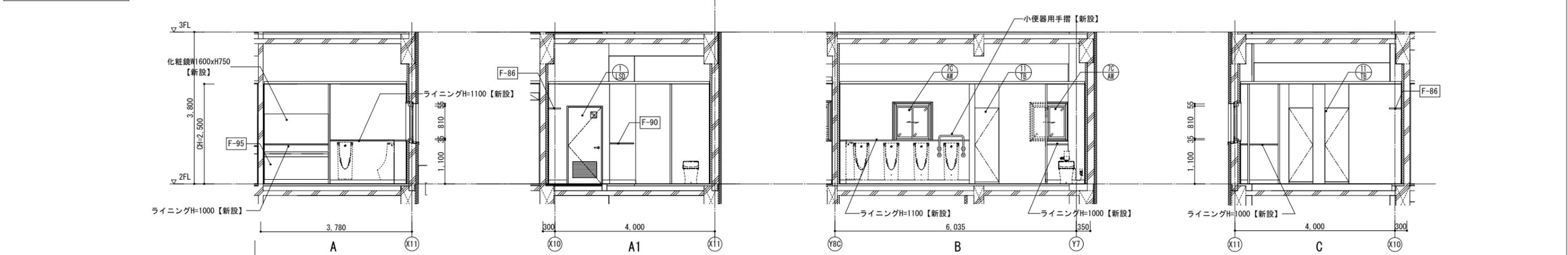




2階 便所 (南西)
みんなのトイレB
展開図 (改修)



2階 便所 (北東)
女子便所
展開図 (改修)



2・4階 便所 (北西)
男子便所
展開図 (改修)

■凡例

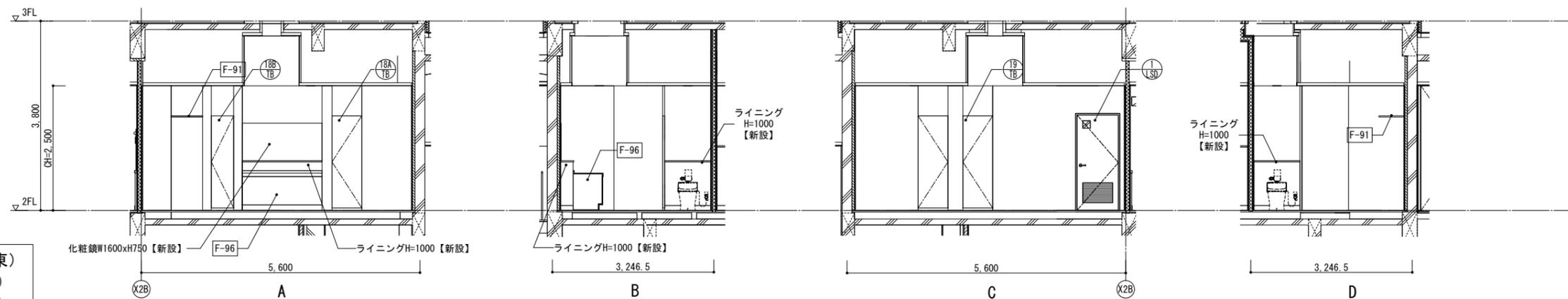
F-x	改修家具符号を示す	[]	壁: GB下地
S-x	改修サイン符号を示す	[]	壁: LGS下地
[]	既存什器・備品位置 (特記なき限り別途工事)	[]	壁: LGS下地 (GW共)

株式会社久慈設計 埼玉事務所
一級建築士 大臣登録 第323324号
千葉 聡

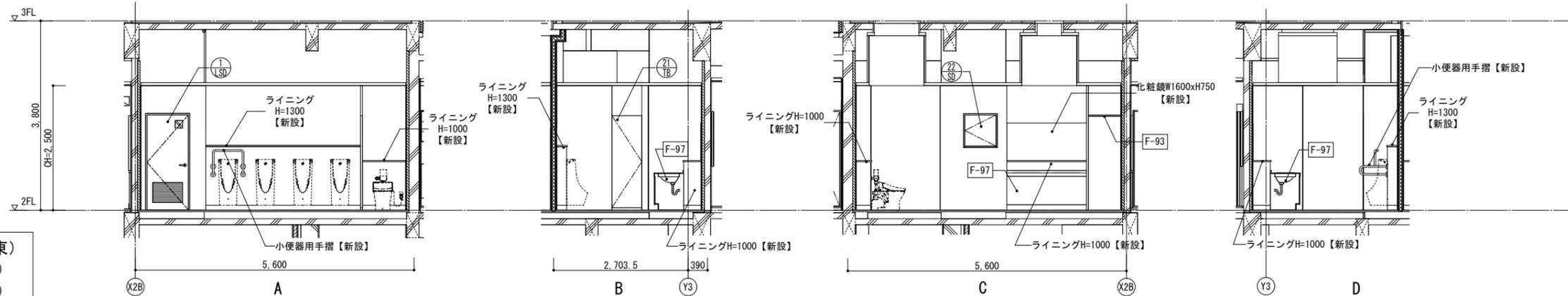
改修

	一級建築士事務所 埼玉県(1)第11789号 一級建築士登録 第323324号 千葉 聡	承認	審査	検図	製図	特記 ・既存建物竣工当時の既存図面において一部不整合があるため、工事着手前に現地調査を行い、既設取合部は実測し、設計図書通り行えない場合は、監督員と協議の上、施工のこと。 ・既存仕上がり及び下地が作業に支障をきたす場合は作業範囲で最小の範囲で撤去復旧のこと。	業務番号 23110	工事名称 鶴ヶ島中学校大規模改修工事 図面内容 便所 展開図 (3) (改修)	縮尺 A3:S=1/100	図面区分 建築意匠 図面番号 A-099
	・新設する天井点検口の位置については、電気設備工事・機械設備工事と調整を行い、監督員と協議の上、決定すること。 ・【全面EP-G】は、下地調整RB種の上、EP-G塗装とする。 ・【全面SOP】は、下地調整RB種の上、SOP塗装とする。 ・【全面DP】は、下地調整RB種の上、DP塗装とする。									

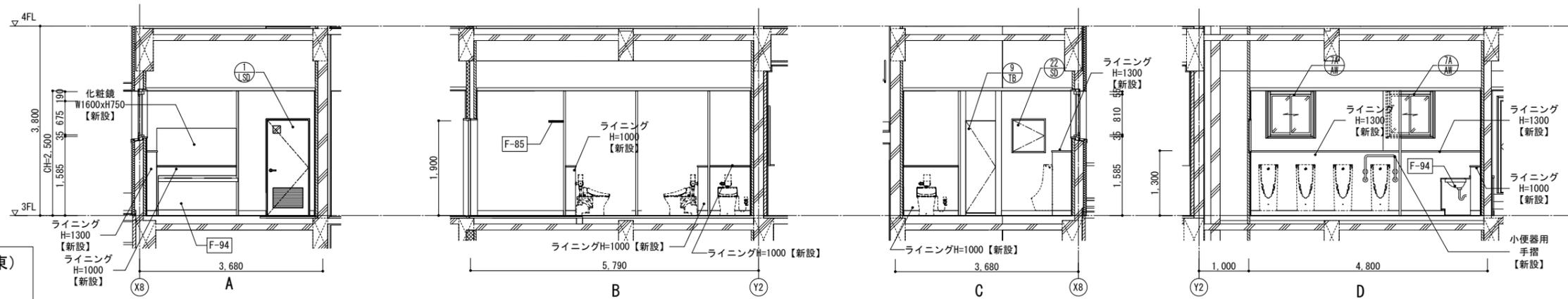
2階 便所 (南東)
職員便所 (女)
展開図 (改修)



2階 便所 (南東)
職員便所 (男)
展開図 (改修)



3階 便所 (北東)
男子便所
展開図 (改修)



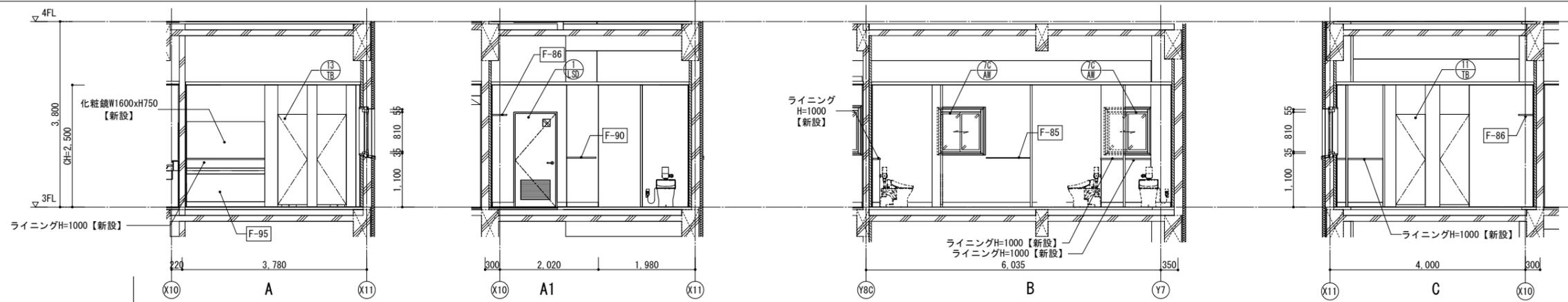
■凡例

F-x	改修家具符号を示す	□	壁: CB下地
S-x	改修サイン符号を示す	▨	壁: LGS下地
□	既存什器・備品位置	▨	壁: LGS下地 (GW共)
┌┐	(特記なき限り別途工事)		

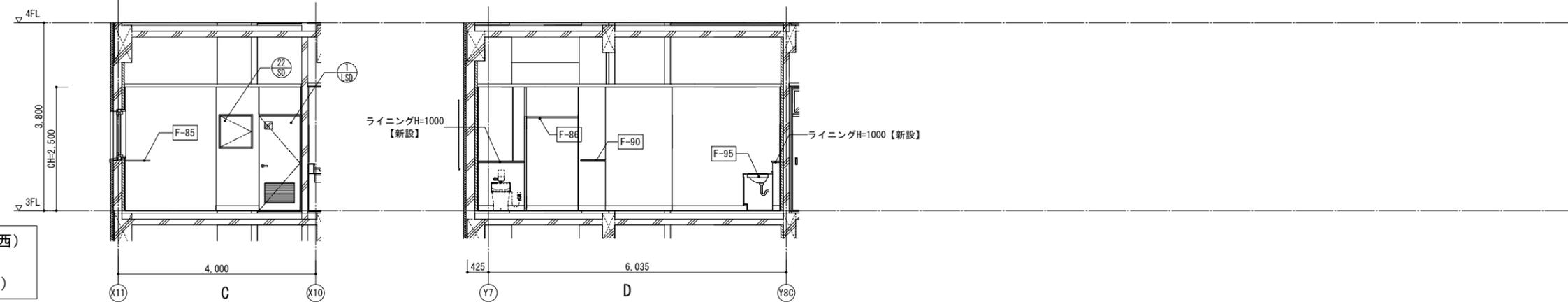
株式会社久慈設計 埼玉事務所
一級建築士 大臣登録 第323324号
千葉 聡

改修

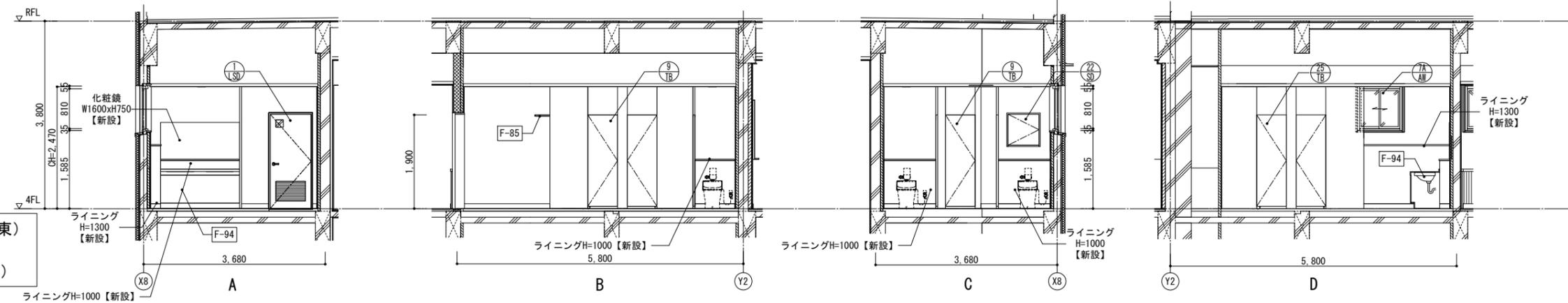
	一級建築士事務所 埼玉県(1)第11789号	承認	審査	検図	製図	特記	業務番号 23110 工事名称 鶴ヶ島中学校大規模改修工事 図面内容 便所 展開図(4) (改修) 縮尺 A3:S=1/100 図面区分 建築意匠 図番番号 A-100
	一級建築士登録 第323324号 千葉 聡					・既存建物竣工当時の既存図面において一部不整合があるため、工事着手前に現地調査を行い、既設取合部は実測し、設計図書通り行えない場合は、監督員と協議の上、施工のこと。 ・【全面EP-G】は、下地調整RB種の上、EP-G塗装とする。 ・【全面SOP】は、下地調整RB種の上、SOP塗装とする。 ・【全面DP】は、下地調整RB種の上、DP塗装とする。 ・新設する天井点検口の位置については、電気設備工事・機械設備工事と調整を行い、監督員と協議の上、決定すること。	



3階 便所 (北西)
女子便所
展開図 (改修)



4階 便所 (北東)
女子便所
展開図 (改修)



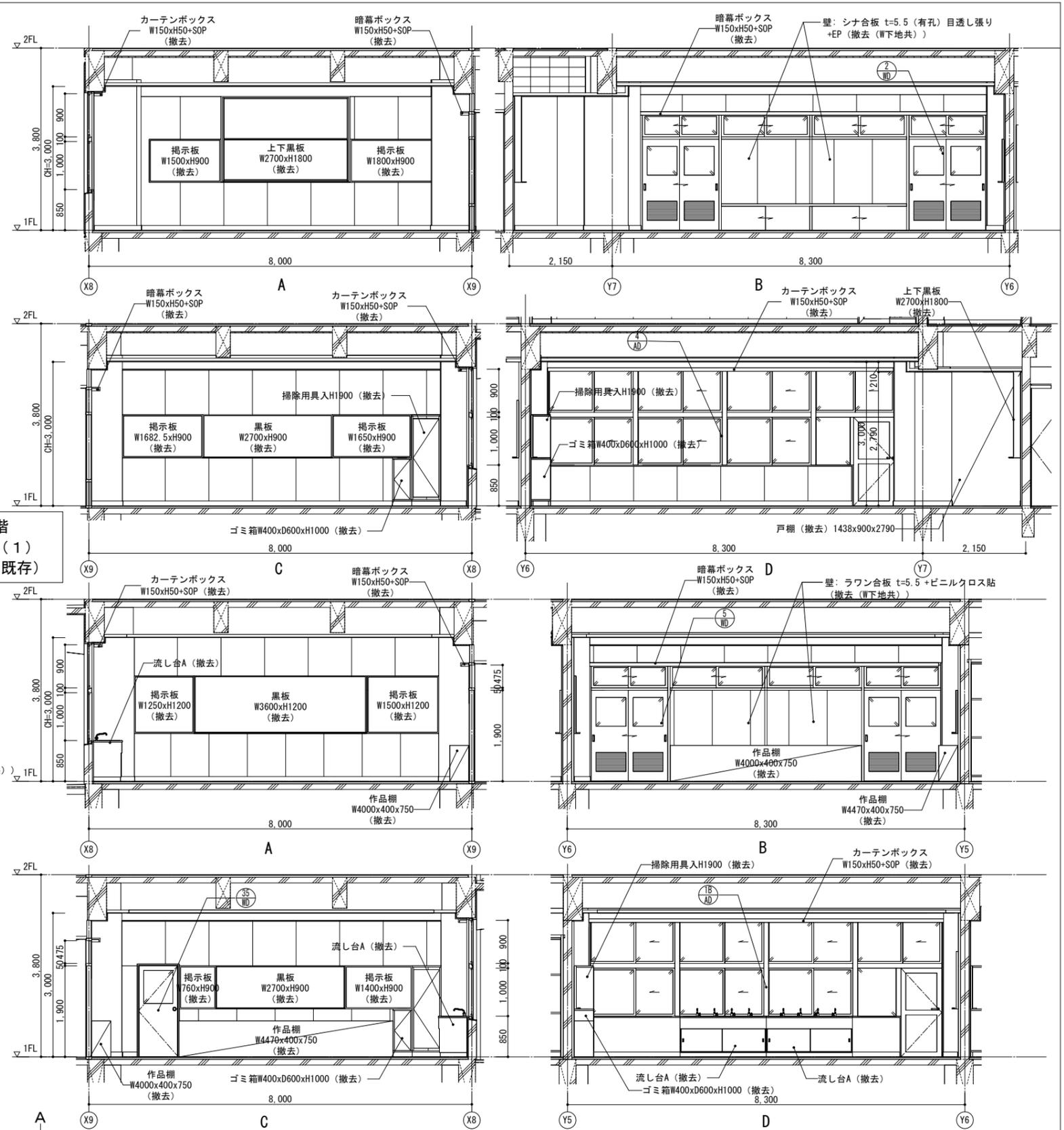
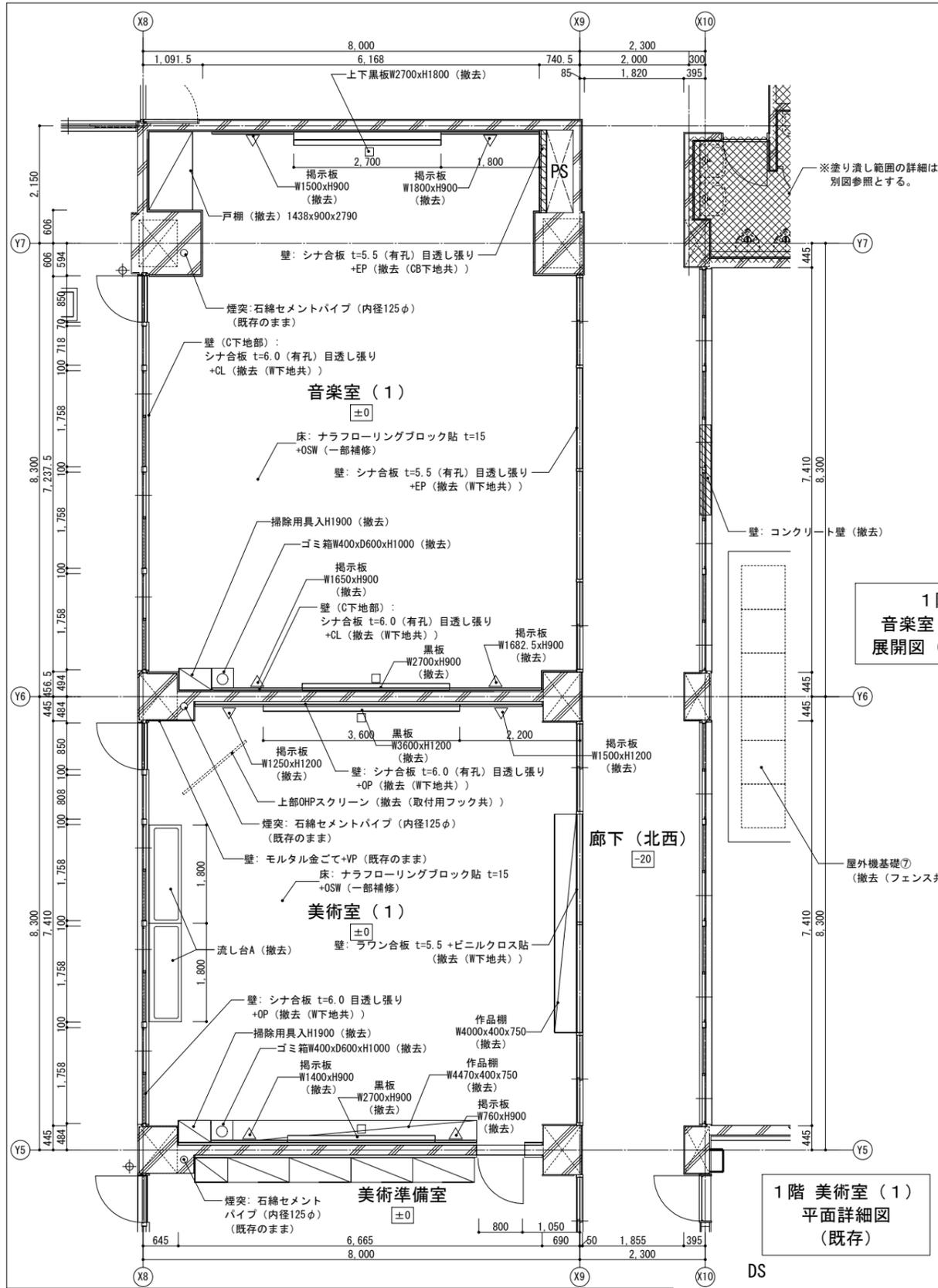
■凡例

F-x	改修家具符号を示す	□	壁: CB下地
S-x	改修サイン符号を示す	▨	壁: LGS下地
□	既存什器・備品位置 (特記なき限り別途工事)	▨	壁: LGS下地 (GW共)

株式会社久慈設計 埼玉事務所
一級建築士 大臣登録 第323324号
千葉 聡

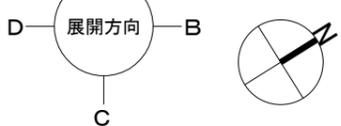
改修

	一級建築士事務所 埼玉県(1)第11789号	承認	審査	検図	製図	特記	業務番号	工事名称	縮尺	図面区分	建築意匠
	一級建築士登録 第323324号 千葉 聡					<ul style="list-style-type: none"> 既存建物竣工当時の既存図面において一部不整合があるため、工事着手前に現地調査を行い、既設取合部は実測し、設計図書通り行えない場合は、監督員と協議の上、施工のこと。 既存仕上及び下地が作業に支障をきたす場合は作業範囲まで最小の範囲で撤去復旧のこと。 新設する天井点検口の位置については、電気設備工事・機械設備工事と調整を行い、監督員と協議の上、決定すること。 【全面EP-G】は、下地調整RB種の上、EP-G塗装とする。 【全面SOP】は、下地調整RB種の上、SOP塗装とする。 【全面DP】は、下地調整RB種の上、DP塗装とする。 	23110	鶴ヶ島中学校大規模改修工事 便所 展開図 (5) (改修)			



■凡例

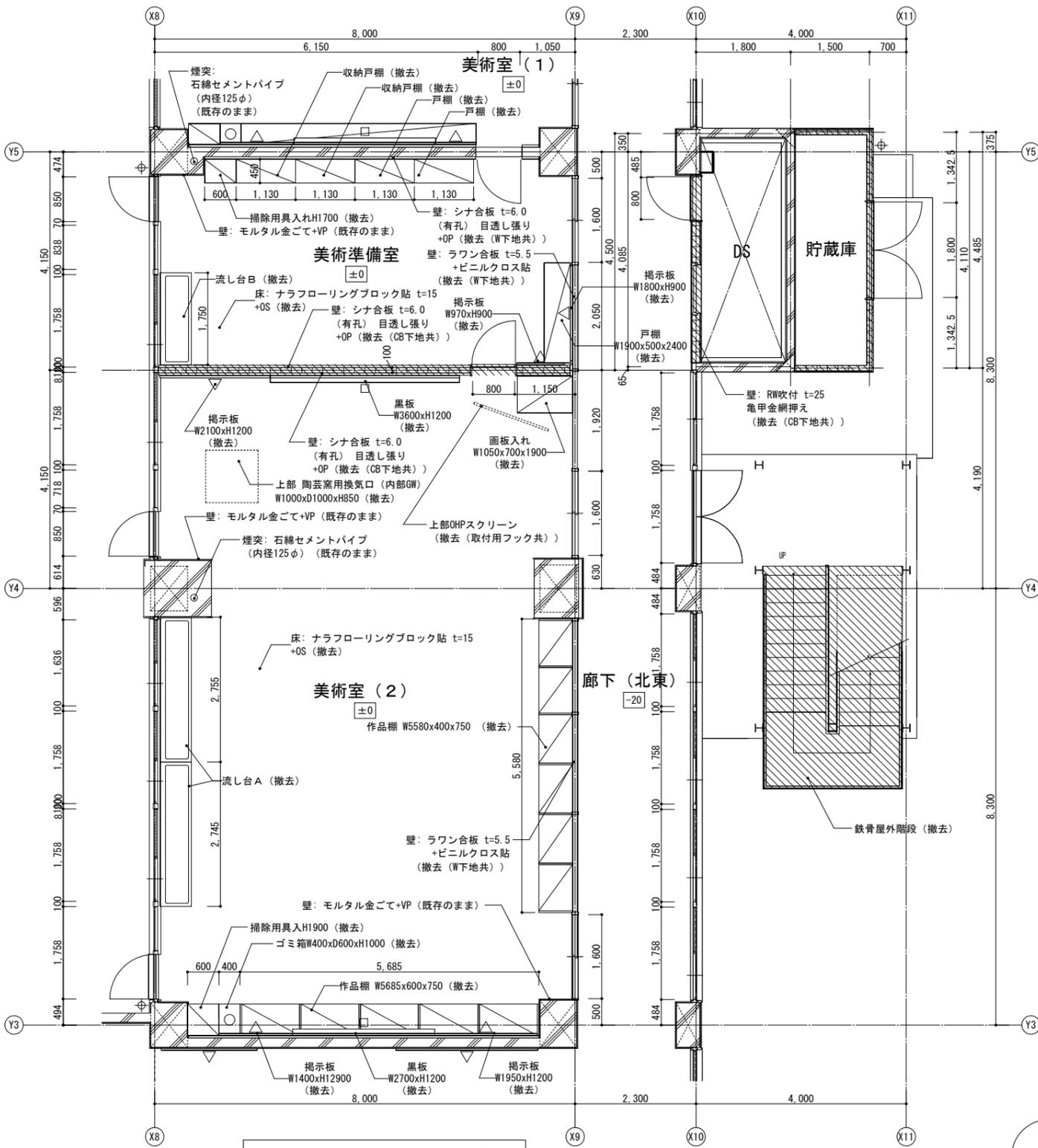
	既存 床下点検口		壁: CB下地		掲示板 (撤去)
	FLからの仕上げ高さ		壁: LGS下地		ホワイトボード・黒板 (撤去)
	撤去範囲		壁: LGS下地 (GW共)		既存什器・備品位置 (特記なき限り別途工事)



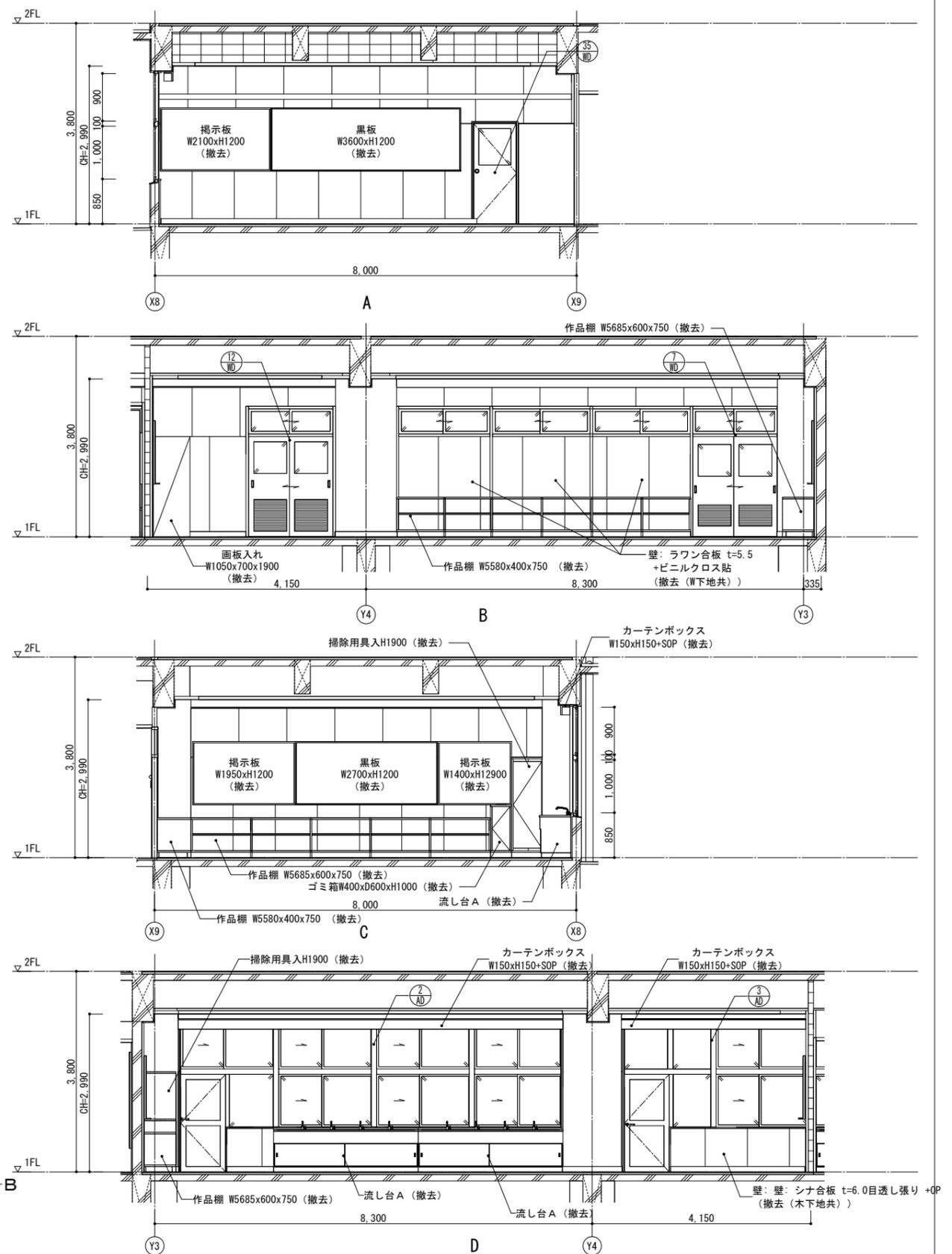
1階 美術室 (1) 展開図 (既存)

既存

	一級建築士事務所 埼玉県(1)第11789号 一級建築士登録 第323324号 千葉 聡	承認	審査	検図	製図	特記 ・既存建物竣工当時の既存図面において一部不整合があるため、工事着手前に現地調査を行い、既設取合部は実測し、設計図書通り行えない場合は、監督員と協議の上、施工のこと。 ・既存仕上げ及び下地が作業に支障をきたす場合は作業範囲で最小の範囲で撤去復旧のこと。	業務番号 23110	工事名称 鶴ヶ島中学校大規模改修工事 図面内容 1階 音楽室 (1) 等 詳細図 (既存)	縮尺 A3:S=1/100	図面区分 建築意匠 図面番号 A-102
	・工事範囲外の部分であってもクリーニングを行うこと。 ・各アスファルト防水層 (撤去部) はアスベスト含有見込みとしており、本工区内でアスベスト含有建材サンプリング調査を行うこと。調査箇所は3棟体 (校舎棟 2階屋上、校舎棟 R階屋上、校舎棟 各階便所) とする。調査の結果、アスベスト含有建材ではないと判明した場合は設計変更の対象とする。									



1階 美術室(2)・美術準備室
平面詳細図(既存)



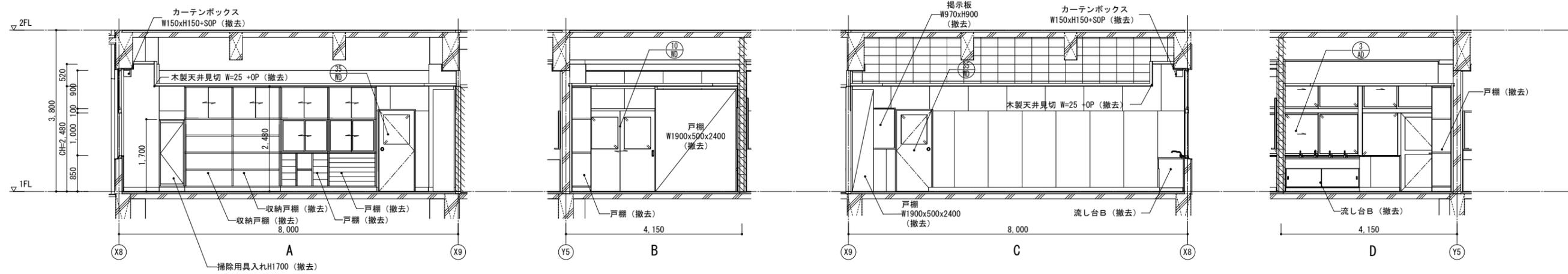
1階 美術室(2) 展開図(既存)

既存

■凡例

	既存 床下点検口		壁: CB下地		掲示板(撤去)
	F.Lからの仕上げ高さ		壁: LGS下地		ホワイトボード・黒板(撤去)
	撤去範囲		壁: LGS下地 (GW共)		既存什器・備品位置 (特記なき限り別途工事)

 埼玉県さいたま市桜区西郷3-20-27 サニープレイス201号 TEL.048-789-6033	一級建築士事務所 埼玉県(1)第11789号 一級建築士登録 第323324号 千葉 聡	承認	審査	検図	製図	特記 ・既存建物竣工当時の既存図面において一部不整合があるため、工事着手前に現地調査を行い、既設取合部は実測し、設計図書通り行えない場合は、監督員と協議の上、施工のこと。 ・既存仕上げ及び下地が作業に支障をきたす場合は作業範囲で最小の範囲で撤去復旧のこと。	業務番号 23110	工事名称 鶴ヶ島中学校大規模改修工事 図面内容 1階 美術室(2)等 詳細図(1) (既存)	縮尺 A3:S=1/100	図面区分 建築意匠 図面番号 A-104
	・工事範囲外の部分であってもクリーニングを行うこと。 ・各アスファルト防水層(撤去部)はアスベスト含有見込みとしており、本工事でアスベスト含有建材サンプリング調査を行うこと。調査箇所は3棟(校舎棟2階屋上、校舎棟R階屋上、校舎棟各階便所)とする。調査の結果、アスベスト含有建材ではないと判明した場合は設計変更の対象とする。									

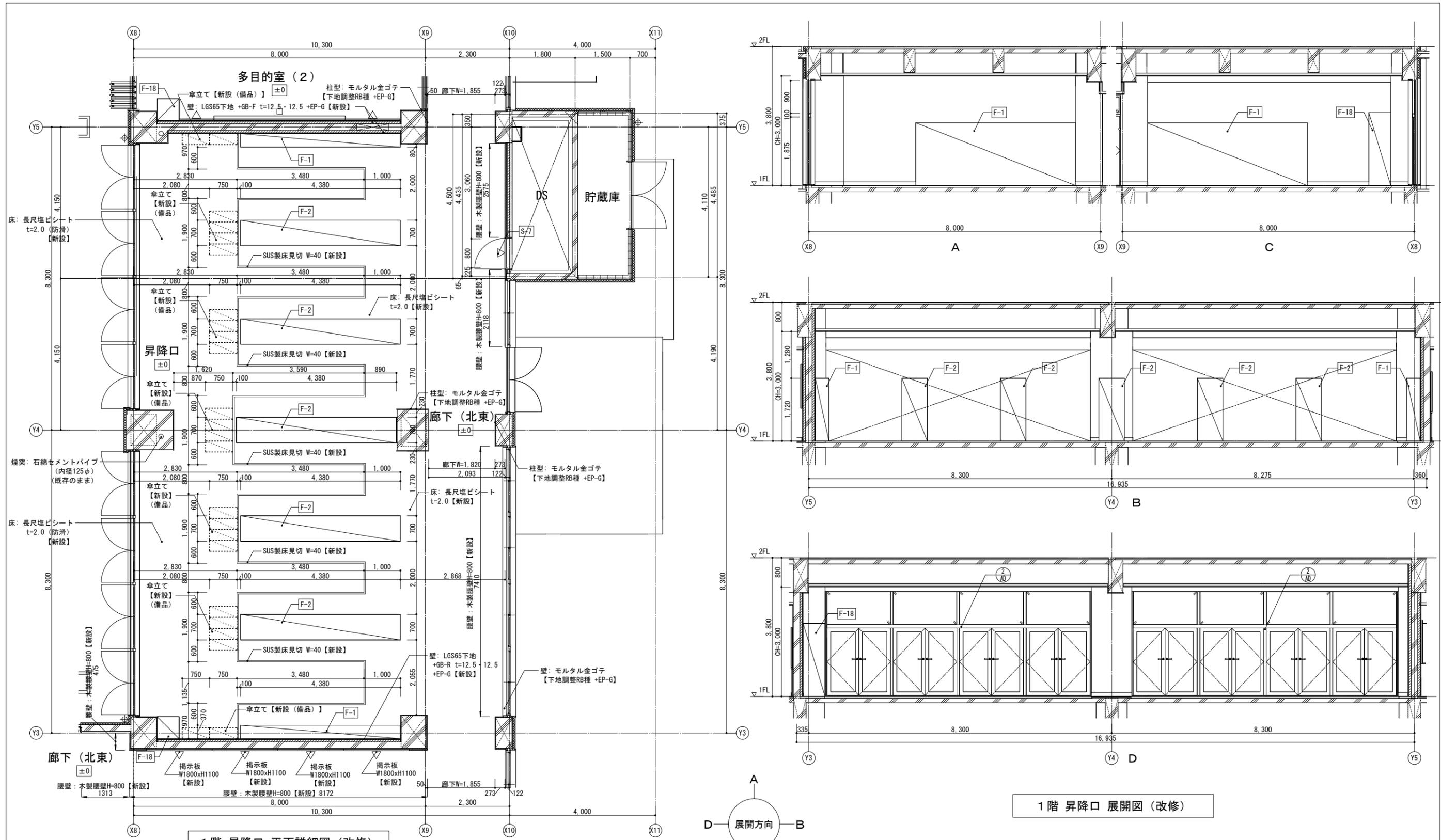


1階 美術準備室 展開図 (既存)

■凡例	
	既存什器・備品位置 (特記なき限り別途工事)
	撤去範囲
	壁: CB下地
	壁: LGS下地
	壁: LGS下地 (GW共)

既存

 埼玉県さいたま市桜区西郷3-20-27 サニープレイス201号 TEL.048-789-6033	一級建築士事務所 埼玉県(1)第11789号	承認	審査	検図	製図	特記 ・既存建物竣工当時の既存図面において一部不整合があるため、工事着手前に現地調査を行い、既設取合部は実測し、設計図書通り行えない場合は、監督員と協議の上、施工のこと。 ・既存仕上げ及び下地が作業に支障をきたす場合は作業範囲まで最小の範囲で撤去復旧のこと。	業務番号 23110	工事名称 鶴ヶ島中学校大規模改修工事	縮尺 A3:S=1/100	図面内容 1階 美術室(2)等 詳細図(2) (既存)	図面区分 建築意匠	図面番号 A-105
	一級建築士登録 第323324号 千葉 聡	・工事範囲外の部分であってもクリーニングを行うこと。 ・各アスファルト防水層(撤去部)はアスベスト含有見込みとしており、本工事内でアスベスト含有建材サンプリング調査を行うこと。調査箇所は3棟(校舎棟 2階屋上、校舎棟 R階屋上、校舎棟 各階便所)とする。調査の結果、アスベスト含有建材ではないと判明した場合は設計変更の対象とする。					図面内容 1階 美術室(2)等 詳細図(2) (既存)	縮尺 A3:S=1/100	図面区分 建築意匠	図面番号 A-105		



1階 昇降口 平面詳細図 (改修)

1階 昇降口 展開図 (改修)

改修

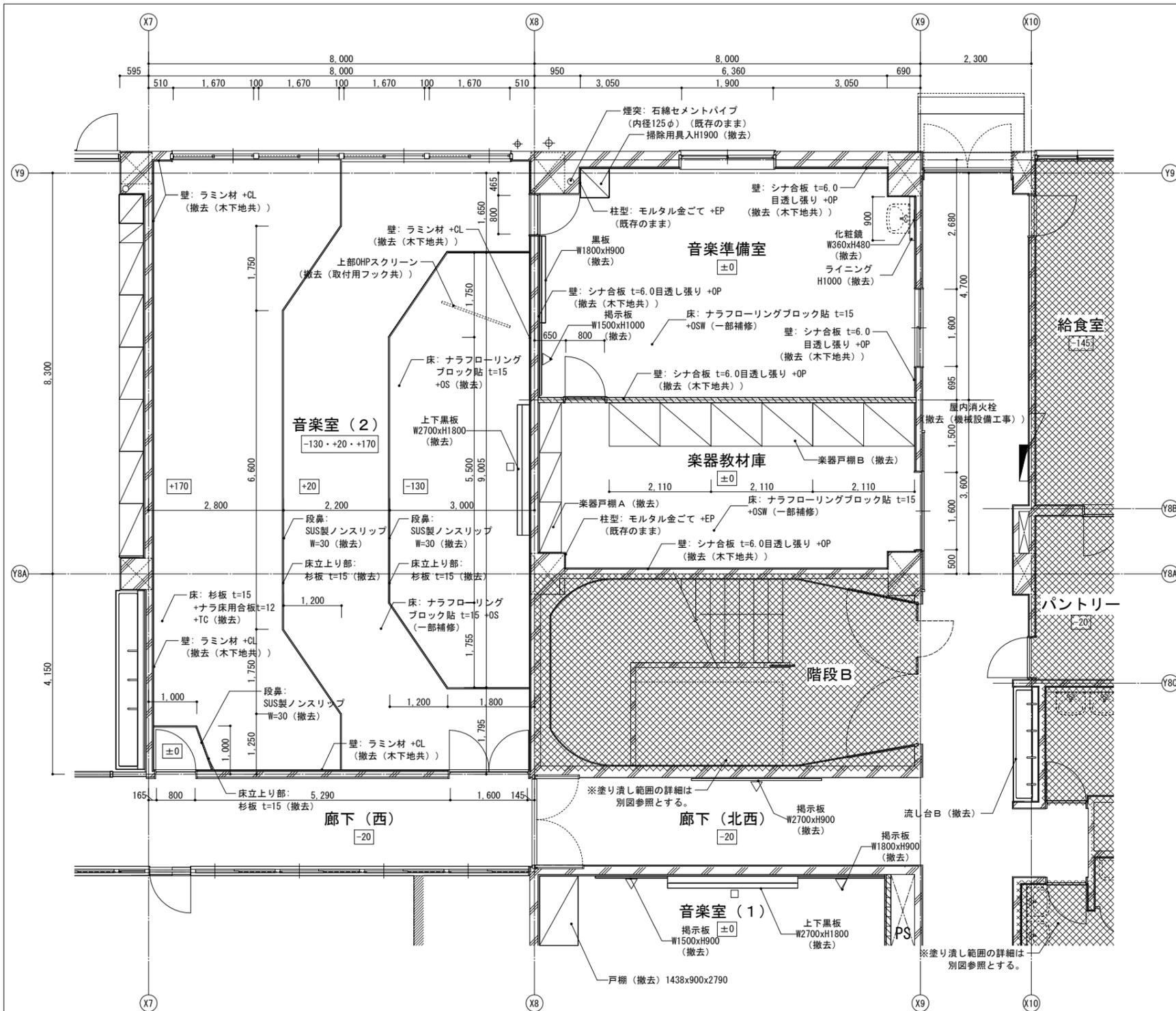
- | | | | |
|---|--|--|---|
| <p>■凡例</p> <ul style="list-style-type: none"> ☒ 既存 床下点検口 ±0 FLからの仕上げ高さ F-x 改修家具符号を示す S-x 改修サイン符号を示す | <ul style="list-style-type: none"> □ 壁: GB下地 ▨ 壁: LGS下地 ▩ 壁: LGS下地 (GW共) ▧ 視覚障害者誘導用床ブロック【新設】 | <ul style="list-style-type: none"> ▽ 室名札 平付【新設】 ▼ 室名札 突出【新設】 ◇ ピクトサイン 平付【新設】 ◆ ピクトサイン 突出【新設】 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 案内板【新設】 □ 掲示板【新設】 □ ホワイボード・黒板【新設】 □ 既存什器・備品位置 (特記なき限り別途工事) |
|---|--|--|---|

■特記事項
・下足数は960足を想定する。

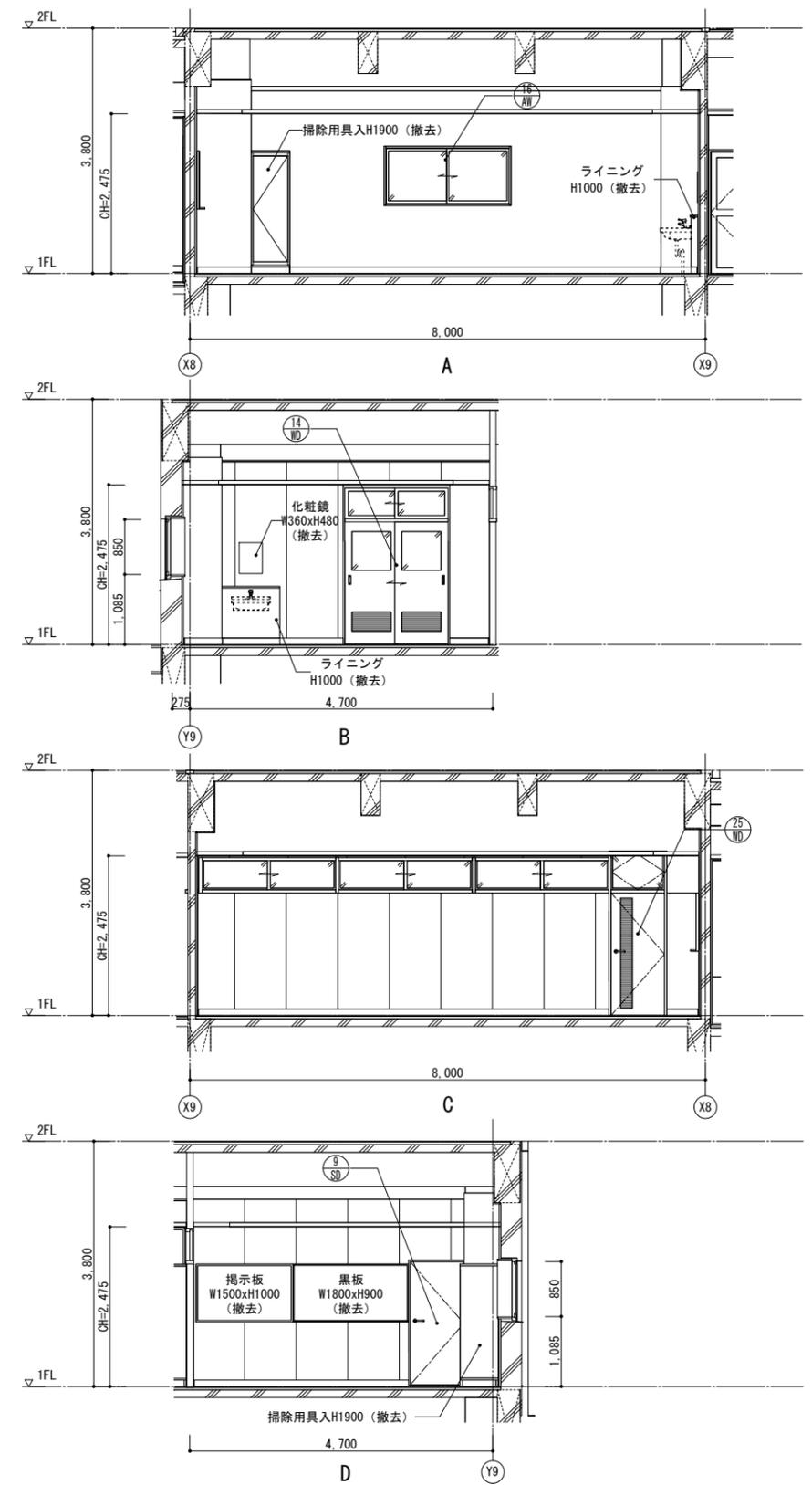

KUJI ARCHITECTS STUDIO
株式会社 久慈設計 埼玉事務所
 埼玉県さいたま市桜区西郷3-20-27 サンープレイス201号 TEL.048-789-6033

一級建築士事務所 埼玉県(1)第11789号	承認	審査	検図	製図	特記
一級建築士登録 第323324号 千葉 聡					・既存建物竣工当時の既存図面において一部不整合があるため、工事着手前に現地調査を行い、既設取合部は実測し、設計図書通り行えない場合は、監督員と協議の上、施工のこと。 ・既存仕上げ及び下地が作業に支障をきたす場合は作業範囲まで最小の範囲で撤去復旧のこと。

業務番号 23110	工事名称 鶴ヶ島中学校大規模改修工事	縮尺 A3:S=1/100	図面区分 建築意匠 A-106
	図面内容 1階 昇降口 詳細図 (改修)		



1階 音楽準備室・音楽室(2)・楽器教材庫 平面詳細図(既存)



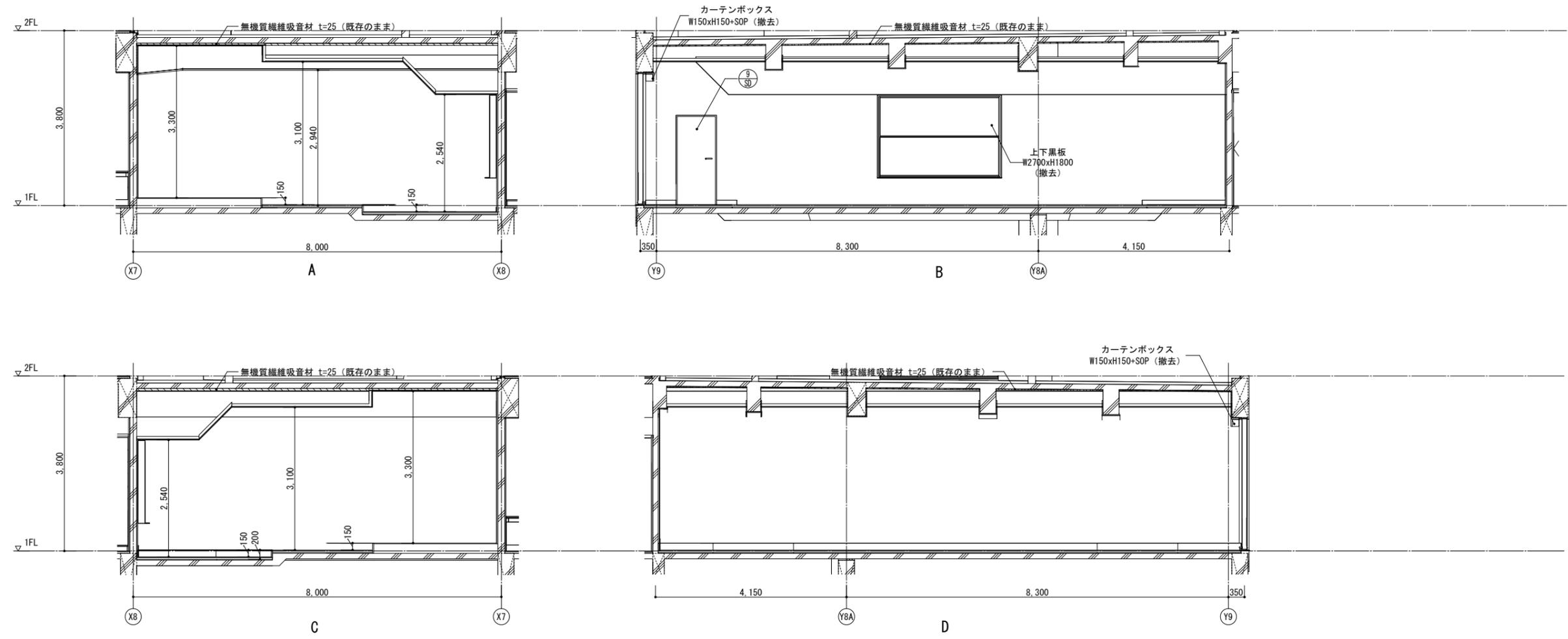
1階 音楽準備室 展開図(既存)

既存

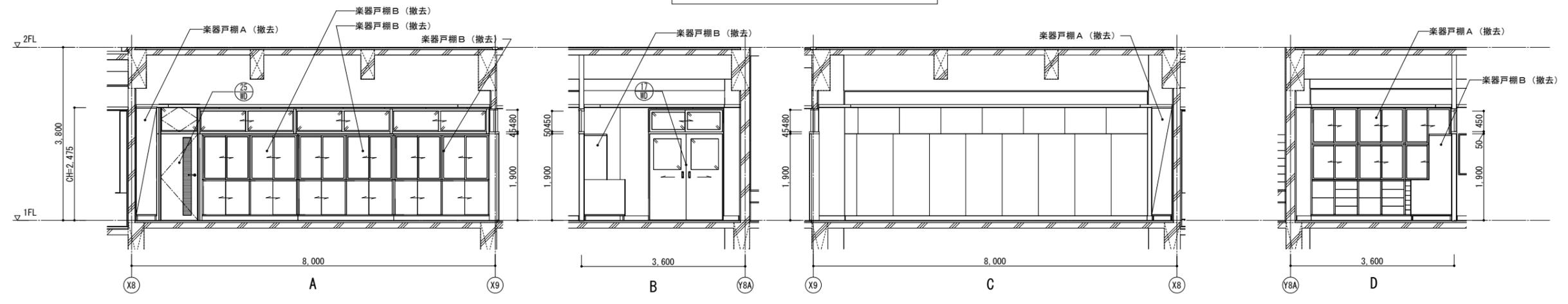
■凡例

	既存 床下点検口		壁: CB下地		掲示板(撤去)
	F.Lからの仕上げ高さ		壁: LGS下地		ホワイトボード・黒板(撤去)
	撤去範囲		壁: LGS下地 (GW共)		既存什器・備品位置 (特記なき限り別途工事)

	一級建築士事務所 埼玉県(1)第11789号	承認	審査	検図	製図	特記	・工事範囲外の部分であってもクリーニングを行うこと。 ・各アスファルト防水層(撤去部)はアスベスト含有見込みとしており、本工事でアスベスト含有建材サンプリング調査を行うこと。調査箇所は3棟(校舎棟 2階屋上、校舎棟 R階屋上、校舎棟 各階便所)とする。調査の結果、アスベスト含有建材ではないと判明した場合は設計変更の対象とする。	業務番号	工事名称	縮尺 A3:S=1/100 図面内容 1階 音楽室(2)等 詳細図(1) (既存) 図面区分 建築意匠 図番 A-107
	一級建築士登録 第323324号 千葉 聡							23110	鶴ヶ島中学校大規模改修工事	



1階 音楽室 (2) 展開図 (既存)



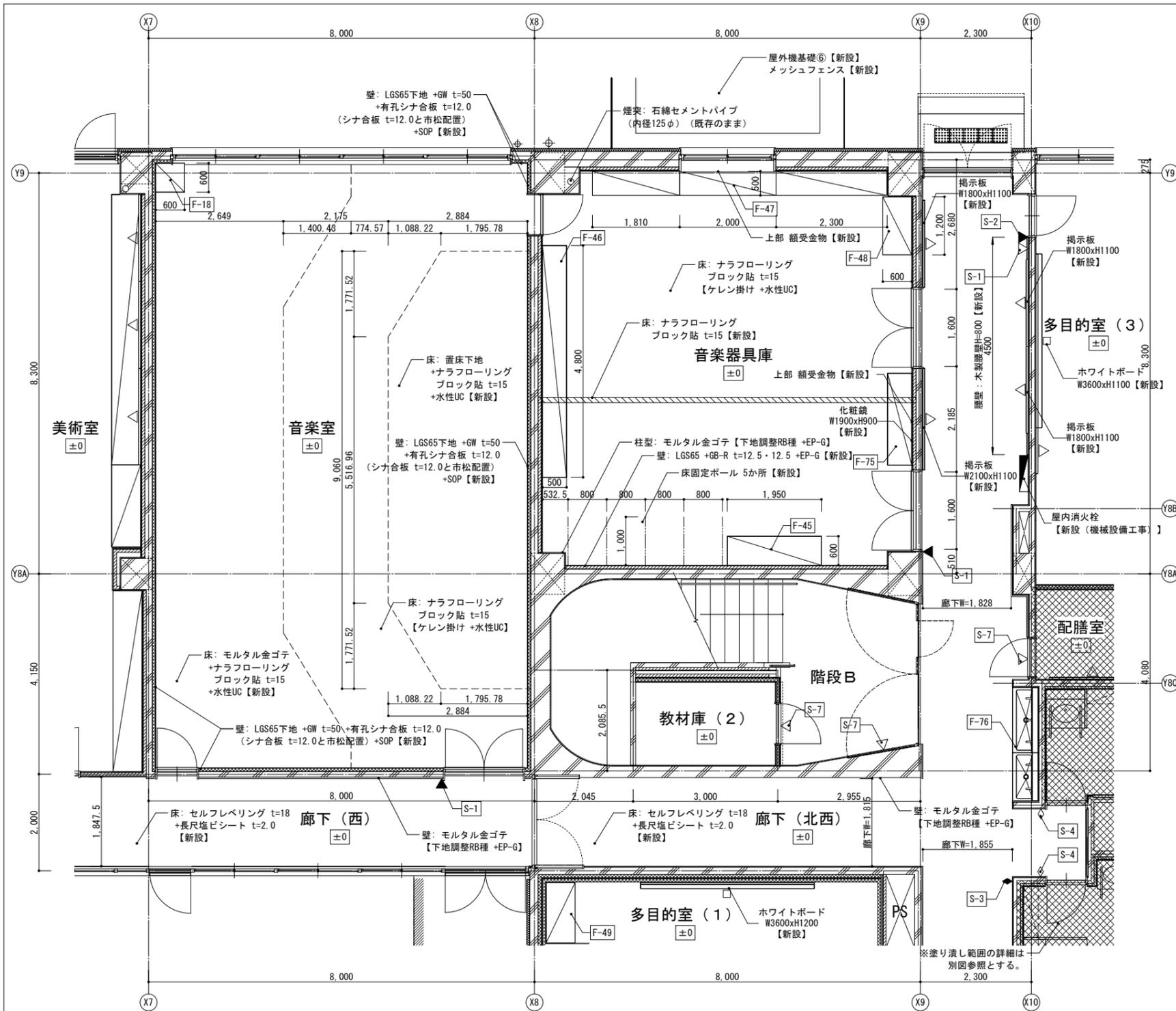
1階 楽器教材庫 展開図 (既存)

■凡例

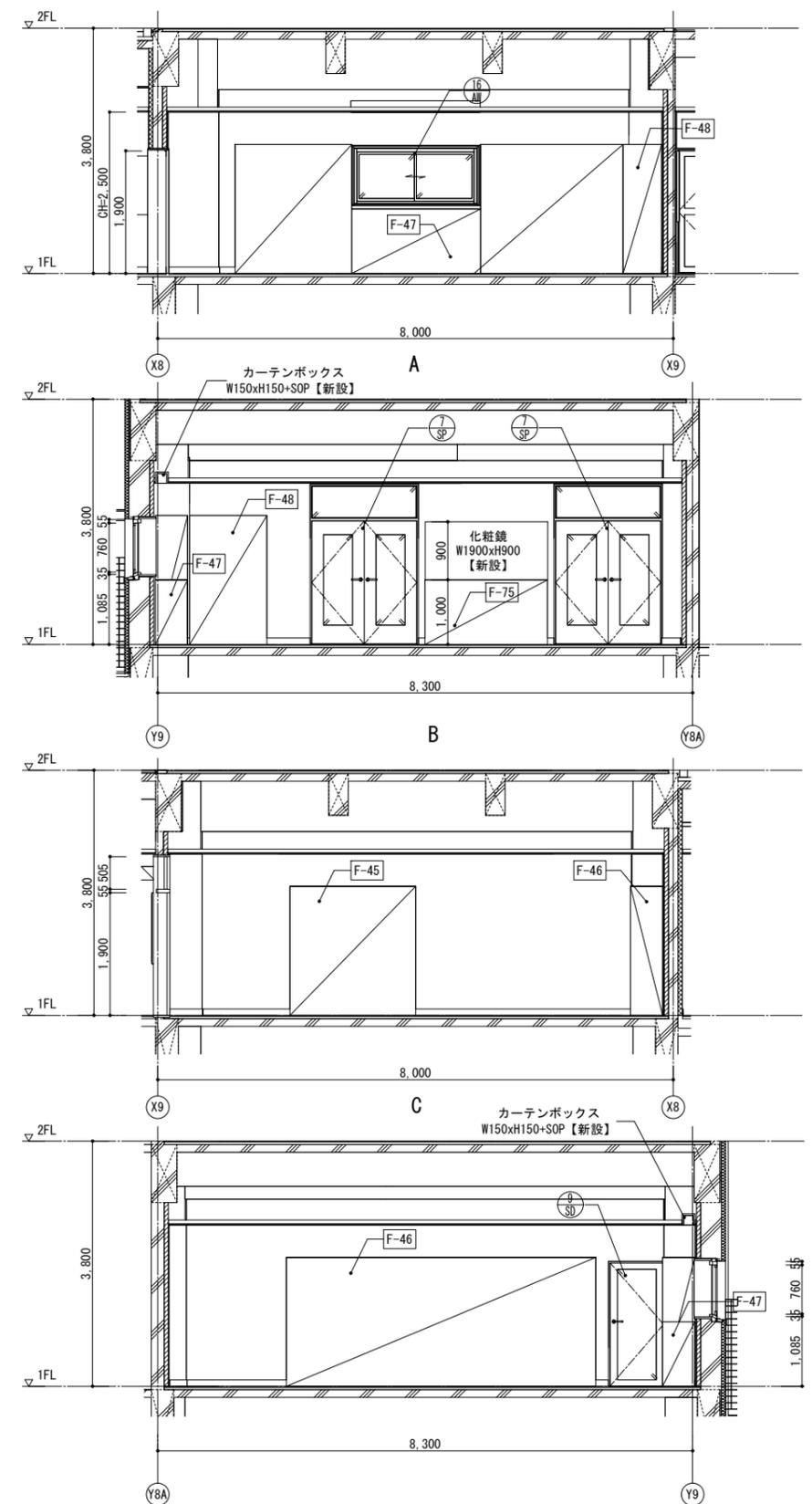
	既存什器・備品位置 (特記なき限り別途工事)		壁: CB下地
	撤去範囲		壁: LGS下地
			壁: LGS下地 (GIW共)

既存

	一級建築士事務所 埼玉県(1)第11789号 一級建築士登録 第323324号 千葉 聡	承認	審査	検図	製図	特記 ・既存建物竣工当時の既存図面において一部不整合があるため、工事着手前に現地調査を行い、既設取合部は実測し、設計図書通り行えない場合は、監督員と協議の上、施工のこと。 ・既存仕上げ及び下地が作業に支障をきたす場合は作業範囲まで最小の範囲で撤去復旧のこと。	業務番号 23110	工事名称 鶴ヶ島中学校大規模改修工事	図面内容 1階 音楽室 (2) 等 詳細図 (2) (既存)	縮尺 A3:S=1/100	図面区分 建築意匠 図面番号 A-108
	・工事範囲外の部分であってもクリーニングを行うこと。 ・各アスファルト防水層(撤去部)はアスベスト含有見込みとしており、本工区内でアスベスト含有建材サンプリング調査を行うこと。調査箇所は3棟体(校舎棟 2階屋上、校舎棟 R階屋上、校舎棟 各階便所)とする。調査の結果、アスベスト含有建材ではないと判明した場合は設計変更の対象とする。										



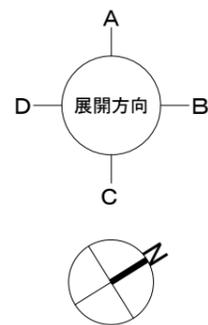
1階 音楽室・音楽準備室 平面詳細図 (改修)



1階 音楽器具庫 展開図 (改修)

改修

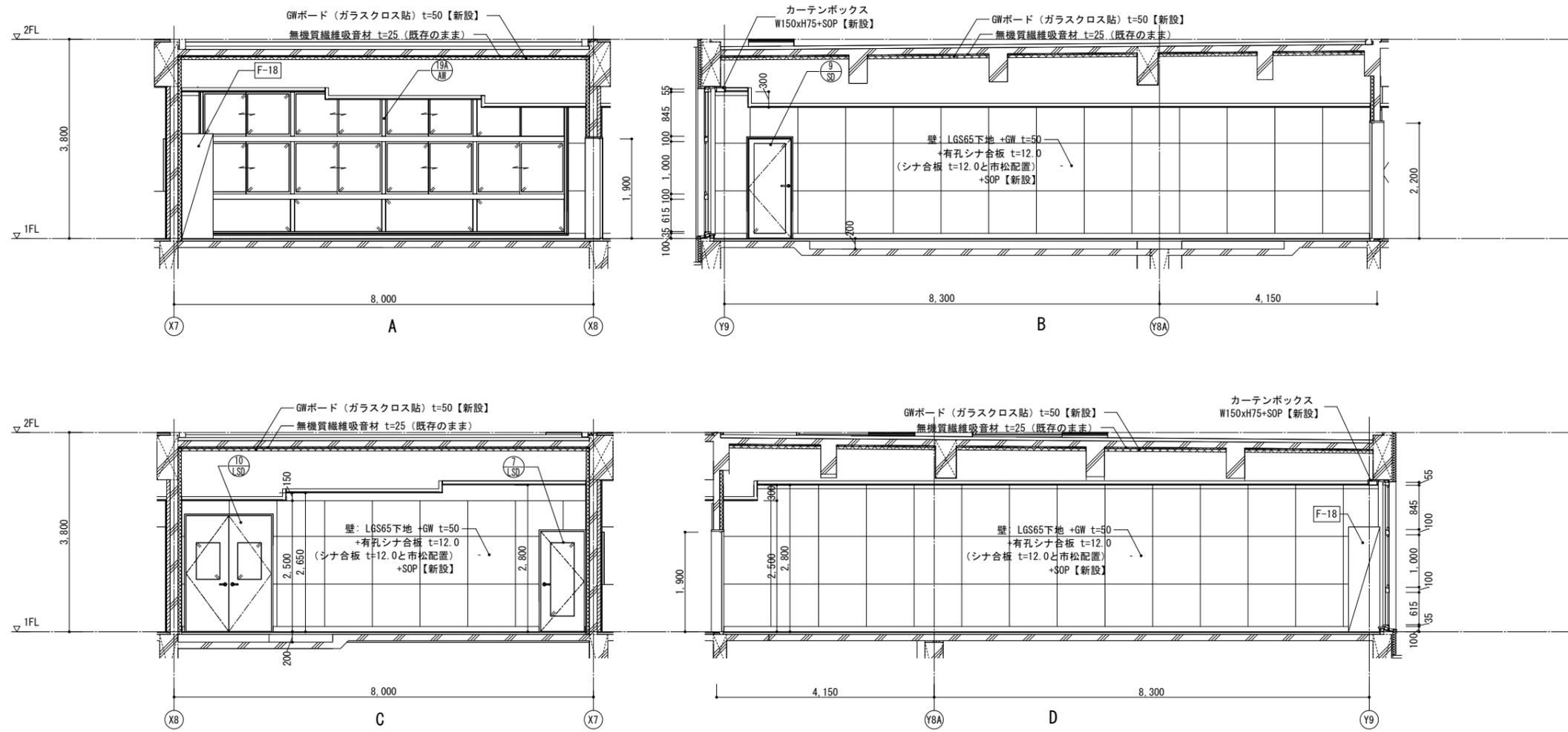
■凡例			
	既存 床下点検口		壁: CB下地
	±0 FLからの仕上げ高さ		壁: LGS下地
	F-x 改修家具符号を示す		壁: LGS下地 (GW共)
	S-x 改修サイン符号を示す		視覚障害者誘導用床ブロック【新設】
	室名札 平付【新設】		室名札 突出【新設】
	室名札 突出【新設】		ピクトサイン 平付【新設】
	ピクトサイン 突出【新設】		案内板【新設】
	掲示板【新設】		ホワイトボード・黒板【新設】
	既存什器・備品位置 (特記なき限り別途工事)		



KUJI ARCHITECTS STUDIO
株式会社 久慈設計 埼玉事務所
 埼玉県さいたま市桜区西郷3-20-27 サニープレイス201号 TEL.048-789-6033

一級建築士事務所 埼玉県(1)第11789号	承認	審査	検図	製図	特記
一級建築士登録 第323324号 千葉 聡					・既存建物竣工当時の既存図面において一部不整合があるため、工事着手前に現地調査を行い、既設取合部は実測し、設計図書通り行えない場合は、監督員と協議の上、施工のこと。 ・既存仕上げ及び下地が作業に支障をきたす場合は作業範囲まで最小の範囲で撤去復旧のこと。

業務番号 23110	工事名称 鶴ヶ島中学校大規模改修工事	縮尺 A3:S=1/100	図面内容 1階 音楽室・音楽準備室 詳細図(1) (改修)	図面区分 建築意匠 A-109
---------------	-----------------------	------------------	----------------------------------	-----------------------

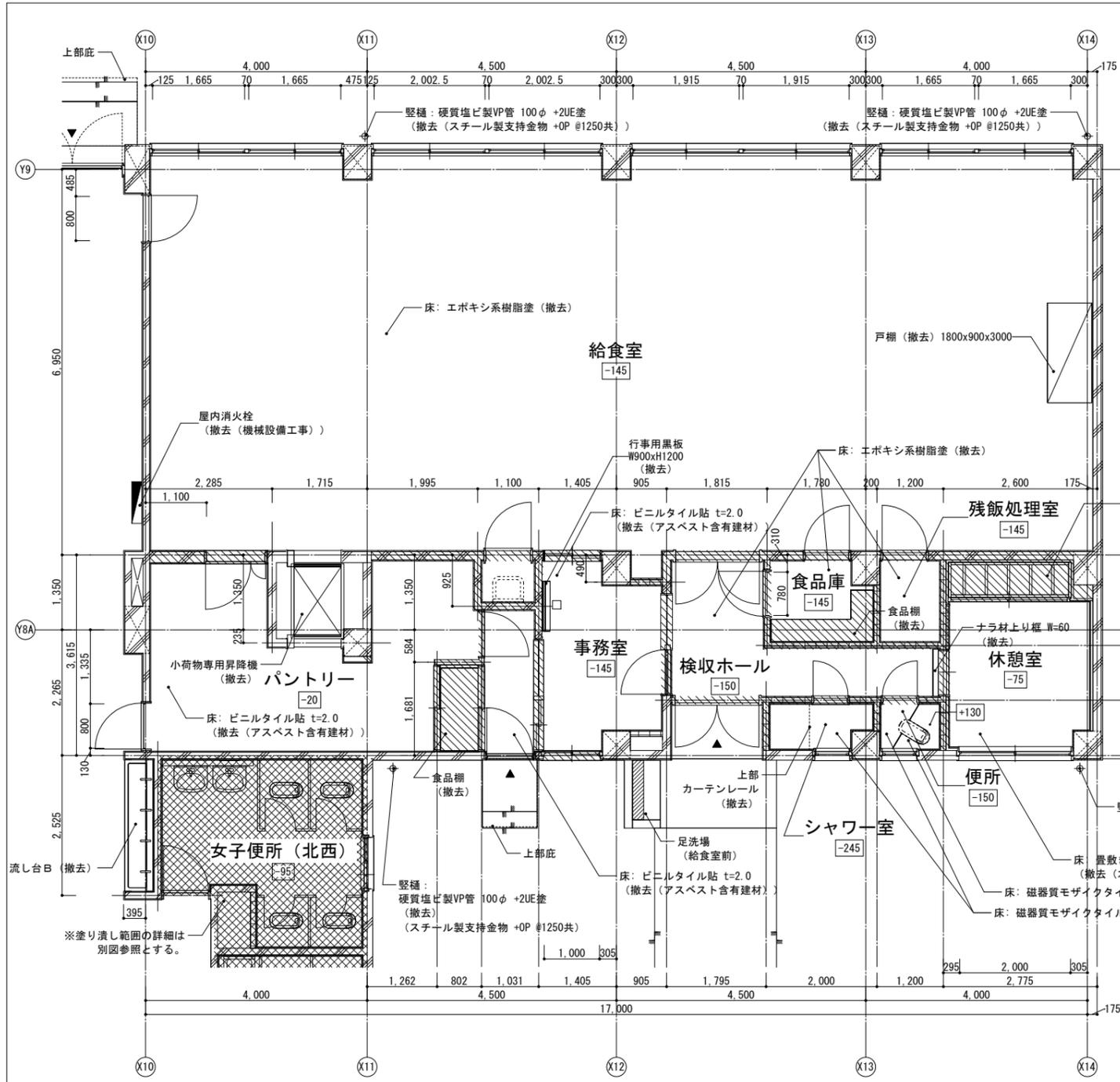


1階 音楽室 展開図 (改修)

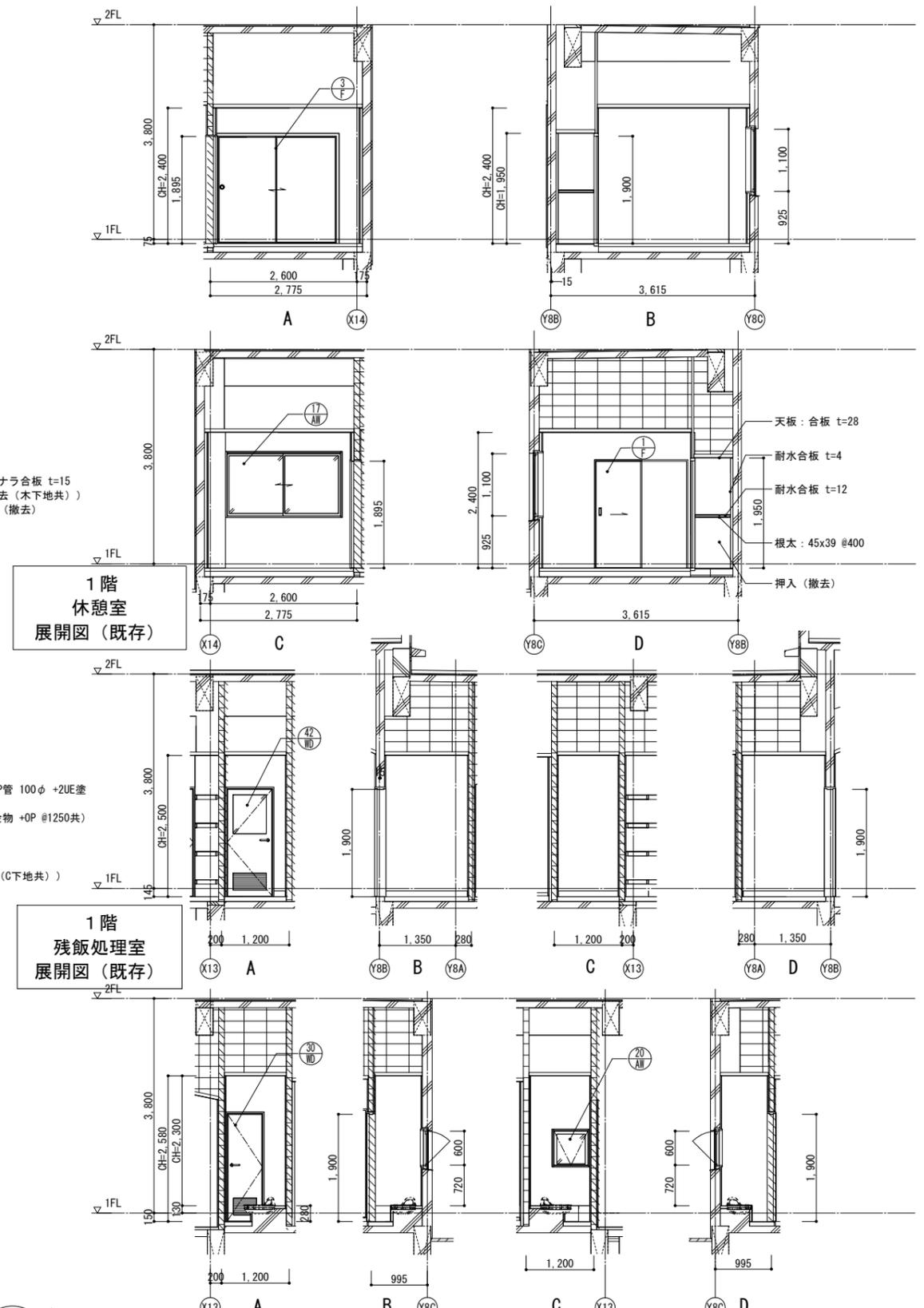
■凡例	
F-x	改修家具符号を示す
S-x	改修サイン符号を示す
[]	既存什器・備品位置 (特記なき限り別途工事)
[]	壁: CB下地
[]	壁: LGS下地
[]	壁: LGS下地 (GW共)

改修

	一級建築士事務所 埼玉県(1)第11789号 一級建築士登録 第323324号 千葉 聡	承認	審査	検図	製図	特記 ・ 既存建物竣工当時の既存図面において一部不整合があるため、工事着手前に現地調査を行い、既設取合部は実測し、設計図書通り行えない場合は、監督員と協議の上、施工のこと。 ・ 既存仕上げ及び下地が作業に支障をきたす場合は作業範囲まで最小の範囲で撤去復旧のこと。 ・ 新設する天井点検口の位置については、電気設備工事・機械設備工事と調整を行い、監督員と協議の上、決定すること。 ・ 【全面EP-G】は、下地調整RB種の上、EP-G塗装とする。 ・ 【全面SOP】は、下地調整RB種の上、SOP塗装とする。 ・ 【全面DP】は、下地調整RB種の上、DP塗装とする。	業務番号 23110	工事名称 鶴ヶ島中学校大規模改修工事 図面内容 1階 音楽室・音楽準備室 詳細図(2) (改修)	縮尺 A3:S=1/100	図面区分 建築意匠 図面番号 A-110



1階 休憩室・残飯処理室・便所 平面詳細図 (既存)



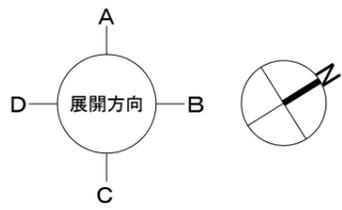
1階 便所 展開図 (既存)

既存

■凡例

	既存 床下点検口		壁: CB下地		掲示板 (撤去)
	F.Lからの仕上げ高さ		壁: LGS下地		ホワイトボード・黒板 (撤去)
	撤去範囲		壁: LGS下地 (GW共)		既存什器・備品位置 (特記なき限り別途工事)

※床スラブ撤去復旧については別図A-268~271を参照すること。

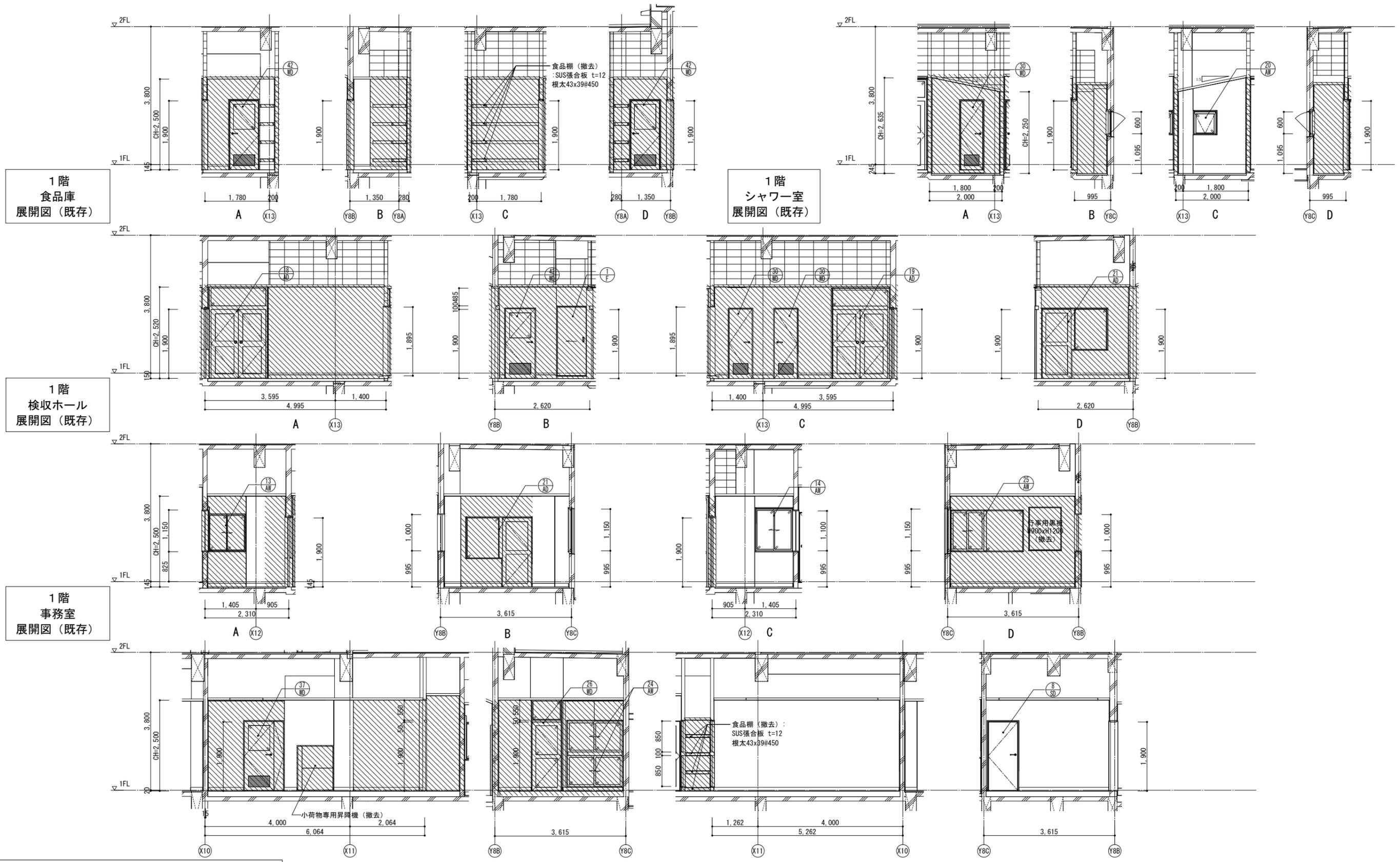


KUJI ARCHITECTS STUDIO
株式会社 久慈設計 埼玉事務所
 埼玉県さいたま市桜区西郷3-20-27 サニープレイス201号 TEL.048-789-6033

一級建築士事務所 埼玉県(1)第11789号	承認	審査	検図	製図	特記
一級建築士登録 第323324号 千葉 聡					

・既存建物竣工当時の既存図面において一部不整合があるため、工事着手前に現地調査を行い、既設取合部は実測し、設計図書通り行えない場合は、監督員と協議の上、施工のこと。
 ・既存仕上げ及び下地が作業に支障をきたす場合は作業範囲まで最小の範囲で撤去復旧のこと。

業務番号 23110	工事名称 鶴ヶ島中学校大規模改修工事	縮尺 A3:S=1/100	図面内容 1階 給食室等 詳細図(1) (既存)	図面区分 建築意匠 A-111
---------------	-----------------------	------------------	-----------------------------	-----------------------



1階
食品庫
展開図 (既存)

1階
シャワー室
展開図 (既存)

1階
検収ホール
展開図 (既存)

1階
事務室
展開図 (既存)

1階 パントリー 展開図 (既存)

既存

■凡例

	既存什器・備品位置 (特記なき限り別途工事)		壁: CB下地
	撤去範囲		壁: LGS下地
			壁: LGS下地 (GW共)

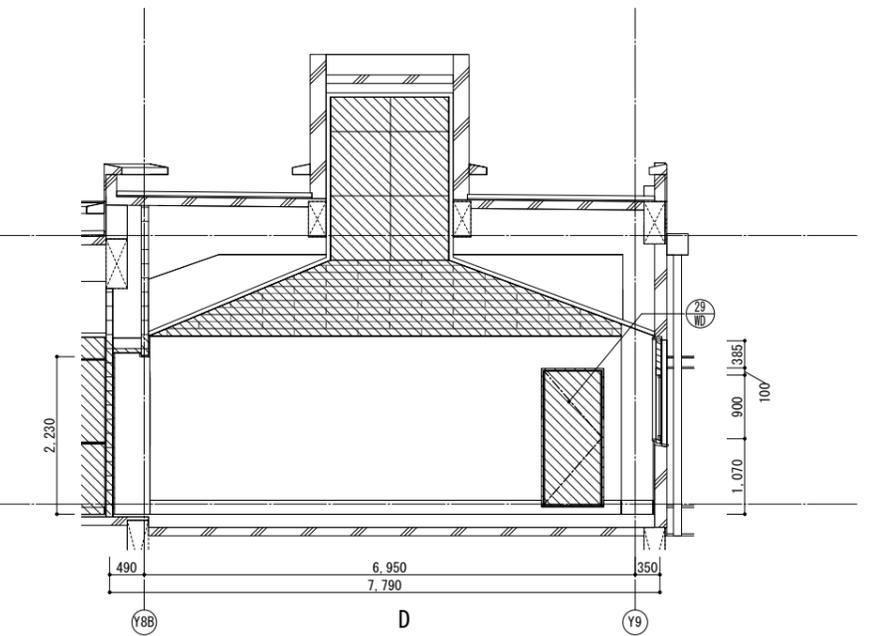
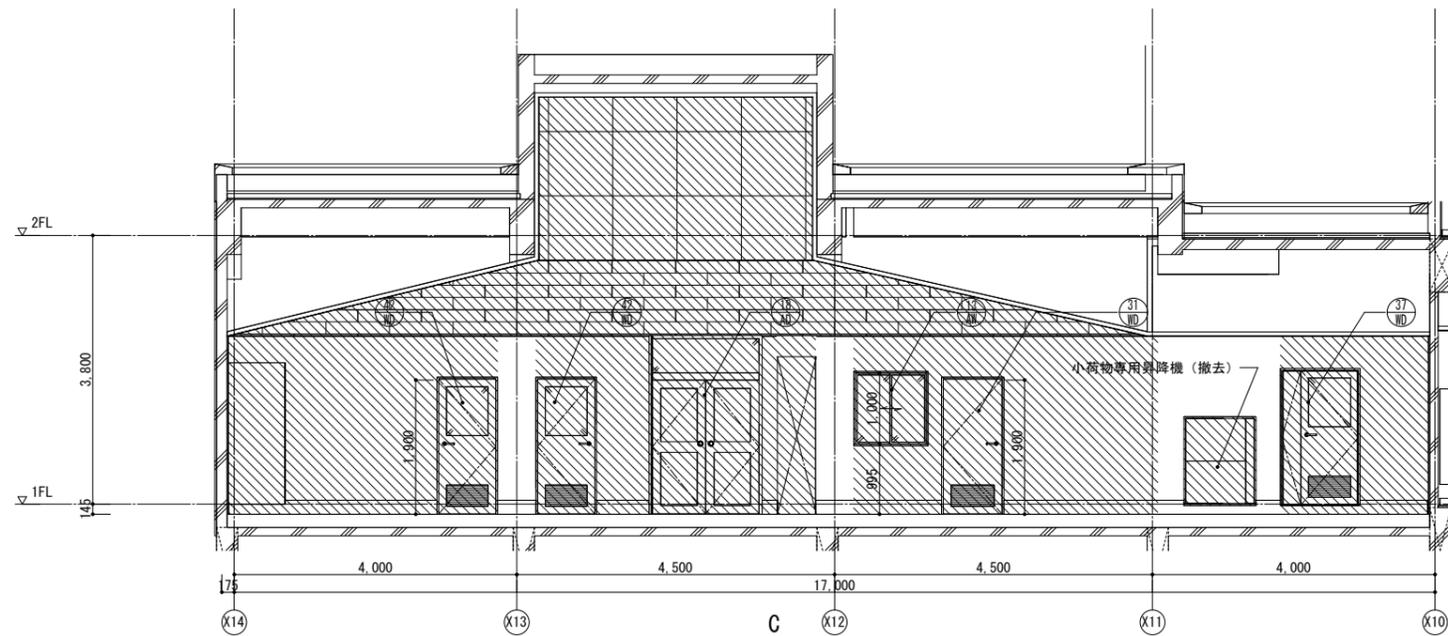
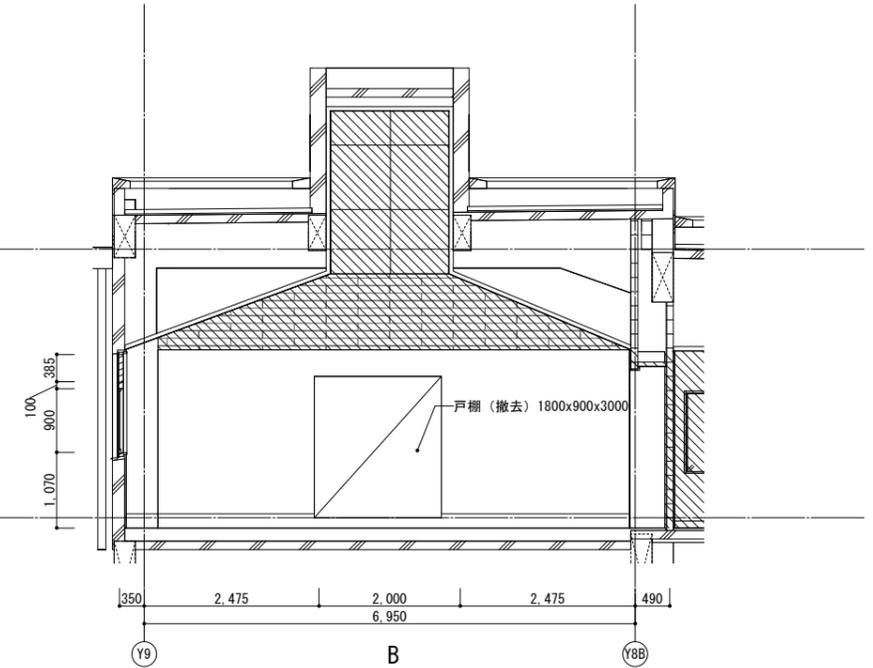
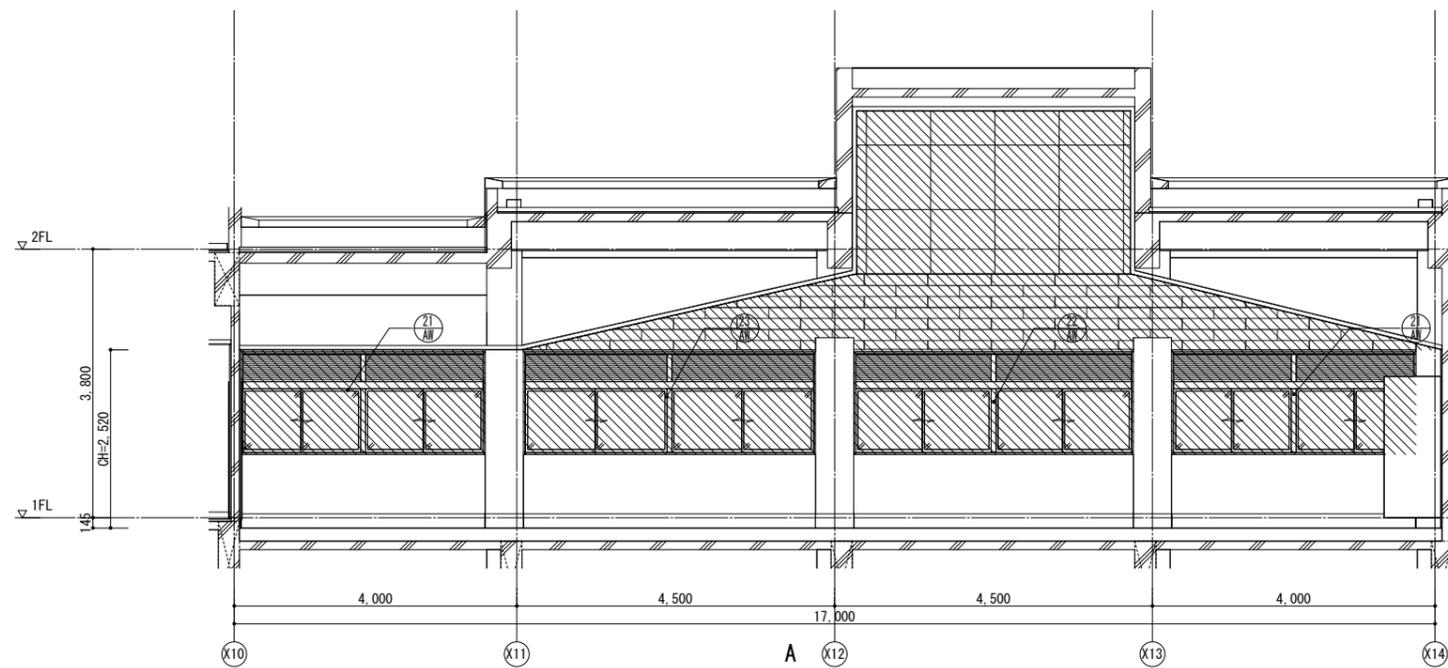
KUJI ARCHITECTS STUDIO
株式会社 久慈設計 埼玉事務所
 埼玉県さいたま市桜区西郷3-20-27 サニープレイス201号 TEL.048-789-6033

一級建築士事務所 埼玉県(1)第11789号	承認	審査	検図	製図	特記
一級建築士登録 第323324号 千葉 聡					

・既存建物竣工当時の既存図面において一部不整合があるため、工事着手前に現地調査を行い、既設取合部は実測し、設計図書通り行えない場合は、監督員と協議の上、施工のこと。
 ・既存仕上げ及び下地が作業に支障をきたす場合は作業範囲で最小の範囲で撤去復旧のこと。

・工事範囲外の部分であってもクリーニングを行うこと。
 ・各アスファルト防水層(撤去部)はアスベスト含有見込みとしており、本工事内でアスベスト含有建材サンプリング調査を行うこと。調査箇所は3棟体(校舎棟 2階屋上、校舎棟 R階屋上、校舎棟 各階便所)とする。調査の結果、アスベスト含有建材ではないと判明した場合は設計変更の対象とする。

業務番号 23110	工事名称 鶴ヶ島中学校大規模改修工事	縮尺 A3:S=1/100	図面内容 1階 給食室等 詳細図(2) (既存)	図面区分 建築意匠 A-112
---------------	-----------------------	------------------	-----------------------------	-----------------------



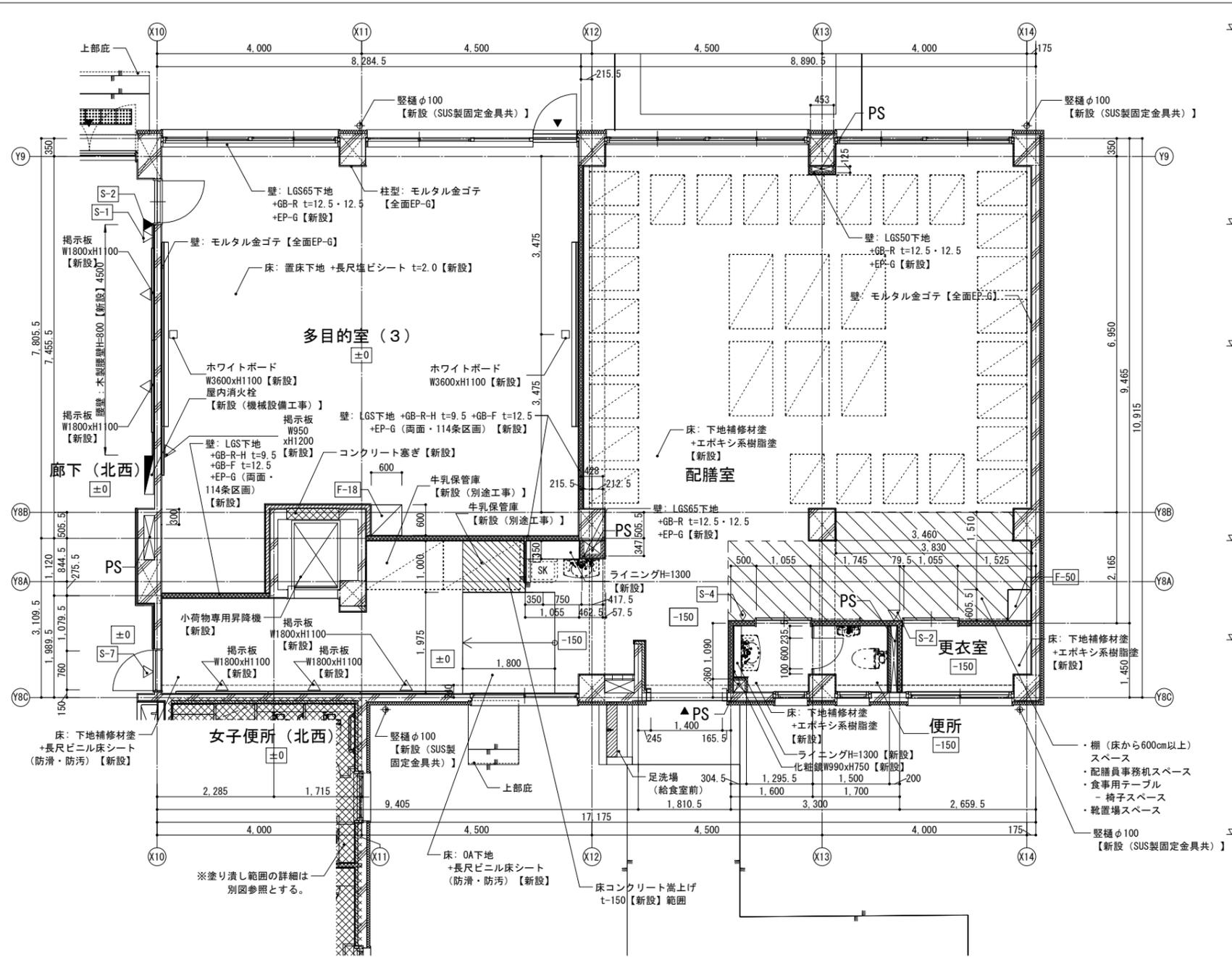
1階 給食室 (1) 展開図 (既存)

既存

■凡例

	既存什器・備品位置 (特記なき限り別途工事)		壁: CB下地
	撤去範囲		壁: LGS下地
			壁: LGS下地 (GW共)

 埼玉県さいたま市桜区西郷8-20-27 サニープレイス201号 TEL.048-789-6033	一級建築士事務所 埼玉県(1)第11789号 一級建築士登録 第323324号 千葉 聡	承認	審査	検図	製図	特記 ・既存建物竣工当時の既存図面において一部不整合があるため、工事着手前に現地調査を行い、既設取合部は実測し、設計図書通り行えない場合は、監督員と協議の上、施工のこと。 ・既存仕上及び下地が作業に支障をきたす場合は作業範囲まで最小の範囲で撤去復旧のこと。	業務番号 23110	工事名称 鶴ヶ島中学校大規模改修工事 図面内容 1階 給食室等 詳細図 (3) (既存)	縮尺 A3:S=1/100	図面区分 建築意匠 図面番号 A-113
	・工事範囲外の部分であってもクリーニングを行うこと。 ・各アスファルト防水層(撤去部)はアスベスト含有見込みとしており、本工区内でアスベスト含有建材サンプリング調査を行うこと。調査箇所は3棟体(校舎棟 2階屋上、校舎棟 R階屋上、校舎棟 各階便所)とする。調査の結果、アスベスト含有建材ではないと判明した場合は設計変更の対象とする。									

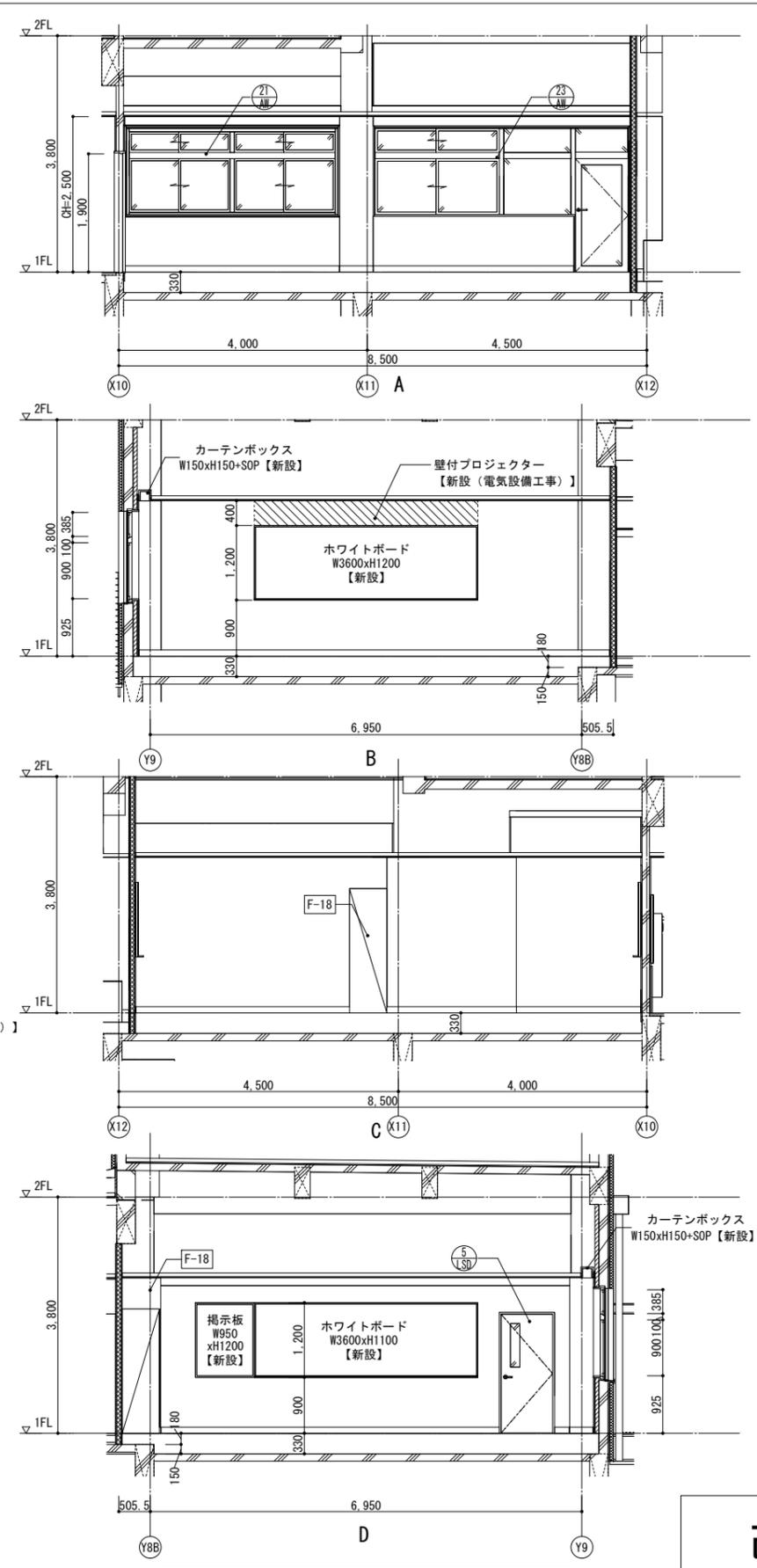
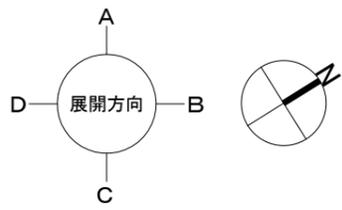


1階 配膳室・多目的室 平面詳細図 (改修)

- ※配膳室内物品【新設 (別途工事)】一覧
- ・コンテナ 6台
 - ・台車 (ワゴン) 26台
 - ・牛乳保冷庫 2台
 - ・靴置き場
 - ・電話
 - ・配膳員事務機 1台
 - ・食卓用テーブル 1台
 - ・椅子 3か所
 - ・棚 (床から60cm以上)
 - ・ホワイトボード
 - ・靴消毒機 1台

■凡例

☒	既存 床下点検口	▨	壁: OB下地	▽	室名札 平付【新設】	□	案内板【新設】
±0	F.Lからの仕上げ高さ	▨	壁: LGS下地	▽	室名札 突出【新設】	□	掲示板【新設】
F-x	改修家具符号を示す	▨	壁: LGS下地 (GW共)	▽	ピクトサイン 平付【新設】	□	ホワイトボード・黒板【新設】
S-x	改修サイン符号を示す	▨	視覚障害者誘導用床ブロック【新設】	▽	ピクトサイン 突出【新設】	□	既存什器・備品位置 (特記なき限り別途工事)



1階 多目的室 (3) 平面詳細図 (改修)

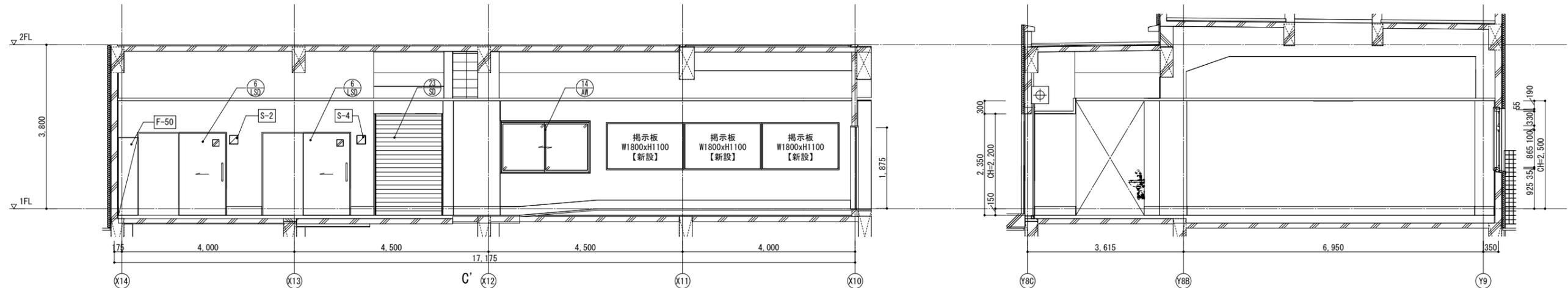
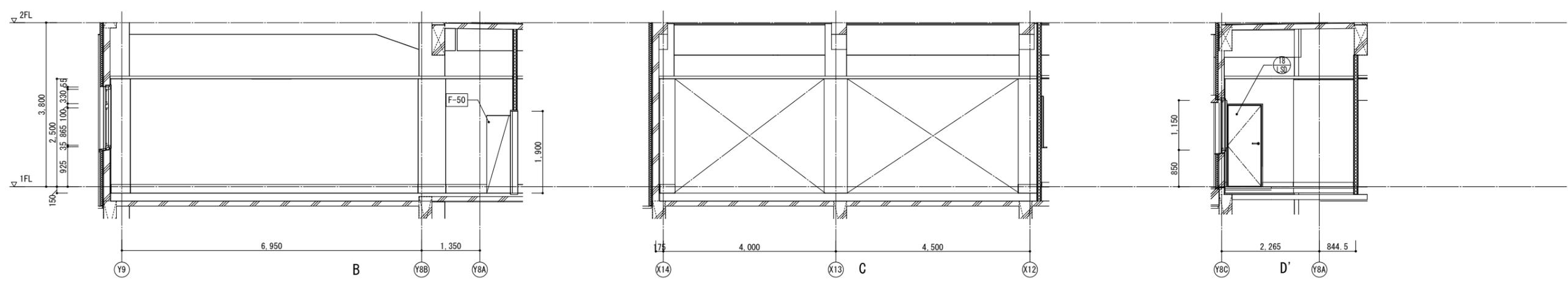
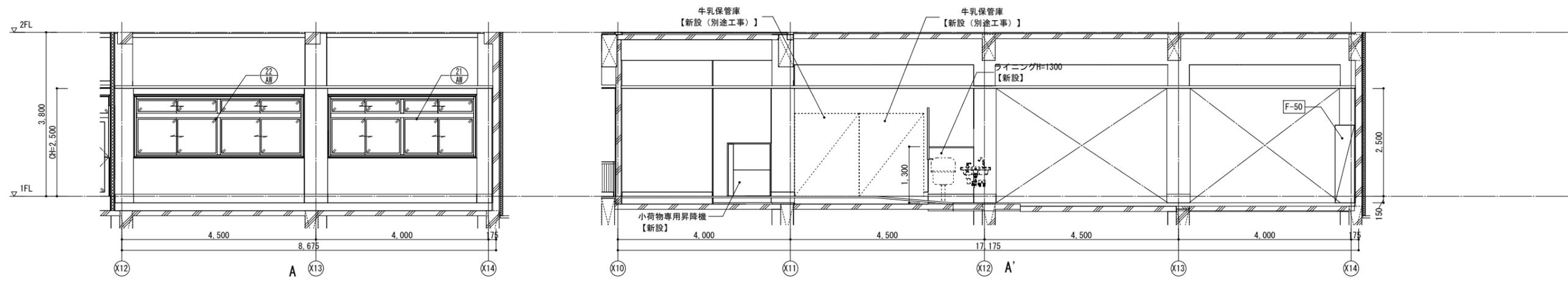
改修

一級建築士事務所 埼玉県(1)第11789号	承認	審査	検図	製図	特記
一級建築士登録 第323324号 千葉 聡					

・既存建物竣工当時の既存図面において一部不整合があるため、工事着手前に現地調査を行い、既設取合部は実測し、設計図書通り行えない場合は、監督員と協議の上、施工のこと。
 ・既存仕上げ及び下地が作業に支障をきたす場合は作業範囲で最小の範囲で撤去復旧のこと。

・新設する天井点検口の位置については、電気設備工事・機械設備工事と調整を行い、監督員と協議の上、決定すること。
 ・【全面EP-G】は、下地調整RB種の上、EP-G塗装とする。
 ・【全面SOP】は、下地調整RB種の上、SOP塗装とする。
 ・【全面DP】は、下地調整RB種の上、DP塗装とする。

業務番号 23110	工事名称 鶴ヶ島中学校大規模改修工事	縮尺 A3:S=1/100	図面内容 1階 配膳室・多目的室 詳細図 (1) (改修)	図面区分 建築意匠 A-114
---------------	-----------------------	------------------	----------------------------------	-----------------------



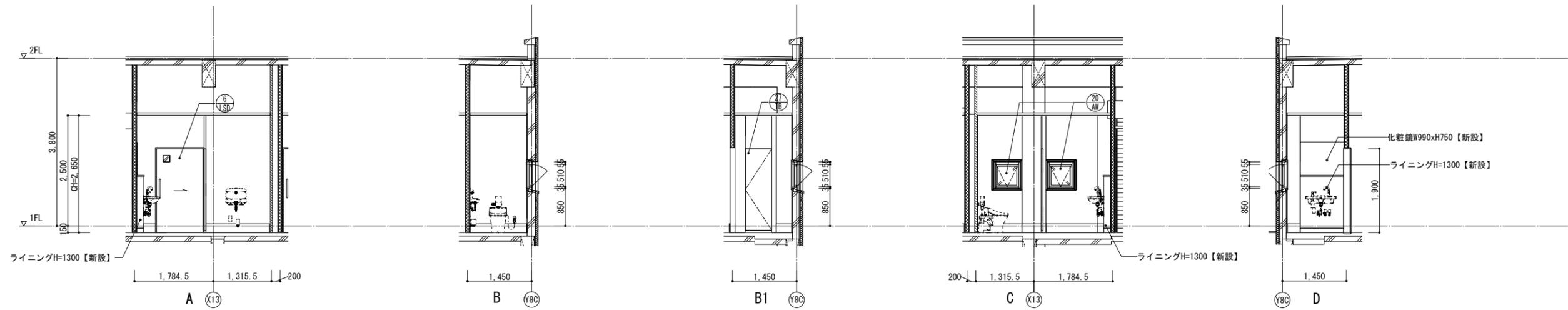
1階 配膳室 展開図 (改修)

改修

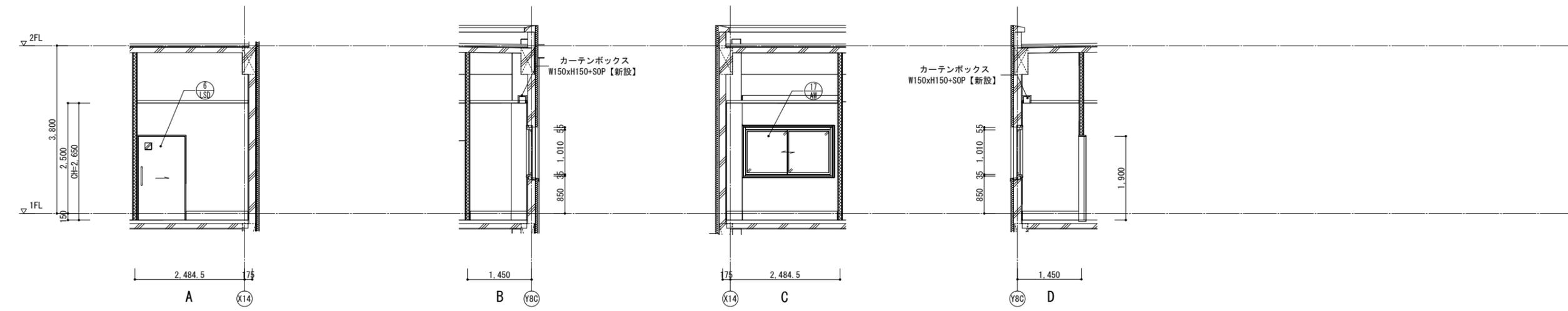
■凡例

F-x	改修家具符号を示す	□	壁: CB下地
S-x	改修サイン符号を示す	▨	壁: LGS下地
□	既存什器・備品位置 (特記なき限り別途工事)	▨	壁: LGS下地 (GW共)

<p>埼玉県さいたま市桜区西郷3-20-27 サニープレイス201号 TEL.048-789-6033</p>	一級建築士事務所 埼玉県(1)第11789号 一級建築士登録 第323324号 千葉 聡	承認	審査	検図	製図	特記 ・既存建物竣工当時の既存図面において一部不整合があるため、工事着手前に現地調査を行い、既設取合部は実測し、設計図書通り行えない場合は、監督員と協議の上、施工のこと。 ・既存仕上げ及び下地が作業に支障をきたす場合は作業範囲まで最小の範囲で撤去復旧のこと。	業務番号 23110	工事名称 鶴ヶ島中学校大規模改修工事 図面内容 1階 配膳室・多目的室 詳細図(2) (改修)	縮尺 A3:S=1/100	図面区分 建築意匠 図番 A-115
	・新設する天井点検口の位置については、電気設備工事・機械設備工事と調整を行い、監督員と協議の上、決定すること。 ・【全面EP-G】は、下地調整RB種の上、EP-G塗装とする。 ・【全面SOP】は、下地調整RB種の上、SOP塗装とする。 ・【全面DP】は、下地調整RB種の上、DP塗装とする。									



1階 便所 展開図 (改修)



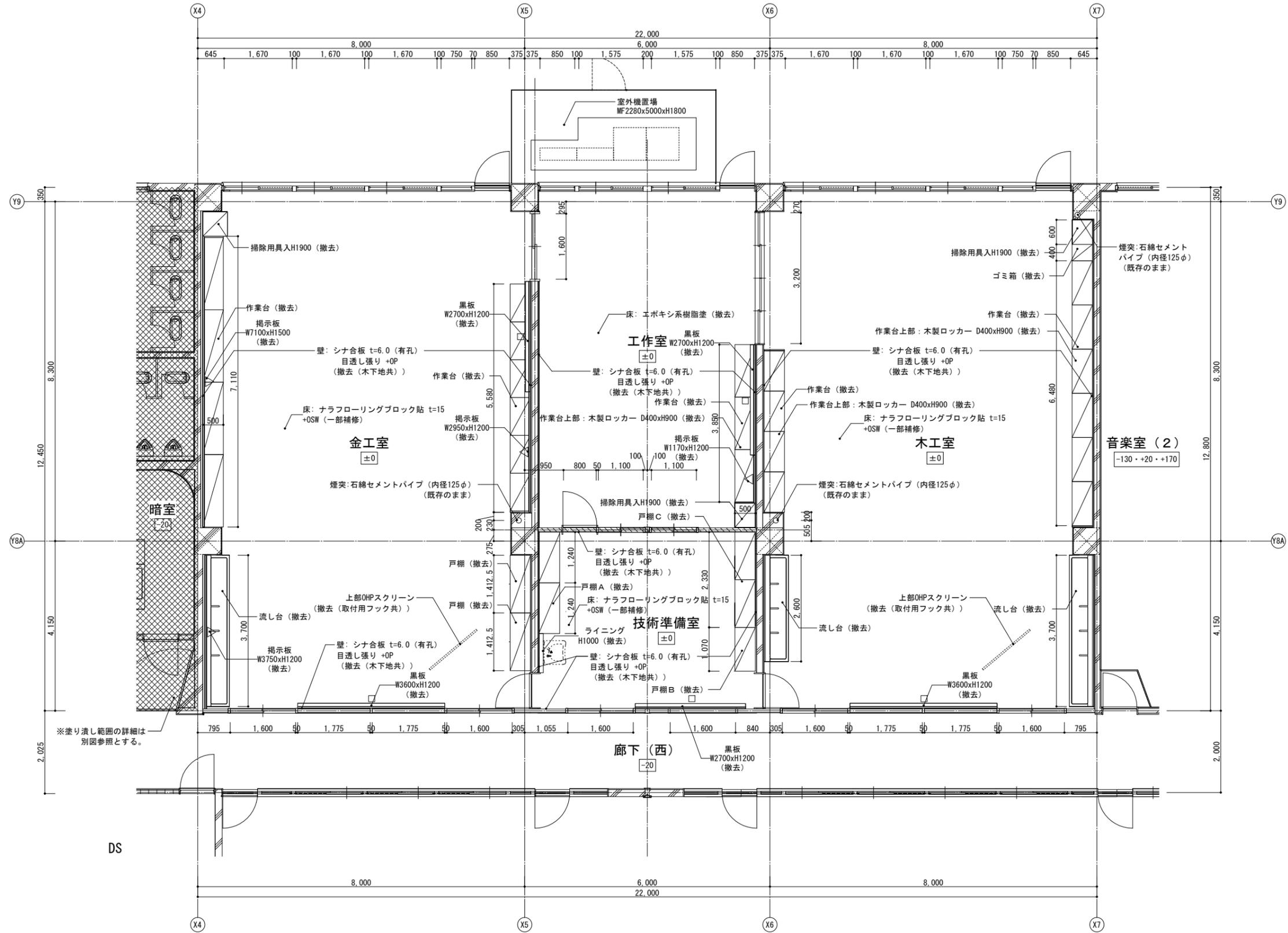
1階 更衣室 展開図 (改修)

■凡例

F-x	改修家具符号を示す	□	壁: CB下地
S-x	改修サイン符号を示す	▨	壁: LGS下地
□	既存什器・備品位置 (特記なき限り別途工事)	▨	壁: LGS下地 (GW共)

改修

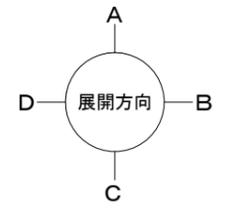
KUJI ARCHITECTS STUDIO 株式会社 久慈設計 埼玉事務所 埼玉県さいたま市桜区西郷3-20-27 サニープレイス201号 TEL.048-789-6033	一級建築士事務所 埼玉県(1)第11789号 一級建築士登録 第323324号 千葉 聡	承認	審査	検図	製図	特記 ・既存建物竣工当時の既存図面において一部不整合があるため、工事着手前に現地調査を行い、既設取合部は実測し、設計図書通り行えない場合は、監督員と協議の上、施工のこと。 ・既存仕上げ及び下地が作業に支障をきたす場合は作業範囲まで最小の範囲で撤去復旧のこと。 ・新設する天井点検口の位置については、電気設備工事・機械設備工事と調整を行い、監督員と協議の上、決定すること。 ・【全面EP-G】は、下地調整RB種の上、EP-G塗装とする。 ・【全面SOP】は、下地調整RB種の上、SOP塗装とする。 ・【全面DP】は、下地調整RB種の上、DP塗装とする。	業務番号 23110	工事名称 鶴ヶ島中学校大規模改修工事 図面内容 1階 配膳室・多目的室 詳細図(3) (改修)	縮尺 A3:S=1/100	図面区分 建築意匠 図面番号 A-116



※塗り潰し範囲の詳細は別図参照とする。

※床スラブ撤去復旧については別図A-268~271を参照すること。

1階 技術室・美術室等
平面詳細図 (既存)

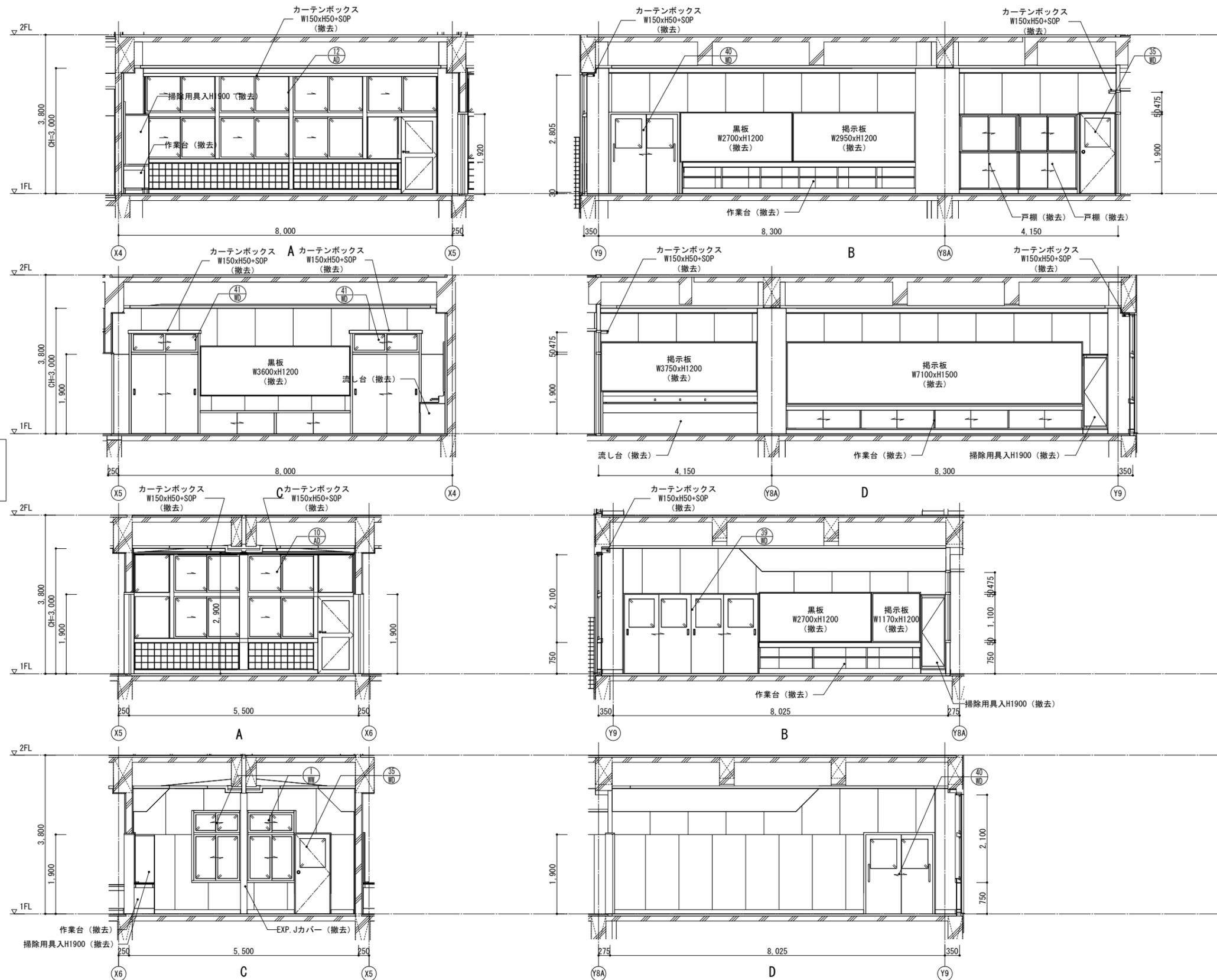


既存

■凡例	既存 床下点検口 FLからの仕上げ高さ 撤去範囲	壁: CB下地 壁: LGS下地 壁: LGS下地 (GW共)	掲示板 (撤去) ホワイトボード・黒板 (撤去) 既存什器・備品位置 (特記なき限り別途工事)
-----	--------------------------------	---------------------------------------	---

KUJI ARCHITECTS STUDIO 株式会社 久慈設計 埼玉事務所 埼玉県さいたま市桜区西郷8-20-27 サニープレイス201号 TEL.048-789-6033	一級建築士事務所 埼玉県(1)第11789号	承認	審査	検図	製図	特記 ・既存建物竣工当時の既存図面において一部不整合があるため、工事着手前に現地調査を行い、既設取合部は実測し、設計図書通り行えない場合は、監督員と協議の上、施工のこと。 ・既存仕上げ及び下地が作業に支障をきたす場合は作業範囲まで最小の範囲で撤去復旧のこと。	業務番号 23110	工事名称 鶴ヶ島中学校大規模改修工事	図面内容 1階 技術教室等 詳細図 (1) (既存)	縮尺 A3:S=1/100	図面区分 建築意匠 図面番号 A-117
	一級建築士登録 第323324号 千葉 聡						・工事範囲外の部分であってもクリーニングを行うこと。 ・各アスファルト防水層(撤去部)はアスベスト含有見込みとしており、本工区内でアスベスト含有建材サンプリング調査を行うこと。調査箇所は3棟(校舎棟 2階屋上、校舎棟 R階屋上、校舎棟 各階便所)とする。調査の結果、アスベスト含有建材ではないと判明した場合は設計変更の対象とする。				

1階
金工室
展開図 (既存)



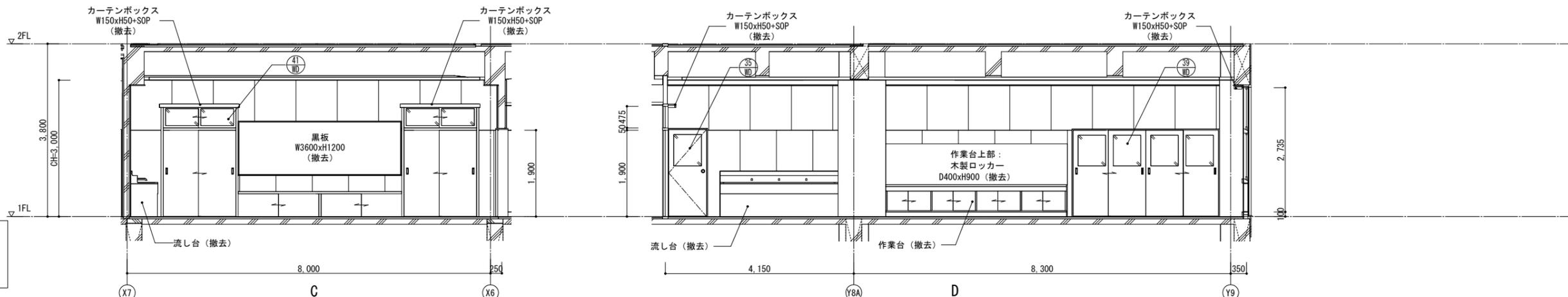
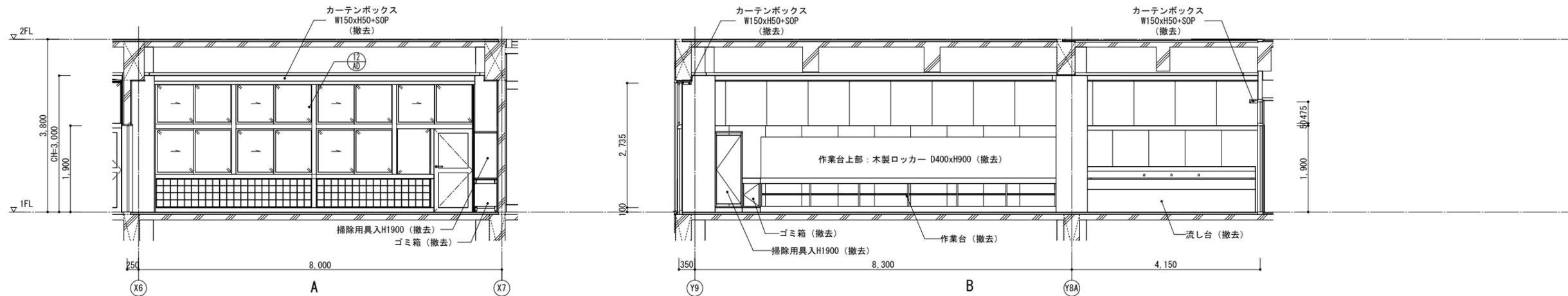
1階 工作室 展開図 (既存)

既存

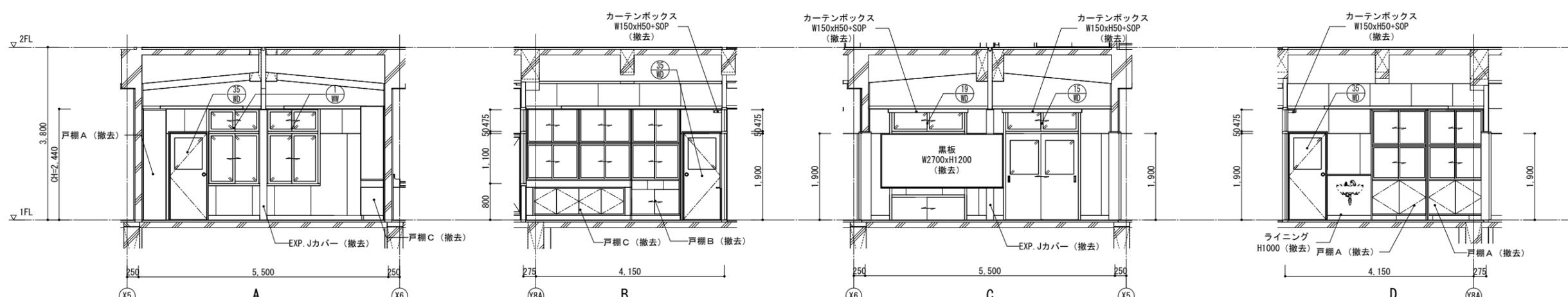
■凡例

	既存什器・備品位置 (特記なき限り別途工事)		壁: CB下地
	撤去範囲		壁: LGS下地
			壁: LGS下地 (GW共)

 埼玉県さいたま市桜区西郷3-20-27 サニープレイス201号 TEL.048-789-6033	一級建築士事務所 埼玉県(1)第11789号 一級建築士登録 第323324号 千葉 聡	承認	審査	検図	製図	特記 ・既存建物竣工当時の既存図面において一部不整合があるため、工事着手前に現地調査を行い、既設取合部は実測し、設計図書通り行えない場合は、監督員と協議の上、施工のこと。 ・既存仕上及び下地が作業に支障をきたす場合は作業範囲で最小の範囲で撤去復旧のこと。	業務番号 23110	工事名称 鶴ヶ島中学校大規模改修工事	図面内容 1階 技術教室等 詳細図(2) (既存)	縮尺 A3:S=1/100	図面区分 建築意匠 図面番号 A-118
	・工事範囲外の部分であってもクリーニングを行うこと。 ・各アスファルト防水層(撤去部)はアスベスト含有見込みとしており、本工区内でアスベスト含有建材サンプリング調査を行うこと。調査箇所は3棟体(校舎棟 2階屋上、校舎棟 R階屋上、校舎棟 各階便所)とする。調査の結果、アスベスト含有建材ではないと判明した場合は設計変更の対象とする。										



1階
木工室
展開図 (既存)



1階 技術準備室 展開図 (既存)

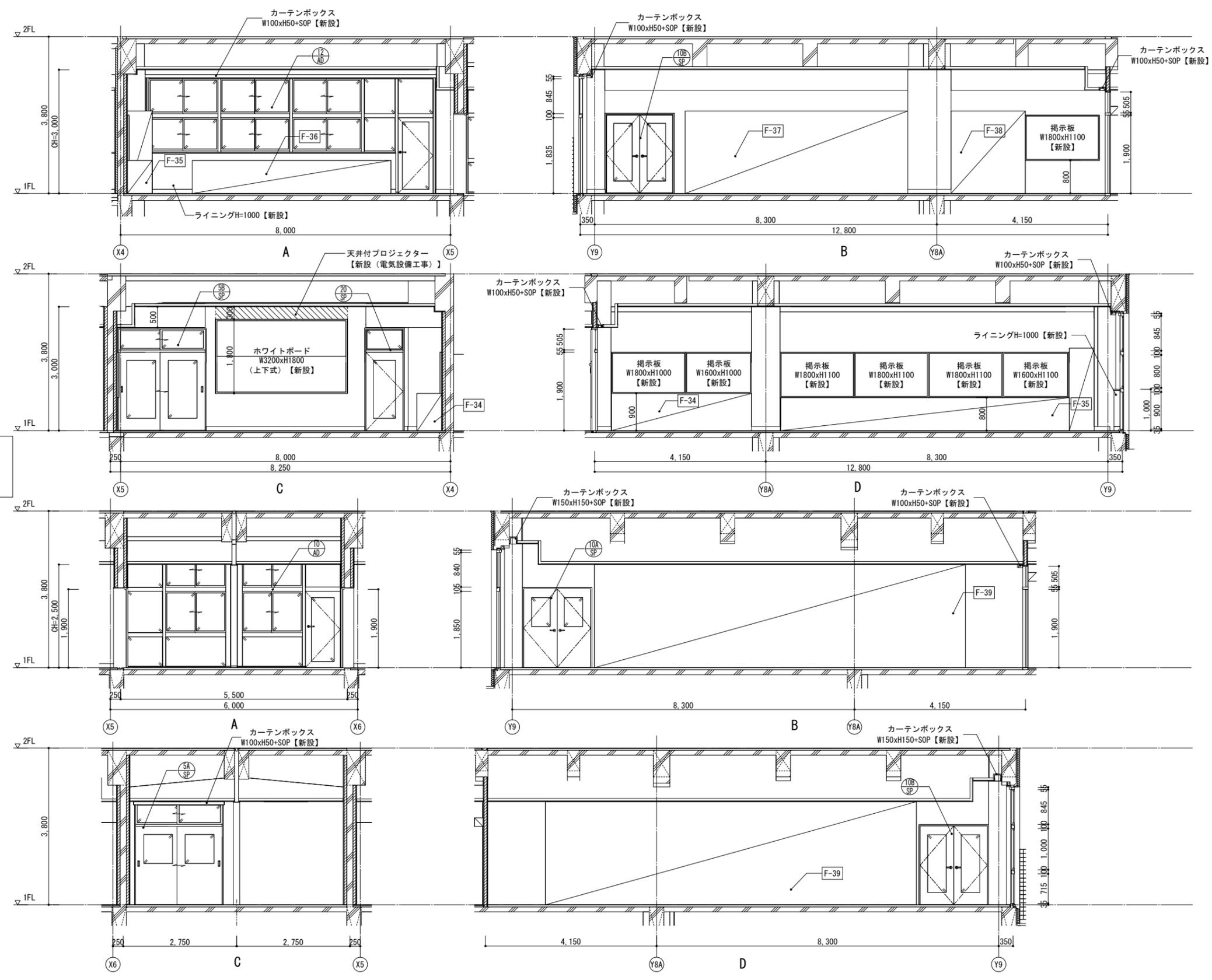
■凡例

	既存什器・備品位置 (特記なき限り別途工事)		壁: CB下地
	撤去範囲		壁: LGS下地
			壁: LGS下地 (GW共)

既存

 埼玉県さいたま市桜区西郷3-20-27 サニープレイス201号 TEL.048-789-6033	一級建築士事務所 埼玉県(1)第11789号 一級建築士登録 第323324号 千葉 聡	承認	審査	検図	製図	特記 ・既存建物竣工当時の既存図面において一部不整合があるため、工事着手前に現地調査を行い、既設取合部は実測し、設計図書通り行えない場合は、監督員と協議の上、施工のこと。 ・既存仕上及び下地が作業に支障をきたす場合は作業範囲で最小の範囲で撤去復旧のこと。	業務番号 23110	工事名称 鶴ヶ島中学校大規模改修工事 図面内容 1階 技術教室等 詳細図 (3) (既存)	縮尺 A3:S=1/100	図面区分 建築意匠 図面番号 A-119
	・工事範囲外の部分であってもクリーニングを行うこと。 ・各アスファルト防水層(撤去部)はアスベスト含有見込みとしており、本工区内でアスベスト含有建材サンプリング調査を行うこと。調査箇所は3棟体(校舎棟 2階屋上、校舎棟 R階屋上、校舎棟 各階便所)とする。調査の結果、アスベスト含有建材ではないと判明した場合は設計変更の対象とする。									

1階
技術室
展開図(改修)



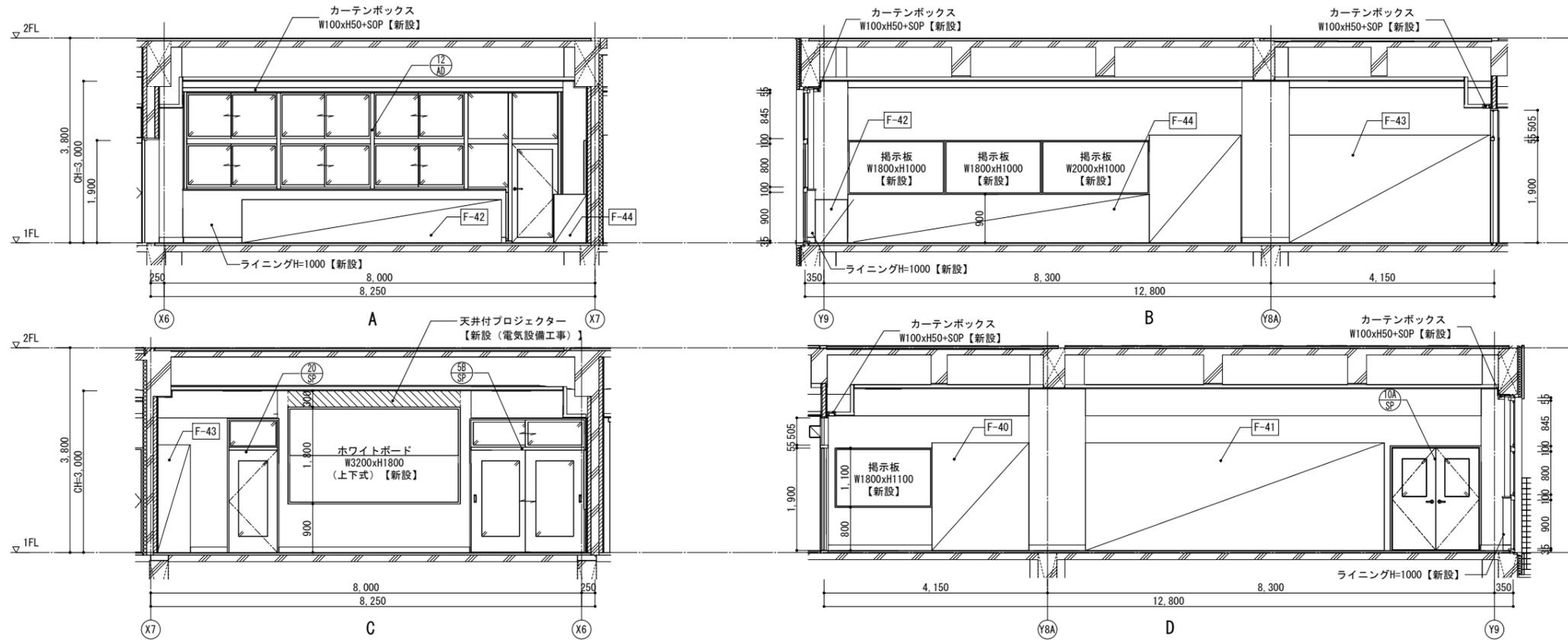
1階 準備室 展開図(改修)

■凡例

F-x	改修家具符号を示す	□	壁: CB下地
S-x	改修サイン符号を示す	▨	壁: LGS下地
□	既存什器・備品位置 (特記なき限り別途工事)	▨	壁: LGS下地 (GW共)

改修

<p>KUJI ARCHITECTS STUDIO 株式会社 久慈設計 埼玉事務所 埼玉県さいたま市桜区西郷3-20-27 サニープレイス201号 TEL.048-789-6033</p>	<p>一級建築士事務所 埼玉県(1)第11789号</p> <p>一級建築士登録 第323324号 千葉 聡</p>	承認	審査	検図	製図	<p>特記</p> <ul style="list-style-type: none"> 既存建物竣工当時の既存図面において一部不整合があるため、工事着手前に現地調査を行い、既設取合部は実測し、設計図書通り行えない場合は、監督員と協議の上、施工のこと。 既存仕上及び下地が作業に支障をきたす場合は作業範囲まで最小の範囲で撤去復旧のこと。 	<p>業務番号</p> <p>23110</p>	<p>工事名称</p> <p>鶴ヶ島中学校大規模改修工事</p>	<p>図面内容</p> <p>1階 技術室・美術室等 詳細図(2) (改修)</p>	<p>縮尺</p> <p>A3:S=1/100</p>	<p>図面区分</p> <p>建築意匠</p>	<p>図面番号</p> <p>A-121</p>
	<p>・新設する天井点検口の位置については、電気設備工事・機械設備工事と調整を行い、監督員と協議の上、決定すること。</p> <p>・【全面EP-G】は、下地調整RB種の上、EP-G塗装とする。</p> <p>・【全面SOP】は、下地調整RB種の上、SOP塗装とする。</p> <p>・【全面DP】は、下地調整RB種の上、DP塗装とする。</p>											



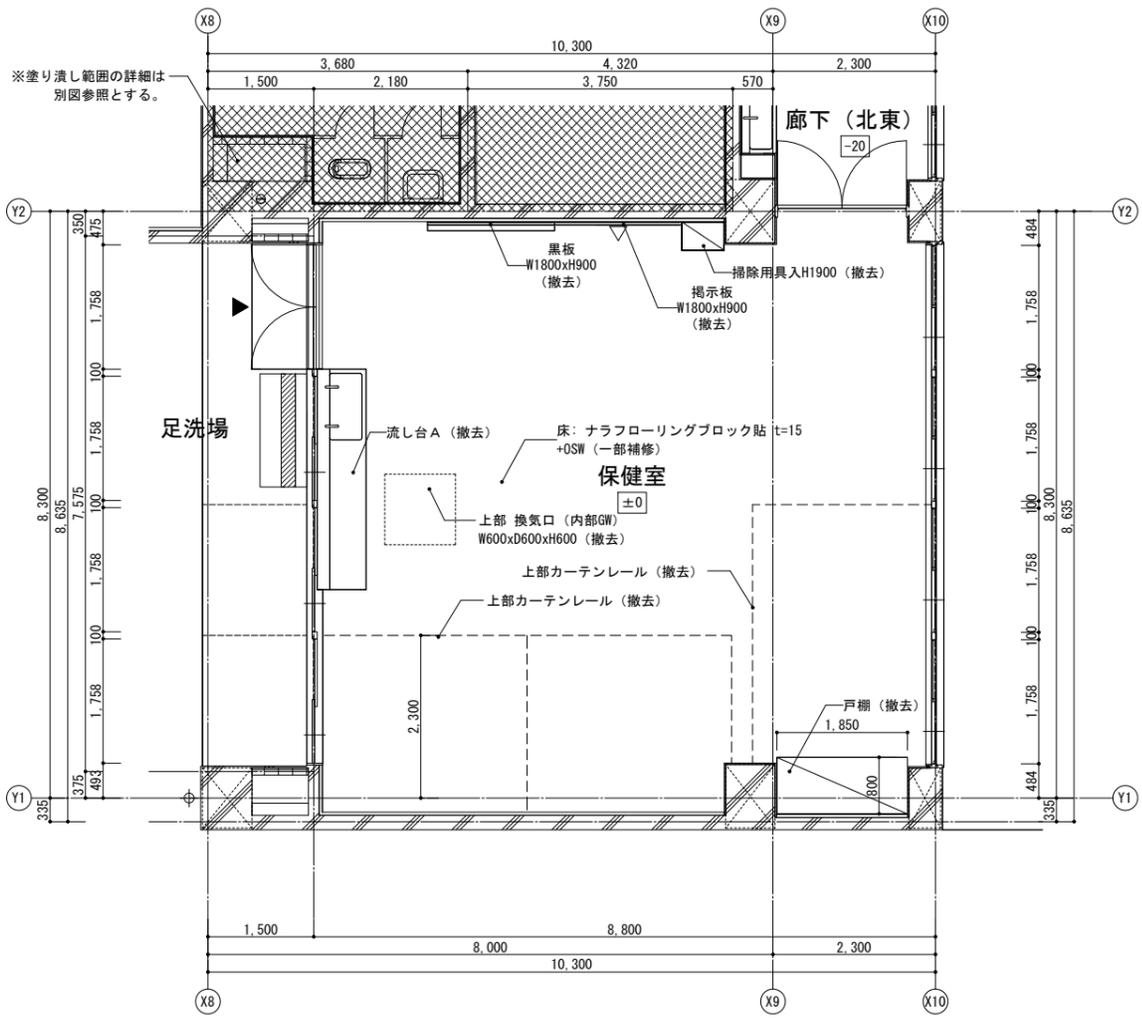
1階 美術室 展開図 (改修)

■凡例

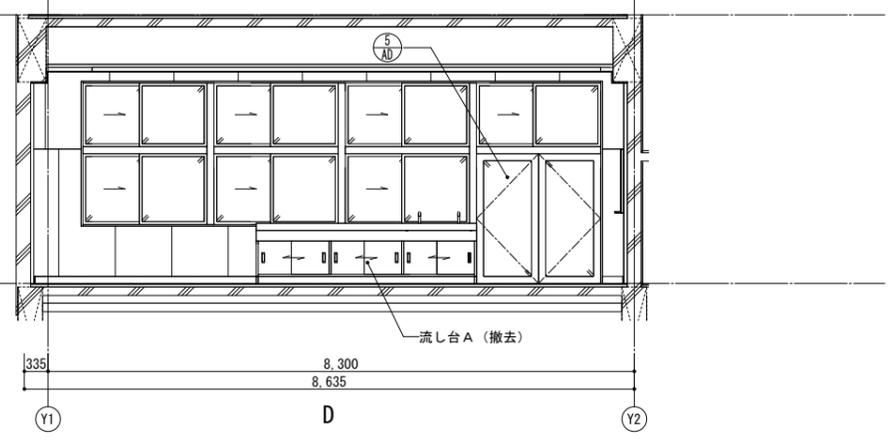
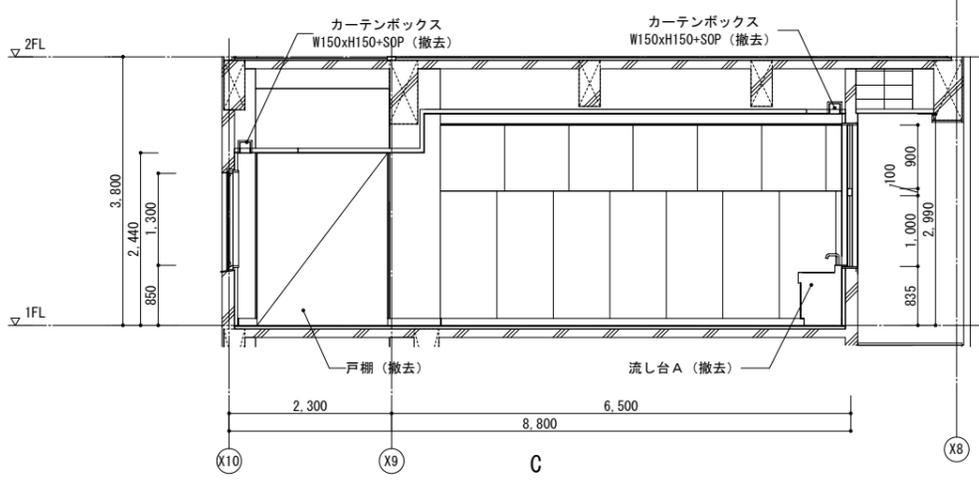
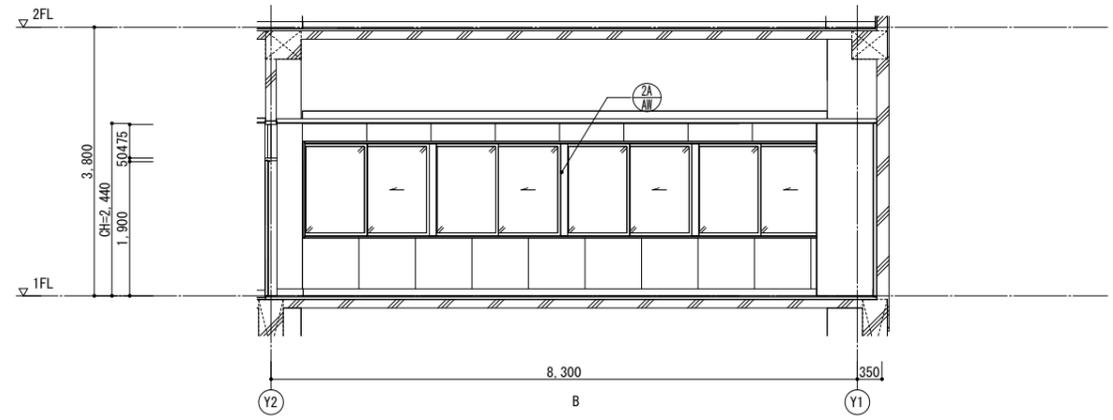
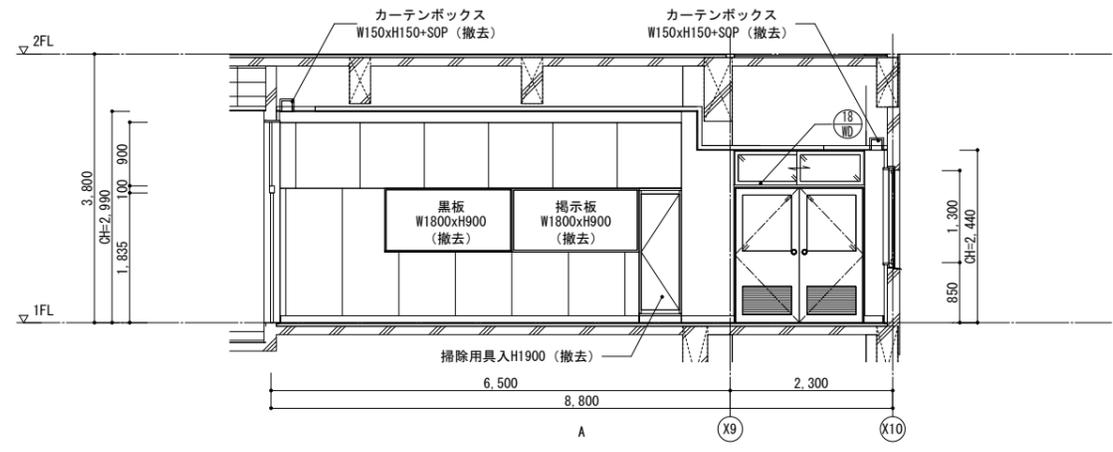
F-x	改修家具符号を示す	□	壁: CB下地
S-x	改修サイン符号を示す	▨	壁: LGS下地
□	既存什器・備品位置 (特記なき限り別途工事)	▨	壁: LGS下地 (GW共)

改修

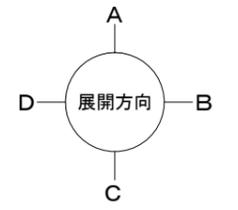
<p>埼玉県さいたま市桜区西郷3-20-27 サニープレイス201号 TEL.048-789-6033</p>	一級建築士事務所 埼玉県(1)第11789号 一級建築士登録 第323324号 千葉 聡	承認	審査	検図	製図	特記 ・既存建物竣工当時の既存図面において一部不整合があるため、工事着手前に現地調査を行い、既設取合部は実測し、設計図書通り行えない場合は、監督員と協議の上、施工のこと。 ・既存仕上げ及び下地が作業に支障をきたす場合は作業範囲で最小の範囲で撤去復旧のこと。 ・新設する天井点検口の位置については、電気設備工事・機械設備工事と調整を行い、監督員と協議の上、決定すること。 ・【全面EP-G】は、下地調整RB種の上、EP-G塗装とする。 ・【全面SOP】は、下地調整RB種の上、SOP塗装とする。 ・【全面DP】は、下地調整RB種の上、DP塗装とする。	業務番号 23110	工事名称 鶴ヶ島中学校大規模改修工事 図面内容 1階 技術室・美術室等 詳細図(3) (改修)	縮尺 A3:S=1/100	図面区分 建築意匠 図面番号 A-122
---	--	----	----	----	----	--	---------------	--	------------------	-------------------------------



1階 保健室 平面詳細図 (既存)



1階 保健室 展開図 (既存)

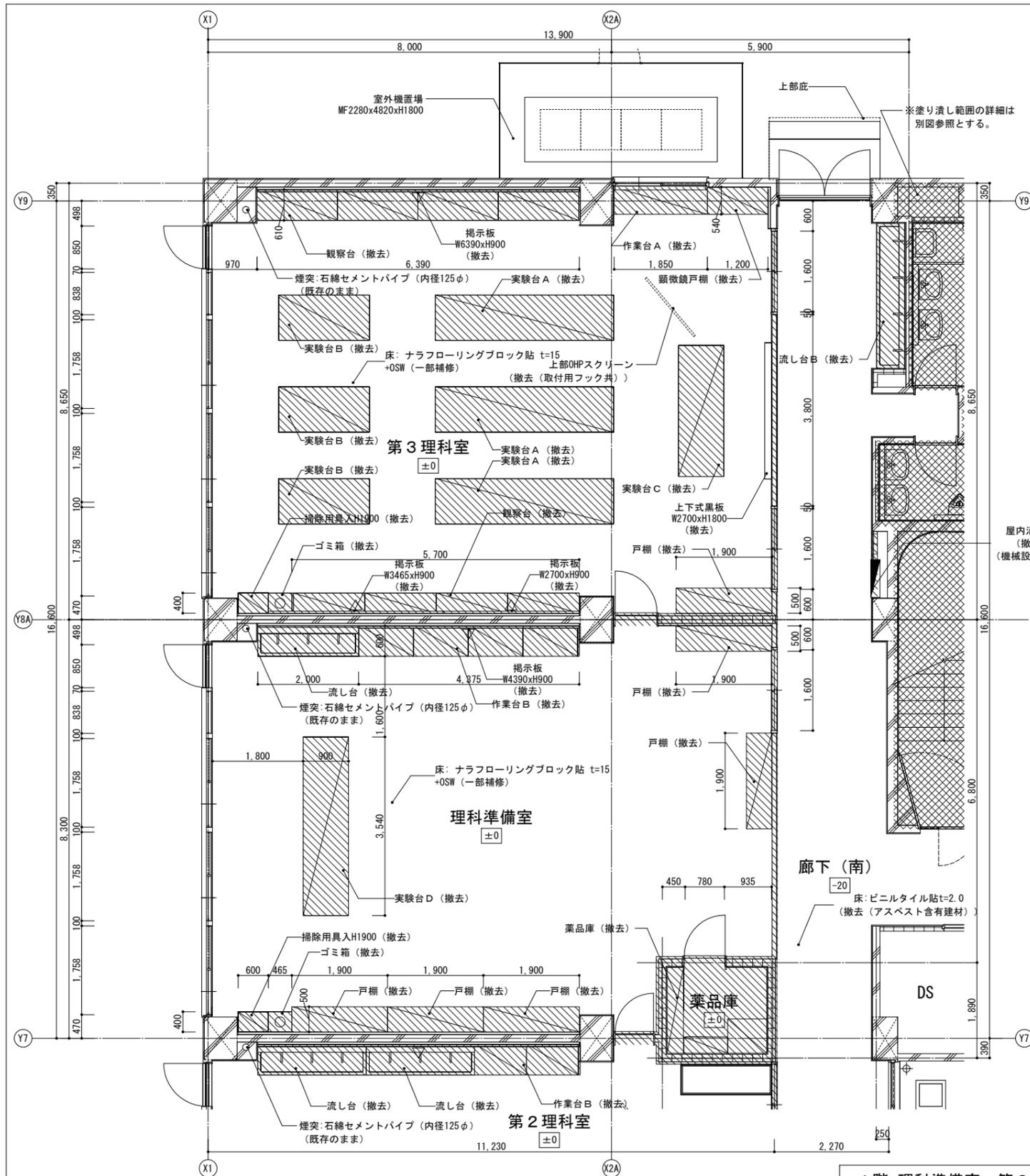


既存

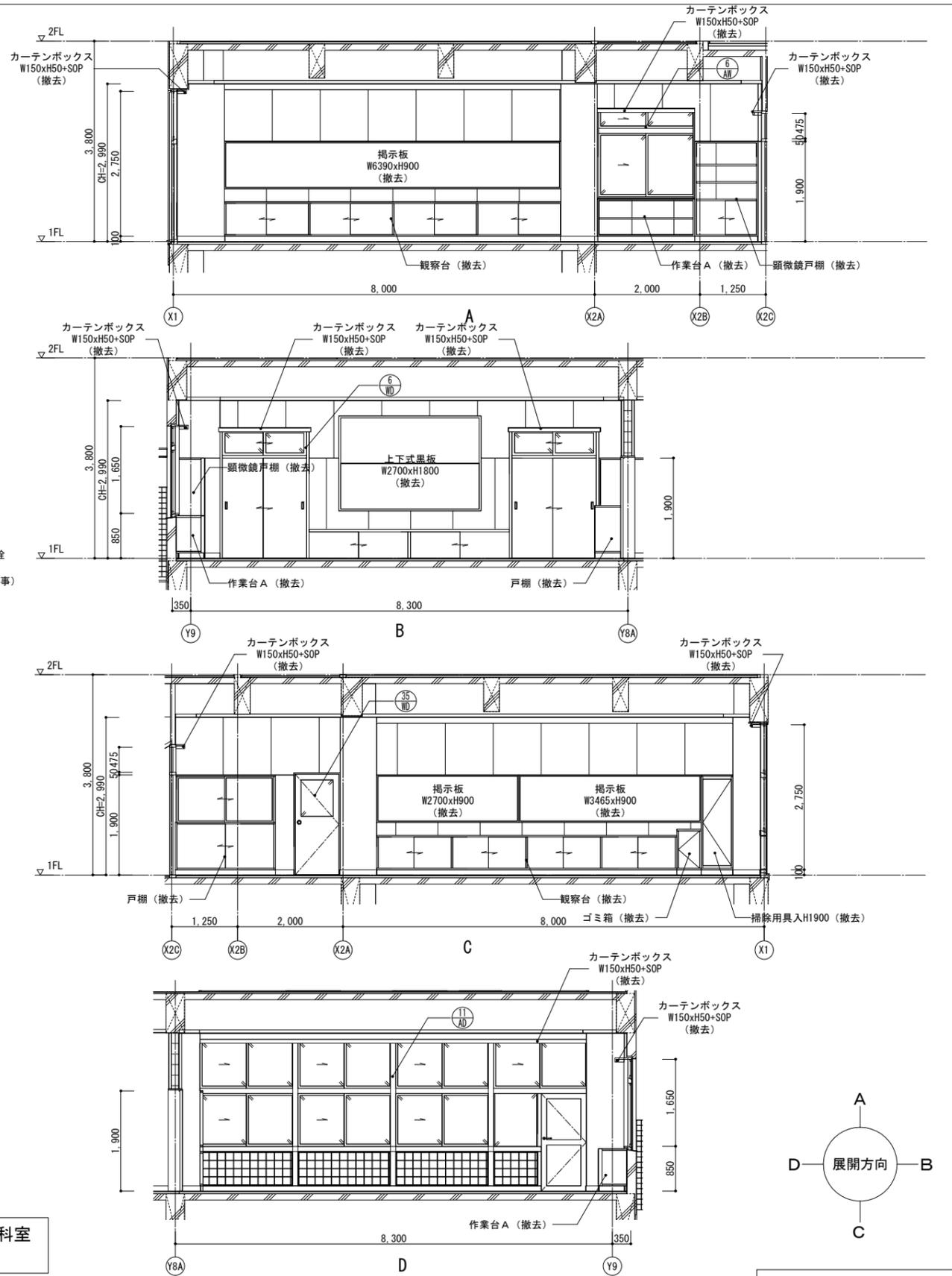
■凡例

	既存 床下点検口		壁: CB下地		掲示板 (撤去)
	FLからの仕上げ高さ		壁: LGS下地		ホワイトボード・黒板 (撤去)
	撤去範囲		壁: LGS下地 (GW共)		既存什器・備品位置 (特記なき限り別途工事)

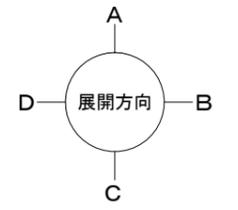
 埼玉県さいたま市桜区西郷3-20-27 サニープレイス201号 TEL.048-789-6033	一級建築士事務所 埼玉県(1)第11789号 一級建築士登録 第323324号 千葉 聡	承認	審査	検図	製図	特記 ・既存建物竣工当時の既存図面において一部不整合があるため、工事着手前に現地調査を行い、既設取合部は実測し、設計図書通り行えない場合は、監督員と協議の上、施工のこと。 ・既存仕上及び下地が作業に支障をきたす場合は作業範囲まで最小の範囲で撤去復旧のこと。	業務番号 23110	工事名称 鶴ヶ島中学校大規模改修工事 図面内容 1階 保健室 詳細図 (既存)	縮尺 A3:S=1/100	図面区分 建築意匠 図面番号 A-123
	・工事範囲外の部分であってもクリーニングを行うこと。 ・各アスファルト防水層(撤去部)はアスベスト含有見込みとしており、本工区内でアスベスト含有建材サンプリング調査を行うこと。調査箇所は3棟(校舎棟 2階屋上、校舎棟 R階屋上、校舎棟 各階便所)とする。調査の結果、アスベスト含有建材ではないと判明した場合は設計変更の対象とする。									



1階 理科準備室・第3理科室
平面詳細図 (既存)



1階 第3理科室 展開図 (既存)

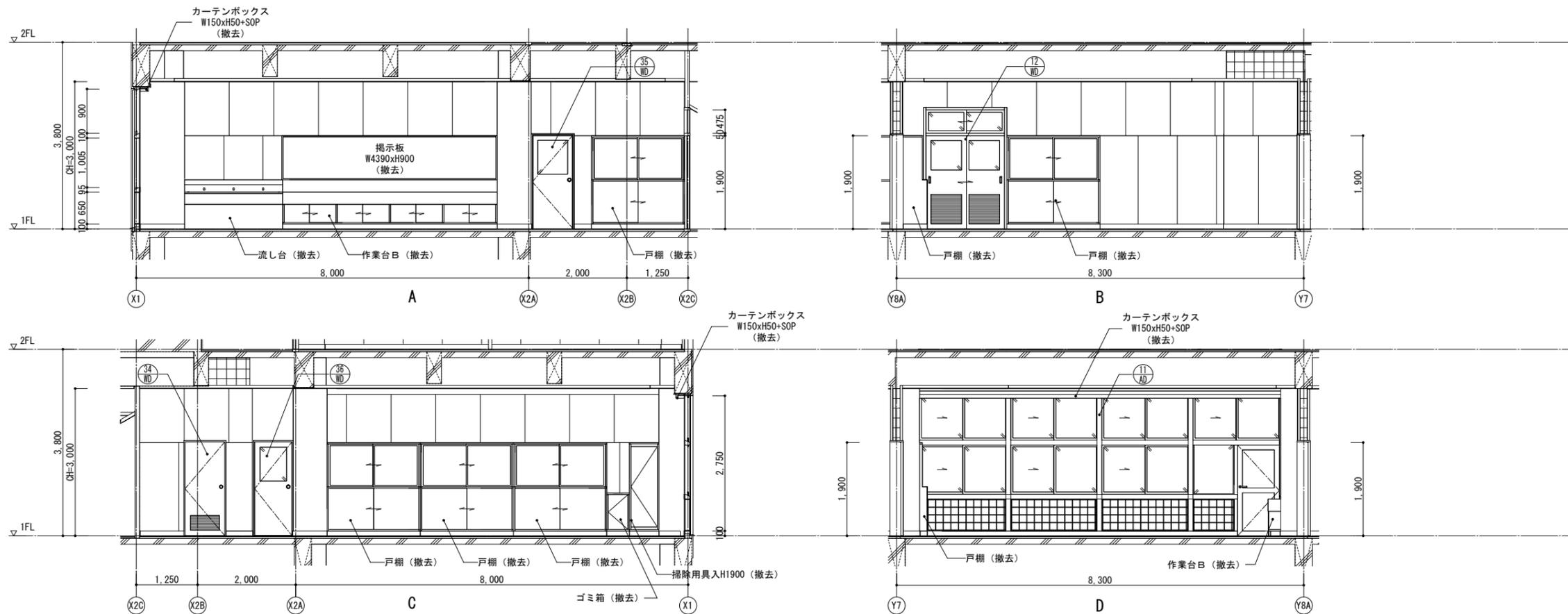


既存

■凡例

	既存 床下点検口		壁: CB下地		掲示板 (撤去)
	F.Lからの仕上げ高さ		壁: LGS下地		ホワイトボード・黒板 (撤去)
	撤去範囲		壁: LGS下地 (GW共)		既存什器・備品位置 (特記なき限り別途工事)

 埼玉県さいたま市桜区西郷3-20-27 サニープレイス201号 TEL.048-789-6033	一級建築士事務所 埼玉県(1)第11789号	承認	審査	検図	製図	特記 ・既存建物竣工当時の既存図面において一部不整合があるため、工事着手前に現地調査を行い、既設取合部は実測し、設計図書通り行えない場合は、監督員と協議の上、施工のこと。 ・既存仕上及び下地が作業に支障をきたす場合は作業範囲内で最小の範囲で撤去復旧のこと。	業務番号 23110	工事名称 鶴ヶ島中学校大規模改修工事	縮尺 A3:S=1/100	図面内容 1階 第3理科室等 詳細図(1) (既存)	図面区分 建築意匠 A-125
	一級建築士登録 第323324号 千葉 聡						・工事範囲外の部分であってもクリーニングを行うこと。 ・各アスファルト防水層(撤去部)はアスベスト含有見込みとしており、本工事内でアスベスト含有建材サンプリング調査を行うこと。調査箇所は3棟体(校舎棟 2階屋上、校舎棟 R階屋上、校舎棟 各階便所)とする。調査の結果、アスベスト含有建材ではないと判明した場合は設計変更の対象とする。				

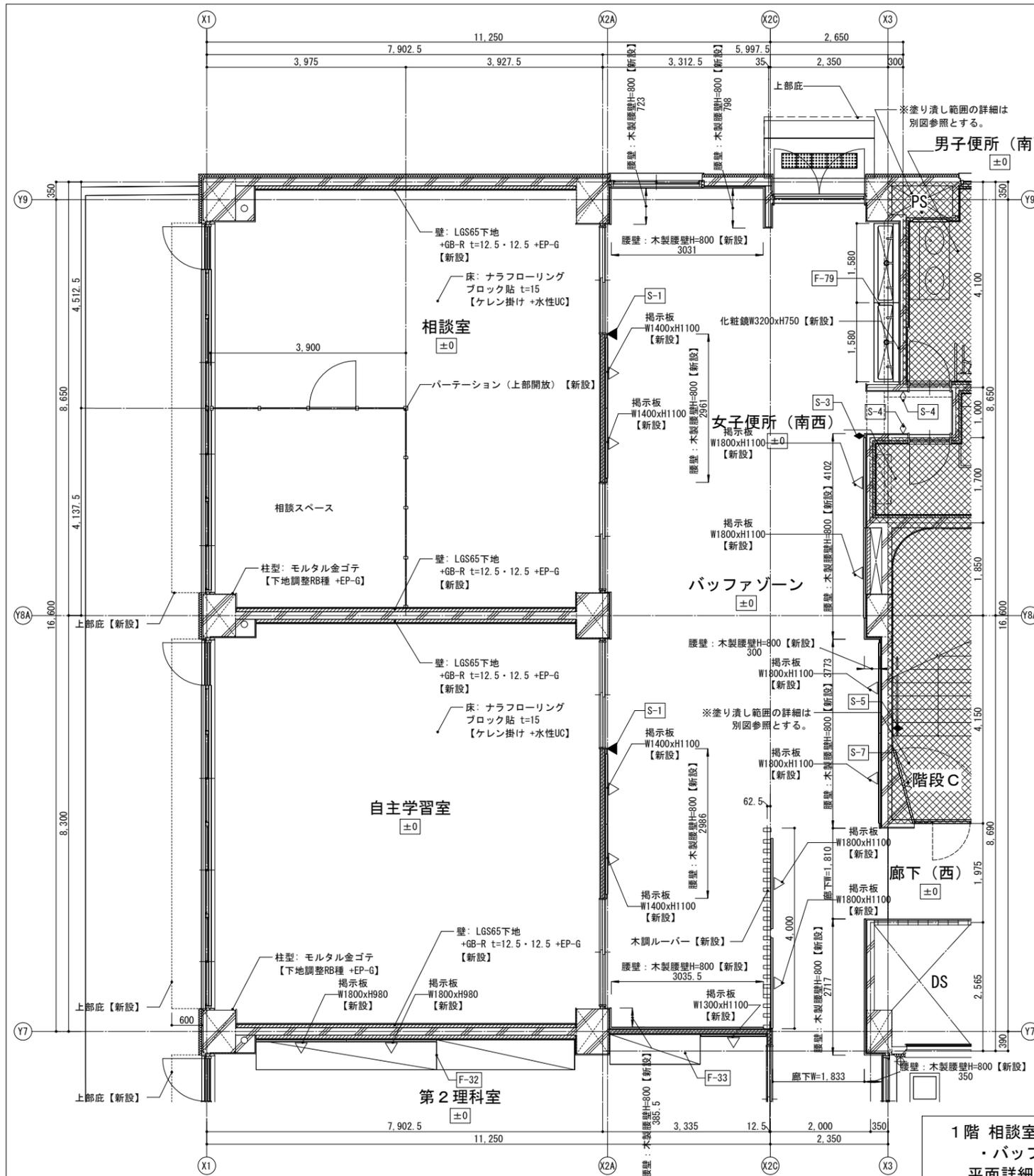


1階 理科準備室 展開図 (既存)

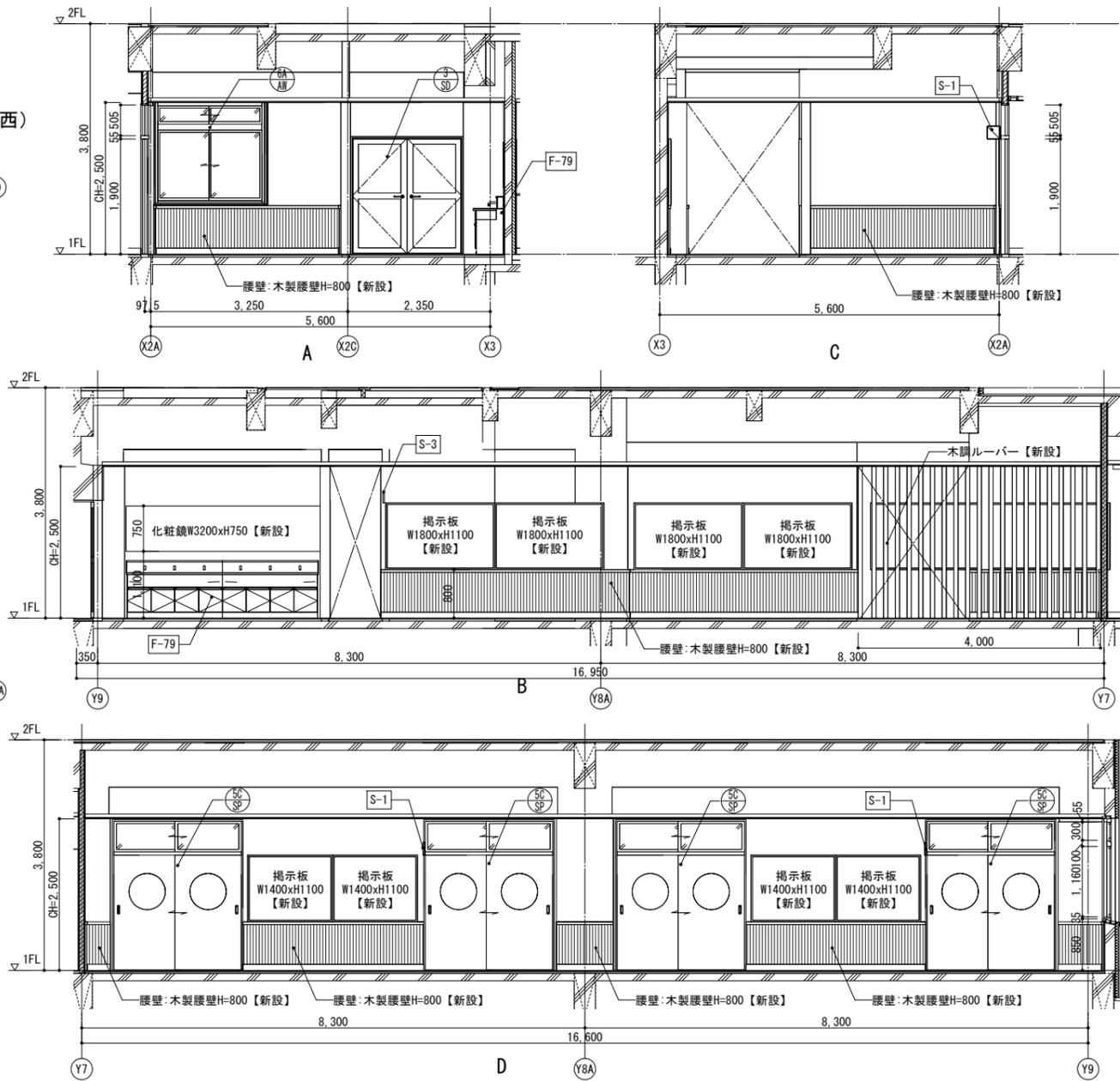
■凡例	
	既存什器・備品位置 (特記なき限り別途工事)
	撤去範囲
	壁: CB下地
	壁: LGS下地
	壁: LGS下地 (GW共)

既存

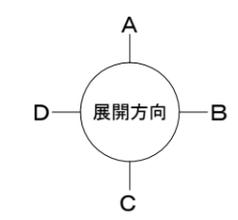
 埼玉県さいたま市桜区西郷8-20-27 サニープレイス201号 TEL.048-789-6033	一級建築士事務所 埼玉県(1)第11789号 一級建築士登録 第323324号 千葉 聡	承認	審査	検図	製図	特記 ・既存建物竣工当時の既存図面において一部不整合があるため、工事着手前に現地調査を行い、既設取合部は実測し、設計図書通り行えない場合は、監督員と協議の上、施工のこと。 ・既存仕上げ及び下地が作業に支障をきたす場合は作業範囲まで最小の範囲で撤去復旧のこと。	業務番号 23110	工事名称 鶴ヶ島中学校大規模改修工事 図面内容 1階 第3理科室等 詳細図(2) (既存)	縮尺 A3:S=1/100	図面区分 建築意匠 図面番号 A-126
	・工事範囲外の部分であってもクリーニングを行うこと。 ・各アスファルト防水層(撤去部)はアスベスト含有見込みとしており、本工区内でアスベスト含有建材サンプリング調査を行うこと。調査箇所は3棟(校舎棟 2階屋上、校舎棟 R階屋上、校舎棟 各階便所)とする。調査の結果、アスベスト含有建材ではないと判明した場合は設計変更の対象とする。									



1階 相談室・自主学習室
・バフファゾーン
平面詳細図 (改修)



1階 バフファゾーン 展開図 (改修)



改修

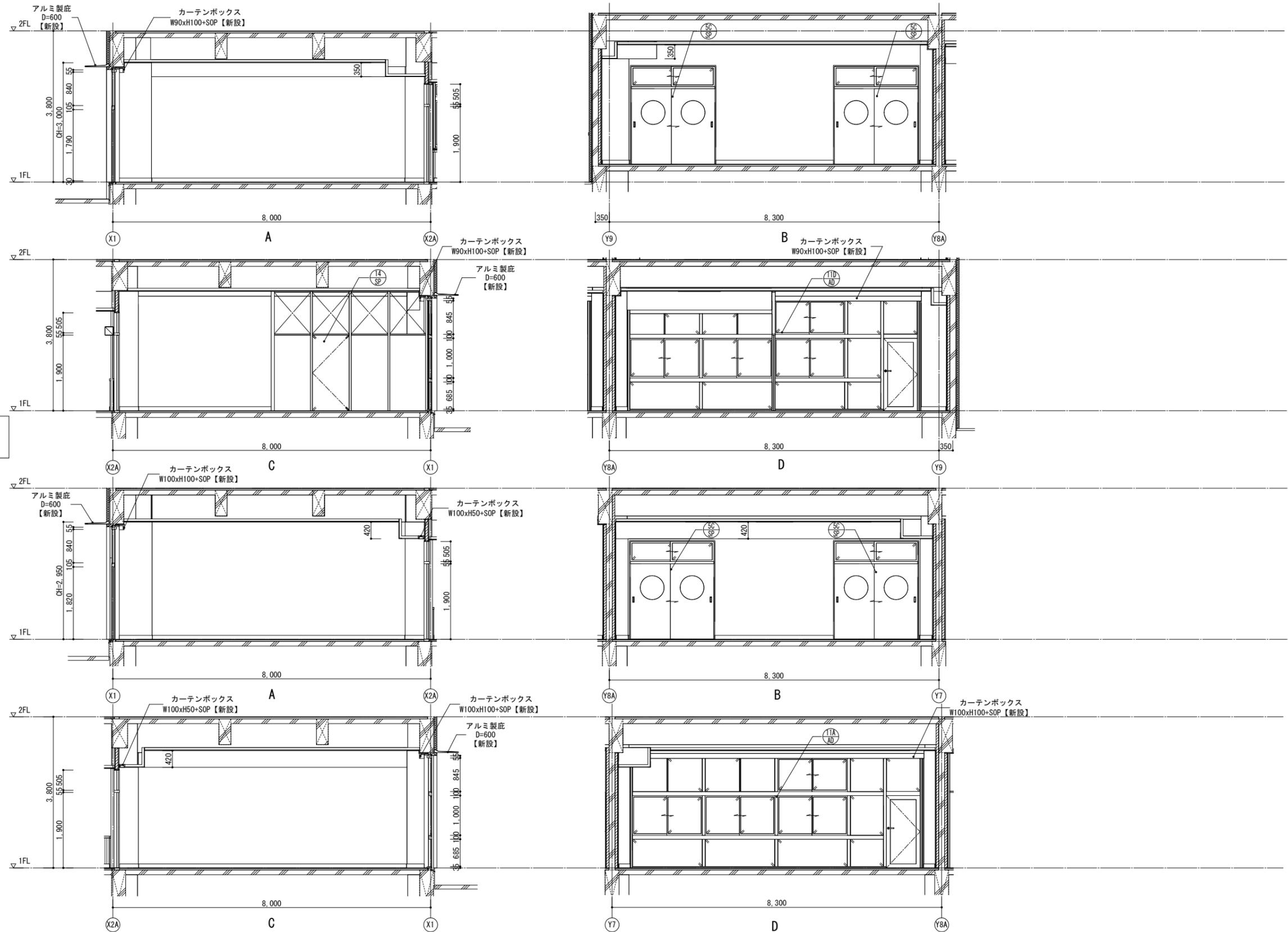
■凡例	<ul style="list-style-type: none"> 既存 床下点検口 ±0 FLからの仕上げ高さ F-x 改修家具符号を示す S-x 改修サイン符号を示す 	<ul style="list-style-type: none"> 壁: GB下地 壁: LGS下地 壁: LGS下地 (GW共) 視覚障害者誘導用床ブロック【新設】 	<ul style="list-style-type: none"> 室名札 平付【新設】 室名札 突出【新設】 ピクトサイン 平付【新設】 ピクトサイン 突出【新設】 	<ul style="list-style-type: none"> 案内板【新設】 掲示板【新設】 ホワイトボード・黒板【新設】 既存什器・備品位置 (特記なき限り別途工事)
-----	--	--	--	--

KUJI ARCHITECTS STUDIO
株式会社 久慈設計 埼玉事務所
 埼玉県さいたま市桜区西郷3-20-27 サンープレイス201号 TEL.048-789-6033

一級建築士事務所 埼玉県(1)第11789号	承認	審査	検図	製図	特記
一級建築士登録 第323324号 千葉 聡					<ul style="list-style-type: none"> 既存建物竣工当時の既存図面において一部不整合があるため、工事着手前に現地調査を行い、既設取合部は実測し、設計図書通り行えない場合は、監督員と協議の上、施工のこと。 既存仕上げ及び下地が作業に支障をきたす場合は作業範囲で最小の範囲で撤去復旧のこと。

業務番号 23110	工事名称 鶴ヶ島中学校大規模改修工事	縮尺 A3:S=1/100	図面内容 1階 相談室・自主学習室 詳細図(1) (改修)	図面区分 建築意匠 A-127
---------------	-----------------------	------------------	----------------------------------	-----------------------

1階 相談室
展開図 (改修)

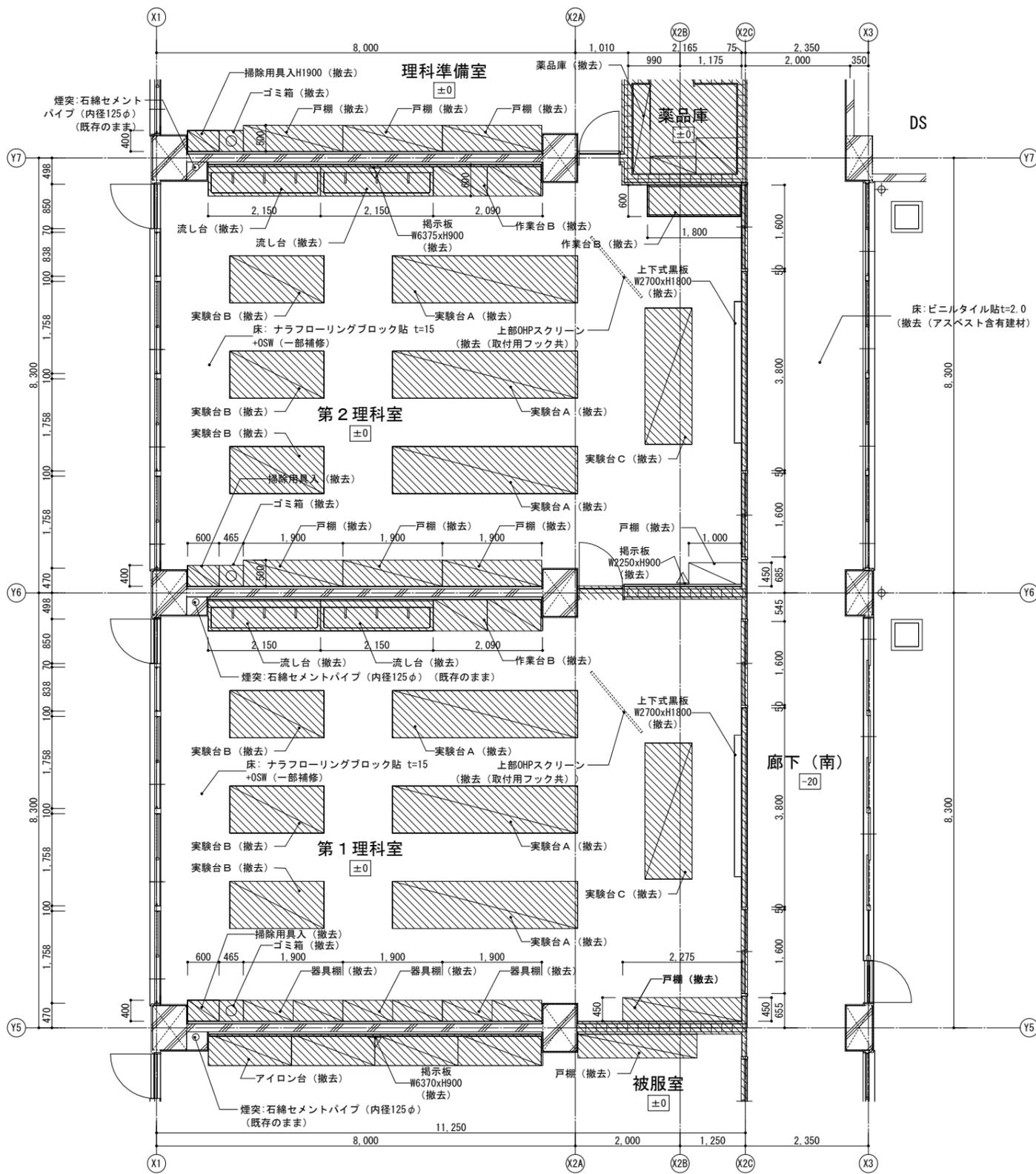


1階 自主学習室 展開図 (改修)

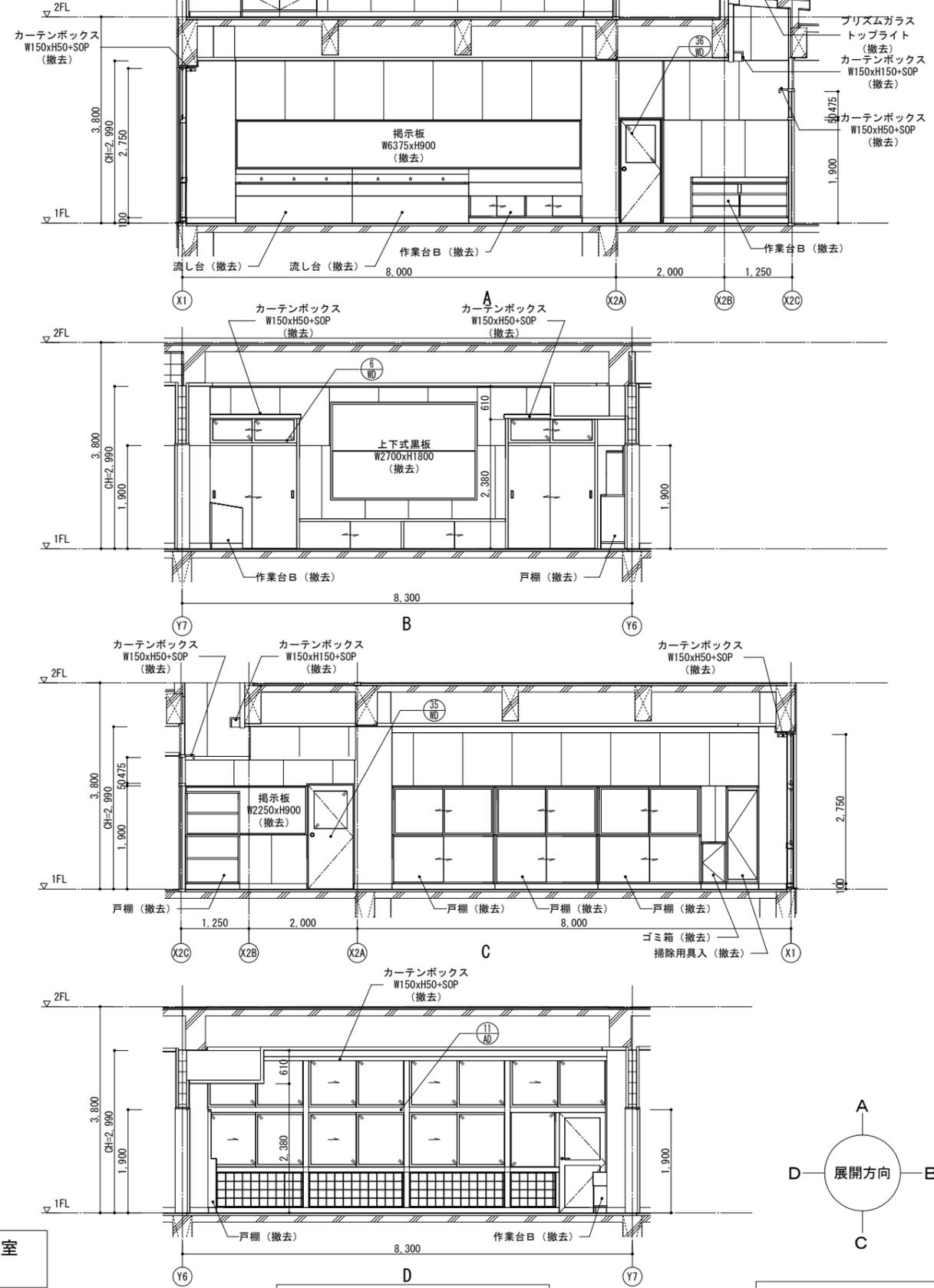
改修

■凡例	
F-x	改修家具符号を示す
S-x	改修サイン符号を示す
□	既存什器・備品位置 (特記なき限り別途工事)
▭	壁: CB下地
▨	壁: LGS下地
▩	壁: LGS下地 (GW共)

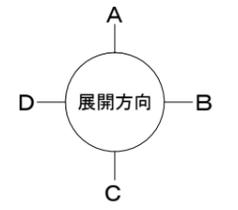
<p>埼玉県さいたま市桜区西郷3-20-27 サニープレイス201号 TEL.048-789-6033</p>	一級建築士事務所 埼玉県(1)第11789号 一級建築士登録 第323324号 千葉 聡	承認	審査	検図	製図	特記 ・既存建物竣工当時の既存図面において一部不整合があるため、工事着手前に現地調査を行い、既設取合部は実測し、設計図書通り行えない場合は、監督員と協議の上、施工のこと。 ・既存仕上及び下地が作業に支障をきたす場合は作業範囲で最小の範囲で撤去復旧のこと。 ・新設する天井点検口の位置については、電気設備工事・機械設備工事と調整を行い、監督員と協議の上、決定すること。 ・【全面EP-G】は、下地調整RB種の上、EP-G塗装とする。 ・【全面SOP】は、下地調整RB種の上、SOP塗装とする。 ・【全面DP】は、下地調整RB種の上、DP塗装とする。	業務番号 23110	工事名称 鶴ヶ島中学校大規模改修工事 図面内容 1階 相談室・自主学習室 詳細図(2) (改修)	縮尺 A3:S=1/100	図面区分 建築意匠 図面番号 A-128
---	--	----	----	----	----	---	---------------	---	------------------	-------------------------------



1階 第1理科室・第2理科室
平面詳細図 (既存)



1階 第2理科室 展開図 (既存)



既存

■凡例

	既存 床下点検口		壁: CB下地		黒板 (撤去)
	F.Lからの仕上げ高さ		壁: LGS下地		ホワイトボード・黒板 (撤去)
	撤去範囲		壁: LGS下地 (GWF)		既存什器・備品位置 (特記なき限り別途工事)

※床スラブ撤去復旧については
別図A-268~271を参照すること。

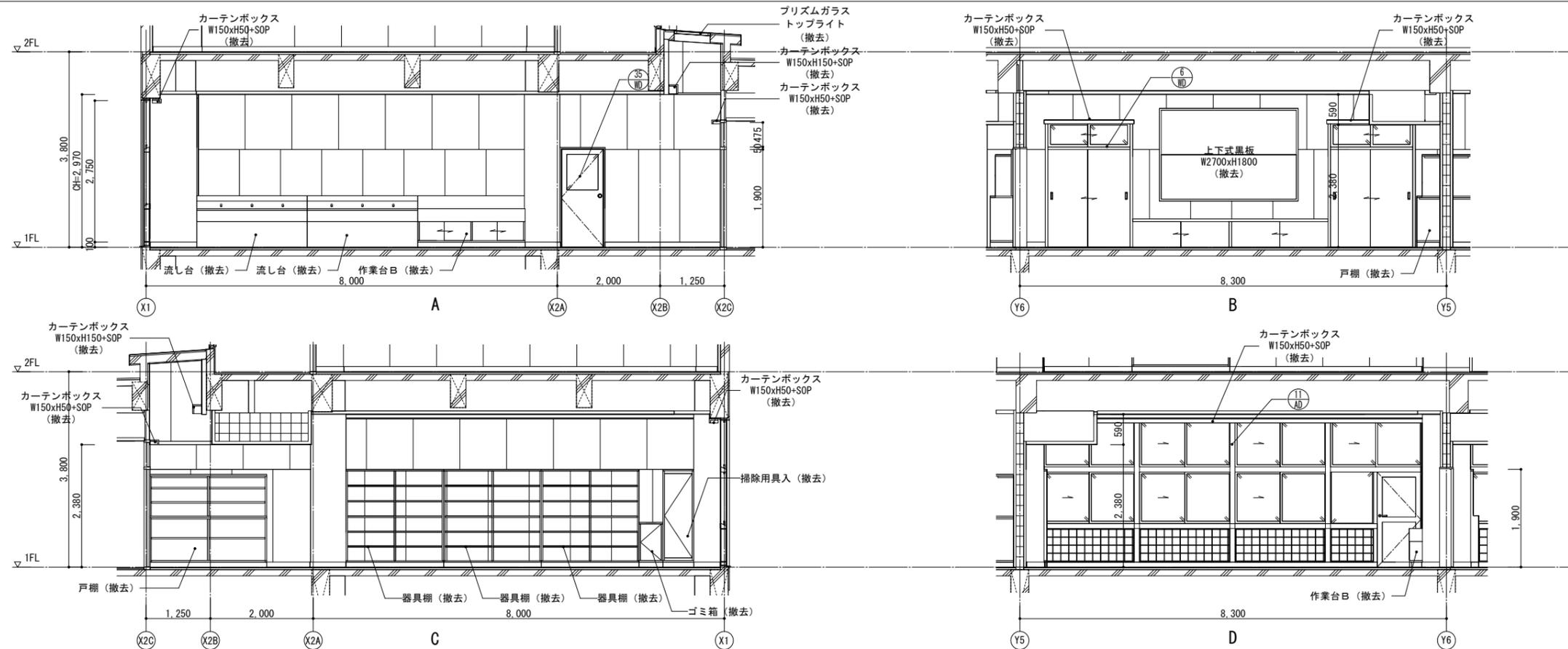
■特記事項
 ※薬品庫 (砂場付) 【新設】は「内田洋行 ステンレス製薬品庫 SY-51 (N)」同等品以上とする。
 ※薬品庫内には、薬品庫 (砂場付) x3 【新設】、コンセントx1か所 【新設 (電気設備工事)】とする。

KUJI ARCHITECTS STUDIO
株式会社 久慈設計 埼玉事務所
 埼玉県さいたま市桜区西郷8-20-27 サニープレイス201号 TEL.048-789-6033

一級建築士事務所 埼玉県(1)第11789号	承認	審査	検図	製図	特記
一級建築士登録 第323324号 千葉 聡					

・工事範囲外の部分であってもクリーニングを行うこと。
 ・各アスファルト防水層 (撤去部) はアスベスト含有見込みとしており、本工事内でアスベスト含有建材サンプリング調査を行うこと。調査箇所は3棟体 (校舎棟 2階屋上、校舎棟 R階屋上、校舎棟 各階便所) とする。調査の結果、アスベスト含有建材ではないと判明した場合は設計変更の対象とする。

業務番号 23110	工事名称 鶴ヶ島中学校大規模改修工事	縮尺 A3:S=1/100	図面内容 1階 第1・2理科室 詳細図 (1) (既存)	図面区分 建築意匠 A-129
---------------	-----------------------	------------------	---------------------------------	-----------------------



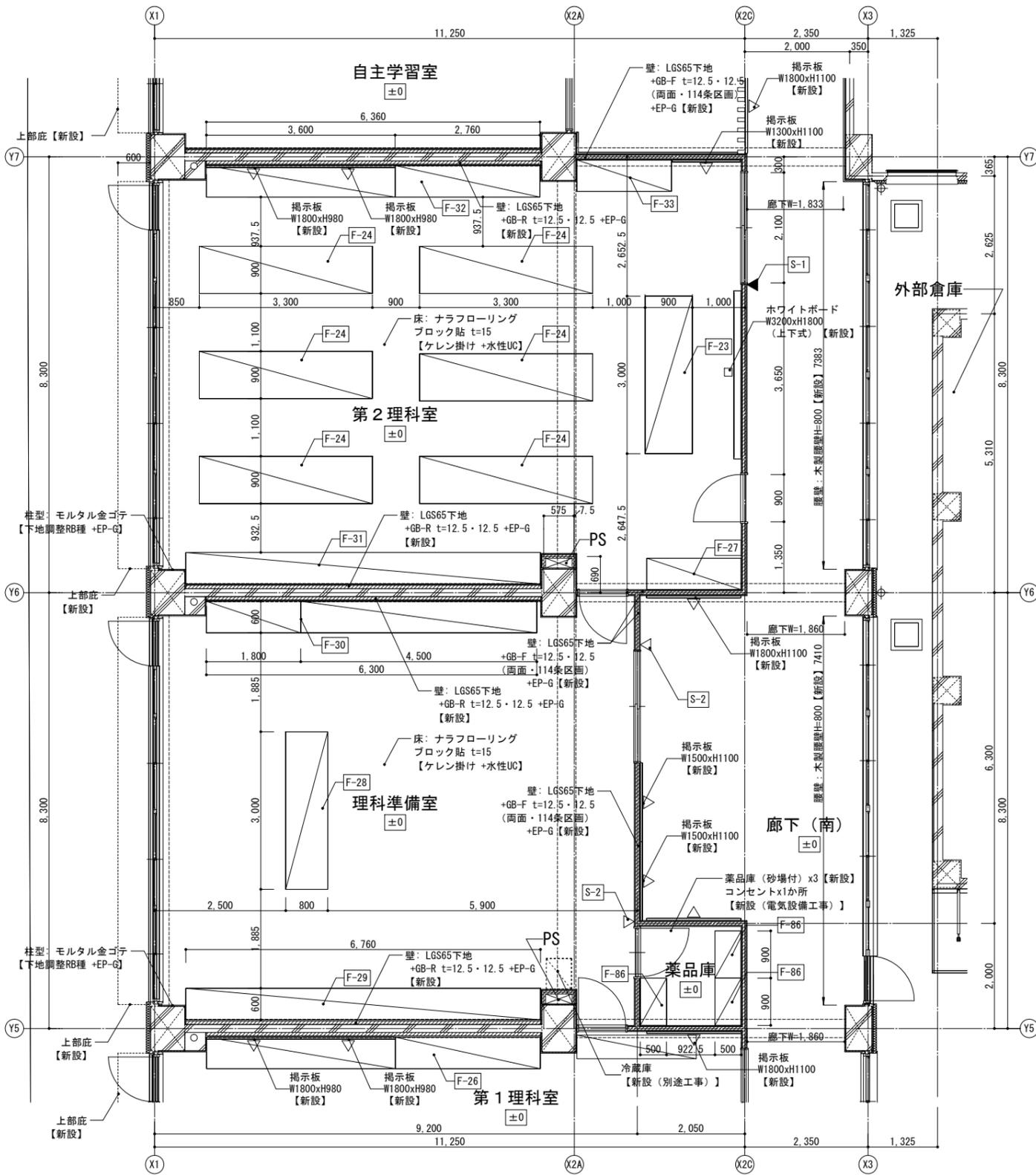
1階 第1理科室 展開図 (既存)

■凡例

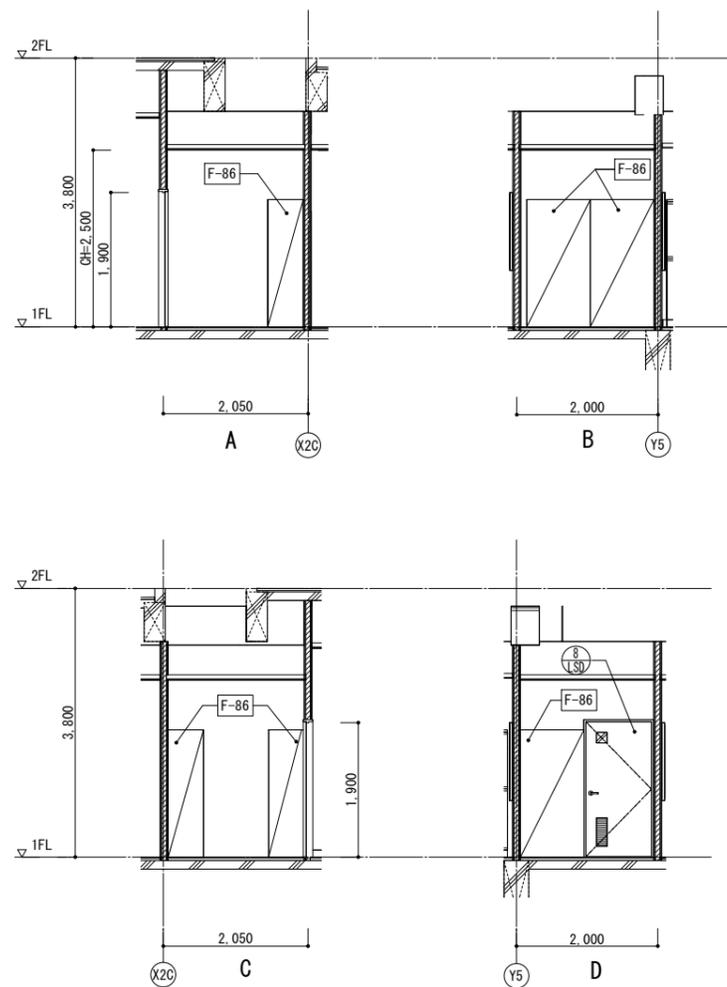
	既存什器・備品位置 (特記なき限り別途工事)		壁: CB下地
	撤去範囲		壁: LGS下地
			壁: LGS下地 (GW共)

既存

KUJI ARCHITECTS STUDIO 株式会社 久慈設計 埼玉事務所 埼玉県さいたま市桜区西郷8-20-27 サニープレイス201号 TEL.048-789-6033	一級建築士事務所 埼玉県(1)第11789号 一級建築士登録 第323324号 千葉 聡	承認	審査	検図	製図	特記 ・既存建物竣工当時の既存図面において一部不整合があるため、工事着手前に現地調査を行い、既設取合部は実測し、設計図書通り行えない場合は、監督員と協議の上、施工のこと。 ・既存仕上及び下地が作業に支障をきたす場合は作業範囲まで最小の範囲で撤去復旧のこと。	業務番号 23110	工事名称 鶴ヶ島中学校大規模改修工事 図面内容 1階 第1・2理科室 詳細図(2) (既存)	縮尺 A3:S=1/100	図面区分 建築意匠 図面番号 A-130
	・工事範囲外の部分であってもクリーニングを行うこと。 ・各アスファルト防水層(撤去部)はアスベスト含有見込みとしており、本工区内でアスベスト含有建材サンプリング調査を行うこと。調査箇所は3棟(校舎棟 2階屋上、校舎棟 R階屋上、校舎棟 各階便所)とする。調査の結果、アスベスト含有建材ではないと判明した場合は設計変更の対象とする。									



1階 第2理科室・理科準備室 平面詳細図(改修)

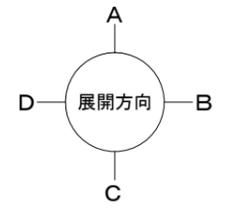


1階 薬品庫 展開図(改修)

■凡例

	既存 床下点検口		壁: GB下地		室名札 平付【新設】		案内板【新設】
	±0 FLからの仕上げ高さ		壁: LGS下地		室名札 突出【新設】		掲示板【新設】
	F-x 改修家具符号を示す		壁: LGS下地 (GW共)		ピクトサイン 平付【新設】		ホワイトボード・黒板【新設】
	S-x 改修サイン符号を示す		視覚障害者誘導用床ブロック【新設】		ピクトサイン 突出【新設】		既存什器・備品位置 (特記なき限り別途工事)

■特記事項
 ※薬品庫(砂場付)【新設】は「内田洋行 ステンレス製薬品庫 SY-51 (N)」同等品以上とする。
 ※薬品庫内には、薬品庫(砂場付) x3【新設】、コンセントx1か所【新設(電気設備工事)】とする。



改修

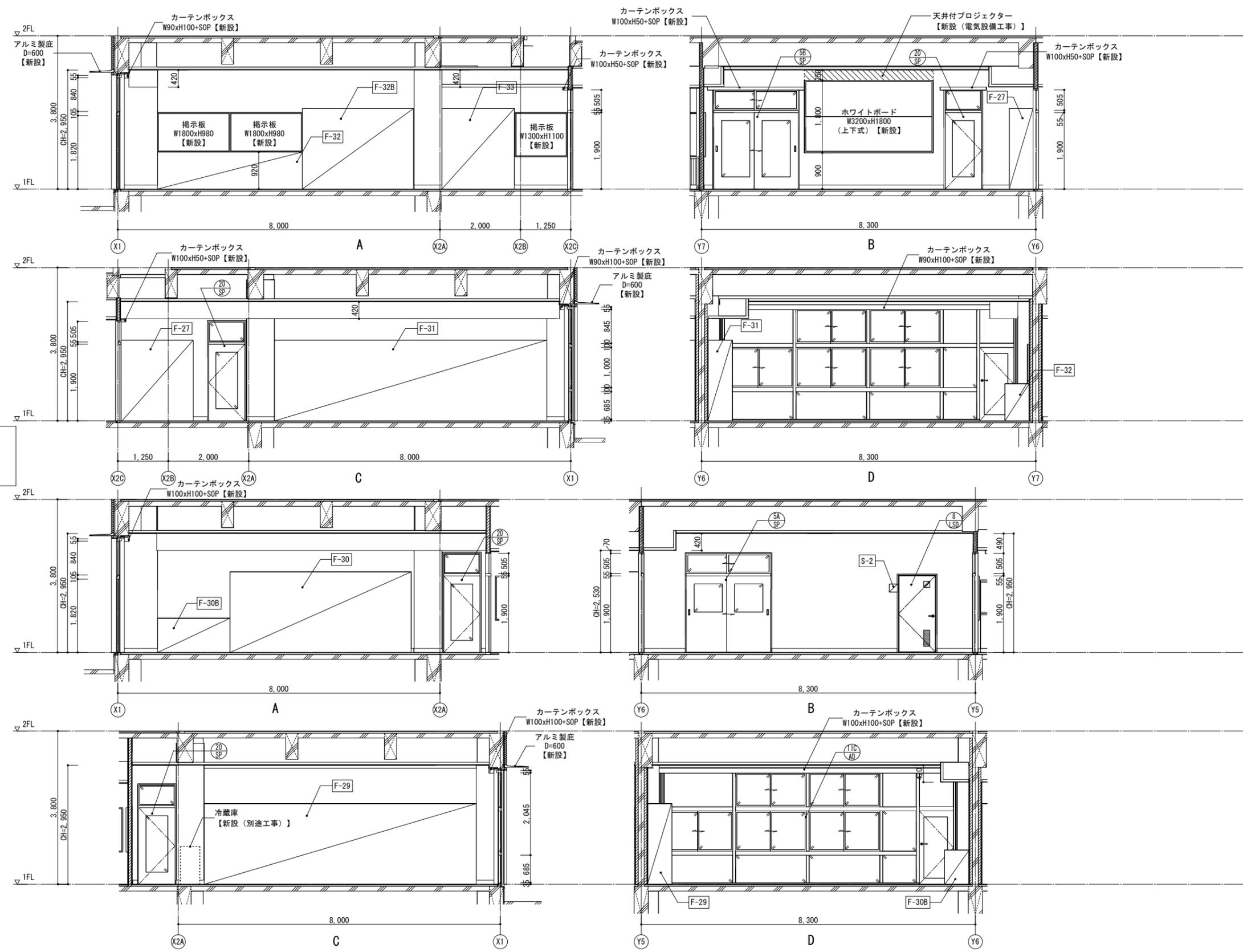
KUJI ARCHITECTS STUDIO
 株式会社 久慈設計 埼玉事務所
 埼玉県さいたま市桜区西郷8-20-27 サニープレイス201号 TEL.048-789-6033

一級建築士事務所 埼玉県(1)第11789号	承認	審査	検図	製図	特記
一級建築士登録 第323324号 千葉 聡					

・既存建物竣工当時の既存図面において一部不整合があるため、工事着手前に現地調査を行い、既設取合部は実測し、設計図書通り行えない場合は、監督員と協議の上、施工のこと。
 ・既存仕上り及び下地が作業に支障をきたす場合は作業範囲で最小の範囲で撤去復旧のこと。

業務番号 23110	工事名称 鶴ヶ島中学校大規模改修工事	縮尺 A3:S=1/100	図面内容 1階 第2理科室等 詳細図(1) (改修)	図面区分 建築意匠 A-131
---------------	-----------------------	------------------	-------------------------------	-----------------------

1階
第2理科室
展開図(改修)



1階 理科準備室 展開図(改修)

改修

■凡例

F-x	改修家具符号を示す	□	壁: CB下地
S-x	改修サイン符号を示す	▨	壁: LGS下地
□	既存什器・備品位置 (特記なき限り別途工事)	▨	壁: LGS下地 (GW共)

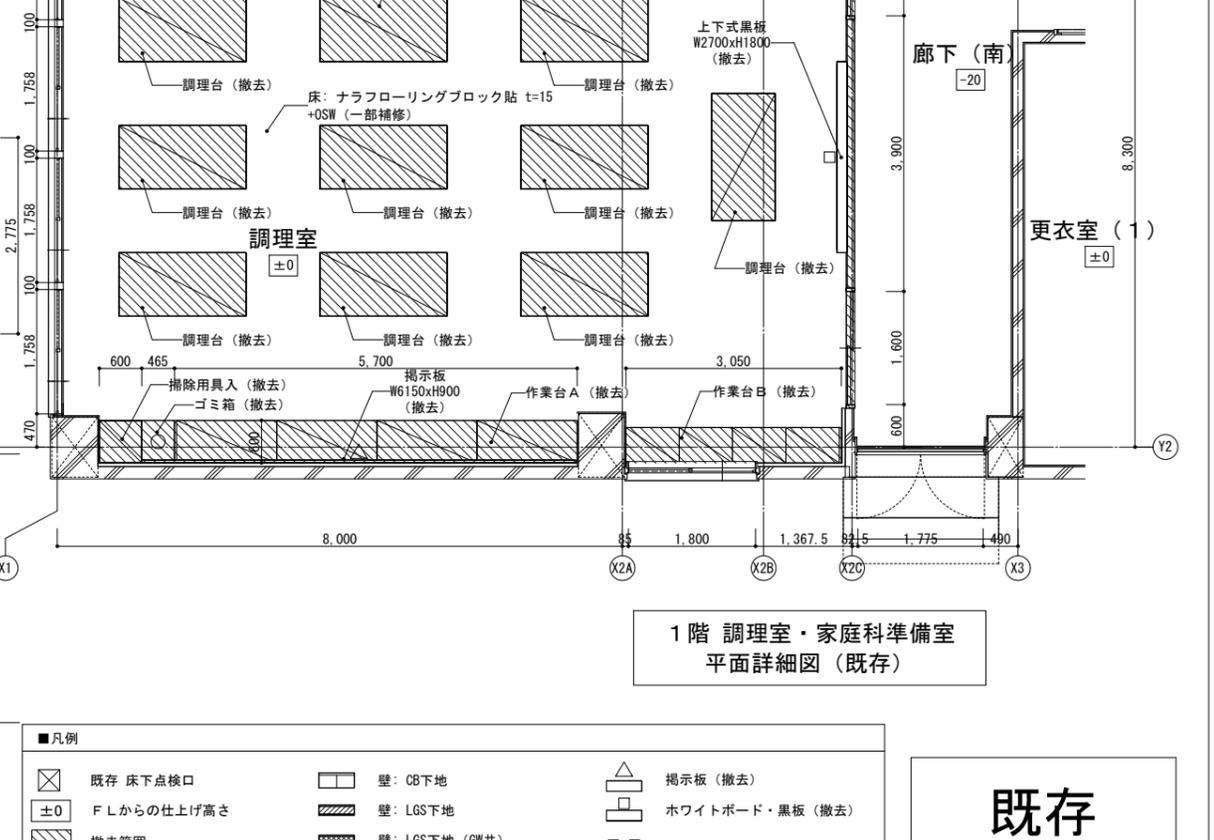
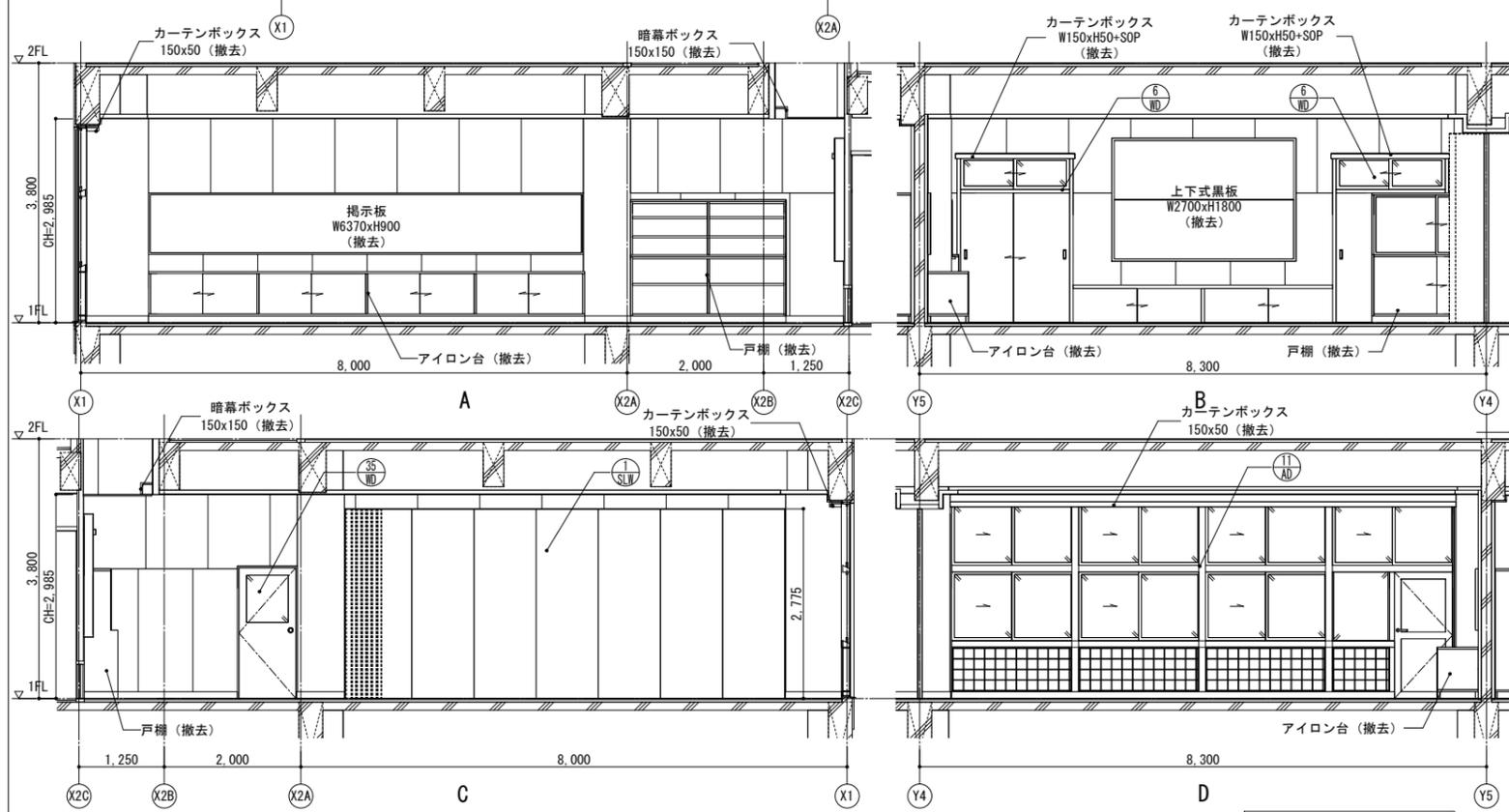
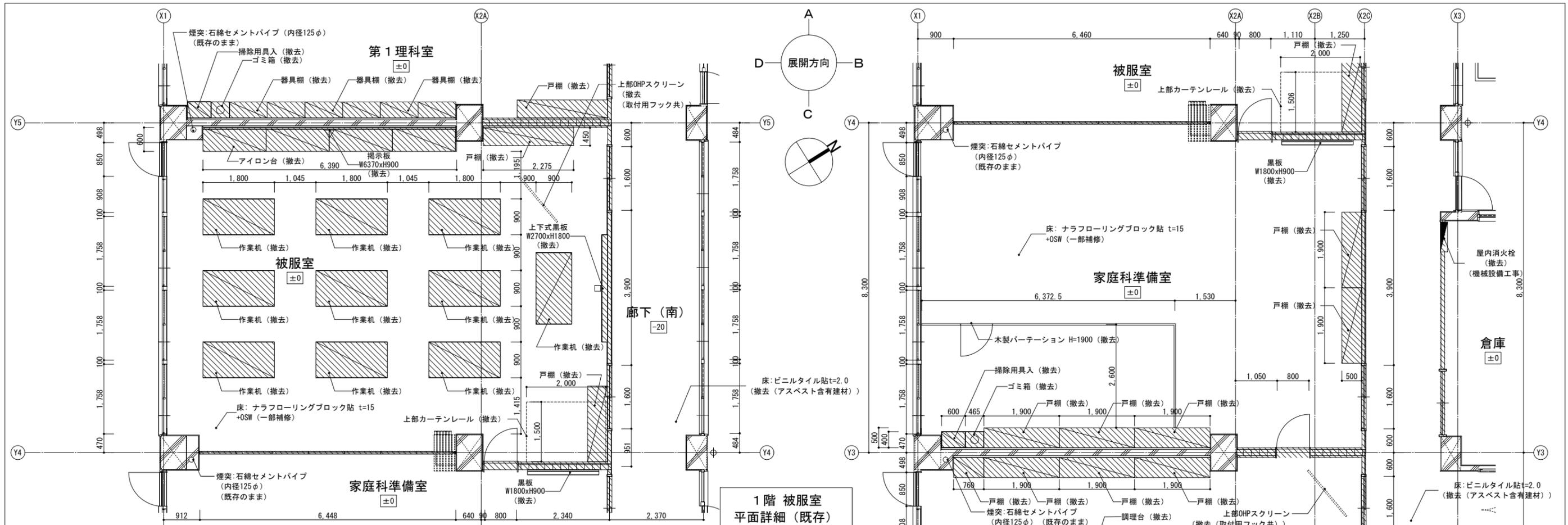
KUJJI ARCHITECTS STUDIO
株式会社 久慈設計 埼玉事務所
埼玉県さいたま市桜区西郷3-20-27 サニープレイス201号 TEL.048-789-6033

一級建築士事務所 埼玉県(1)第11789号	承認	審査	検図	製図	特記
一級建築士登録 第323324号 千葉 聡					

特記
・既存建物竣工当時の既存図面において一部不整合があるため、工事着手前に現地調査を行い、既設取合部は実測し、設計図書通り行えない場合は、監督員と協議の上、施工のこと。
・既存仕上及び下地が作業に支障をきたす場合は作業範囲で最小の範囲で撤去復旧のこと。

・新設する天井点検口の位置については、電気設備工事・機械設備工事と調整を行い、監督員と協議の上、決定すること。
・【全面EP-G】は、下地調整RB種の上、EP-G塗装とする。
・【全面SOP】は、下地調整RB種の上、SOP塗装とする。
・【全面DP】は、下地調整RB種の上、DP塗装とする。

業務番号 23110	工事名称 鶴ヶ島中学校大規模改修工事	縮尺 A3:S=1/100	図面内容 1階 第2理科室等 詳細図(2) (改修)	図面区分 建築意匠 図面番号 A-132
---------------	-----------------------	------------------	-------------------------------	-------------------------------



■凡例

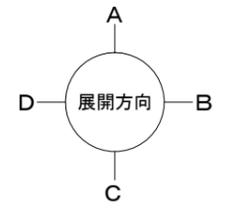
	既存 床下点検口		壁: CB下地		掲示板 (撤去)
	F Lからの仕上げ高さ		壁: LGS下地		ホワイトボード・黒板 (撤去)
	撤去範囲		壁: LGS下地 (GW共)		既存什器・備品位置 (特記なき限り別途工事)

既存



1階 家庭科準備室 展開図 (既存)

1階 調理室 展開図 (既存)



既存

■凡例

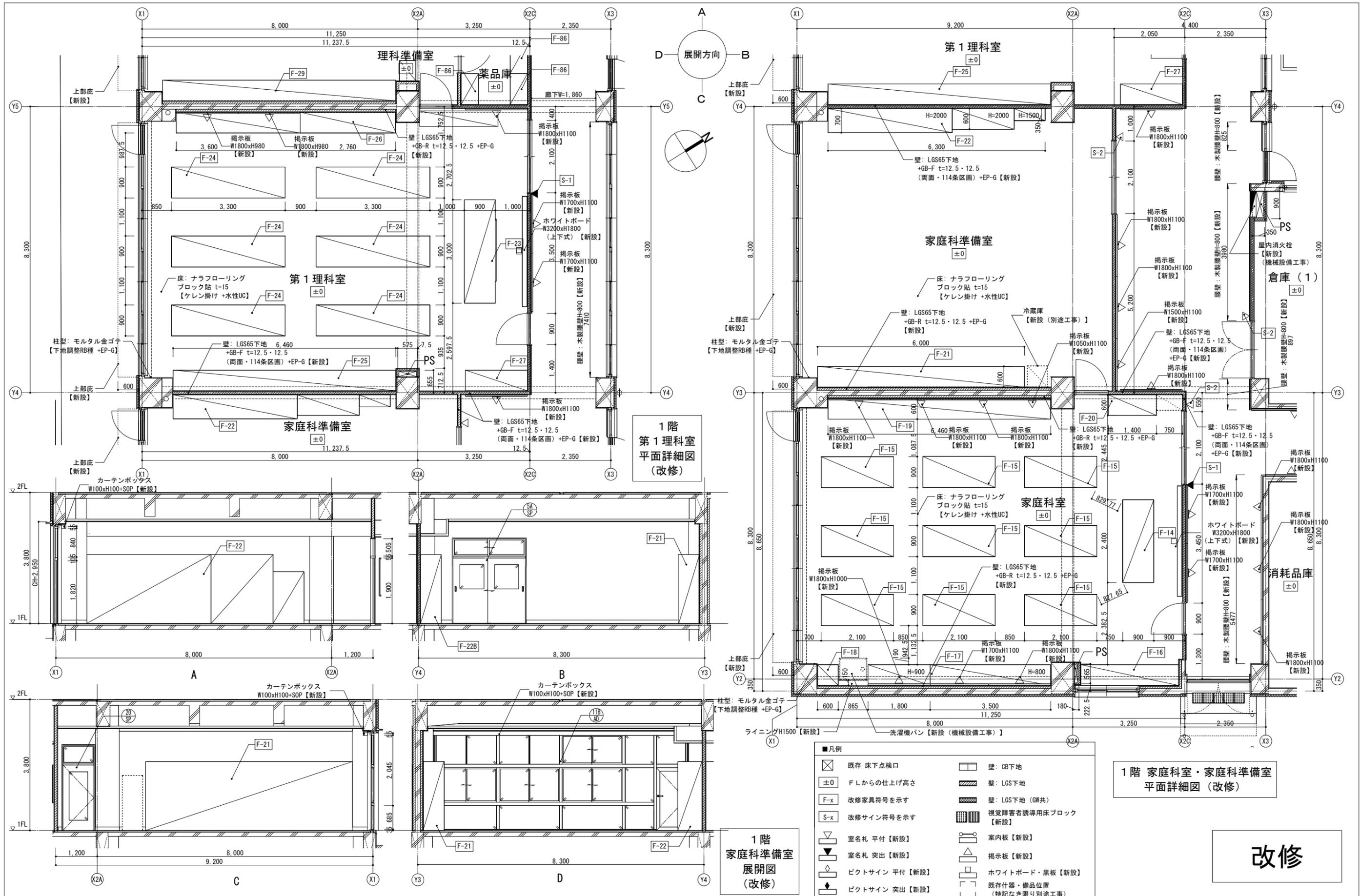
	既存什器・備品位置 (特記なき限り別途工事)		壁: CB下地
	撤去範囲		壁: LGS下地
			壁: LGS下地 (GW共)

KUJI ARCHITECTS STUDIO
株式会社 久慈設計 埼玉事務所
 埼玉県さいたま市桜区西郷8-20-27 サンープレイス201号 TEL.048-789-6033

一級建築士事務所 埼玉県(1)第11789号	承認	審査	検図	製図	特記
一級建築士登録 第323324号 千葉 聡					<ul style="list-style-type: none"> 既存建物竣工当時の既存図面において一部不整合があるため、工事着手前に現地調査を行い、既設取合部は実測し、設計図書通り行えない場合は、監督員と協議の上、施工のこと。 既存仕上及び下地が作業に支障をきたす場合は作業範囲で最小の範囲で撤去復旧のこと。

業務番号 23110	工事名称 鶴ヶ島中学校大規模改修工事
図面内容 1階 調理室等 詳細図(2) (既存)	縮尺 A3:S=1/100

図面区分 図面番号 A-134	建築意匠
-----------------------	------



1階
第1理科室
平面詳細図
(改修)

1階
家庭科準備室
展開図
(改修)

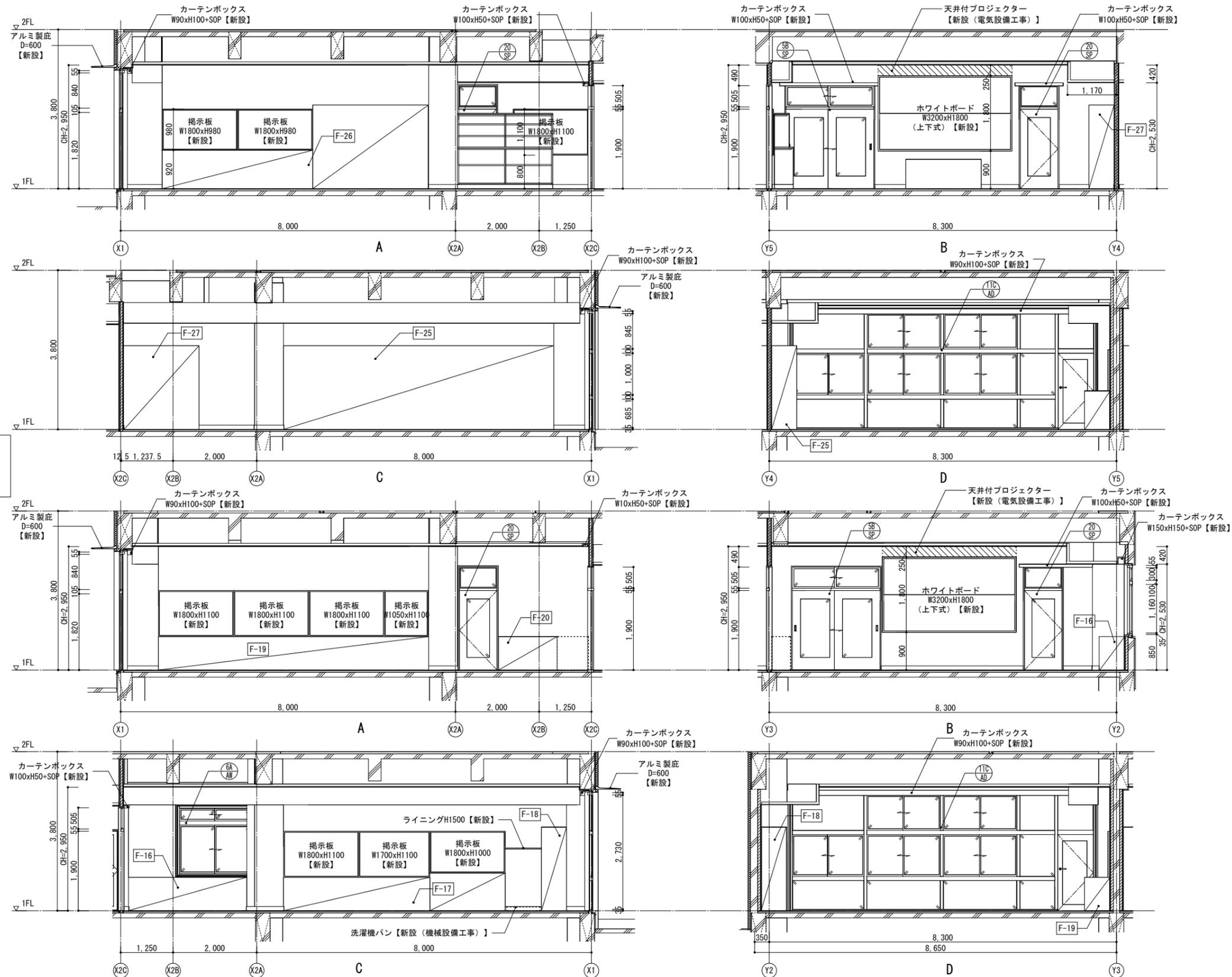
1階 家庭科室・家庭科準備室
平面詳細図 (改修)

改修

■凡例

☒ 既存 床下点検口	□ 壁: CB下地
±0 FLからの仕上げ高さ	▨ 壁: LGS下地
F-x 改修家具符号を示す	▩ 壁: LGS下地 (GW共)
S-x 改修サイン符号を示す	▧ 視覚障害者誘導用床ブロック【新設】
▽ 室名札 平付【新設】	○ 案内板【新設】
▼ 室名札 突出【新設】	□ 掲示板【新設】
◇ ピクトサイン 平付【新設】	□ ホワイトボード・黒板【新設】
◆ ピクトサイン 突出【新設】	□ 既存什器・備品位置 (特記なき限り別途工事)

1階
第1理科室
展開図(改修)



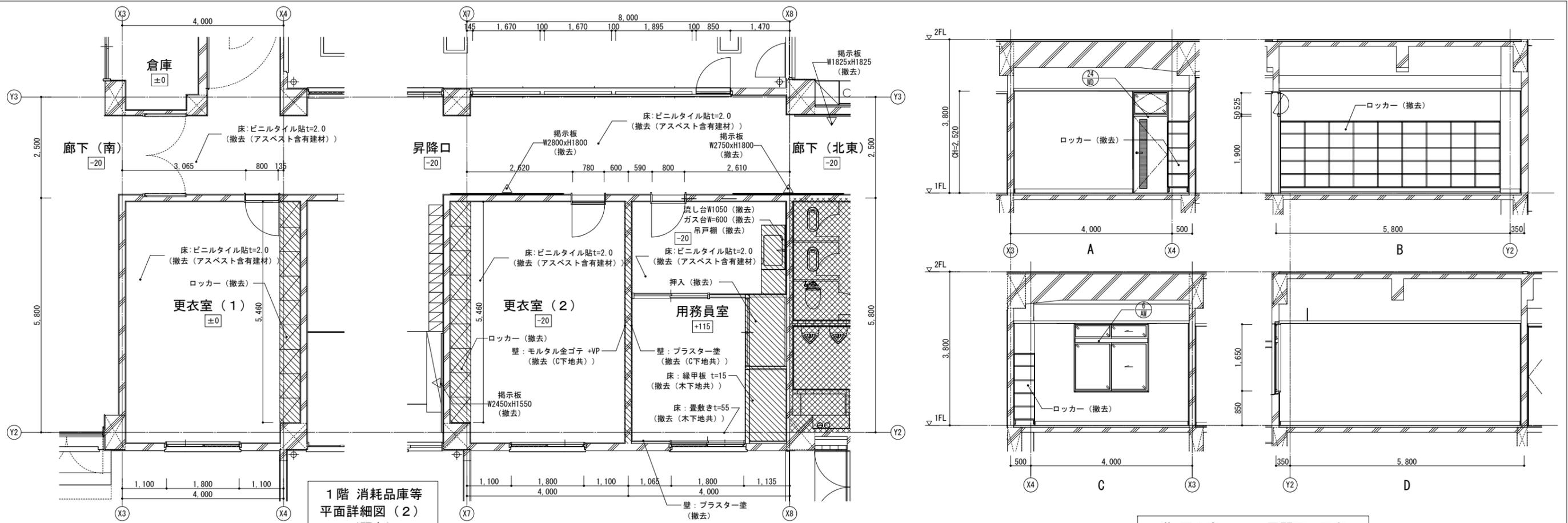
1階 家庭科室 展開図(改修)

■凡例

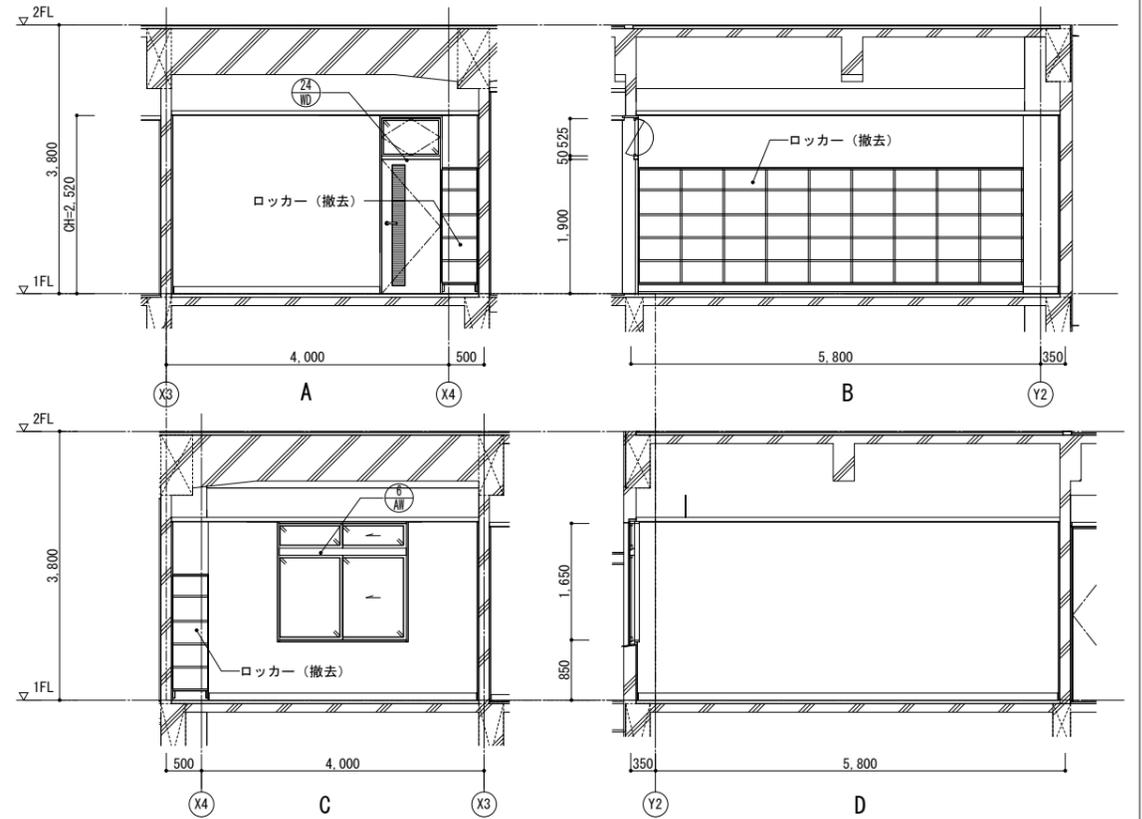
F-x	改修家具符号を示す	□	壁: CB下地
S-x	改修サイン符号を示す	▨	壁: LGS下地
□	既存什器・備品位置 (特記なき限り別途工事)	▨	壁: LGS下地 (GW共)

改修

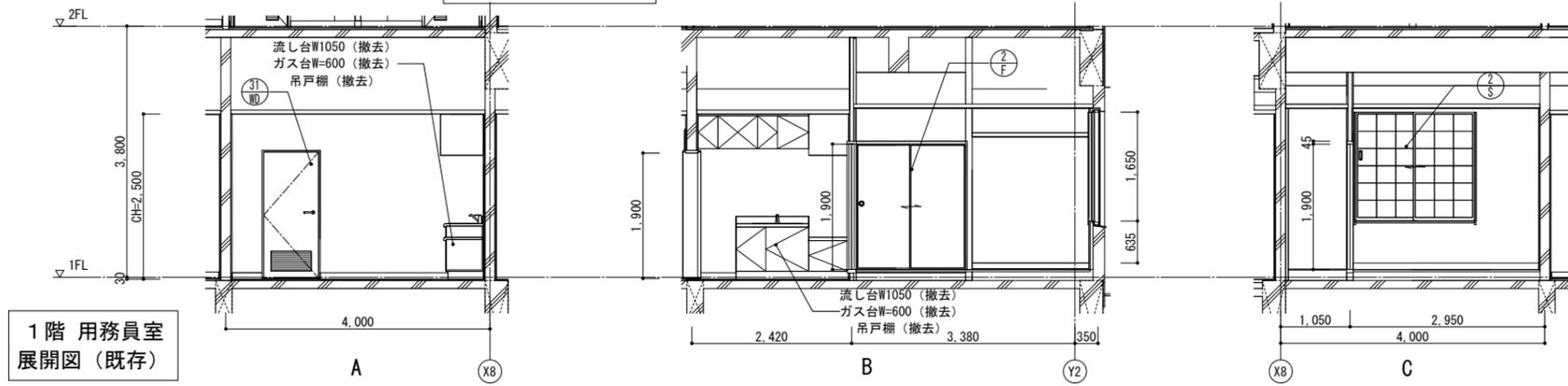
<p>KUJI ARCHITECTS STUDIO 株式会社 久慈設計 埼玉事務所 埼玉県さいたま市桜区西郷3-20-27 サニープレイス201号 TEL.048-789-6033</p>	<p>一級建築士事務所 埼玉県(1)第11789号</p> <p>一級建築士登録 第323324号 千葉 聡</p>	承認	審査	検図	製図	<p>特記</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 既存建物竣工当時の既存図面において一部不整合があるため、工事着手前に現地調査を行い、既設取合部は実測し、設計図書通り行えない場合は、監督員と協議の上、施工のこと。 ・ 既存仕上げ及び下地が作業に支障をきたす場合は作業範囲で最小の範囲で撤去復旧のこと。 	<p>業務番号</p> <p>23110</p>	<p>工事名称</p> <p>鶴ヶ島中学校大規模改修工事</p>
	<p>図面内容</p> <p>1階 家庭科室等 詳細図(2) (改修)</p>		<p>縮尺</p> <p>A3:S=1/100</p>	<p>図面番号</p> <p>A-136</p>				



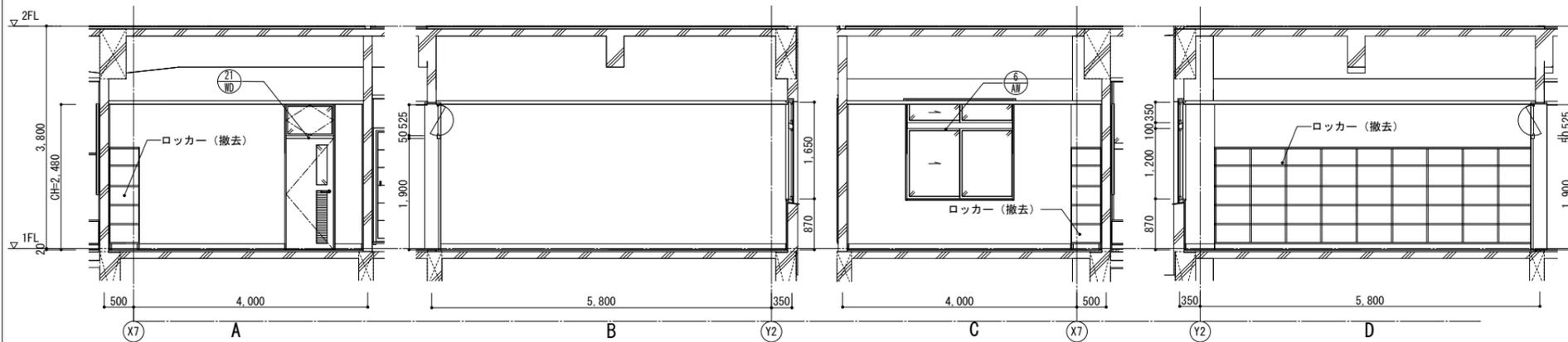
1階 消耗品庫等
平面詳細図 (2)
(既存)



1階 更衣室 (1) 展開図 (既存)

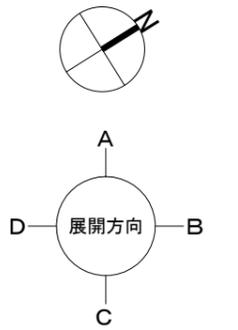


1階 用務員室
展開図 (既存)

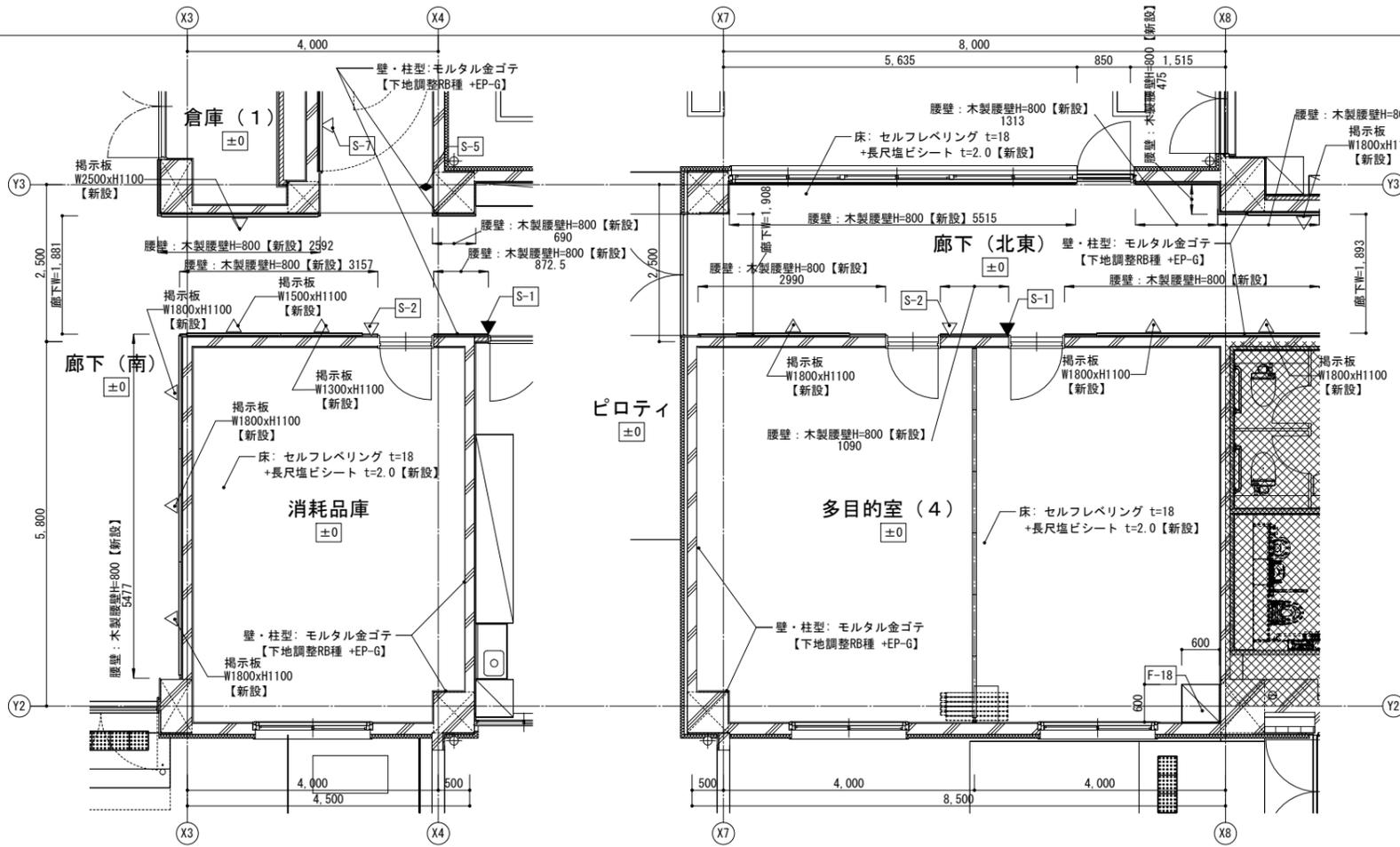


1階 更衣室 (2) 展開図 (既存)

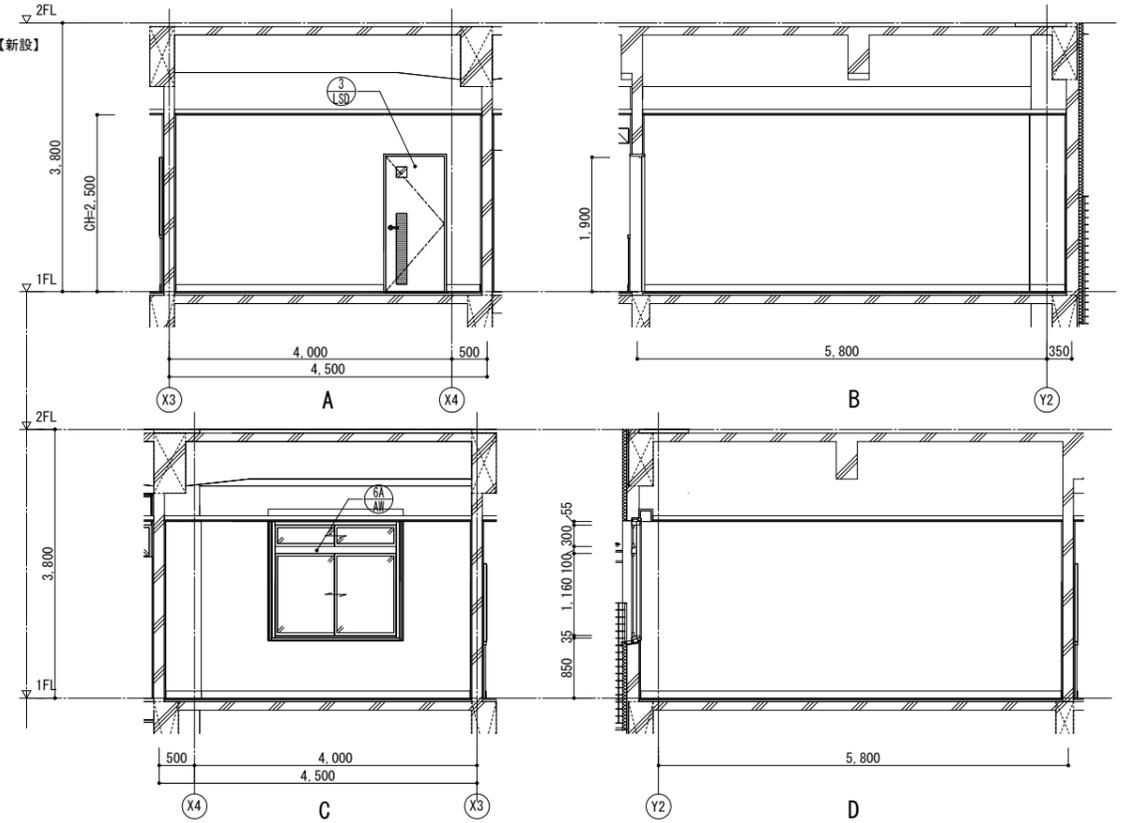
■凡例	
	既存什器・備品位置 (特記なき限り別途工事)
	撤去範囲
	壁: CB下地
	壁: LGS下地
	壁: LGS下地 (GW共)



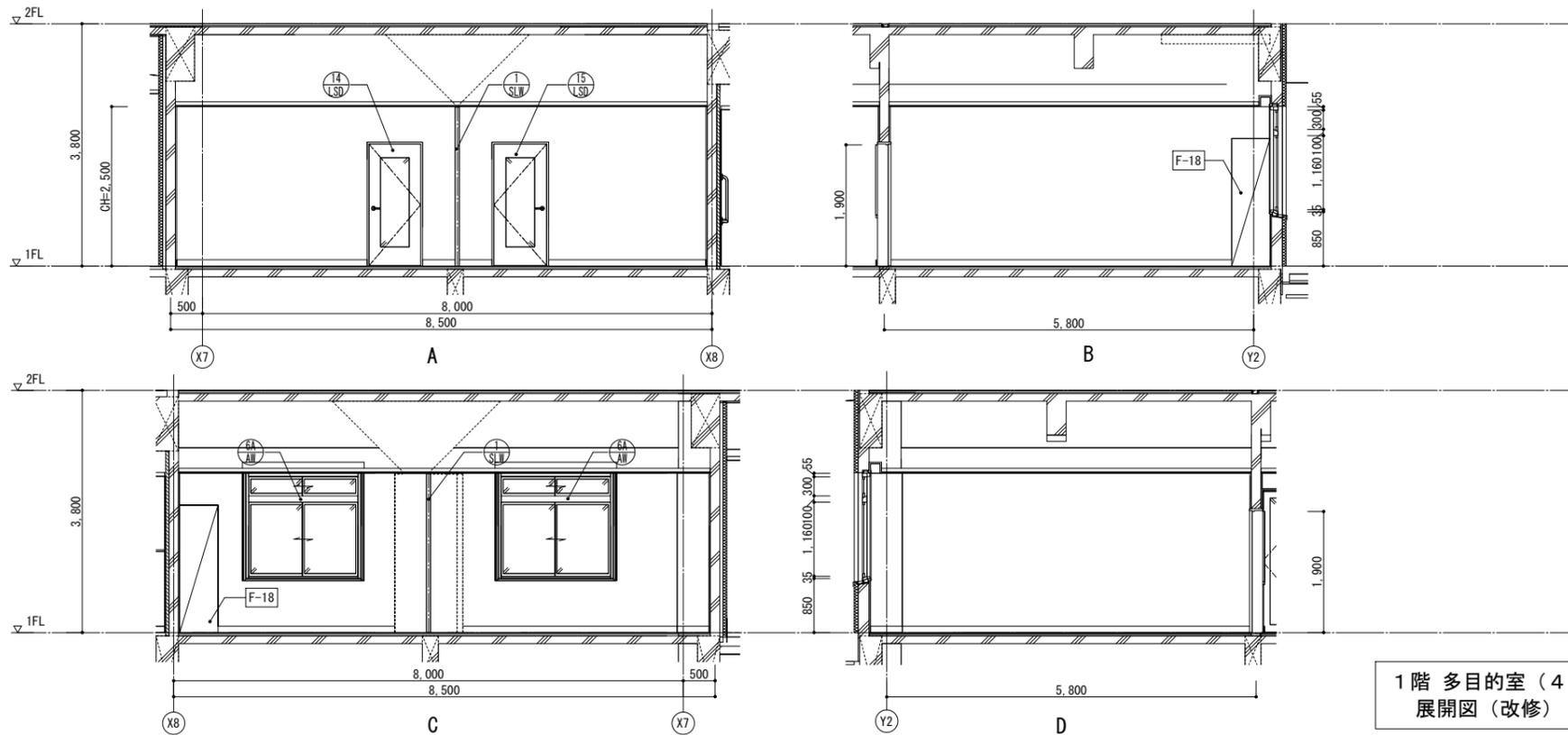
既存



1階 消耗品庫等 平面詳細図(2) (改修)

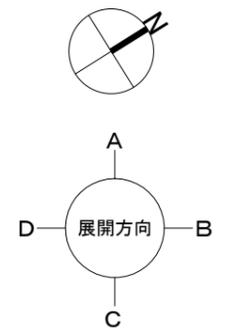


1階 消耗品庫 展開図(改修)

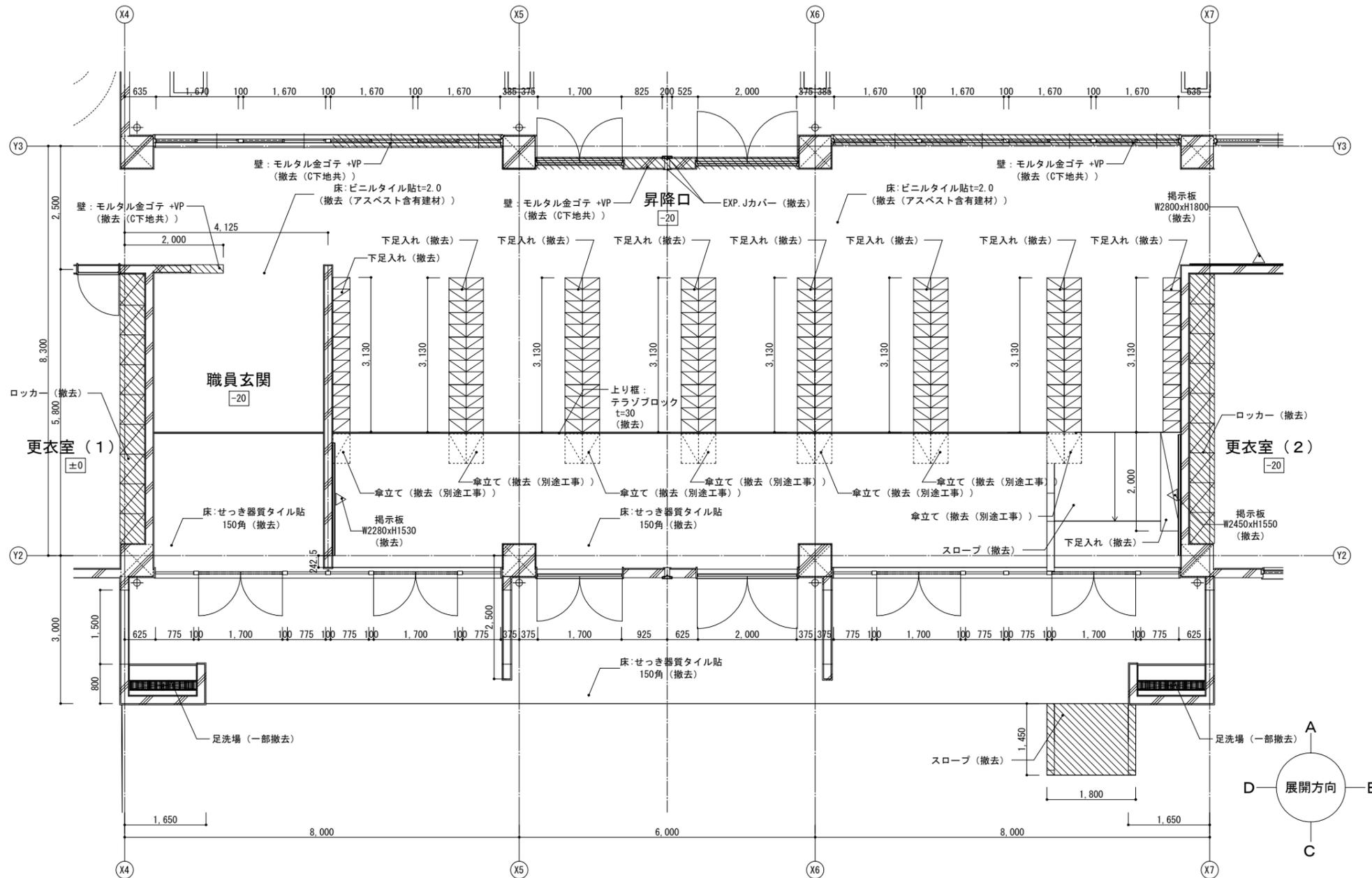


1階 多目的室(4) 展開図(改修)

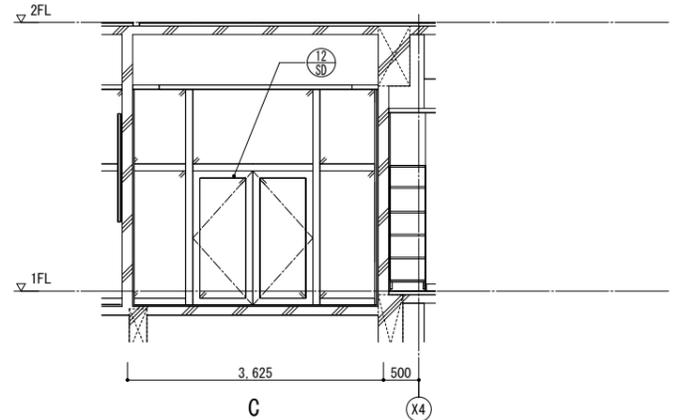
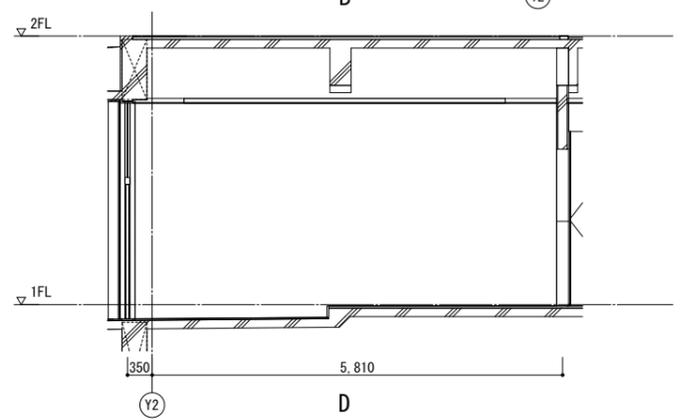
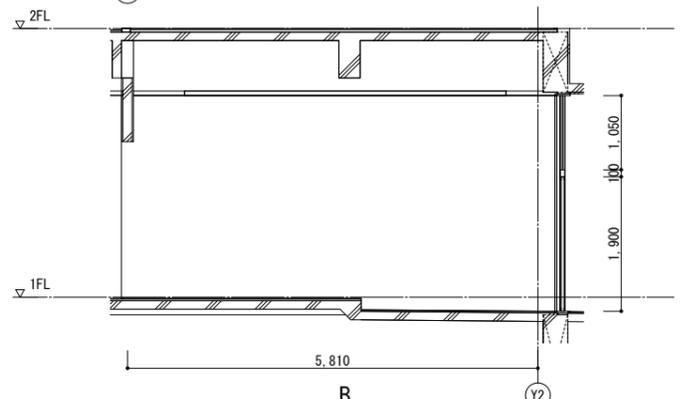
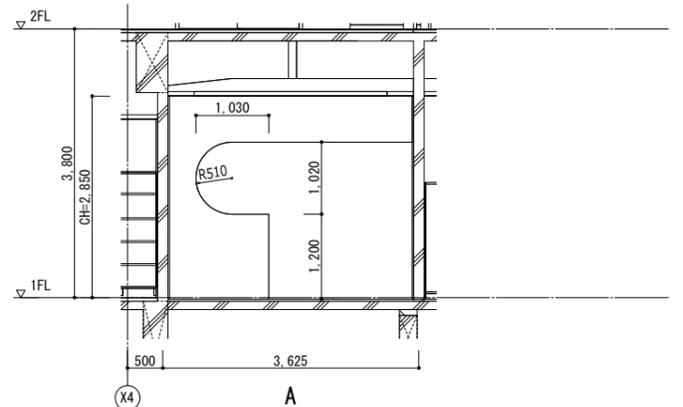
■凡例	
	既存 床下点検口
	F Lからの仕上げ高さ
	改修家具符号を示す
	改修サイン符号を示す
	室名札 平付【新設】
	室名札 突出【新設】
	ピクトサイン 平付【新設】
	ピクトサイン 突出【新設】
	壁: CB下地
	壁: LGS下地
	壁: LGS下地 (GW共)
	視覚障害者誘導用床ブロック【新設】
	案内板【新設】
	掲示板【新設】
	ホワイトボード・黒板【新設】
	既存什器・備品位置 (特記なき限り別途工事)



改修



1階 昇降口・職員玄関 平面詳細図 (既存)



1階 職員玄関 展開図 (既存)

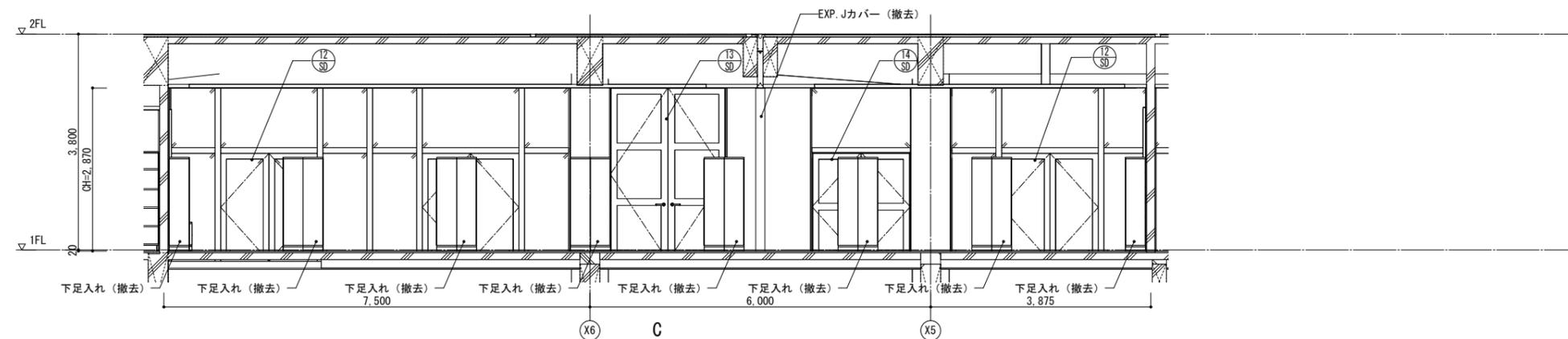
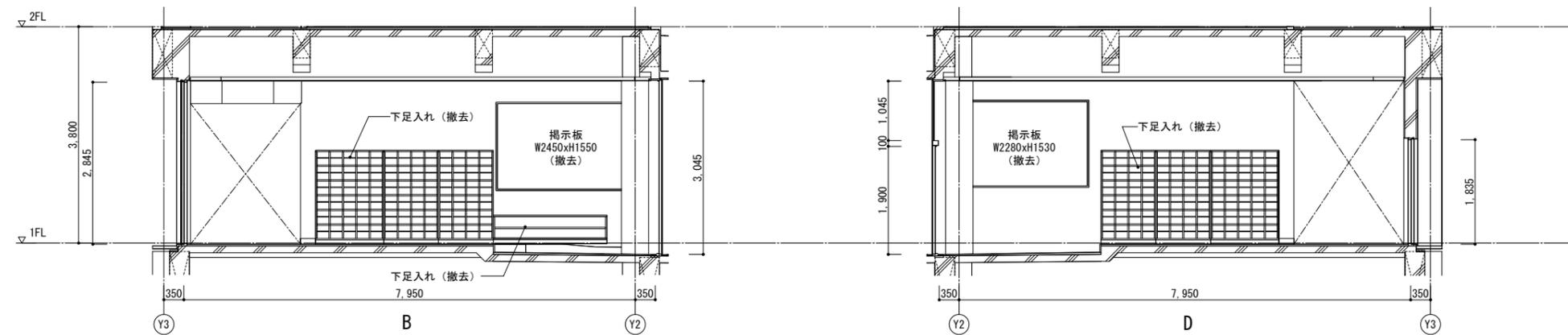
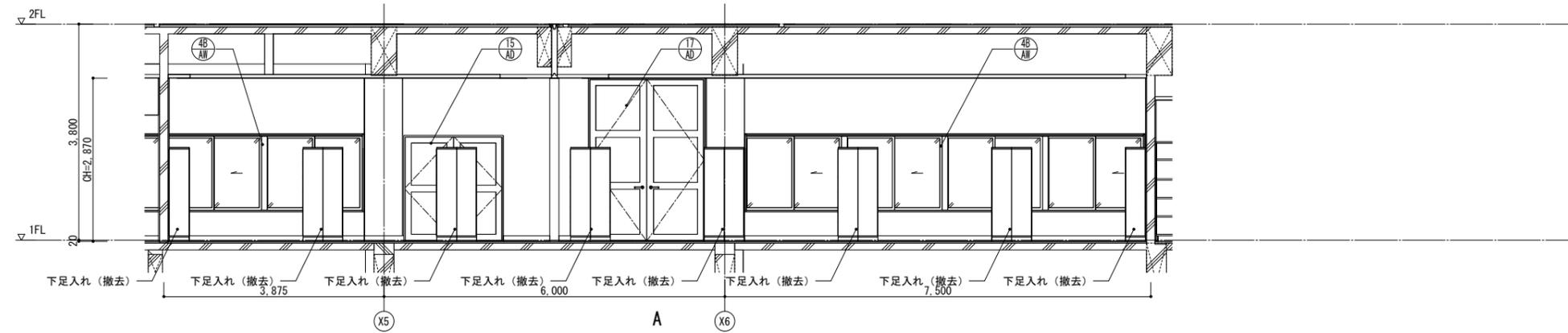
既存

■凡例

	既存什器・備品位置 (特記なき限り別途工事)		壁: CB下地
	撤去範囲		壁: LGS下地
			壁: LGS下地 (GW共)

※床スラブ撤去復旧については別図A-268~271を参照すること。

KUJI ARCHITECTS STUDIO 株式会社 久慈設計 埼玉事務所 埼玉県さいたま市桜区西郷8-20-27 サニープレイス201号 TEL.048-789-6033	一級建築士事務所 埼玉県(1)第11789号 一級建築士登録 第323324号 千葉 聡	承認	審査	検図	製図	特記 ・既存建物竣工当時の既存図面において一部不整合があるため、工事着手前に現地調査を行い、既設取合部は実測し、設計図書通り行えない場合は、監督員と協議の上、施工のこと。 ・既存仕上及び下地が作業に支障をきたす場合は作業範囲まで最小の範囲で撤去復旧のこと。	業務番号 23110	工事名称 鶴ヶ島中学校大規模改修工事 図面内容 1階 昇降口・職員玄関 詳細図(1) (既存)	縮尺 A3:S=1/100	図面区分 建築意匠 図面番号 A-139
	・工事範囲外の部分であってもクリーニングを行うこと。 ・各アスファルト防水層(撤去部)はアスベスト含有見込みとしており、本工事内でアスベスト含有建材サンプリング調査を行うこと。調査箇所は3棟体(校舎棟 2階屋上、校舎棟 R階屋上、校舎棟 各階便所)とする。調査の結果、アスベスト含有建材ではないと判明した場合は設計変更の対象とする。									



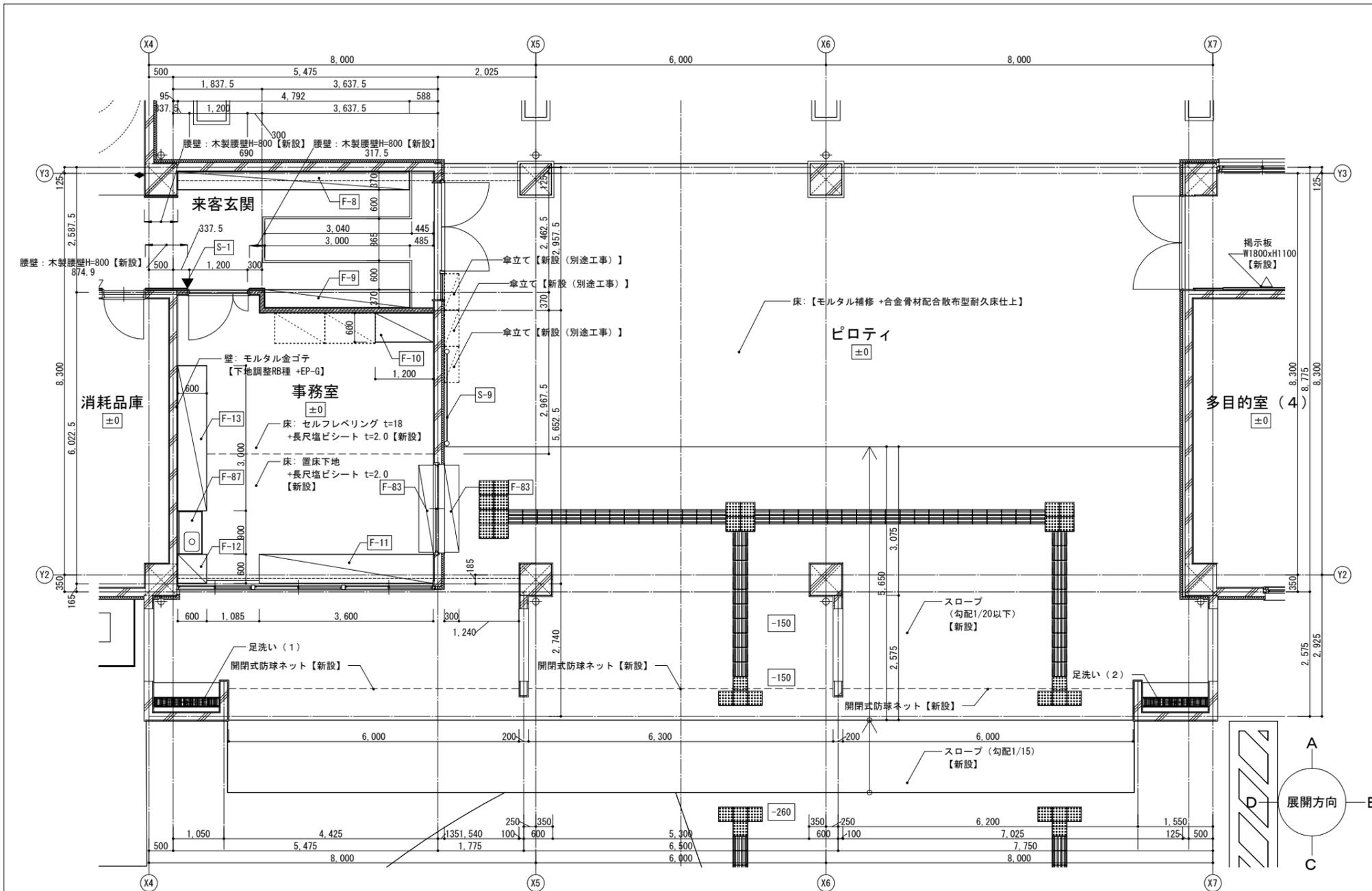
1階 昇降口 展開図 (既存)

■凡例

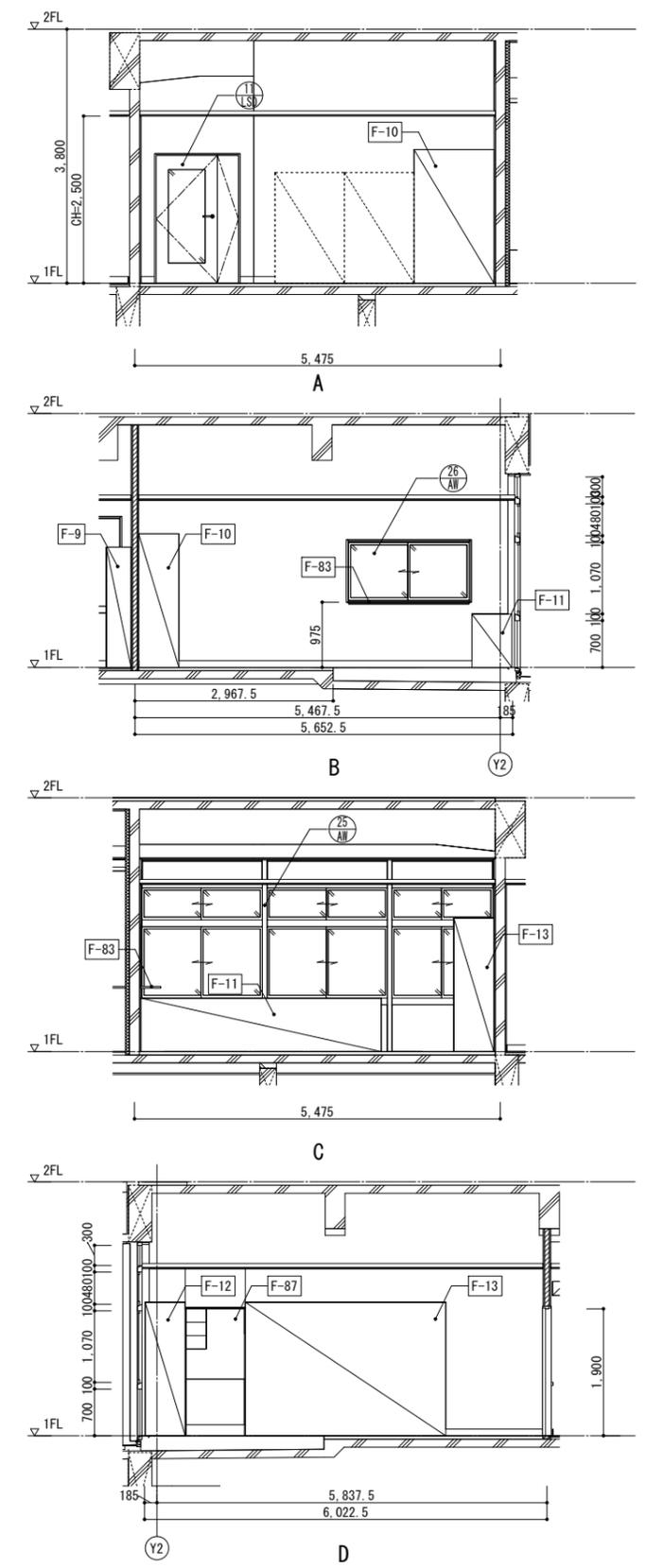
	既存什器・備品位置 (特記なき限り別途工事)		壁: CB下地
	撤去範囲		壁: LGS下地
			壁: LGS下地 (GW共)

既存

	一級建築士事務所 埼玉県(1)第11789号 一級建築士登録 第323324号 千葉 聡	承認	審査	検図	製図	特記 ・既存建物竣工当時の既存図面において一部不整合があるため、工事着手前に現地調査を行い、既設取合部は実測し、設計図書通り行えない場合は、監督員と協議の上、施工のこと。 ・既存仕上げ及び下地が作業に支障をきたす場合は作業範囲まで最小の範囲で撤去復旧のこと。	業務番号 23110	工事名称 鶴ヶ島中学校大規模改修工事	縮尺 A3:S=1/100	図面区分 建築意匠 A-140
	1階 昇降口・職員玄関 詳細図 (2) (既存)						図面内容 1階 昇降口・職員玄関 詳細図 (2) (既存)	縮尺 A3:S=1/100	図面区分 建築意匠 A-140	



1階 事務室・ピロティ 平面詳細図 (改修)



1階 事務室 展開図 (改修)

改修

■特記事項
 ・来客玄関は下足数を計150以上確保すること。

■凡例			
	既存 床下点検口		壁: CB下地
	FLからの仕上げ高さ		壁: LGS下地
	改修家具符号を示す		壁: LGS下地 (GW共)
	改修サイン符号を示す		視覚障害者誘導用床ブロック【新設】
	室名札 平付【新設】		室名札 突出【新設】
	室名札 突出【新設】		ピクトサイン 平付【新設】
	ピクトサイン 平付【新設】		ピクトサイン 突出【新設】
	案内板【新設】		掲示板【新設】
	ホワイトボード・黒板【新設】		既存什器・備品位置 (特記なき限り別途工事)

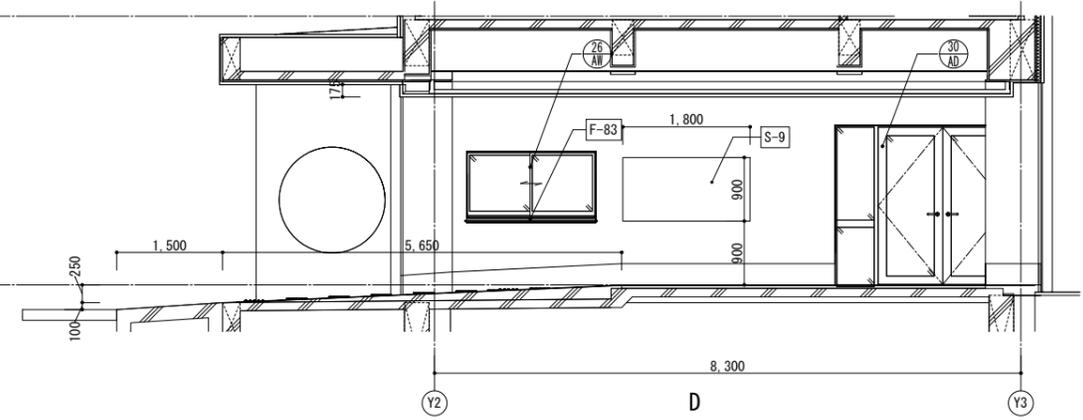
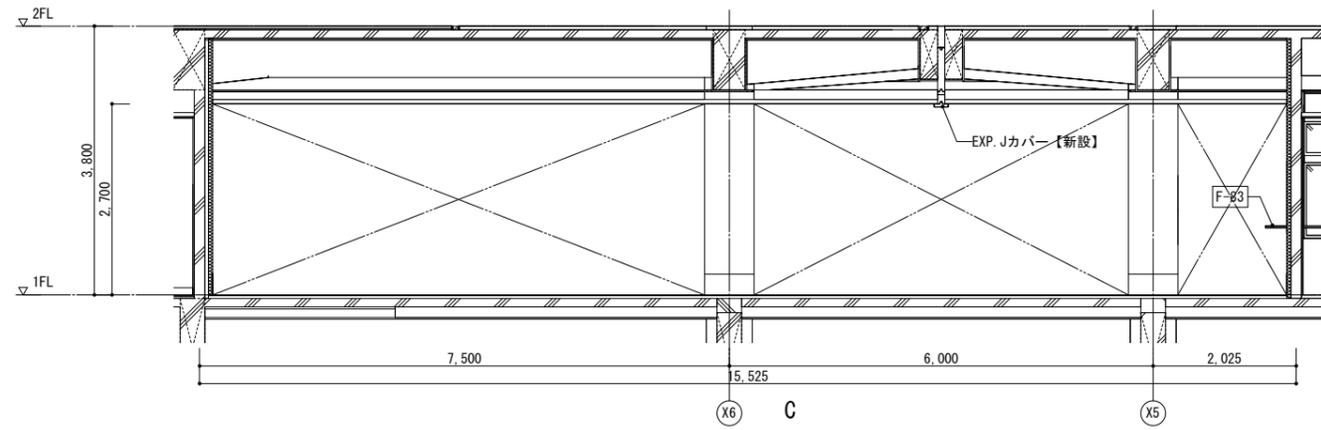
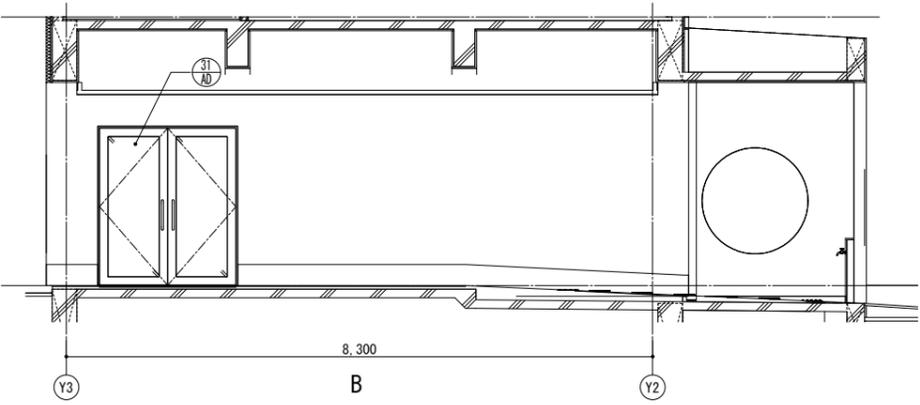
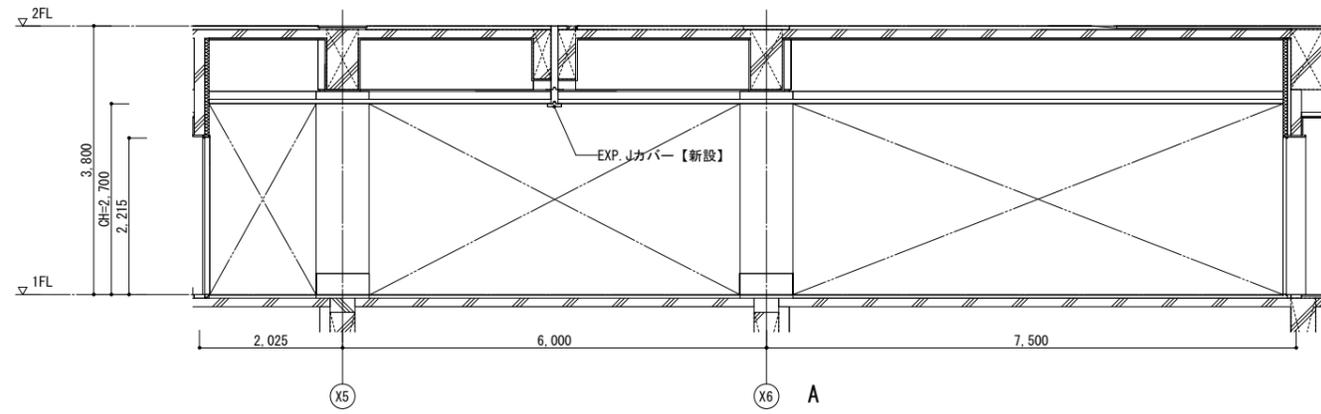
株式会社久慈設計 埼玉事務所
 一級建築士 大臣登録 第323324号
 千葉 聡

KUJI ARCHITECTS STUDIO
株式会社 久慈設計 埼玉事務所
 埼玉県さいたま市桜区西郷3-20-27 サニープレイス201号 TEL.048-789-6033

一級建築士事務所 埼玉県(1)第11789号	承認	審査	検図	製図	特記
---------------------------	----	----	----	----	----

・既存建物竣工当時の既存図面において一部不整合があるため、工事着手前に現地調査を行い、既設取合部は実測し、設計図書通り行えない場合は、監督員と協議の上、施工のこと。
 ・新設する天井点検口の位置については、電気設備工事・機械設備工事と調整を行い、監督員と協議の上、決定すること。
 ・【全面EP-G】は、下地調整RB種の上、EP-G塗装とする。
 ・【全面SOP】は、下地調整RB種の上、SOP塗装とする。
 ・【全面DP】は、下地調整RB種の上、DP塗装とする。

業務番号 23110	工事名称 鶴ヶ島中学校大規模改修工事	縮尺 A3:S=1/100	図面内容 1階 事務室・ピロティ 詳細図(1) (改修)	図面区分 建築意匠 A-141
---------------	-----------------------	------------------	---------------------------------	-----------------------



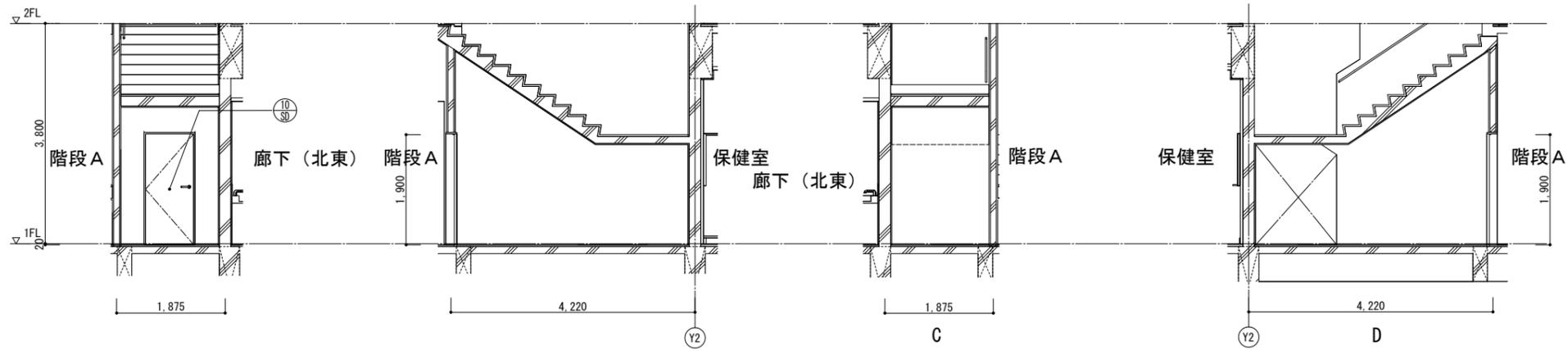
1階 ピロティ 展開図 (改修)

■凡例	
F-x	改修家具符号を示す
S-x	改修サイン符号を示す
[]	既存什器・備品位置 (特記なき限り別途工事)
[]	壁: CB下地
[]	壁: LGS下地
[]	壁: LGS下地 (GW共)

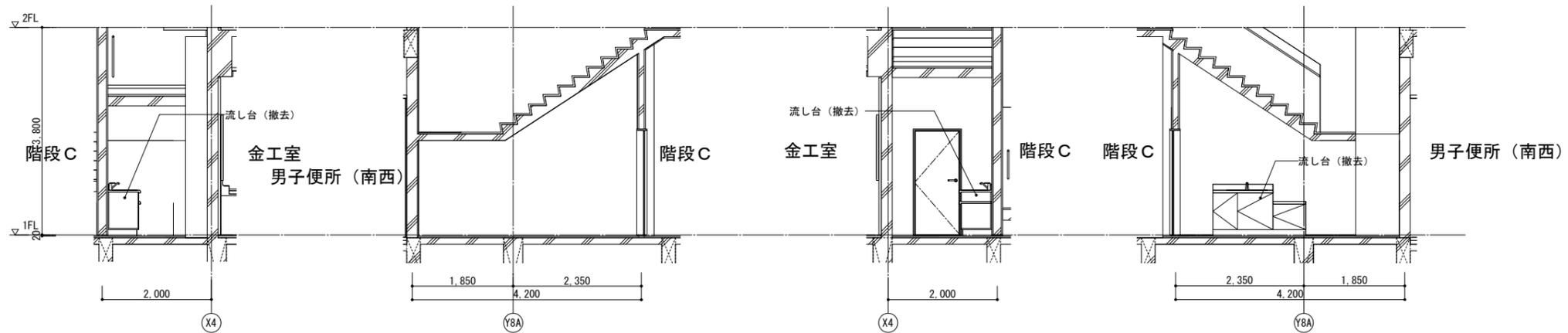
株式会社久慈設計 埼玉事務所
一級建築士 大臣登録 第323324号
千葉 聡

改修

	一級建築士事務所 埼玉県(1)第11789号	承認	審査	検図	製図	特記	・ 既存建物竣工当時の既存図面において一部不整合があるため、工事着手前に現地調査を行い、既設取合部は実測し、設計図書通り行えない場合は、監督員と協議の上、施工のこと。 ・ 既存仕上げ及び下地が作業に支障をきたす場合は作業範囲まで最小の範囲で撤去復旧のこと。 ・ 新設する天井点検口の位置については、電気設備工事・機械設備工事と調整を行い、監督員と協議の上、決定すること。 ・ 【全面EP-G】は、下地調整RB種の上、EP-G塗装とする。 ・ 【全面SOP】は、下地調整RB種の上、SOP塗装とする。 ・ 【全面DP】は、下地調整RB種の上、DP塗装とする。	業務番号 23110	工事名称 鶴ヶ島中学校大規模改修工事	縮尺 A3:S=1/100	図面区分 建築意匠 図面番号 A-142
	一級建築士登録 第323324号 千葉 聡							図面内容 1階 事務室・ピロティ 詳細図(2) (改修)			



1階 暗室 (1) 展開図 (既存)



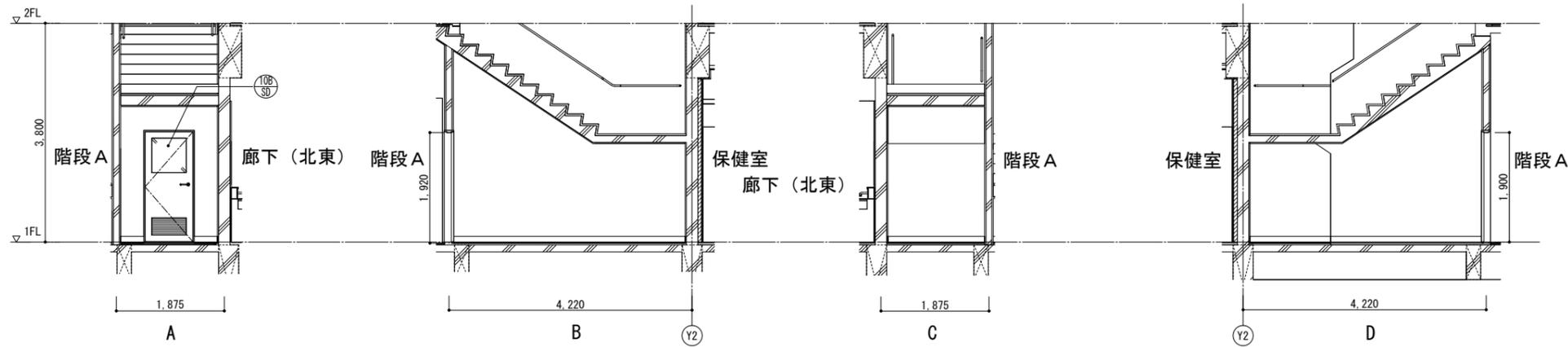
1階 暗室 (2) 展開図 (既存)

■凡例

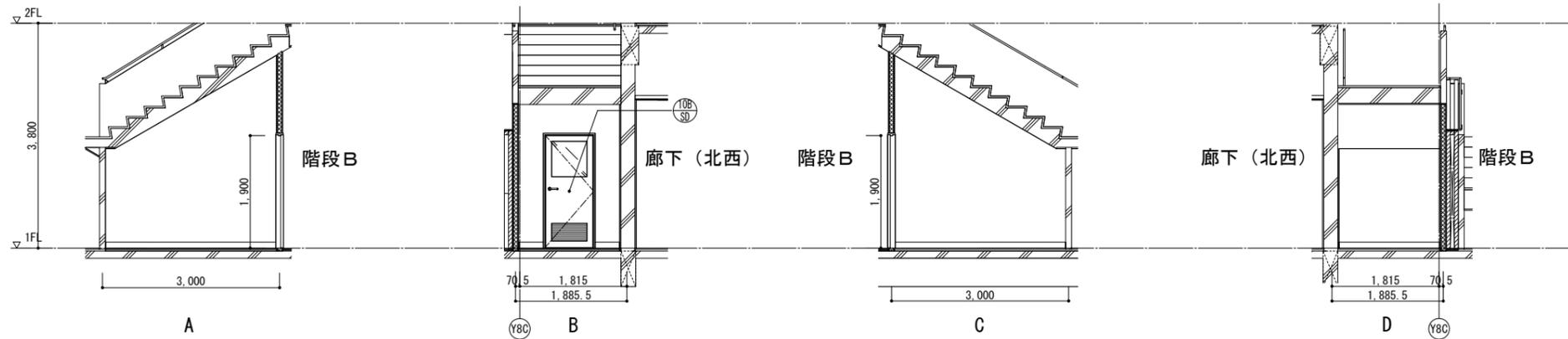
	既存什器・備品位置 (特記なき限り別途工事)		壁: CB下地
	撤去範囲		壁: LGS下地
			壁: LGS下地 (GW共)

既存

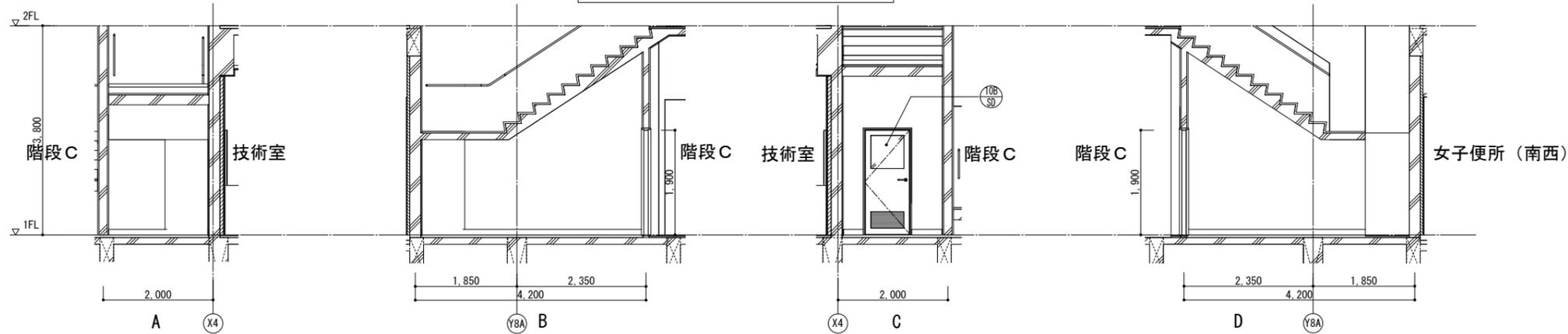
 埼玉県さいたま市桜区西郷8-20-27 サニープレイス201号 TEL.048-789-6033	一級建築士事務所 埼玉県(1)第11789号	承認	審査	検図	製図	特記 ・既存建物竣工当時の既存図面において一部不整合があるため、工事着手前に現地調査を行い、既設取合部は実測し、設計図書通り行えない場合は、監督員と協議の上、施工のこと。 ・既存仕上げ及び下地が作業に支障をきたす場合は作業範囲まで最小の範囲で撤去復旧のこと。	業務番号 23110	工事名称 鶴ヶ島中学校大規模改修工事	縮尺 A3:S=1/100	図面内容 1階 暗室 (1) 等 詳細図 (既存)	図面区分 建築意匠	図面番号 A-143
	一級建築士登録 第323324号 千葉 聡	・工事範囲外の部分であってもクリーニングを行うこと。 ・各アスファルト防水層(撤去部)はアスベスト含有見込みとしており、本工事内でアスベスト含有建材サンプリング調査を行うこと。調査箇所は3棟体(校舎棟 2階屋上、校舎棟 R階屋上、校舎棟 各階便所)とする。調査の結果、アスベスト含有建材ではないと判明した場合は設計変更の対象とする。						図面内容 1階 暗室 (1) 等 詳細図 (既存)	縮尺 A3:S=1/100	図面区分 建築意匠	図面番号 A-143	



1階 教材庫 (1) 展開図 (改修)



1階 教材庫 (2) 展開図 (改修)

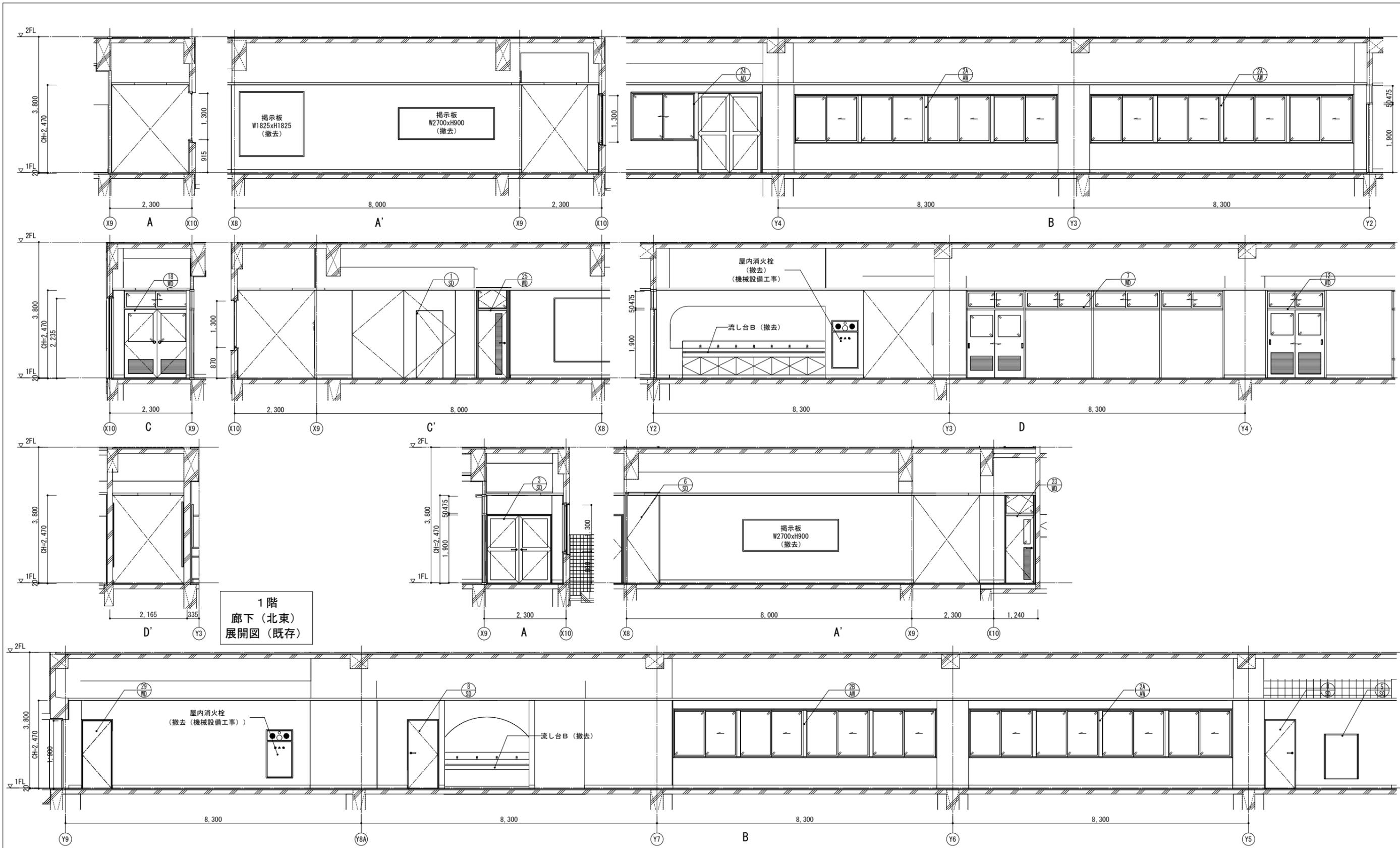


1階 教材庫 (3) 展開図 (改修)

■凡例	
F-x	改修家具符号を示す
S-x	改修サイン符号を示す
[]	既存什器・備品位置 (特記なき限り別途工事)
[]	壁: CB下地
[]	壁: LGS下地
[]	壁: LGS下地 (GW共)

改修

	一級建築士事務所 埼玉県(1)第11789号 一級建築士登録 第323324号 千葉 聡	承認	審査	検図	製図	特記 ・既存建物竣工当時の既存図面において一部不整合があるため、工事着手前に現地調査を行い、既設取合部は実測し、設計図書通り行えない場合は、監督員と協議の上、施工のこと。 ・既存仕上げ及び下地が作業に支障をきたす場合は作業範囲まで最小の範囲で撤去復旧のこと。 ・新設する天井点検口の位置については、電気設備工事・機械設備工事と調整を行い、監督員と協議の上、決定すること。 ・【全面EP-G】は、下地調整RB種の上、EP-G塗装とする。 ・【全面SOP】は、下地調整RB種の上、SOP塗装とする。 ・【全面DP】は、下地調整RB種の上、DP塗装とする。	業務番号	工事名称 鶴ヶ島中学校大規模改修工事	縮尺	図面区分	建築意匠
	23110	図面内容	1階 教材庫 (1) 等 詳細図 (改修)	A3:S=1/100	図面番号	A-144					



1階廊下(北東)展開図(既存)

1階廊下(北西)展開図(既存)

既存

■凡例

	既存什器・備品位置 (特記なき限り別途工事)		壁: CB下地
	撤去範囲		壁: LGS下地
			壁: LGS下地 (GW共)

KUJI ARCHITECTS STUDIO
株式会社 久慈設計 埼玉事務所
 埼玉県さいたま市桜区西郷8-20-27 サニープレイス201号 TEL.048-789-6033

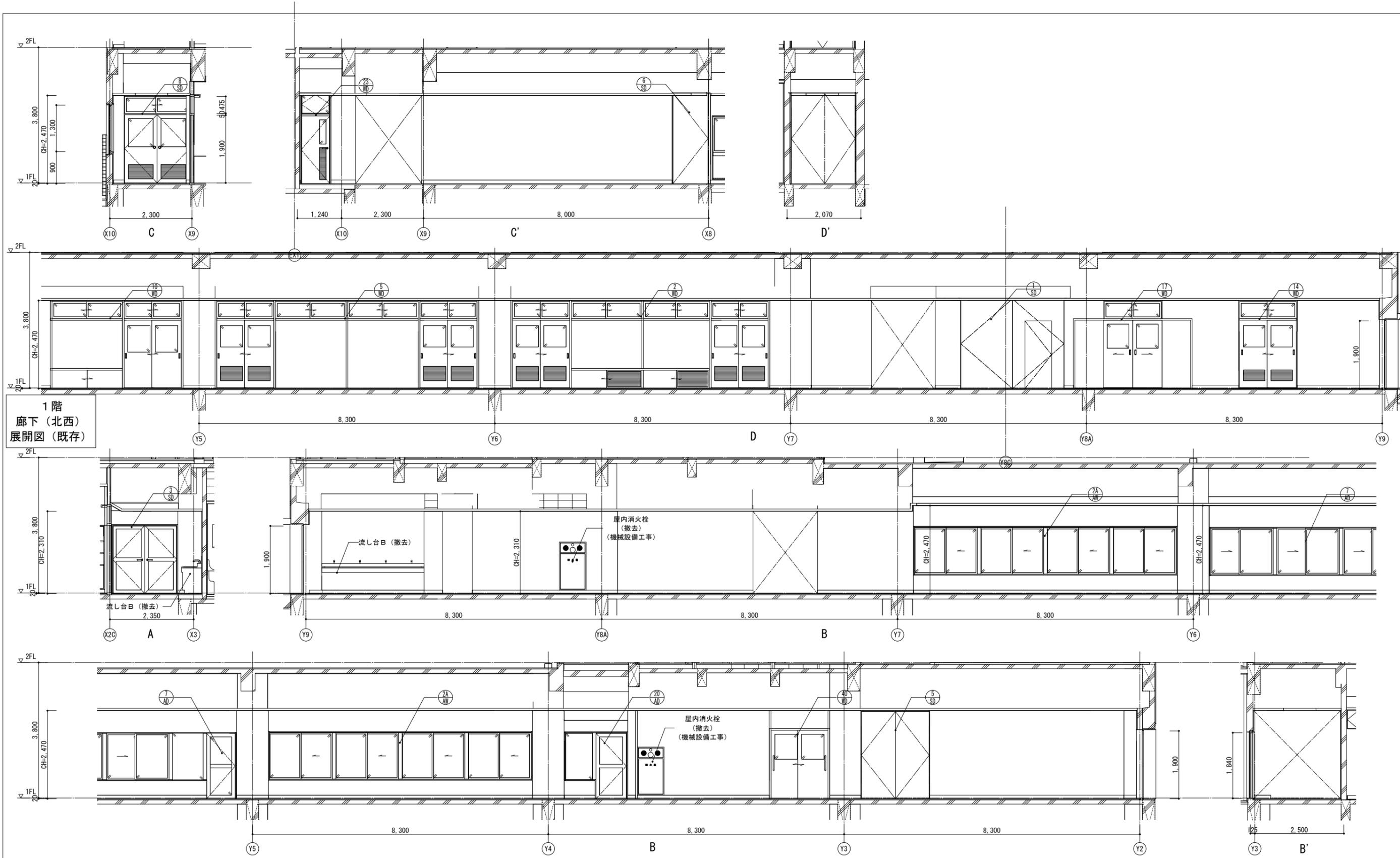
一級建築士事務所
 埼玉県(1)第11789号
 一級建築士登録
 第323324号
 千葉 聡

承認
 審査
 検図
 製図

特記
 ・既存建物竣工当時の既存図面において一部不整合があるため、工事着手前に現地調査を行い、既設取合部は実測し、設計図書通り行えない場合は、監督員と協議の上、施工のこと。
 ・既存仕上及び下地が作業に支障をきたす場合は作業範囲で最小の範囲で撤去復旧のこと。

・工事範囲外の部分であってもクリーニングを行うこと。
 ・各アスファルト防水層(撤去部)はアスベスト含有見込みとしており、本工事内でアスベスト含有建材サンプリング調査を行うこと。調査箇所は3棟体(校舎棟 2階屋上、校舎棟 R階屋上、校舎棟 各階便所)とする。調査の結果、アスベスト含有建材ではないと判明した場合は設計変更の対象とする。

業務番号	23110	工事名称	鶴ヶ島中学校大規模改修工事
図面内容	1階廊下展開図(1) (既存)		
縮尺	A3:S=1/100	図面区分	建築意匠
		図面番号	A-145



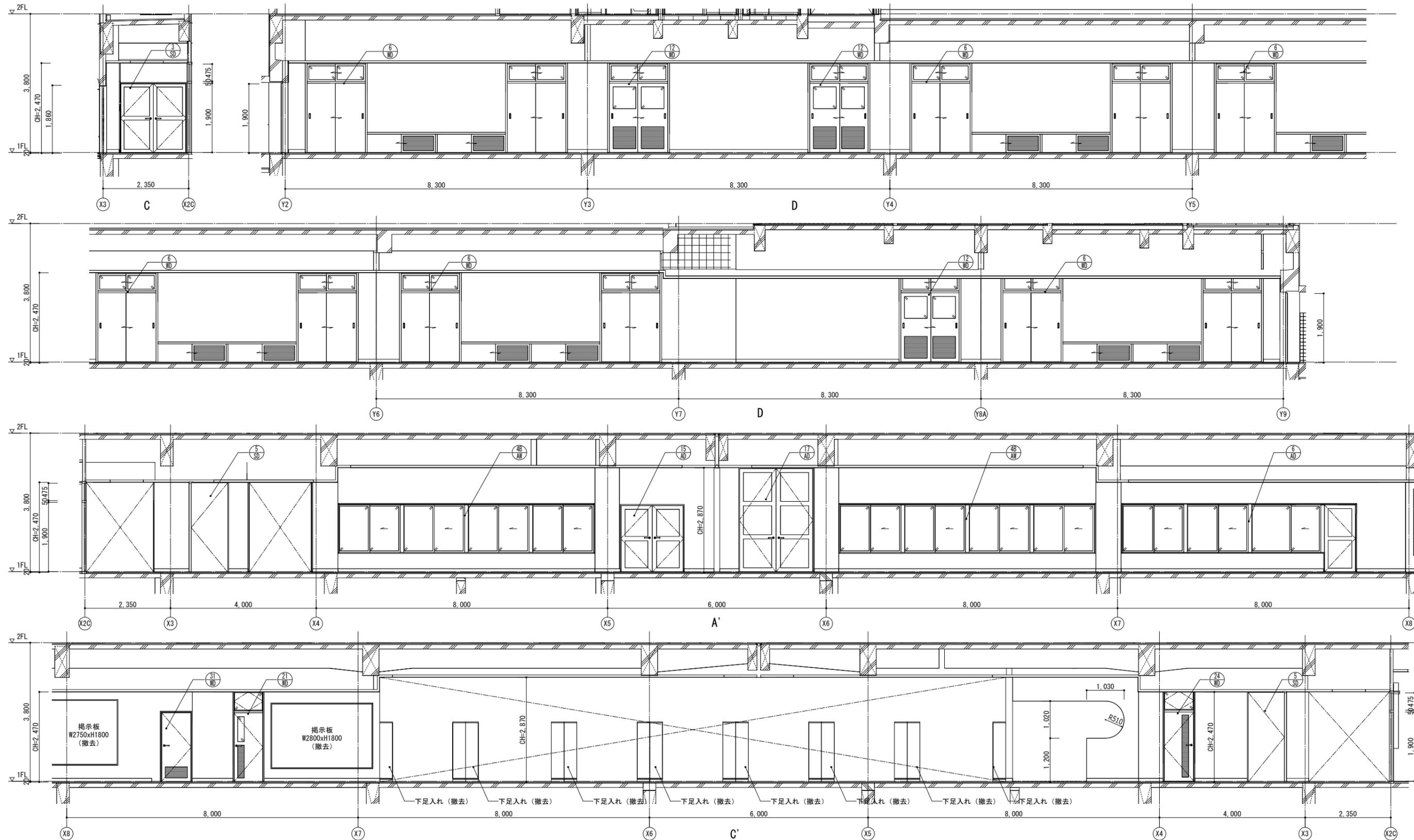
■凡例

	既存什器・備品位置 (特記なき限り別途工事)		壁: CB下地
	撤去範囲		壁: LGS下地
			壁: LGS下地 (GW共)

1階 廊下 (北西) 展開図 (既存)

既存

 埼玉県さいたま市桜区西郷8-20-27 サニープレイス201号 TEL.048-789-6033	一級建築士事務所 埼玉県(1)第11789号 一級建築士登録 第323324号 千葉 聡	承認	審査	検図	製図	特記 ・既存建物竣工当時の既存図面において一部不整合があるため、工事着手前に現地調査を行い、既設取合部は実測し、設計図書通り行えない場合は、監督員と協議の上、施工のこと。 ・既存仕上げ及び下地が作業に支障をきたす場合は作業範囲まで最小の範囲で撤去復旧のこと。	業務番号 23110	工事名称 鶴ヶ島中学校大規模改修工事 図面内容 1階 廊下 展開図 (2) (既存)	縮尺 A3:S=1/100	図例 区分 建築意匠 図番 番号 A-146
	・工事範囲外の部分であってもクリーニングを行うこと。 ・各アスファルト防水層 (撤去部) はアスベスト含有見込みとしており、本工事内でアスベスト含有建材サンプリング調査を行うこと。調査箇所は3棟 (校舎棟 2階屋上、校舎棟 R階屋上、校舎棟 各階便所) とする。調査の結果、アスベスト含有建材ではないと判明した場合は設計変更の対象とする。									



■凡例

	既存什器・備品位置 (特記なき限り別途工事)		壁: CB下地
	撤去範囲		壁: LGS下地
			壁: LGS下地 (GW共)

1階廊下(南)展開図(既存)

既存

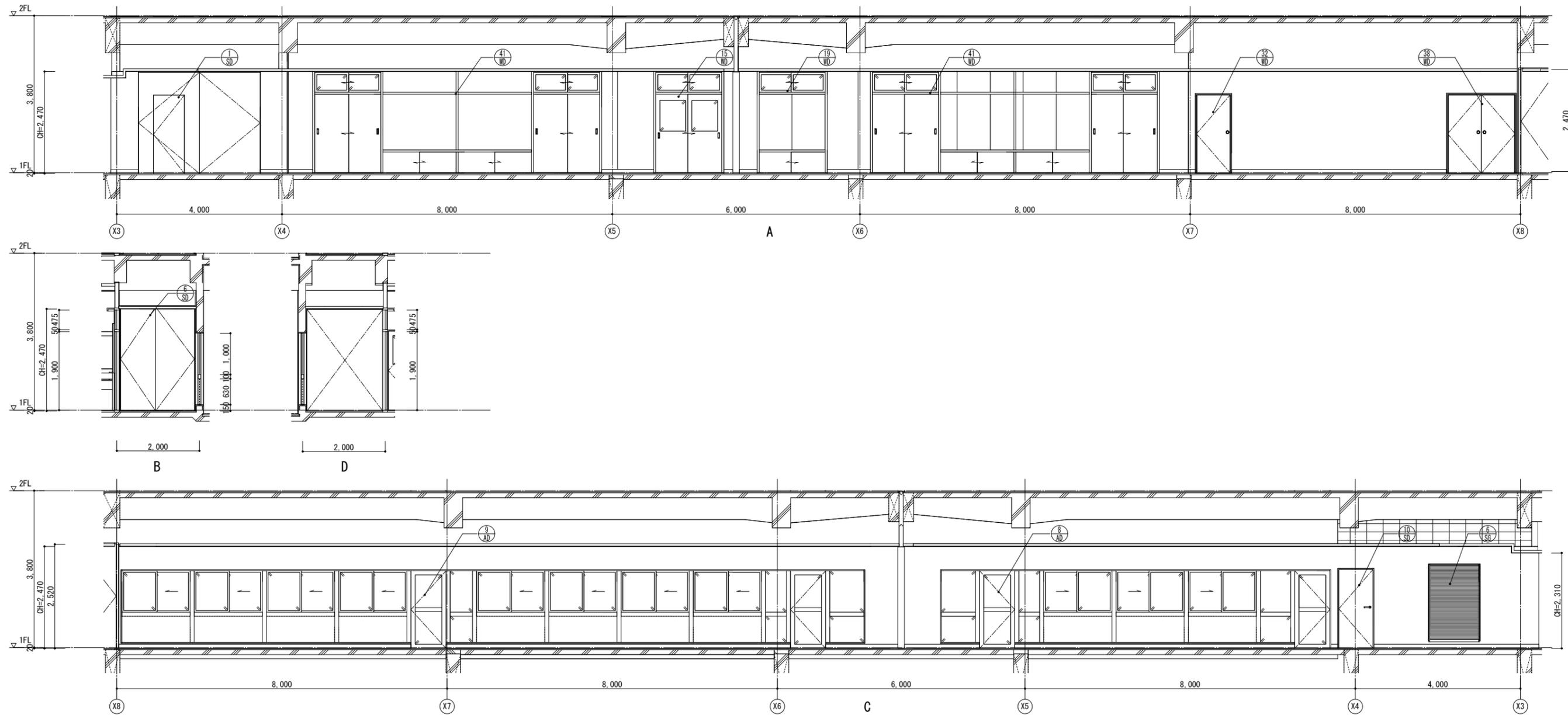
KUJI ARCHITECTS STUDIO
株式会社 久慈設計 埼玉事務所
 埼玉県さいたま市桜区西郷8-20-27 サニープレイス201号 TEL.048-789-6033

一級建築士事務所
 埼玉県(1)第11789号
 一級建築士登録
 第323324号
 千葉 聡

承認	審査	検図	製図	特記
				・既存建物竣工当時の既存図面において一部不整合があるため、工事着手前に現地調査を行い、既設取合部は実測し、設計図書通り行えない場合は、監督員と協議の上、施工のこと。 ・既存仕上及び下地が作業に支障をきたす場合は作業範囲まで最小の範囲で撤去復旧のこと。

業務番号 23110
 工事名称 鶴ヶ島中学校大規模改修工事
 図面内容 1階廊下展開図(3) (既存)

縮尺 A3:S=1/100	図面区分 建築意匠
	図面番号 A-147



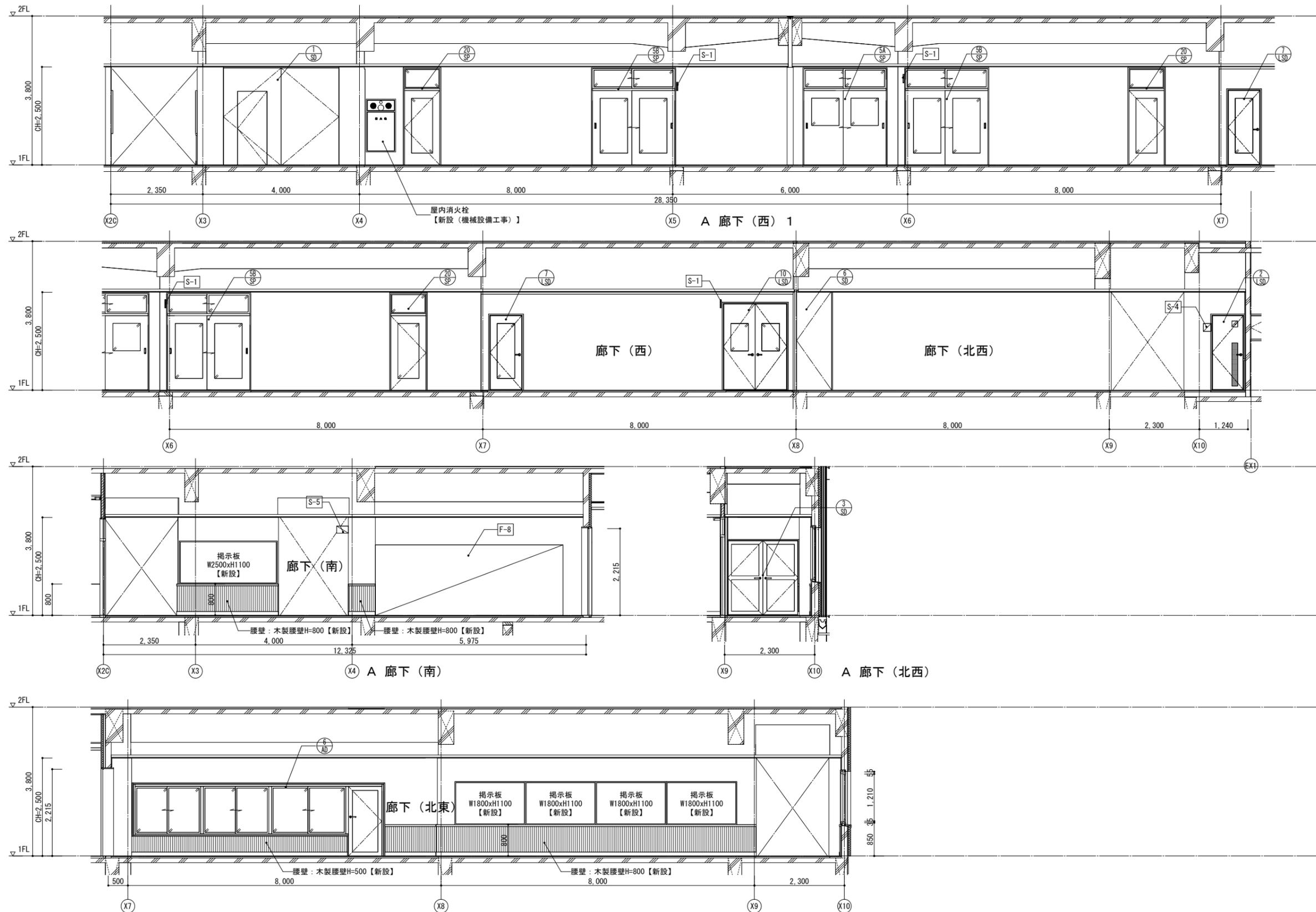
1階廊下(南)展開図(既存)

■凡例

	既存什器・備品位置 (特記なき限り別途工事)		壁: CB下地
	撤去範囲		壁: LGS下地
			壁: LGS下地 (GW共)

既存

 埼玉県さいたま市桜区西郷8-20-27 サニープレイス201号 TEL.048-789-6033	一級建築士事務所 埼玉県(1)第11789号 一級建築士登録 第323324号 千葉 聡	承認	審査	検図	製図	特記 ・既存建物竣工当時の既存図面において一部不整合があるため、工事着手前に現地調査を行い、既設取合部は実測し、設計図書通り行えない場合は、監督員と協議の上、施工のこと。 ・既存仕上げ及び下地が作業に支障をきたす場合は作業範囲まで最小の範囲で撤去復旧のこと。	業務番号 23110	工事名称 鶴ヶ島中学校大規模改修工事 図面内容 1階廊下展開図(4) (既存)	縮尺 A3:S=1/100	図面区分 建築意匠 図面番号 A-148
	・工事範囲外の部分であってもクリーニングを行うこと。 ・各アスファルト防水層(撤去部)はアスベスト含有見込みとしており、本工事内でアスベスト含有建材サンプリング調査を行うこと。調査箇所は3棟体(校舎棟2階屋上、校舎棟R階屋上、校舎棟各階便所)とする。調査の結果、アスベスト含有建材ではないと判明した場合は設計変更の対象とする。									



1階 廊下 展開図 (改修)

改修

■凡例

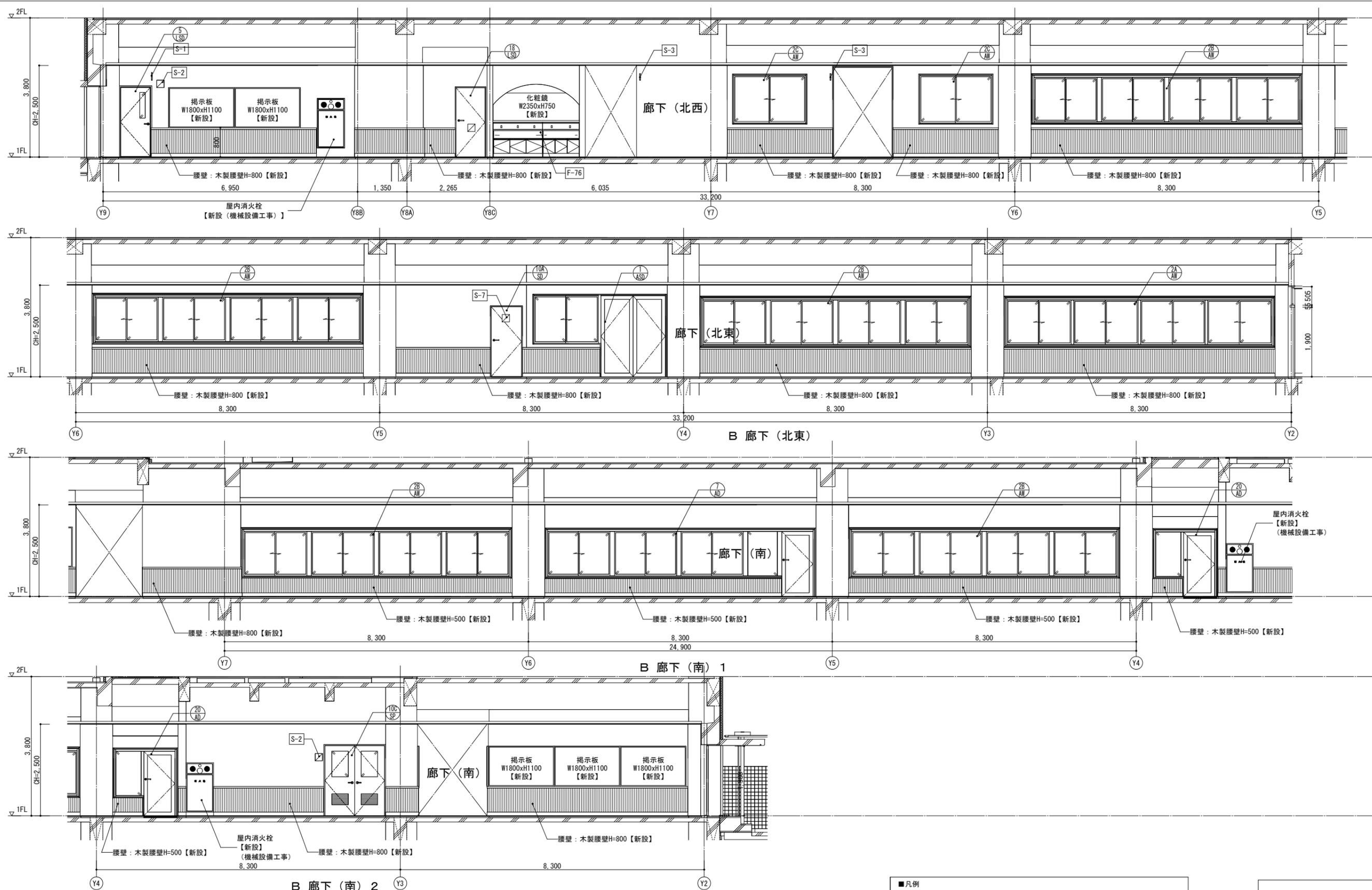
F-x	改修家具符号を示す	□	壁: CB下地
S-x	改修サイン符号を示す	▨	壁: LGS下地
□	既存什器・備品位置 (特記なき限り別途工事)	▨	壁: LGS下地 (GW共)

KUJI ARCHITECTS STUDIO
株式会社 久慈設計 埼玉事務所
 埼玉県さいたま市桜区西郷8-20-27 サニープレイス201号 TEL.048-789-6033

一級建築士事務所 埼玉県(1)第11789号	承認	審査	検図	製図	特記
一級建築士登録 第323324号 千葉 聡					・既存建物竣工当時の既存図面において一部不整合があるため、工事着手前に現地調査を行い、既設取合部は実測し、設計図書通り行えない場合は、監督員と協議の上、施工のこと。 ・既存仕上げ及び下地が作業に支障をきたす場合は作業範囲で最小の範囲で撤去復旧のこと。

業務番号 23110
 工事名称 鶴ヶ島中学校大規模改修工事
 図面内容 1階 廊下 展開図 (1) (改修)

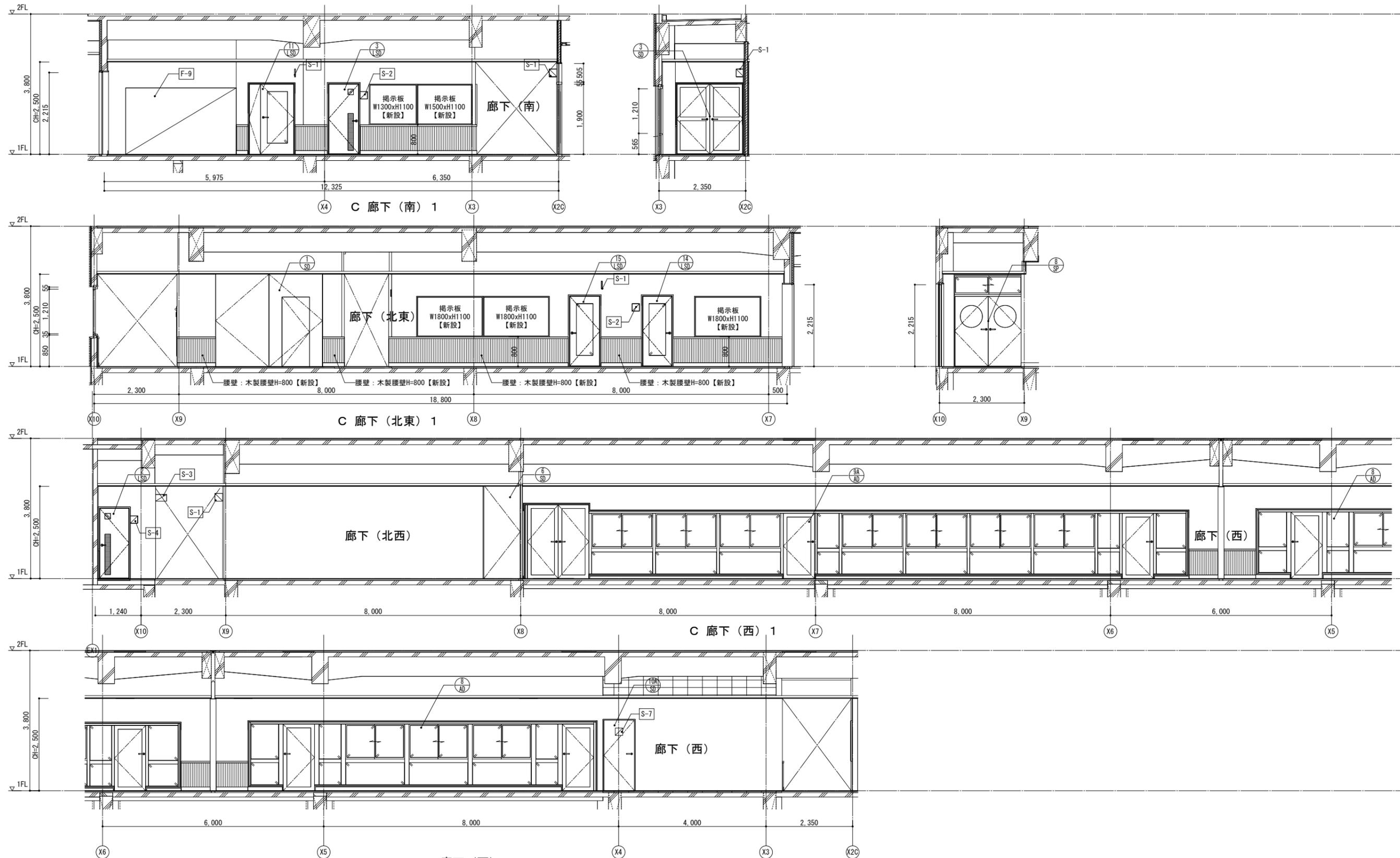
縮尺 A3:S=1/100	図面区分 建築意匠 図面番号 A-149
---------------	-------------------------



1階 廊下 展開図 (改修)

■凡例	
F-x	改修家具符号を示す
S-x	改修サイン符号を示す
□	既存什器・備品位置 (特記なき限り別途工事)
□	壁: C8下地
▨	壁: LGS下地
▩	壁: LGS下地 (GW共)

改修



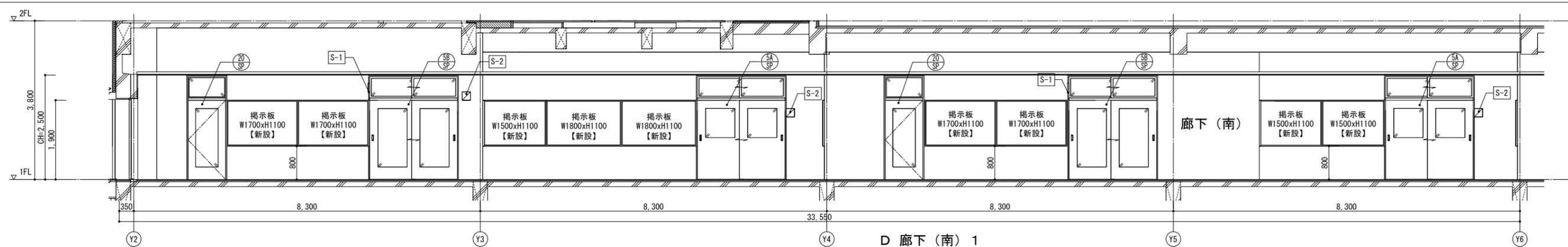
1階 廊下 展開図 (改修)

改修

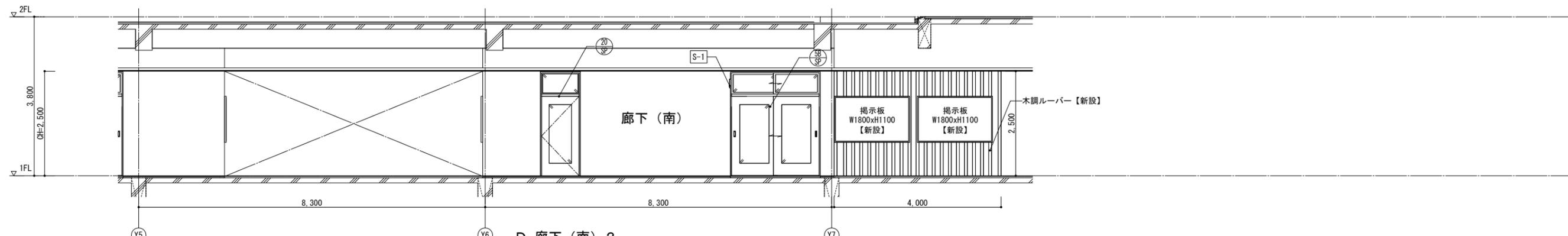
■凡例

F-x	改修家具符号を示す	□	壁: CB下地
S-x	改修サイン符号を示す	▨	壁: LGS下地
□	既存什器・備品位置 (特記なき限り別途工事)	▨	壁: LGS下地 (GW共)

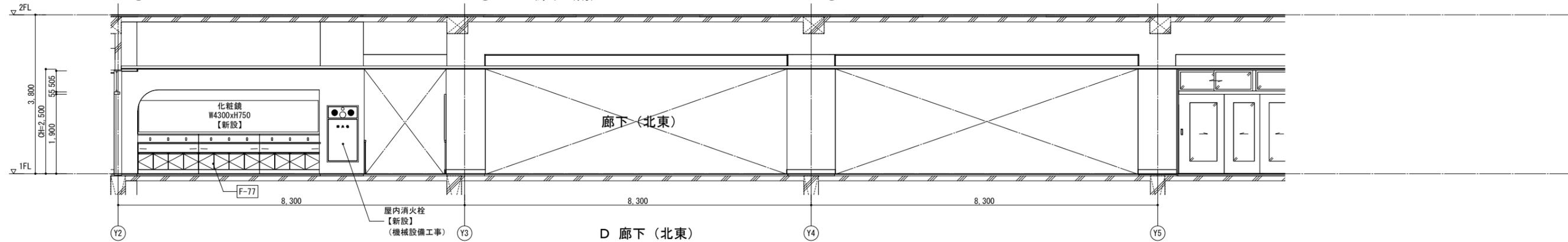
<p>埼玉県さいたま市桜区西郷8-20-27 サニープレイス201号 TEL.048-789-6033</p>	一級建築士事務所 埼玉県(1)第11789号 一級建築士登録 第323324号 千葉 聡	承認	審査	検図	製図	特記 ・既存建物竣工当時の既存図面において一部不整合があるため、工事着手前に現地調査を行い、既設取合部は実測し、設計図書通り行えない場合は、監督員と協議の上、施工のこと。 ・既存仕上及び下地が作業に支障をきたす場合は作業範囲で最小の範囲で撤去復旧のこと。	業務番号 23110	工事名称 鶴ヶ島中学校大規模改修工事 図面内容 1階 廊下 展開図 (3) (改修)	縮尺 A3:S=1/100	図面区分 建築意匠 図面番号 A-151
	・新設する天井点検口の位置については、電気設備工事・機械設備工事と調整を行い、監督員と協議の上、決定すること。 ・【全面EP-G】は、下地調整RB種の上、EP-G塗装とする。 ・【全面SOP】は、下地調整RB種の上、SOP塗装とする。 ・【全面DP】は、下地調整RB種の上、DP塗装とする。									



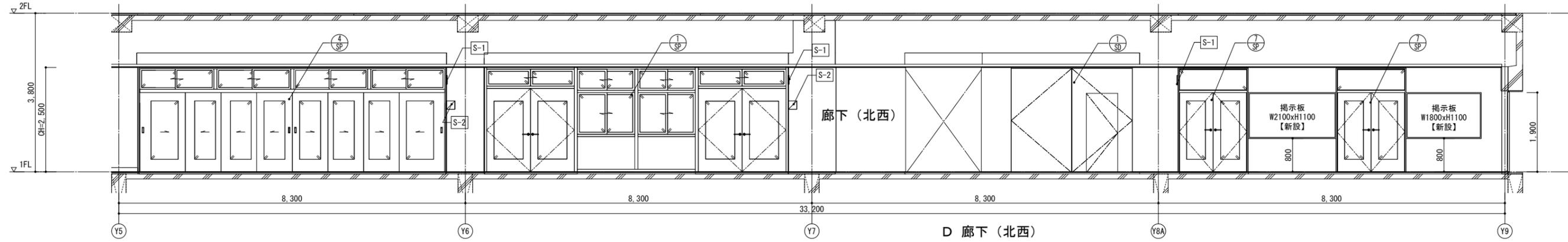
D 廊下(南) 1



D 廊下(南) 2



D 廊下(北東)



D 廊下(北西)

■凡例

F-x	改修家具符号を示す	□	壁: CB下地
S-x	改修サイン符号を示す	▨	壁: LGS下地
□	既存什器・備品位置	▩	壁: LGS下地 (GW共)
┌	(特記なき限り別途工事)		

1階 廊下 展開図 (改修)

改修

<p>埼玉県さいたま市桜区西郷8-20-27 サニープレース201号 TEL.048-789-6033</p>	一級建築士事務所 埼玉県(1)第11789号 一級建築士登録 第323324号 千葉 聡	承認	審査	検図	製図	特記 ・既存建物竣工当時の既存図面において一部不整合があるため、工着手前に現地調査を行い、既設取合部は実測し、設計図書通り行えない場合は、監督員と協議の上、施工のこと。 ・既存仕上がり及び下地が作業に支障をきたす場合は作業範囲で最小の範囲で撤去復旧のこと。	業務番号 23110	工事名称 鶴ヶ島中学校大規模改修工事 図面内容 1階 廊下 展開図 (4) (改修)	縮尺 A3:S=1/100	図面 区分 建築意匠 図面 番号 A-152
	・新設する天井点検口の位置については、電気設備工事・機械設備工事と調整を行い、監督員と協議の上、決定すること。 ・【全面EP-G】は、下地調整RB種の上、EP-G塗装とする。 ・【全面SOP】は、下地調整RB種の上、SOP塗装とする。 ・【全面DP】は、下地調整RB種の上、DP塗装とする。									